

(第一類 第一号)

(三九七) (その一)

衆議院 衆議院

内閣委員会 議 録 第 十 二 号 (その一)

平成十一年七月十六日(金曜日)

午前九時十一分開議

出席委員

委員長 二田 孝治君

理事 植竹 繁雄君

理事 小林 興起君

理事 北村 哲男君

理事 河合 正智君

越智 伊平君

佐藤 信二君

谷川 和穂君

堀内 光雄君

河村 たかし君

山元 勉君

中村 鋭一君

石井 郁子君

深田 肇君

委員外の出席者

参考人 元長野五輪機

参考人 アドバイザ

参考人 作曲家

参考人 國學院大学文

参考人 学部教授・文学

参考人 博士

参考人 京都産業大学

参考人 日本文化研究所

参考人 所長

参考人 全日本教職員

参考人 組合中央執行委

参考人 員長

参考人 東京大学名誉

参考人 教授

参考人 フェリス女学

参考人 院大学名誉教

委員の異動
七月十六日

辞任 虎島 和夫君

補欠選任 橋 康太郎君

同日 鰐淵 俊之君

辞任 橋 康太郎君

補欠選任 虎島 和夫君

中村 鋭一君

鰐淵 俊之君

七月九日

傷病恩給等の改善に関する請願(中村正三郎君紹介)(第六六二四号)

同(持永和見君紹介)(第六六五五号)

同(渡辺貞能君紹介)(第六六七一号)

動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願(菅義偉君紹介)(第六六七〇号)

日の丸・君が代の国旗・国歌法制化反対に関する請願(深田肇君紹介)(第六六九三三三)

同(中西績介君紹介)(第六六九九号)

日の丸・君が代を国旗・国歌としての法制化反対に関する請願(石井郁子君紹介)(第六七〇八号)

は本委員会に付託された。

同月十四日

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法の早期制定に関する請願(第一八九四号)は、「山花貞夫君紹介」を「伊藤忠治君紹介」に訂正された。

本日の会議に付した案件
連合審査会開会に関する件
参考人出頭要求に関する件

国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出第二一五号)
派遣委員からの報告聴取

○二田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国旗及び国歌に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として元長野五輪機典アドバイザー吹浦忠正君、作曲家山田喜直君、國學院大学文学部教授・文学博士阿部正路君、阿部参考人はちよと電車の都合でたいていおくれでありますが、ただいま参ります。

京都産業大学日本文化研究所所長功君、全日本教職員組合中央執行委員長山口光昭君及び東京大学名誉教授・フェリス女学院大学名誉教授弓削達君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○二田委員長 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用の中のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。よろしく願います。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、吹浦参考人、中田参考人、阿部参考人、所参考人、山口参考人、弓削参考人の順に、お一人十五分程度御意見をお述べいただき、次に委員

の質疑に対してお答えいただきたいと存じます。それでは、吹浦参考人をお願いいたします。

○吹浦参考人 ただいま委員長から御紹介いただきました、長野オリンピックの機典アドバイザーをしていただきました吹浦でございます。

私は、我が国の国旗・国歌を法的に明確にすべきであるという立場から、まずもってこの国旗・国歌法案に賛成であるということをお願い申し上げます。

参考人としての公述をしたいと存じます。

国旗・国歌は、国の公式制度の主要なものとして、きちんとした形で整備すべきであるというのが私の基本的な考えでございます。今お話したように、私はオリンピックにも関係いたしました

が、一九六二年、昭和三十一年に、高柳賢三先生を会長とする憲法調査会の中央公聴会におきまして、当時青少年団体代表として公述したことがございまして、その際にも私は、国旗を憲法で規定すべきであるという見解を述べ、この調査会の最終報告書にもこれは記載されております。三十七年を経た今日でも、この考えは変わっておりません。今国会で本院に設置の決定を見た憲法調査会、

においても、ぜひその方向で検討をしていただきたいとお願ひ申し上げます。

私はこれまでに、世界と日本の国旗につきまして三十を超える出版物にかかわり、また、一九六四年、昭和三十一年の東京オリンピック、また昨年二月の長野でのオリンピック等で、専門家として組織委員会への参画を要請され、各国旗のデザインの決定や制作に当たりましたが、いずれの場合におきましても、その際一番当惑したのは日本の国旗についてでありました。

すなわち、日の丸のデザインや色をどうするかというところでございます。結果だけを申し上げますと、我が国で開催されました東京、長野両方のオリンピック、両方とも私自身が旗をつくったの

第一類第一号

内閣委員会議録第十二号(その一) 平成十一年七月十六日

でよく覚えておられますが、それぞれ異なるデザインの日丸を掲げることになったのでござい

ます。日の丸のデザインにつきましては、大別して、これまで五つの種類のものでございました。太政官布告第五十七号、同じく六百五十一号、そして飯に永井一正型と申しまして、それから日本航空型、全日空型と申し上げておきます。この五つでござい

ます。今回の法案は、そのうちの六百五十一号型の日の丸が、デザイン上日本人に一番なじんでいるものとして提案されているものと私は理解しております。賛成しております。

いま少し詳しく申し上げますと、御承知のように、一八七〇年、明治三年、日の丸について二つの太政官布告が出されました。まず、一月に商船に掲ぐべき国旗としての太政官布告第五十七号が出されまして、この布告は、実寸で旗のデザインを、つまり何丈何尺何寸という数字でござい

ます。それで旗を表記しております。これを幾何学的に整理いたしますと、旗面の縦横の比率でございまして、これは言葉がたいもので、私は縦横比という表現で、自分でつくった言葉ですが、縦横比と表現させていただきますが、これが七対十。そして、何と円はさお側の、仮にこちがさおとしますと、さお側に横の百分の一だけずらすという、これは各国旗の中でも大変不思議な指定と申し上げるほかありませんが、それで円の直径が縦の五分の三というものを決めております。これは明治の人の一つの美学だったのかもしれない。ちょっと解釈に無理があるかもしれませんが。

次いで、この明治三年の十月、今度は軍艦で用いる国旗についての太政官布告第六百五十一号が出ました。これは、縦横比は今度は二対三で、円の中心は対角線の交点、つまり旗面の中心、円の直径は縦の五分の三というものでござい

ます。今、簡単に数字で申し上げましたので若干おわかりにくかったかと思いますが、要するに二つの

太政官布告で異なるデザインの日の丸が誕生したのでござい

ます。このため、以後デザイン上の混乱が続き、今日に至っております。この間、国旗の法制化への動きは少なくとも四回あったと言え

ます。最初の具体的な動きは、昭和の初め昭和六年、一九三一年の二月、当時本院の議員でありました石原善三郎さんという方が大日本国旗法案というものを提出して

おります。衆議院は三月二十五日、これを可決いたしました。このとき石原議員は、前年六月、文部省から内閣に国旗の制式について問い合わせたのに対し、国旗の寸法は差し当たり太政官布告の五十七号に定むるものの比率に準拠することを要当と認むるとしたが、国定教科書では日の丸の縦横比を二対三にしている、国旗のデザインが法制上あいまいになっているからだということの理由にして、デザインの明確化を求めたことを法制化の意義として述べておるわけ

でござい

ます。この石原議員の提案に成る法案の日の丸は、太政官布告六百五十一号と同じものであったわけ

でござい

ます。しかし、この年の四月、浜口内閣が総辞職し、九月には満州事変が勃発するなど、激動の内外情勢の中でこの国旗法案は審議未了、廃案となりました。そして、やがて衆議院は解散、この議員は大阪の選挙区で落選してしま

いで、この国旗法はとんざしたわけ

でござい

ます。戦後、最初に国旗の法制化が検討されたのは、一九六二年、東京オリンピックを前にした昭和三十七年のこと

でござい

ます。当時の総理府に設けられました公式制度調査会が国旗・国歌・元号・国名の呼称など公式制度を研究調査し、東京オリンピックを前に世論の関心も高まりましたが、国会への法案提出までには至りませんでした。しかし、このときの公式制度調査会の調査が、国会図書館によるその前後の調査研究と相まって、今回の法案作成に当たっても大いに活用されているようにお見受けいたしております。

三回目、一九七三年、昭和四十八年、時の田中角栄首相が突如として国旗法制化を政治マター化させたときでござい

ます。しかし、このときは、今回と違いいかに唐突で、またしかもその本音が日の丸を強制的に掲げさせるというようなところもあり、世論の賛同を得るには至らず、立ち消えとなりました。

四度目また突然の動きでした。七党一會派による細川護国正の連立政権の時代、今回私を推薦してくださ

いました自民党の一部の方が法制化を図ろうと発言したことがござい

ました。ただ、このときは、いささか動機不純とい

いまして、このとき、いささか動機不純とい

いまして、このとき、いささか動機不純とい

日の丸でありまして、デザインの混乱は、こうしたようにさまざまと見られていたわけでございます。

今配っていただきました朝日新聞、サトウサンペイさんの漫画には思わず苦笑されましたが、従来、日の丸のデザインについては、明確に法制化されていなかったことから来る混乱がこうしたところでも見られるわけでございます。今般の国旗・国歌法案が具体的にデザインを特定していることは、今後、国旗を国家の行事や公官庁、オリンピックなどで正式に用いる場合の混乱を避ける上で重要な意義があるものと私は評価いたします。

日の丸につきましては、赤という色についてどう規定するかという問題もございいます。

諸外国には、何と光の周波数で色彩を規定しているものもございいます。また、マンセル値とかブリティッシュカラースタンダード、インクの番号とかけ合わせ率、色の三要素を数値などで決めている例もございいます。ただ、私は、日の丸の場合は、法律では文字によるだけの規定で十分かと考えます。ただし、将来、政令やその他でもって色の三要素を数値で定めるとか、日本工業規格、さらに国際的なスタンダードなどで表示し、これが参考とすべき標準値であるという程度に決定しておくことはあつていいのではないかと思います。

今回の法案では、日章は紅色と表現されており、白地に赤くという表現ではないのかなど、細かく言えば全く検討事項なしとは言えません。しかし、要はこうしたいわば付随的な事項は、今申し上げましたように現代科学を基礎とし、専門家を含め衆知を集めて別に検討すれば済むこととございいます。紅色という規定は、標準とすべき色を文字表記するといういかにも日本らしいあいまいさで規定したものであり、他方、日の丸が日本の国旗であるということと世界の人人と日本国民が既に十分過ぎるほど認識し、あらゆる公式行事などで確認されている日章の色をより明確にすることが重要だと私は考えます。

世間には、また若干の政治家の方の中にも、この際、新たに国旗・国歌を制定すべきであるという意見もあるやに聞いておりますが、私は、これには断固反対いたします。日の丸・君が代は、日本らしさを結実させ、表現したものであり、このことの重要さははかり知れないものであります。また、日の丸・君が代にはこれまで内外で国旗・国歌として十分認められ、使用され、普及しているという実績があり、新たな国旗・国歌の制定を行う場合には、比較にならない強制を伴って、なお安定した普及ができるかは私には考えられないのでございいます。

他方、国旗や国歌の取り扱いや演奏時の態度などにつきましてはこの法案に何の規定もありませんが、私は、それはそれで結構ではないかと思っております。こうしたことは、むしろ法的に規定することを避けまして、国際的なマナーやエチケットに従えば十分であると考えるからでございします。同時に、グローバル化の時代にあつて、国際的なマナーやエチケットといったようなことこそ、学校教育のみならず、社会教育、家庭教育、そういったさまざまな教育機能を通じて大いに指導、普及すべきものと考えます。

最後になりましたが、私は、国旗・国歌の法制化に関連しまして、二点皆様に希望がございします。

第一は、法制化によって決定されるデザインの数値と少々異なるものを排除したり、国旗と認めないといったような狭量なことは決してすべきではないということとございします。

かつて私は、国会議事堂はもとより、首相官邸、文部省、外務省など政府公官庁の日の丸を実際におろしていただいて、実測、寸法をはからせていただいたことがございします。全部これはばらばらでした。さらにまた、無作為に各家庭で所有している五百枚の日の丸のデザインの色や形を分析調査する研究にも携わったことがございします。それらは、結果として、文字どおり十人十色と申しましようか、多岐にわたるものでございします。

た。それでもこの五百枚の日の丸は、いずれも日本の国旗として、国会でも官庁でも、また各企業や家庭でも、我が国の国旗として使用されているものであります。

どうか、国会も行政も、また各職場や家庭でも、この法律のデザインや色彩に厳正過ぎるこだわりを持った取り扱いをしないようにしていただきたいと思います。

第二でございします。これが最後ですが、国旗・国歌法が制定された際には、何はともあれ、国会の開閉会式、この式場で議場内に国旗を掲げ、全議員が起立して国歌を斉唱されるか、演奏されるべきものであると私は考えます。

これは、海外、諸外国で私自身何度かそういう場面に立ち会って感動した経験から申し上げたい要望でございします。国旗・国歌を実際に制定された国会議員の皆様が、その国旗・国歌を国権の最高機関である国会の議場内で用いず、小中高等学校などの講堂で行われる入学式や卒業式においてのみ国旗を掲揚し、国歌を歌えと指導するのはいかがなものかと申し上げよう。まず随分始めよということとを申し上げて、終わりたいと思ひます。

長時間、御清聴ありがとうございました。委員長、ありがとうございます。(拍手)

〇二田委員長 ありがとうございます。

次に、中田参考人にお断いをいたします。〇中田参考人 私がここに呼ばれたのは、皆様に御配りしてある朝日新聞の記事によって、ぜひ私の意見を述べてほしいということで、きょう伺いました。

私は、前から日の丸・君が代についていろいろ考えを持っておりましたけれども、最近特に、法制化の問題で議論がたかさんあります。まず、大きく考えまして、日の丸と君が代を一緒に考えるんじゃないくて、日の丸は日の丸、君が代は君が代と、まず二つに分けてぜひ考えたいと思っております。

今、吹浦さんが日の丸について非常に詳しくお

話をなさいました。私は作曲家ですので、時間も余りありませんので、君が代の方についてだけちょっと申し上げます。

大体の趣旨は朝日新聞に書いたのと同様ですが、要するに、一番問題は、歌曲、国歌というのは歌ですから、歌というのは歌詞とメロディーが合っていないといけないんですね。これはどんな名曲でもそうですけれども、日本であれば、例えば、昔北原白秋と山田耕筈がたかさんの童謡とか名歌をつくりました。必ず山田耕筈は北原白秋の詩を、ちゃんと詩を読むような感じで、歌うところ、その詩がわかるんですね。ところが、そういうよくわからない曲もありますけれども、特に国歌のような日本を代表する一番大切な歌が、歌詞とメロディーが合っていないというところは、これは重大問題なんです。

私は、ここにも書きまして、子供のときに、小学校で君が代を書きなさいといったときに、「きみがあーわ」と歌うように書きました。これは、「君が代はと歌わなきゃいけないのに、きみがあーわ」、それから「ちよにいいやちよにさざれ」、さざれで切れちゃうんですね。「いしのいわとなーりて、こけのむすうまーああで」、こういう歌ですから、間延びしているんですね。もうじきお相模も終わりますけれども、最後の開会式のときに君が代を歌うと、何だか、ぼわっとしてちっとも緊張感がないんですね。ところが音楽だけは素晴らしい。これにも書きましたように、オーケストラとかブラスバンドで君が代をやると、すばらしいんですね。

ですから、私は、君が代のメロディーはそのままだとして、歌詞が問題なんです。歌詞も政治的な意味でいろいろ問題がありますけれども、政治的な意味も持っていますけれどもあえてそれは言わないで、ともかく純粋に、歌曲として歌詞とメロディーを一致させよう。

そうしますと、歌は、本当は詞が先にあって後でその詞に作曲するのが普通なんですけれども、最近では、メロディーを先につくってそれに詞を当

てはめる。あるいは歌詞の場合ですね。外国の曲に日本の歌詞をつけるときは、そのメロディーに歌詞をつけず。その歌詞をつけるのが非常にうまくい人がたくさんいます。できたものがすごく自然に聞こえるように詞をつくる人がたくさんいます。

それで、国歌という一番大切な、メロディーと歌詞が合っていないのを急にえいと法律で決めちゃうよりは、もう少し間を置いて、皆さんに相談してメロディーにいい詞をつけて、みんなが納得する、一〇〇%というものは不可能で、必ず反対する人はいますけれども、少なくとも八〇%から九〇%の人が、ああこの詞ならいいやというところまでゆくり考えて、ぜひともこんなのを大急ぎでしないで、もうちょっと余裕を持って国歌について考えていた方がいいと思います。

それともう一つ、新しい国歌を国民の歌をつくらうという計画がありまして、一九六三年に電通とか民放で、民放が主になりまして、非常に大がかりで三曲つくったんですけれども、全部消えしました。だれも知っていない人はいないですね。私も一曲つくったんですけれども、私は子供用です。サトウ・ハチローさんが補作しましてつくりましたけれども、今全然歌われていないんです。

メロディーというのは抽象的なもので、メロディーには意味がないんです。ですから、これはある程度長い間定着するとか、長い間皆さんに聞かせるというか、体に持っているものでないためなんです。

ですから、最初に言いましたように、このメロディーはともいメロディーで日本的でありますし、真ん中のところはヨーロッパの、本当の、世界的に共通のハーモニーがちゃんとつくってですね。始めと終わりはハーモニーはつかないで日本風のメロディー。普通は下から始まってで終わるのが、レから始まる。そういう特色があるので、これはそのまま残す。

ですから、両方で妥協する。つまり、今君が代は何でもかんでも反対だという人も、歌詞が変わ

るからいいではないか。それから、どうしても君が代でこのままやれという人も、メロディーが残るから新しい歌詞でいいじゃないか。両方で妥協しないと、これは法律で決めたからみんな言うことを聞かなくて、いつまでたっても反対する人は反対して、これはいつまでたっても一致しないと思います。ですから、両方で妥協して、ぜひともこのすばらしいメロディーにすばらしい詞をつけて、それで皆さんが納得するような国歌ができたなら非常にいいと考えております。(拍手)

○二田委員長 ありがとうございます。
次に、阿部参考人にお断りをいたします。
○阿部参考人 阿部正路です。

本日の国旗及び国歌について意見を述べます。
ここにお集まりくださっている内閣委員会の先生方にとれば御参考になるか存じませんが、大層心もとなひのですけれども、日ごろ考えておりますことの一端を申し上げます。

資料をお届けいたしました。資料は、概要を記しましたが一枚と参考資料を添えてございまして、都合六枚になります。最初のかみに沿いながら補足する形で、限られた時間でございまして、申し上げます。

まず一枚目。縦だつたり横だつたりして大変恐縮でございますが、一枚目のかみの部分でございいます。

まず最初の、内閣委員会国旗及び国歌に関する法律案審査会資料、「天皇は象徴、君が代は国民の世、日の丸は太陽」と題しました。話の順序はそれを逆にいたしました。まず、「日の丸は太陽」、次に「君が代は国民の世」、最後に「天皇は象徴」の問題に移ります。

結論を最初に申し上げます。

私は、天皇は象徴であり、君が代は国民の世を示す歌として適当であり、日の丸は太陽を象徴するものであつて、これら三つの諸要件は、いずれも現在の日本人の、国民のシンボルとして適切だ、適切といひましょうか、守り抜くべきことだ

ろう。私は法律の専門家でございせんから、先生方にお任せするとして、法制化には賛成でございいます。
なお、私の結論をより客観的なものにするために、これから与えられた時間の中で幾つかのことを申し上げます。

まず最初に、「日の丸は太陽」としておきました。読んでいただければおわかりいただけるので、時間の関係上省略してまいりますが、(一)に新潮社の古語・現代語国語辞典を用いたのは、このような学問的なというよりも、学問の結果としての一般的な事象を挙げましたのは、現代の日本人の普遍的な考えを代表していると認識したからであります。

二番目に、日の丸は、日の紋は太陽をかたどつたこと。二行目になります。日、太陽が神として崇拝されていたからばかりではなくて、その形が鮮明で見分けやすかつたことが一因である、これは沼田先生の「日本紋章学」の一節でございまして、大著でございまして、ごらんになった方がいと思ひます。日の丸と各家々々、このごろ若い人はほとんど問題にしないようになりましたけれども、家紋とは密接な関係があるわけでございます。ちなみに、私の家の家紋は、一日の丸でございます。

なお、その形が非常に鮮明で見分けやすいことの一つの例として申し上げます。源平盛衰記に、源義経が鷲尾に日の丸の紋の扇を与えたという記事がございまして。それから第二に、これはもう皆さんよく御存じだろうと思ひますが、例の那須与一が扇を射るときに、日の丸の扇ということになっております。つまり、すなわち那須与一の場合には、そしてまたあの源平盛衰記に照らしうて、やはりそれは大層鮮明で見分けやすいといふ、そこがその根本であらうといふふうに私は考えています。

第三に、これはちょっと新しいといひましょうか、見ない例かと思ひますが、原文どおり読みます。「太陽は、昼は東から西へと空をわたるが人生者を照らして活力をつけ、夜には西から東へ命の

河を「太陽の舟」に乗り、生命の河にうかぶ死者を照らしながら蘇生の力を与えたと古代エジプトや日本では考えられていた。」

その証拠は、古代エジプトのクフ王のピラミッドのところで、東と西の二つの、つい最近のことでもありますけれども、言ってみれば、昼の太陽と夜の太陽が発見されました。日本では熊本の珍敷塚、それから、福島の中にも、この太陽の舟を刻み込んだのが出土といひましようか、残されておまして、明らかに太陽は、時に舟に乗る。最も重要なことは、生きている者も死んでいる者も照らし出すということでございます。すなわち、すべての命へ、すべての生命へ向けての暗示がそこにはございいます。

「君が代は国民の世」に移ります。

「君が代もわが世も知るや磐代の丘の草根をいざ結びてな」この「君」は舒明天皇、作者は中皇命。中皇命については、学問的にいろいろな問題がございまして。天皇になり切れぬ方であるとか、あるいは初めから天皇に予定されている方など、学説はいろいろございましてけれども、客観的に言いますと、ここに示しましたように、この古歌の場合の中皇命は天智天皇の御母、舒明天皇の皇后であり、後の斉明・聖武天皇のことを指します。

見てのとおり、「君」も「わが」もほぼ同格として表現されている。つまりは、一緒に草の根を結びうという気持ちをつたへていふ。「代」は「よ」で年齢、寿命をいうといふふうにごにに記しましたが、さらに加えていただきたいのは「世」です。「代」と「世」は「よ」で、平仮名の「よ」ですが、年齢、寿命をいうといふことであります。「よ」はいろいろな意味を持つ、根底に深く結び合い合ひながら。

第二の(二)を申し上げます。

「筑波嶺の新桑の衣はあれど君が御衣あやに著欲しも」これは、万葉集の巻十四の東歌の常陸の国の歌、ここに記したとおりでございます。「君が御衣」は歌のとおり、どこまでも夫あるい

は恋人を指すことは明瞭でございまして、東歌はいずれも民衆の歌でございまして。したがって、ここに歌われていた夫も、それからこの作者も、あるいは恋人、いずれも、当時の言葉で言えば民衆、今の言葉で言えば国民ということになると思えます。それを意味している。「君が」は、明らかにそのことを意味しているということが証明されます。

次の(三)でございまして。「武蔵嶺の峰見かくし忘れゆく君が名かけて我を哭し泣くる」この歌の意味は、武蔵野の山、その山の姿がだんだん遠ざかっていく、あるいは意識から忘れていく。しかし、忘れてならないものがある。それが忘れられるようであれば、「哭」というのは声を立てて泣くことであります。大事なものが忘れられた場合には声を上げて泣く、そういう意味でございまして。そして、この場合の「君が」も作者も同格であるということですね。

さらに大事なことは、ここにおきますところの武蔵嶺というのは、この巻十四の東歌の相模の国の歌の「或る本の歌」ですから、「或る本の歌」というのは正式に認められない歌と言っているでしょう。か、万葉集の歌の数がいまだに定まらないのは、「或る本の歌」をどうするのか、あるいは似たような歌を一首、一首と数えていいのかどうかといったような問題、さまざま含むわけでございます。

ここで明白なのは、この本歌、原歌というよりも、認められた歌は「相模嶺の小嶺見返くし忘れくる妹が名呼びて吾を哭し泣くる」こういう歌でして、非常によく似ている。ほとんど意味は同じですね。ただ違ふのは、武蔵嶺というのと相模嶺というののは、武蔵嶺というのと相模嶺の方をとって、武蔵嶺の方を副としたわけですね。この場合、ではこの嶺はどういう山なのか。御存じのとおり、大山でございまして。したがって、神奈川県から見た山、それから東京の方から見た山ということになりましてね。

つまり、見ている人の立場によって言葉が変

わってくる。その人の立場立場によって、同じ大山であっても、人によってそれを武蔵嶺と言ったり、また人によってそれを相模嶺と言ったり、万葉集の編者についてはいろいろと問題のあるところですね。編者は、この場合は相模をとって武蔵を次にしたということですね。そういう問題がここに明白になっているわけでありまして。

(四)でございまして。「君が代は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで」まさにこのことが今問題になっているわけでございますが、ここに、私の先生でもある柳田先生の「生石伝説」、ある岩、石が生えて成長していく伝説、太古の時代の「太陽」の、明治四十四年の御論考から一節を引きました。

少し長いので、ポイントだけを申し上げますと、貞観十六年のこととしてまず記されていることと、つまり、君が代の歌の成立したことは、あともおおくこの時代であると言われていることと、つまり、貞観十六年に君が代の歌が成立したということですね。これは余り話題にならないことですが、大事なことであります。

なぜ大事かという、この貞観年間というのは、いづつというときなのか。一つだけ例を挙げますと、この貞観十六年の前の年、言うまでもなく貞観十五年でございまして、そのとき、さまざまの記録を読みますと、渤海の国の人

が天草にやってくる、あるいは唐の商人が肥後、北九州にやってくる、あるいは対馬に漂着した新羅人を帰国させたといったような記録が残っているわけですね。つまり、当時のすべての外国と言っているわけでしょう、アメリカなどはなかったわけですから。そういったときに、外国のことが非常に意識されるころに、君が代という歌が正しく歌われているということですね。この事実も見逃すわけにはいかないだろうと私は思います。

注釈として米印にしておきました。君が代は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで、これすなわち薬師如来の御詠歌なるべし

云々ということ。それから、その次には、掛斐川石の小さなさざれ石が大きな石へと合体すること。そのことについては、所先生の資料を今拝見したら、岐阜県の御出身でもいらっしやるようなので、そのことが記してございました。それをらんいただければいいのですが、石は成長するのでございまして。

その辺のことは、この「子規庵追想」、二枚目の参考資料を読んでもいただければありがたいのですが、特に二百十一ページのところに、そこに、十二代の成務天皇のころには、このさざれ石というのは人の名前でございまして。先ほども中田先生から音楽についての御指摘がありました。私はここに、「さざれ」と思をのんで「石」と言うのが間違いだということを書いてあるわけですね。さざれと石は分解できないのです。さざれ石という一つの名詞であるわけですから、それを分けるのはやはりどうにも私はおかしいということ

をここに書いてあるわけですね。それから、さらに言いますと、この成長する石、それはどこにあるのかといいますが、例えば明治神宮にございまして、それから千鳥ヶ淵の戦没者の慰霊を祭っているところにもございまして、ごらんになった方はいると思います。当然、掛斐川石が産地でございまして。

時間がなくなつたので、少し早く言います。その次の(五)「呉竹のよしの竹取野山にもさやはわびしき節をのみ見し」これは、竹取物語の蓬萊の玉の枝のところにございまして、「よよ」は代々とか世々などを意味することを書いてございまして。それから、節は節目の節でございまして。それを意味するのです。

これはもう繰り返さないことにいたしますけれども、竹取物語では五人の人が求婚しますが、実際は七人が求婚することになっていて、それは天皇です。しかし、竹取には天皇とは書いてない、みかどと書いてある。これは一体どういうことかといえ、竹取物語の登場者の文字には大層中国風の発想がある。秦の始皇帝などの皇帝につなが

るそういう発想があるということが見逃せない。現実に、竹取物語には漢文体の作品といえます。漢文体のものもあるわけでありまして。

(六)に移ります。これは古今和歌集の歌で、しばしば問題になっているので繰り返す必要がないかと思ひます。「千世にやちよ」の「や」は無限大を意味すること、たぐさんのこと。例えば、神武、綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝元と続きますところの、神武から崇神天皇までの間に久史八代といふのがございまして、あの八人の天皇は何をしたのかさっぱりわからないですね。そこであの八人の天皇は存在しなかったという説がある。

しかし、そうではなくて八ということはすごく大きな数、無限大でございまして、書くことができないほどたぐさんの問題を含んでおるといふことが一つ。それから、数限りなく永遠に続いた一時期があったということですね。それを認識しておく必要があるだろうというふうに思ひます。

あとは、和漢朗詠集の詩句などはここに引いておきました。そして、この(六)の後から三行目、長生殿の不老門の前には日月のめぐりが遅い。「日月遅」とありますのは、一日一日、月々がゆっくり行くということ、結果的には老いないということですね。不老長寿のことを言っているのです。その問題。

それから、三に移ります。「天皇は象徴」ということでもあります。(一)についてはもう何も言うことはございませぬ。日本国憲法第一条にございまして、私は、これは当然大事なことであり、守り抜くべき問題だろう、私どもはむしろ責任を持って守り抜くことだろうと思っております。

三の(二)の万葉集では、天武・持統朝においても、天皇あるいは皇、大君なのか、君ということ揺れ動いていて、まだ決まっていないうこととですね。「大君は神にし座せば天雲の雷の上に

慮せるかも」とは人麻呂の歌でございますけれども、そのときですら、あのとき初めて天皇という言葉が定着しているというか、記録に残っているという事実を申し上げたく思います。

昨年、韓国で国際会議が開かれまして、私はそのときのことを、横書きの「日本文学の発生」のころの必要な部分だけをコピーしてございますのでごらんいただければと思いますが、そのときに、アジアは一つということを申しました。私は一九三二年、昭和六年生まれ。私よりも少し前の人、あの前後の人々は、岡倉天心のアジアは一つという言葉をも、アジアは一つでなければならぬ、したがって、日本が中心になって、代表になつて多くの国々を治めていくんだというふうに治められました。つまり、聖戦の思想でございます。

私は、それは違ふだろうということをここに言っているわけですが、アジアは本来一つなんだ、なければならぬんじゃないかと、本来一つ。本来一つであるならば、各アジアの一つ一つの国の独立性、あるいはその中の本質は一体何かということを見抜く必要があるだろう。それが今回のこの内閣委員会での問題のポイントではないだろうか。私は、それをやはり天皇であり、それから君が代であり、そして日の丸だろうというふうに考えているわけでございます。

最後になりましたが、三の(三)、百二十五代に及ぶ天皇の歴史は、十代あるいは五代(二)に大きな変化を見せる。これは「天皇と日本史」というかなり厚い本の私が記した序文の中の一節でございます。孝明、明治、大正、昭和、今上陛下と続きますが、孝明天皇の百二十一代、近代の夜明けでございます。百二十二代、これが近代のまさに夜明けでございます。以後、今上陛下は真皇の時代に立ったと言つていいでしょうか。これもちょうど百二十一、百二十二、百二十三、百二十四、百二十五というところに大きな変化があります。そのことは別のところに記しておりますし、ここでは繰り返す必要がないのですけれども、時

間があれば申し上げたいのですが、時間がないので省略いたしますが、ここでの結論は、先ほどの、最初の結論は無論変えませんが、

もう一つは、この百二十五代という天皇の時代は、百二十五代の連綿として続いた天皇の系譜の中で、五代、十代で非常に大きな変化があるという事実ですね。決して数字合わせではございませう。まさに百二十五代が非常に……

○二田委員長 阿部参考人に申し上げますけれども、時間が超過していますので、結論を急いでください。

○阿部参考人 はい、もう五秒で終わります。この百二十五代のときにおいてこそ国旗及び国歌に関する問題が真剣に討議されていることに私は心から感謝したいと思つています。どうもありがとうございます。(拍手)

○二田委員長 ありがとうございます。

次に、所参考人にお断りをいたします。

○所参考人 失礼いたします。京都産業大学の所功と申します。よろしくお断りいたします。

私は、日本の歴史と法制を研究しておる者でございますが、このたびの国旗・国歌法案の内容を慎重に検討させていただきましたが、結論を先に申せば、全面的に賛成であります。

私は、十年ほど前、「国旗・国歌の常識」というタイトルの書物をまとめたことがございます。その際、日本の日の丸・君が代だけでなく、た

だいま意見陳述をされました吹浦先生や、あるいは作詞家の高田三三三という現在御高齢で御健在の先生の書かれました「世界の国歌全集」というふうなものを参考にさせていただきました。世界

の国旗・国歌についても随分勉強いたしました。それを通じて私なりに再確認したことは、三点ほどでございます。

第一は、現在二百近い独立国家にはほとんど特定の国旗と国歌がございます。もし自分の国をあらわすことのできる特定の国旗や国歌を持たないならば、それは独立国家としての要件を欠いていることにもなりかねません。

第二に、それらの国々では、自国の特色を象徴する国旗と国歌について、ほとんど何らかの法的な措置をとっております。また、その様式や扱い方などを法律で明文化している例も少なくありません。

第三に、どの国旗も国歌も、その国の誇りとする歴史や風土、また多くの国民が信ずる宗教、さらには現在の政治や社会の特性などを端的にあらわしております。ですから、国旗・国歌によりそれぞれの国柄をよく知ることができま

これを我が国について顧みますと、第一に、日本は今や世界有数の独立国家ではありますが、敗戦後の占領下で、日本においては日の丸掲揚を制約され、また君が代斉唱をタブー視された、そんな影響もあつて、現在も一般に国旗・国歌への関心が必ずしも高いとは言えません。しかも教育界などの一部に、日の丸・君が代をマイナスイメージばかり強調し、これをあえて否定しようとするイデオロギッシュな運動がいまだに根強く行われております。

第二に、しかし、大多数の世論は、日の丸を日本の国旗とし、また君が代を日本の国歌と認めております。さらに、戦前も戦後も世界の国々がこれを当然のごとく公認しております。したがって、かような大半の世論と長年の慣習を踏まえて日の丸・君が代を日本の国旗・国歌として明示するこのたびの簡潔明快な法律を制定することは、十分根拠がございます。

第三に、しかも、歴史と法制の両面から見て、この日の丸と君が代こそ我が国の千数百年に及ぶ伝統文化をあらわし、また現行憲法下における日本の国柄を示すことのできる最も適切な国旗・国歌だと言つてよいと思われま

このうち、第三の点につきましてはもう少し説明を加えさせていただきます。御参考までに、先生方のお手元に図版資料のコピーが一枚配られてい

まず、日章旗、すなわち日の丸は、何よりも日

本という国号を如実にあらわしております。しかも、世界で最もシンプルなデザインだと思ひます。

大昔、我が国は中国から東夷とよめられ、倭と呼ばれていました。しかし、七世紀の初めごろ、遣隋使が中国へ持参した国書には、日出るところと記してあり、また倭と称されることを嫌つて、みづから日の本、すなわち日本と書く国号を用いるようになったとほかならぬ中国の正史に伝えられております。

その「日」は、先ほど来お話がありましたように、太陽でありましょう。地球上の万物に光明をもたらす太陽を丸印であらわすことは世界に多く見られます。しかし、それを金色や黄色ではなくて明るい赤色、いわばライジングサンレッドであらわすのは、あるいは日本人的な特色と言つてよいかもしれませ

そこで、幕末に至り、ペリーの艦隊が来航した際、薩摩の島津斉彬が提案し、水戸の徳川斉昭に協力を得て、安政年間、当時の政府である江戸幕府は、白地に日の丸旗を日本総船印、御国総標というふう

これが、単に船の旗ではなくて、当時から日本を代表する国旗だと認識され、現に機能しておりました。

これはお手元の図版資料を見ていただきたいのですが、例えば、文久元年、西暦の一八六〇年ごろ出版されました「世界輿地全図」とか「官許新刊輿地全図」の挿絵を見ますと、日の丸が何と大日本国旗と明記されておる点からも明らかであります。これは先生方の方に回覧してござい

ますが、これが当時の地図でございます。(地図を示す) 世界地図にいろいろな旗を挙げて、日本の旗が大日本国旗ともう一八六〇年ごろに明示されております。これは市販の地図でございます。それゆえに、明治の新政府も、旧幕府の方針を引き継いで、明治三年、一八七〇年、日の丸を御

国旗と確定し、布告しております。これは、明治維新が先人の歴史否定にのみ走りかちなレポリューションではなくて、むしろ伝統の本質継承に努めたレストレーションだと評価される一例かと思われまふ。

一方、君が代を見ますと、歌詞と曲から成っておりますが、これまた両方とも日本の伝統的な文化と国柄をよくあらわすことにユニークな国歌だと言つてよいと思われまふ。

この歌詞の原歌は、最前米御説明もありましたように、十世紀の初めに勅撰された古今和歌集の中に賀歌、つまり祝い歌としてそのトップにおさめられております。その冒頭は、当初「我が君は」でありましたが、ほどなく「君が代は」という表現に改められております。それが平安時代から中世、近世を通じて、さまざまな形で中央、地方に広まり、各界各層の人々に親しまれてまいりました。恐らく百人一首以上にポピュラーな国民歌謡であったと言つてよいでありまふ。

それゆえに、明治三年、外交儀礼の必要から初めて日本の国歌をつくる際も、相談を受けた大山巖は、平素から愛唱していた薩摩琵琶歌の「蓬萊山」に引用されている君が代を歌詞に選んだというふうにならされております。

その薩摩琵琶歌には「目出たやな君が恵みは久方の」「君が代は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで命ながらへ」「葬葬の御代もかくあらん」云々とありますから、この文脈に見える「君」は、江戸幕府時代であつてもなお京のみかどを指していたと思われまふ。

事実、大山巖も、英国の国歌にゴッド・セーブ・ザ・キングという歌がある、我が国の国歌としては、よろしく宝祚の隆昌、天壤無窮ならんことを祈り奉れる歌を選ぶべきであるというふうに言ひまして君が代を推薦したとみづから語っております。

ただ、この歌詞に対して英国人のフエンソンのつけた曲は、評判よろしきを得ず、数年後に廃止

されてしまいました。そして、明治十三年に至りまして新しい君が代曲がつくられたのであります。

そのいきさつは少々複雑でありますけれども、大事なことは、第一に、歌詞として引き続き君が代を用いたこととあります。第二に、原案譜は、宮内省伶人の林広守らがつくった雅楽調の老越調律であることとあります。第三に、その編曲は、ドイツ人エッケルトが原譜を尊重しながら吹奏したり斉唱しやすくしていることとあります。

しかも、これが当時から国歌だと認識されていたことは、エッケルトのサインした吹奏楽用の総譜の表紙に「国歌君が代案譜」と書かれておりまふし、また、お手元の図版資料にもありますように、明治二十一年、内外に交付された「大日本礼式」にもドイツ語で日本の国歌と記されている点からもうかがわれまふ。

このように、国歌君が代の歌詞は、最も伝統的な国語表現である五七調の和歌であり、しかも敬愛する君の長寿と繁栄を祝い祈る賀歌に由来いたします。また、その曲も、日本的な原譜に基づいて西洋風に編曲されたものであります。

したがひまして、音楽の専門家の間でも、例えばオペラ歌手の林康子さんは、ある新聞に「すばらしい歌だ。雅楽の旋律で、詞も和歌から引いており、これだけ独特の伝統文化が国歌に生かされているのは、世界にも類がない」というふうによく評価されております。

さて、今回政府は、君が代の歌詞につきまして、日本国憲法のもとでは天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の繁栄と平和を祈念したものであるという統一見解を示されました。これは従来の歴代首相や文部大臣らの国会答弁及び文部省の学習指導要領解説指導書にあった説明とほぼ同じ趣旨であります。それを一段と明確にされた意義はまことに大きいと思われまふ。

何となれば、現行憲法が最も重要な第一章に「天皇」という章を設け、第一条で「日本国民の総意に基く」と定めた象徴の天皇は、もちろん

単なる私人ではありません。その第二条に「皇位は、世襲」と定められた天皇は、大和朝廷以来百二十五代にわたる歴史を受け継がれ、まさに日本国及び国民統合の象徴として、内閣の助言と承認により多様な国事行為などの公務を御在位中いつも国家国民のために行わなければならない純然たる公人であります。

そのことは、今先生方のお手元の図版資料を見ただけですと、今の憲法ができましたときにつくられたポスターにも、国事行為がそのような位置づけで示されております。

したがって、我が国では王朝時代にも武家時代にも歴代の天皇を精神的なよりどころとしてまいりました。この日本は、現行憲法のもとでも世襲の象徴天皇を君主として仰ぎ続ける立憲君主国と見ることが出来ます。このような伝統を持つ日本の国柄を最もよくあらわすのが今回の政府統一見解に示されたような意味における国歌君が代にほかならないと思われまふ。

なお、この君が代の後半に「さざれ石のいわおとなりて」とありますが、これも単なる文学的比喩とも限りません。

先ほど阿部先生も言われましたように、実は、私の郷里であります岐阜県春日村というところに、伊吹山から流れ出る石灰質の作用により、長い年月の間にたくさん的小石がコンクリート状に凝結した巨岩がございます。これを学名で石灰質角れき岩と申しますし、地元では、それをさざれ石と呼んでおります。平安初期の名もなき歌人も、あるいはこのような天然現象に悠久の時間の流れを感じ取って、それを賀歌の中に詠み込んだのではないかとこのふうにも思われまふ。

私は、以上のような理由によりまして、日本の伝統と国柄を実によくあらわす日の丸・君が代こそ、日本の国旗・国歌として法制化されるに最もふさわしく、これにかり得るものはあり得ないというふうな考えをしております。

以上をもつて意見陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○二田委員長 ありがとうございます。

次に、山口参考人をお願いいたします。○山口参考人 全日本教職員組合の責任者の山口でございます。

私は、こうした意見を表明できる機会を与えてくださったことに心から感謝を申し上げます。

さて、今日の子供たちは、いじめや登校拒否、学級崩壊など深刻な事態は是るばかりですが、このことを国連の子どもの権利委員会では、日本の子供たちは競争的な教育によるストレスのため発達障害にさらされていると厳しく指摘をしております。こうしたときだからこそ、学校における管理職を含めたすべての教職員の一致協力と、自主的、自発的活動が重要であり、父母との信頼と協同も殊さらに大事にしなければいけないと私は思っております。

ここで今問題にされております日の丸・君が代の法制化は、この困難な学校現場の状況にある子供たちとその学校を生き生きとよみがえらせることができるのか、それとも一層困難な状況をつくり出すのか、私は、そのことがこの根本には問われているのではないかとこのように思っております。

戦後、新憲法のもとで教育基本法が定められ、同じ年の一九四七年、いち早く学習指導要領が出されるわけですが、この第一回目、次いで第二回目までは、日の丸や君が代については全く記述されておりました。一九五八年の第三回目の学習指導要領で、国旗及び君が代を指導することが「望ましい」と記述されたのが初めてであります。当時はまだ、「望ましい」と記載されても、押しつけはそれほど厳しい、露骨なものではありませんでした。

ところが、一九八〇年代の半ばから、文部省の都道府県教育委員会への指導が急速に強められ、特に一九八九年の第六回目の学習指導要領の改訂、これは今日使われているものでありますけれども、この改訂で国旗及び国歌を「指導するものとする」とされてから、事態は一変したわけであ

ります。

文部省は、学習指導要領を唯一の法的よりどころに、都道府県の教育長会議や担当課長会議などで、日の丸・君が代を卒業式、入学式で掲揚し斉唱する方針を徹底して指導し、その結果がどうであったか毎年調査し、指導通知を出したのか、実施されない理由は何かなど、事細かく報告させ、小学校、中学校、高等学校別に、都道府県ごとに掲揚率や斉唱率の全国一覽表をつくり、これを公にしていくわけであり。私がきょういただいた資料の二百二十二ページにもそのことが全文記載をされておりますから、またごらんになっていただければというふうに思います。この膨大な今の学習指導要領の中で、異常なまでにしつこくというか厳しく取り上げられているのは、日の丸・君が代問題だけであり。

各都道府県によって若干の差異はありますが、文部省の指示を受けた都道府県教育委員会は、市町村教育委員会や高校長に職務命令を出して、教職員に掲揚と斉唱を指示し、違反者があれば氏名と違反行為の内容を教育委員会に報告をさせております。こうして、文部省から都道府県教育委員会、市町村教育委員会を通して各学校まで指示、命令が行き渡り、卒業式、入学式で掲揚や斉唱が行われるわけであり。

ここで最も重大な問題は、私は、管理職の方も含めすべての教職員をまさにこの指示、命令で、がんじがらめにしてしまう日の丸・君が代の押しつけの職務命令は、校長を初めすべての教職員が信頼と協力、共感で結ばれる学校づくりを根本から破壊してしまうのではないかと問題であります。

また、日の丸・君が代が国旗・国歌として定着をしていると言われているが、そこには、今申し上げましたような強力な指示や職務命令、そして、この異常なまでの調査や違反者への処分という教育には最もなじまない行為や手段がとられていることは今の説明でおわかりいただけたのではないかと思います。今改めて法制化をするとい

うことは、これまで言われてきた定着をしているとか学習指導要領に法的拘束力があるなどということが実はそうではなかったのだということ、みずから証明しているものにほかならないと思います。

私は、次に、学校への押しつけに対し教職員がどのように悩み、苦しんでいるかということについてお話をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、教育委員会からの職務命令は、学校長からすべての教職員に伝えられるのです。御承知のように、卒業式や入学式は、子供たちにとっては学校生活の中で最も晴れがましい、喜びと希望に満ちた瞬間であります。教職員や父母の皆さんはもとより、地域を挙げて新しい門出をお祝いいたします。しかし、この卒業式と入学の季節は、実は教職員にとっては、一年の中で最も重苦しい、できれば味わいたくないような一瞬ともなっているのです。それは、日の丸・君が代の押しつけが、教師にとっての誇り、教育者としての生き方を根本から打ち砕いてしまいかねない問題があるからであります。

私のある同僚は、次のように言っております。教育者は真理と実実のみに忠実であり、自分の心に偽った行動をとることは情けないことではない。ましてや、それを生徒の前で振る舞い、そしてそのことを生徒に押しつけることは、偽善者としての二重の誤りを犯すようなものだ。こんなお話を聞くと、胸の裂ける思いであります。

また、新任のある音楽の先生は、職務命令で君が代の伴奏をするのを命令されたが、個人への職務命令なので、一人だけで悩んだが、断り切れずとうとうやってしまったと悲しそうに語った顔が今でも私の目に浮かぶのであります。

また、式を司会する担当の先生も、自分の意思に反して君が代斉唱などと言っており子供たちに歌うことを強制するわけであり。これも大変な苦しい立場に置かれております。

朝日新聞の三月十一日の投書に、元校長先生が書いております。校長時代、教職員との板挟みにあって、食欲もなくすほど苦悩にあえぐ人もいた。私も校長として実施する立場を貫いた。だが、自戒の念を込めて思う。現場を混乱させ、教職員との信頼関係を破壊してまでの意味が本当にあるのだろうか。こう言っているわけであり。

今、この先生のようにかつて学校の校長さんや教頭さんであった管理職の皆さん方が、押しつけやめよ、もっと慎重審議をと陸統として今声を上げていくわけであり。私は、こうした苦勞をなさった管理職の皆さん方の声に謙虚に耳を傾けるべきではないかというふうに思っております。押しつけが強まる中で卒業式のあり方も大きく変わりました。それまで、例えば多くの小学校では、子供たちを中心に、子供たちの作品がいっぱい飾られ、子供と教職員、父母の手による心の通い合う卒業式が行われておりましたが、日の丸・君が代が強制されてからは、メーレンには日の丸と君が代が掲げられて、いわゆる儀式的なものに変わってきているわけであり。

さて、この押しつけ問題と子供たちの内心の自由について最後に述べたいと思います。良心の自由、内心の自由は、人間にとって最も本質的な人権であり、人間の存在と尊厳にかかわる性格のものであるから、憲法第十九条では「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と何の前置きも条件もつけず断言しているわけであり。それは、子供たちにとっても当然のことです。

押しつけ問題で、教師にとって最も苦しい、つらい問題は、教師への強制は子供への強制につながり、子供の内心の自由を奪ってしまうという問題であります。子供の内心の自由を保障することは、人間としての人格を認めることであります。逆に、内心の自由を侵すということは、人間としての価値と尊厳を否定することに通ずるわけであり。こうしたことは、憲法や教育基本法、子

どもの権利条約の立場から、特に教育上あってはならない性格の問題だというふうに思っております。例えば、小学生など小さい子供たちは、先ほどもお話がありました、君が代の歌詞の意味もわからないうちに歌わされるわけです。発達段階からしてわからないというのは当然ですが、このわからないという自由さえも奪ってしまうわけであり。

このように、思想、信条、良心や内心の自由は、教師にとっては生命とも言える命がけの性格の問題であるからこそ、その苦痛は並大抵のものではありません。広島が自殺されたあの校長先生の思いが胸に響いてまいりますが、教師がみずからの良心を偽って、また内心の自由を侵して子供の前立つこと、ましてや、その上、子供の自由を奪うことほど、心のさみしい、惨めさを感じることはありません。私は、教育とはそういう重みのある営みだというふうに思っております。

以上申し上げてきましたように、これまで学校という狭い空間での閉塞的な日の丸・君が代論議から、今やと国民的な土壌にこの問題が解き放たれ、新聞紙上や全国各地の集会やシンポジウムで自由闊達に論議が行われております。私は、教職員の立場からこのことを本心にうれしく思います。

最後に、日の丸・君が代の法制化問題について私の考えを述べて、終わりたいと思います。

第一に、特に君が代は憲法の国民主権主義とはどうしても両立しない、日の丸は過去の天皇制や侵略戦争のシンボルであり、今国論が二分されているものを法制化することには反対です。第二に、自由権の基本権の中心となる良心や内心の自由を侵し抑しつけることは、どのような国旗・国歌であっても許されない問題だと思っております。第三に、民族や国家の象徴としての性格を持つこの問題は、十分な国民的論議を尽くすべきで、数を頼りに短期間で強行するようなことがあってはならない問題ではないかというふうに私は思っております。

ります。

最後に、大変口幅ったいことですが、一言お願いをさせていただきます。

民族や国家の象徴や統合にかかわる問題がどうなるか、多くの子供たちやあるいは国民の皆さんが注目や関心を寄せております。私は、結論が先にあるのではなく、真剣な国民の論議を求め、国民と国会が一体の方向で判断を下すという議会制度の模範となるような大きな勇気を示していただき、民族と国家のあり方について子供たちへ希望と励ましを与えていただければ大変うれしく思っております。

以上、どうもありがとうございました。(拍手)

○二田委員長 ありがとうございます。

次に、司会者さんをお願いいたします。

○司会者さん ありがとうございます。私は、まず二つの点から意見ないしは感想を述べさせていただきます。

第一は、個人的なあるいは家庭内での一つの経験であります。

私の妻は、三人の弟妹を持っておりました。そのうちの一人、すぐ下の弟は二十そこそこの若さで死にました。戦死であります。彼と私の妻は、年も近く、幼いときからけんかをしたり猫の子のように遊んだりして、大変仲よくしておりました。彼らの母親の話を思い出しますが、どちらとも一歩も、一言も譲らないのですよと言って死んだ母が笑っていました。

この弟は、当時の旧制中学から海軍機関学校を卒業しまして、まだ任官しないうちに、任官したと思っていたようですがしてないらしいのです。が、航空母艦の「翔鶴」に乗り込みまして、すぐに太平洋を駆け回ったようでありました。彼は、昭和十九年、一九四四年六月十九日、マリアナ沖の海戦で艦もろとも沈没しました。そして、戦死しました。

私の中学時代の友人で海兵に行った者がありまして、彼がサイパンのあたりで戦闘したことがあるというのを聞きまして、クラス会で詳しく様子を尋ねたのですが、「翔鶴」に乗り込んでいた

そういう若い見習い士官は、多分サイパン島に上陸するとうようなことはなかったろう、船に乗ったまま一度も陸を見ないで死んだであろうというのを教えてくれました。

私の妻は、その弟を忘れることがどうしてもできません。それが年を経るに従ってひどくなり、一つの特徴的な行動になってあらわれまして。当時、今でもやっているのかどうか知りませんが、NHKテレビの放送が終わりますと、その最後に日の丸が美しくひらめき君が代の曲が荘厳に流されました。それを耳にし、目にしますと、妻は慌ててテレビを消しました。テレビから離れたところのいたときは慌てて駆け寄ってスイッチを切りました。そのうちに妻は、左大腿骨を人工骨と入れかえる手術をしまして障害者になりました。歩行が大変困難になりましたが、それでも、はうようにしてテレビに駆け寄ってスイッチを切る。それも難しいときには、消してと叫んで私に依頼するのであります。

私の妻は、思想的なことあるいは政治的なことを口にすることは全くありません。彼女は若いとき音楽学校を出まして、中年過ぎまで、幼いたくさんの子供にピアノを教えておりました。したがって、彼女のその行為の意味と理由など自分から一言も言ったことはありませんでした。私も尋ねませんでした。

しかし、あるときふと、これは弟のことが忘れられないのだということに私は気づかされました。戦死をして、骨も帰ってこない。あるときふと言いました。道というんですが、道ちゃん海の中にいる。私は、彼女は弟の葬式もしていない、墓もないことが強い痛みとなっていることに気づきました。そして、それが日の丸・君が代への狂気のような敵意となっていることを思いま

マリアナ海海戦から五十年たった一九九四年秋、私は彼女を伴いまして、つえをついて不自由な彼女をサイパン島に連れていきました。サイパン島には美しいマリアナの海を見る観光船が

あります。もとより、「翔鶴」そのものの沈没した姿を見ることはできませんでしたが、美しく透き通った水中を心行くまで眺めることができました。そして、海の上から花を投げ入れることができました。

そのことを境にして、NHKテレビの終わりへ示した狂気のようなしぐさはもうそのようになくなりました。けれども、日の丸・君が代に対する拒否感はいくつも薄れておりません。大相撲の千秋楽に流される君が代もできるだけ聞かないようにしているようです。

彼女のような例は、私には特殊だとは思えないのであります。あるいは、我々の世代が消えていくとともに、悲痛な経験、心の深いところに残っている痛みも、世代とともに消えていくのかも知れません。けれども、戦争体験をした世代がいる限り、さまざまな形で悲しい記憶は残っておりま

す。だれも口に出さなくとも、心の奥の悲しみと痛みは日の丸・君が代とともにあるのであります。

私は、現在大学での自分の専門の講義はしておりませんが、今ある大学で、日本に留学に来ている留学生を対象にした日本事情という講義をずっと受け持っております。内容は、日本近現代史であります。今十五人の留学生が聴講しておりますが、このほかに四人の日本人学生も留学生にまがって日本近現代史の講義を聞いてくれています。

留学生は、ことしは韓国、中国、台湾からの者たちで、国は割に少なかったんですが、今週の火曜日、十三日の講義のときに、彼らにきょうのこの参考人の会のことを話しまして、率直な意見を求めました。

最も活発に口を開いたのは、韓国人の学生でありました。はっきりと感情の底からにじみ出る言葉でノーを語り、それは今こそ言いたいというような思いが込められていました。中国人は、自分の生の体験ではないせいか、初めは口を開きませんでした。やがて、親とかおじいさん、おばあさ

んから聞いた日本軍進撃の話聞き、そこに必ずあった日の丸の旗のことをぼつりぼつりと話してくれました。台湾出身者からは何も聞くことができませんでした。君が代のこと、その名前は知っているが曲は知らないという人がほとんどでありました。

最後に、法制化という問題について私見を一言述べさせていただきます。

法制化しても今までと変わらないという御説明をたびたび伺いました。かつて私の友人であったある東大教授が、大相撲の千秋楽に行くと、君が代が奏されるとき、自分一人が立たなかった。それは大変な精神的な圧力を受けて、それが耐えがたかったと申しておりました。

世論には法制化への反対は少ないと提案者は考えられておるようでありますが、沈黙の陰にこういう精神的な苦痛を受けた国民がどれほどいるのでありましようか。日本国憲法が明言している思想及び良心の自由、要するに内心の自由を、こういう経験をした国民は奪われているということまで思いやってはほしいと思います。

思い出すままにもう一つだけ申し上げます。

中曽根総理の時代につくられました臨時教育審議会の最終答申、一九八七年の八月、これを受けた教育課程審議会の議を経て、八九年三月に官報で告示されました新指導要領の中に、入学式や卒業式などにおいて「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」という一句がありますが、なぜ、「指導する」という命令文ではなくて、「するものとする」という建前の言葉にしたのか。

これについて、当時の西岡武夫文部大臣が外国人の記者団に対する講演で述べている説明、釈明は注意を引きます。西岡さんによりますと、この区別は私立学校であるミッションスクールを配慮してのことであるということでありました。この弁明は、日の丸・君が代の教育の現場における現実をかいま見させてくれます。

つまり、儀式における君が代斉唱は、あたかも

賛美歌や御詠歌のような役割を果たしているといふこと。日の丸を式場に掲げることは、かつての御神体や御本尊、さらには天皇の御真影への拝礼に等しいことであるといふこと。だから、ミッシン系ないしは宗教系の諸学校には自由な扱いの余地を残したといふことを併明しておられるのが記憶に残っております。といふことは、そのような特別の宗教系学校以外の一般の学校では、教師、生徒個々人の思想、信教の自由への配慮がないことを問わず語りに白状しているのであります。

また、六年の憲法学習、歴史学習では、天皇への「敬愛の念を深めるようにすること」とされておりますが、口をきいたこともない、つき合ってもいない天皇という人を敬愛せよとは、感情の自由を無視した暴言ではないかと思うのであります。

以上で終わります。(拍手)

○二田委員長 ありがとうございます。

以上で各参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○二田委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小此木八郎君。

○小此木委員 おはようございます。自由民主党の小此木八郎でございます。

参考人の皆様方には、お忙しいところをお越しいただきまして、ありがとうございます。我が内閣委員会では、先日、北海道、石川県、広島県、そして沖縄県で地方公聴会を開かせていただきました。二十六名の公聴人からいろいろな御意見を伺ってまいりました。そして、きょうは六名の参考人の皆さんにお越しをいただいたということになります。

いろいろな御意見、もちろん賛成から反対までいろいろな方がいらしたの当然でございますけれども、きょうは作曲家の中田参考人がいらっ

しゃいまして、新聞の記事も今読ませていただきました。歌なのに政治的なことばかり議論して、歌としてふさわしいか、音楽家の意見をきくことも聞かないのは残念だ。

確かに、音楽家の御意見は聞いておらなかったといふふうに思います。私も音楽が大好きなものでありますから、でも、これは賛成、反対の意見を言う、むしろ賛成の立場から申し上げたいんですが、この君が代の歌詞というのは旋律と合っていない、おかしいじゃないかといふような話を聞いたときにちょっと私は考えまして、音楽にはそんなものたくさんあるんじゃないか。亡くなりましてたけれども、坂本九という歌手がいました。が、「上を向いて歩こう」、あれは「うえをむいて、あーるこおお」と、何を言っているかわからないけれども、日本でも大ヒットした。あるいは、むしろ海外でヒットしたような形でもございまして、今でもリバイバルでなれ親しんでいる面もあると思います。

また、私の母校であります東京の町田にあります玉川学園というのは、君が代を四重唱で歌うんですね。私は歌ったこともありまして、聞いたこともありますが、大変にすばらしいものだといふふうに思っておりますが、ちょっと御感想をお聞かせいただきたい。

○中田参考人 中田です。

今おっしゃったように、詞とメロディーが合っていないような、それがちょっと不自然な曲もたくさんありますね。それで、みんなが好きで歌っているのも実際はあります。

だけれども、国歌はやはり日本語というものが正確なアクセント——日本語のアクセントというのは強弱じゃなくて抑揚です。これは地方によって方言はあります。方言は反対の場合もありますけれども、方言は方言で僕は尊重しております。例えば関西弁でつくった子供の歌というのはとてもおもしろくて、それを作曲するときには関西弁でつくらないとだめなんです。東京の言葉でそれをつくっちゃったら、詞のおもしろさが消えて

しまいます。ですから、詞と曲というのは、合うことがとても大切だけれども、合わないのも確かにあります。だけれども、国歌ですから、国歌はやはり日本語として聞いてわからないと困る、正確な日本語じゃないと困る。

国歌の場合には私は言っているものであります。合っていない曲が全部だめだといふことじゃなくて、今おっしゃったように「うえをむいて」とも、そういうものもありますけれども、私は例えば「めだかの学校」は、川のなか そっとのぞいてみて「ごらん」と、普通に子供が詩を読むように歌っております。それで、あれは昭和二十六年につくったんですね。それから「夏の思い出」は昭和二十四年ですけれども、いまだに歌われているんです。というのは、言葉を自然にそのまま音楽にした。不自然に言葉を考えて、例えば「なつがくればおもひだす」なんていってたらだれも歌わないですよ。普通に「夏がくれば思い出す」といふことで、言葉を大切にしました。国歌ですから、そういうことで強調したわけなんです。

○小此木委員 どうもありがとうございます。それはやはりいろいろな話があると思っております。作曲家の御意見かと思っておりますが、私みたいに、例えば国歌を四重唱したときのすばらしさを感じた人間もいるといふことも御理解をまずいただきたいといふふうに思います。

私は北海道、石川に参りまして、そのときも申し上げたのですが、二十数年前、私は小学生あるいは中学生であつたわけでありまして、そのときにやはり、君が代は国歌であり、あるいは日の丸は国旗であるといふようなことを、学校で教わったことはないので、むしろ家庭で、父や母やあるいは兄、こういった人々から教わった。でも、そのときにも歌詞の意味なんというものは教わらなかった、あるいは教えてもらってもわからなかったといふふうに思うんですね。その点は、先ほど山口参考人も学校で教育される中での話をされてましたけれども。

ですからこそ、それに反対だとかおかしいとかいうのではなくて、私の、今の小此木八郎という人間の中で、もう君が代は国歌、そして日の丸は国旗であるといふことは自然になつてしまつていふのです。むしろ自然に教えたかどうか、そして、その自然のことが本当におかしいのかどうなのか。

むしろ今、国会でこういう議論がされていることと自身が、私自身は三十四という年で、国会議員では一番若い年の者でありますけれども、そういう中で、今こういう議論が起つていて、君が代の「君」といふのはどういう意味なのか、天皇なのか恋人なのか、そういう議論がされているのはおかしい。むしろ、もう憲法で天皇というのは国民の象徴である、国の象徴であるといふふうに理解をしております。阿部先生、憲法でそういうふうに定められている、「君」の意味ですね、あるいは天皇の意味というものが、これはイコール国民、国とはならないかもしれないが、しかしながら、もうこれは国民と思つても、国と思つても、間違ひではないですね。

○阿部参考人 今御質問があつたように、間違ひではないと思ひます。

それから、教育問題のこともありましたので、ちょっと一分ぐらい、よろしいでしょうか。

○二田委員長 なるべく簡潔にお願いします。

○阿部参考人 はい。

実はきのう国学院大学で二時限のときに日本文学講義、これは古典です、百人近い学生がいます。それから午後、日本文学各論、これは二百人を超える学生がいます。一時間半が授業ですから、残りの三十分で、国歌君が代と国旗日の丸の法制化についてどう思ふかといふことを全員に書かせました。それが今ここにあります。

今、小此木先生は三十四ですか。きのう私の講義を聞いてくれた学生は三年生、四年生ですから、大体十九、二十ぐらいなんですね。卒業して高等学校、中学校の先生になる人が多いのです。そういった人々に、私は、教えるように講義では

言っております。

それから、私の解釈が正しいかどうかはまた異論のあるところでしょう、学問というのは自由です。しかし、私は間違っていないと思っております。

それで、法制化に反対かどうかを聞きましたら、九〇％が賛成です、今の学生が。それは多分、歌の解釈がしっかりしているからでしょう。それから、あの一割がどうでもいい、どっちだって同じことじゃないか、法制化しようとしまいと関係ない。

それがまた二つぐらいいに分かれておりまして、今おっしゃったように、もう身についていることだから今さら法制化しなくてもいいというのが〇・五％。さらに、法制化することによって、例えば先ほどお話がありましたように、それが精神的な自由を奪うことだ、そこまでは書いてありませんが、とにかく縛られるのは一切嫌だ。これは、いかなる場合も若い青年たちは縛られるのは嫌いなんです。そういうことと、縛られるということは問題の意味が違うのです。その辺のことはやはりかなり厳密に見ていく必要があるだろうと思っております。

お答えになりましたかどうか。

○小此木委員 どうもありがとうございます。最後に、時間もありませんから、申し上げたいのは、公聴会でも申し上げたのですが、三十四年間、私も生きてまいりまして、政治家としても六年ということですが、私もまだまだ教えられることは多いですけども、やはり日本人として誇りを持っていたい。日本に対する帰属意識を持ちたい、アイデンティティーを持ちたい、海外の皆さんに対しても誇りを持ちたい、そういう何か日本人が共有するものを持ちたいということになりますと、それがやはり日の丸である、君が代である。これが国としてきちっと決められることがあっていいというふうに私は思っており、きょうは賛成の立場で、この委員会でも議論をさせていただいているわけでありまして。

小さいお子さんたちにとりましても、教育現場では難しいものがあるかもしれませんが、やはりぜひそういう意識を持って、山口先生、教えていただきたいと思っておりますが、最後に簡単に一言、積極的に賛成の立場でお答えいただければ大変ありがたいというふうに思います。

○二田委員長 時間が超過しておりますので、簡潔にお願いします。

○山口参考人 賛成の立場というお話ですから、子供たちに国旗や国歌のことについて教えるということについては、私はそれはやぶさかではないし、そうあってしかるべきだというふうに思っております。

そのことと、自由の問題で、子供たちに押しつけるということは別の問題なんだという点で、そここのところは関連は深くありますけれども、憲法でも決められているわけですから、押しつけの問題については、やはりそれはあってはならないという点で、その部分をできる限り区別すべきだというふうに思っております。

○小此木委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○二田委員長 次に、佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木秀典でございます。

先生方、きょうは大変御苦労までございました。

中田先生から音楽家としてのお立場でのお話を伺って、大変感銘深く思いました。中田先生のおつくりになった「夏の思い出」「雪のふるまを」「めだかの学校」「ちいさい秋みつけた」、みんな私の好きな歌で、しかも大変歌いやすく、メロディーと言葉がまさにぴったり一致している。私なんか北海道の旭川なものですから、「雪のふるまを」なんというのがNHKで放送されたときには本当にうれしくて感激して、私の持ち歌にもなっております。

それで、先生のおっしゃったようなこととくしくも同じようなことがきょうの毎日新聞の投書欄

に出ておりまして、お一人は神奈川県九十四歳になる田中さんという御婦人。

この方は、日の丸の方については大変美しい国旗で単純で晴れやかだということを言っておられて、国歌が代については否定的なんです。君が代の「君」を象徴天皇とたてるのは時代錯誤でこじつけなんじゃないだろうか。それから、歌、あのメロディーについても、歌いにくいという点で、むしろ日の丸に合うような、みんなが一緒に胸を張って青空を仰いで、愛情深く、助け合い、自由と平和をたたえるような歌を新しい国歌としてつくることを望んでいるというようなこと。

それから、もう一方。これは四十六歳の東京の主婦の方、水島さんという方ですが、これは、やはり日の丸はいいデザインだと思いますけれども、君が代のメロディーが歌いにくい、簡単に口ずさめるものではない、歌詞も現代にふさわしいものとは思えないということを言っておられるのです。

また、くしくも今フランスで、あの有名なラ・マルセイユーズですか、国歌について、メロディーはいいけれども歌詞がやはり今の時代に合っていない、もっと平和な歌詞に変えるべきだという運動が起きているようですね。

そこで、中田先生は、メロディーについては肯定的なお話もありましたけれども、歌詞が合っていないとすれば、歌詞をやはり変えるようなことを時間をかけてすべきだ、こういうお考えなのか。

○中田参考人 メロディーというのは、先ほど申し上げましたけれども、意味がないので、長い間の時間がないと定着しないんですね。今おっしゃられたように、君が代のメロディーが歌いにくいのは、これは歌詞が合っていないから歌いにくいんですね。メロディー自体はそんなに歌いにくいメロディーではないと思います。うまく歌詞をつければ、日本語らしい歌詞をつけられ、みんながもっと歌えると思います。

今おっしゃったように、本当は新しい国歌をつくる、詞も曲も新しい国歌をつくりたいというのは、それは非常に自然なこと、僕もそれは思うし、皆さんも、君が代は君が代で置いておいて、新しい歌をつくってそれが普及したらいいなというの自然な考えですけども、今現実として考えたときに、一つだけの国歌というのは、長い間、明治からずっと来たこのメロディーに対して、うまく合唱すれば、非常に音楽的な人がハーモニーをつけて合唱すればできないこともないし、それから、自衛隊でも、あるいはこの軍楽隊というか、そういうフランスバンドでやると、歌詞がないとしても自然に聞こえるということがあります。それから、フランスでも今、メロディーはいいんだけど歌詞が非常に戦時的で危険だというので、そういうことがあります。

だから、僕はちょっと妥協的なものかもしれないけれども、メロディーに、よい、わかりやすい、みんなが納得する歌詞をつけられ、両方から少しずつ我慢して一致するようになってくるのではないかとこのように考えております。ですから、これには時間がやはり、今すぐというのは君が代に關しては私は反対です。

○佐々木(秀)委員 ありがとうございます。

所先生、先ほど一番最後のところで、国旗・国歌ともに、日の丸・君が代、法制化されるに最もふさわしいという御発言でした。日の丸・君が代が国旗・国歌としてふさわしいという御主張は御主張としてお聞きしますけれども、この法制化に最もふさわしいというところがちょっといかなものかと思われるのは、先生も御承知のように、今まで法制化されたことがないんですね、この二つとも。戦争中でも法律によって決められていなかったんですね。もしも法律化されていけば、法律を変えることによってこれをなくしたり変えたりすることができるようですね。

私は、これがかつて戦時中に法制化されていたとすれば、戦争が終わって、それであの日本国憲法が新しくできたときに、少なくとも君が代はこ

の憲法に合わないということで、恐らくなくなっていたのではないかとと思われるんです。特に、短かったけれども社会党政権が、もちろん連合ですけれども片山政権がありましたからね、長続きしなかったけれども、あれが法制化されていなかったから君が代も日丸も今まで慣習として続いていたように思われるんですよ。

ですから、私は法制化ということはいかかなものかと思われんですが、先生のお考えを。

○所参考人 失礼いたします。

ちょっとさっきのことを一つつけ加えてよろしゅうございますか。

フランスの話なんですけど、実は、フランスでそういう運動があった、特に、フランス、ラ・マルセイエーズ、二百年のときにあったんですが、結局それは立ち消えになるどころか、強い反対で、現在はほとんどそうでないということを私はある新聞で確認しております。

○佐々木(秀)委員 いや、それは私はおととい報道されたのを見たばかりですから、昔の話じゃありません、現在の話です。

○所参考人 私もフランスの方に確認をいたしました。

さて、私に対する御質問でありますけれども、私は先生のお考えとは全く異なります。

つまり、君が代というものが法制化される、日の丸というものが法制化されるということは、まさに民主社会でありますし、議会制民主主義の中で、法治国において法によって特定のものを明確にするということは極めて重要なことであります。

どの国にも国旗・国歌が必要だということとはほとんどの方の共通認識であり、それが日本では日の丸であるのか君が代であるのかということは、慣習的に多くの方が認めておられる、実はそうでないと言いつつ、明文上の法的根拠がないから入学式、卒業式でやらないという人がいる限りにおいて、それらを、明文上の法的根拠を長年の慣習と大半の世論に基づいて明確化するというこ

とは当然だと思います。

さて、それでは戦前にそうされておたら戦後は変わったかと言われますと、私は変わらなかったと思います。

言うまでもなく、今の日本国憲法は、少なくとも手続的に大日本帝国憲法の改正手続をとって成立しておるということになっております。しかも、その憲法において、第一章という極めて憲法においては重要な部分に「天皇」という章を置いて、その天皇が日本国の象徴であり国民統合の象徴だということは明文化しておるわけでありますから、そういう意味で、日本国をあらわす天皇、あるいはまた日本国民統合をあらわす天皇というものを持っておる日本において、君が代が例えば戦前に法制化されておっても、なおそのとおり通用したであろうと思えます。

もちろん私は、今後民意が大いに変わって、それを改めるとかやめるとかいうことになれば、それはそれで一つのありようだろうと思いますが、少なくとも現実において、そうすることが多くの民意になうことでもあり、長年の慣習を明確化することになるという意味で当然のことだ、必要なことだというふうに思っております。

○佐々木(秀)委員 阿部先生、国文学者としての阿部先生にお尋ねをいたしますけれども、例の君が代ですね、「代」というのは、私は素直に解釈すれば、時代というか年代というか、そういうものだと思うんですね。ところが、君が代の解釈で政府はだんだん変わってきまして、最初は象徴天皇だと言っていたのを、最近になると、国自体をあらわすというように言っているんですね。

私は、広辞苑から何からいろいろ調べたんですけども、「代」が国をあらわすというのとは、かつて中国に代国という、これは固有の国語ですね、あったけれども、「代」が国をあらわすというふうな書いている辞書などはほとんど見えていないんですが、そうすると、私はちょっと政府の解釈というのとはこじつけでないかと思うんですが、国文学者として簡単に御意見を。

○二田委員 阿部参考人、質疑時間が限られておりますので、簡単にお願いします。

○阿部参考人 見たことないとおっしゃいましたけれども、例えば今の「代」の問題については、広辞苑をごらんになれば出ております。

それから、「代」が時代によって「だい」であったり世の中であつたり、それから、代が情けなんというふうな、近世の言葉では男女の間というふうな言う、時代によって変わるわけで、例えば、「あはれ」というのは、晴れを祝うという、古代では晴れの儀式を祝う、ところが、中古、中世では、「あはれ」というのは悲しいこと、ところが、戦国時代から近世になりますと、「あはれ」という相手を褒めたたえる言葉というふうに変化しますので、言葉は当然時代によって違う。ならば、君が代の「代」がどうなのかということについては、先ほどの申し上げました。ほとんど同様であり、愛のあかしであるというふうには私は解釈していません。

○佐々木(秀)委員 終わります。どうもありがとうございました。

○二田委員 次に、倉田栄喜君。

○倉田委員 公明党の倉田栄喜でございます。

参考人の皆様方には、お忙しい中、大変きょうはありがとうございます。しかも、大変重要なお話を、御開陳をそれぞれいただきました。絞ってお聞きをさせていただきたいと思っておりますけれども、参考人の皆様方のお話の中にもありますけれども、まず君が代の解釈です。この君が代の解釈、そしてこの歌詞の解釈について特に議論が多かったようにお聞きをいたしました。それは山口参考人のお話の中にもありましたけれども、君が代は国民主権と両立をしない、こういう立場からの反対論でございます。

そこで、阿部参考人に、阿部先生は国文学者として、先生の資料を見させていただき、また御意見もお伺いしたところでございますが、この一枚目の資料に、「君が代は国民の世」という見出しがございます。君が代は「代」、そして国民の世

は「世」、この字を使ってこういうふうにお書きになっておられますけれども、先ほど阿部先生は、歌詞の解釈は変わるものである、そういうふうなお話でございました。私どもも、明治憲法下の君が代、そして明治憲法以前の君が代、そして日本国憲法下における君が代の解釈というのは変わってしまふべきだ、こういうふうな思っております。所先生も君が代の解釈については、この文脈においてはこういうふうな考えることができる、こういう御発言をなさいました。

そういう意味で、確かに、明治憲法下における、いわゆる天皇主権をもとにした君が代の解釈、それをそのまま引き継いだとすればこれは相対的な反対論が出て私は当然だと思えますけれども、しかし、憲法一条が定める、日本国憲法の中における解釈、そして、その中において先生が「君が代は国民の世」、そういうふうなきちっと解釈できるのであれば、多くの国民の方々には御理解をいただけるのではなからうか、このように実は思っております。

そこで、まず阿部先生に、君が代を、天皇がを、いわゆる所有の格助詞の「の」にかえて、天皇の国、あるいは天皇の御代、あるいは天皇の時代、そういうふうな解釈すると、いかにも国民主権に合わないからという反対論もあるわけでありまして、けれども、しかしこは、我が国日本国憲法は象徴天皇として天皇制を位置づけているわけですから、君が代そのものの解釈にしても、そして君が代の歌詞そのものの解釈にしても、まさに象徴というところに実は大きな意味があるのではないかと。

そうだとすると、阿部先生が「君が代は国民の世」、こういうふうにお書きいただいたのには、なるほどそのとおりだと思つたわけでありまして、けれども、この点を阿部先生にもう一度、先生の御主張あるいは御見解を踏まえて御説明をいただければ、このように思います。

○阿部参考人 ただいま倉田先生からは、非常に的確な、鋭い御質問をいただきました。繰り返して

になると時間がございせんから、その「代」について考へ、「よよ」と繰り返される場合と「よ」では大分違ふということは、先ほどの二の(五) 竹取物語の例で申し上げました。

最初に私が申し上げたように、天皇は象徴であるという憲法の第一条は、当然私は国民の一人として守り抜くべきだろふというふうな考へてゐる一人でございますが、そのときに、天皇が象徴であるということ、そして天皇が君が代というそのものであることには問題がありますが、君が代だとしても、天皇が象徴だというのは国民の象徴ということであり、言いかえではなくて、したがって、君が代が国民の世であるわけですから、その象徴、シンボルとしての天皇を当然守り続けるべきであるし、また同時に、君が代の、国家の「代」は国民の「世」として解釈すべきだといふ私の立場は変わりません。

○倉田委員 ありがとうございます。

所先生にこの点、確認をさせていただきたいと思いますが、先生からお配りいただいた資料の中に、「大日本帝国憲法下では日本を統治する天皇の……治める御代が未永く続き来ますように」という意味であつたが、として、以下、先生の御見解をお示しになっておられます。

この「が」は、「代」は、君が代を国歌としてあるいは国の歌として歌い続けるとすれば、その時代の中で当然解釈は変わつてしかるべきだ、したがって、大日本帝国憲法下の君が代の解釈と、そして現日本国憲法下の君が代の解釈は違つて当然だ。もちろん、先生が天皇という、その天皇制ということとを前提として、我が日本国が伝統として受け継ぐべきものだという立場でお話しになっていることは当然だとしても、解釈は変わつてしかるべきだ、こういうふうにお聞きしてもよろしいんではないか。

○所参考人 失礼いたします。

私が申し上げたいと思ひますのは、やはり賀歌、お祝いの歌としての君が代というのは、それぞれいろいろな解釈があり、また我々もいろいろ

な用い方をして一向に構わないと思ひますし、今度は、国歌としての君が代は、まさに国の歌でありますから、大日本帝国憲法時代にはその憲法に則して、今の日本国憲法のもとでは日本国憲法に則して解釈することこそが大事だと思ひわけでございます。

そういう意味で、特に天皇というものを考えるときに、戦後突然存在するようになったわけではなくて、まさに長年の歴史の中に存在されるわけですから、そのことを踏まえ、そして憲法に則して解釈していけば、つまり、天皇がまさに世襲であるということに大きな意義があると思ひます。その世襲の天皇は、単に空間的な日本だけではなく、時間的な日本を象徴されるところもあるといふところから、日本国という、まさに空間的存在でもあると同時に時間的存在である日本国を、そして、この祖先以来の、そして現に存在する国民を全体としてあらわされるということが憲法にある意味ではまことにうまく表現されておる。それに則して解釈すればよいのではないかとこのうに思つております。

〔委員長退席、植竹委員長代理着席〕

○倉田委員 ありがとうございます。

最後に、山口参考人に一つだけ伺ひたいと思ひますが、山口参考人は、教育の現場でこの君が代等々、国旗・国歌の問題についていろいろ御経験があらひの立場の中からの御主張だと思つてお聞きをいたしました。

私も、思想、良心の自由を侵してはならない、強制があつてはならない、特に子供たちに強制があつてはならない、こういう立場でございませうけれども、先生のお話を聞きながら一つだけちょっと腑に落ちなかつたのは、一枚目のペーパーの最後の方、つまり「日の丸・君が代」の押しつけが、教師としての誇り、教育者としての生き方を根本から打ち砕いてしまひかねない、この御主張を聞きながら、私は、一方で、いろいろな意見があつて当然だ、この国会の中でも議論がされる。

先生はここで、教師を一般化して、教師としての誇り、教育者としての生き方を根本から打ち砕かれるといふふうな書かれてゐるわけですから、もしこれがすべての先生方がそうだとすれば、実は大問題ですね。

しかし、一方で、やはり日の丸を国旗として、君が代を国歌としてきちんと教えるべきだ、それがやはり教育者としての誇りだ、そういうふうにお考えになられる先生は現場にはいらっしやらないのでしょうか。

○山口参考人 今の御質問ですけれども、教育にとって、自由とか民主主義というのはやはり最も大切な問題だと思ふんです。この自由や民主主義が学校の中で本当に満ちあふれるように豊かになつてゐる、そのためには、教師自身が本心にみずから自由に、みずからに対して誠実に生き、この部分が私は大変重要であるといふ点で、教師のあり方の問題を一つ申し上げたわけであり

ます。御質問でありましたように、日の丸に対してそれは大いに結構じゃないか、こういう方々も私はたくさんおいでになることを率直に申し上げます。ただ、そういう方々も含めて、その方々の中にも、押しつけは、やはり子供たちへの押しつけには、こういう部分はおありであるといふ点もまた同時に受けとめていただきたいといふふうに思つております。

以上です。

〔植竹委員長代理退席、萩野委員長代理着席〕

○倉田委員 今御指摘のように、教育の現場で子供たちに対して押しつけられることがないようにな、私たちも頑張りたと思ひますし、先生にも頑張りていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○萩野委員長代理 次に、中村鋭一君。

○中村鋭一委員 自由党の中村鋭一でございます。きょうは、参考人の皆さん、本日に御苦勞さま

でございます。この法律の成就に尽力をしてきた者の一人として、今日ここにこのような状況になりました。まさに大詰め、大団円を迎えようとしておりますが、本日は、参考人の皆さんの御意見をいろいろとお伺ひいたしました、殊さら感銘深いものがございました。

所先生に幾つかお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

今回、非常に簡潔明快な、全二条をもつて成る法律案がまさに成就しようとしてゐるのときに、百二十五代にわたる天皇家、我々子供の時分は、万世一系たぐひなき、こういう表現をいたしました。今日憲法にも、天皇家は世襲である、このように記載をされております。そういった我が日本の特別な立場、これを国歌においてきちりと規定することができた。私は、君が代の歌詞の意味するところも明快にそのことをあらわしてゐる、こう思つております。

そこで、この君が代、日章旗を、先生のお話の中では、終戦直後にこれをタブー視する、例えば日の丸を上げることをタブー視するとか、君が代を歌うことに制限を加える動きがあつた、こういうお話があつたと思ひますが、簡単に結構ですが、そういう事実をひとつ御証明願ひたい。

○所参考人 失礼いたします。

先ほどごく簡単に申しましたが、今先生御指摘のことにつきましては、実は私がかねて承知はしておりましたが、つい昨日、こちらに出ますために衆議院調査局内閣調査室からいただきましたこの参考資料を見ますと、そのことがきちんと資料に出ております。私は、これは大変よくできた資料だと思ふんですけれども、その中にこういうことがちゃんとまとめられて書いてございます。

「占領下の国旗」というのが百五十六ページにまとめてございまして、「連合国総司令部は、占領の当初、日の丸の掲揚を禁じていたが、昭和二十二年五月に、マッカーサーは、日本国憲法の施行に際して、国会、最高裁判所、首相官邸、皇居に限定して、国旗の掲揚を認めた。翌二十三年三

月には、連合国総司令部覚書により、祝祭日における国旗掲揚が許可された」ということとごさいまして、昭和二十年から二十一年、二十二年、二十三年ころまでは、最初は全面禁止、やがて部分許可となりまして、ようやく昭和二十四年に至りまして、マッカーサーは、年頭のメッセジで国旗掲揚の制限を撤廃し、国内において無制限に使用し掲揚することを許可したわけですね。

申すまでもなく、占領下ですから、最高の命令権はマッカーサーが持っておりましてけれども、それが禁止し、そして制限し、やがてそれを許可するということでありましたが、なお昭和二十四年当時でも、国内においてはという限定がついておりましたので、この資料を見ますと、「国内においては、この場合領海を含みます、従って船舶は、国旗を掲揚できないものである」ということがちゃんと通達されております。つまり、なお昭和二十七年の四月、講和独立に至るまでは、船舶は日本の国旗を掲揚することができなかったという事実がございいます。

私も記憶にありますのは、ちょうど昭和二十七年の講和独立のころ、小学校五年生でありましたけれども、そのころ初めて翻翻と掲げられる日の丸を校庭で見たことがございます。

そういう状況でありますから、君が代につきましても、特段の禁止命令は出ていないようでありまして、やはりそれを遠慮する、タブー視する、という風潮が当時あったように記憶しております。

以上でございます。

○中村(総)委員 だからこそ先生、やはり私は法律化をきちっとする必要があると思うんです。その時々の中の流れで、法律で決めてなかったら、またこれはやはりやめておきましょうとか、歌うのは好ましくないとか、日章旗は上げない方がいい、これはやはり困りますからね。君が代の意味するところでありまして、私はもう先生のおっしゃる所論と一〇〇%シンクロナイズしております。そのことを初めに申し上げてお

きますが、しかし、にもかかわらず、「君」という言葉は、万葉におきまして、やはり普通には恋人あるいは夫婦の一方の相手方を指す場合の方がむしろ圧倒的に多い、こう思うんですね。

私は犬養孝先生に御薫陶を受けた生徒の一人でありまして、犬養孝先生がよく朗詠なさった歌に、「言霊いやさや敷きて君とかも寝ん」というのがあります。これはあの歌であります。戦争に出ておりました、国にいる恋人に送った歌であります。戦争が終わった国へ帰って真つさら

な畳を敷いてあなたと裸で抱き合って寝たいよ、こういう意味なんですね。「言霊いやさや敷きて君とかも寝ん」です。あるいは、君の御手の触れてし小さな小さな小川の石をどんな宝石よりも私

は大事なものに思っ一生懸命胸の奥深くに秘めておきますよと。こういうところにも「さざれ石」なんという言葉が実は使われているんです。だけれども、一般論として言え、だから私、

「君」というのは、天皇を指す場合はむしろ大君というのが妥当ではないかと思ひます。「海行かば 水漬くかばね 山行かば 草むすかばね 大君の 辺にこそ死なめ かねりみはせじ」、これは明快に天皇を指している、私はこのように理解をいたします。

しかし、今回の君が代は、その後続く助詞は「が」、それから「代」、そしてその後続く助詞は「は」さざれ石のいわおとなりて、こう言っているわけですから、この場合の「君」というのは、私、正確にこれは天皇を指すと理解をしておいていいし、そして今回政府見解で、昔は主権者である天皇を指していたと、帝国憲法のときはそう言

われていたが、現憲法のもとでは日本国及び日本国民統合の象徴である天皇と解釈が適当、この解釈はそれでいい、こう思いますが、先生、これは間違いないと思いませんね。

○萩野委員長代理 所参考人、簡潔にお願いします。

○所参考人 わかりました。失礼いたします。大筋おっしゃるとおりでございますして、「君」と

という言葉はまさに古くから、例えば天皇という言葉がまだない時代にも天皇を大君という言い方であらわし、またそれが広く使われた。さらに、「君」といえば、かなり地位の高い方であり単なる恋人でありを指した。いろいろな用い方がされてきた。それはまさにおっしゃるとおりでありまして、それがだんだんに賀歌として使われる場合、今度はやはりかなり限定して、特に敬愛する相手

を指す。国歌としては、まさに明治のときも戦後もそれぞれ国の歌として憲法に則し、その政治、社会に即して解釈される意味でいえば、やはり天皇と考

えるほかない。しかし、現時点では、まさに象徴世襲天皇を指すということに間違いはない。そのことをあらかじめ政府見解で示されたことはまことに意義があることであり、それによって我々は理解すれば、全く矛盾もないどころか極めて意義があるというふうに考えております。

○中村(総)委員 これは先生、全く同意見でございますが、私は、天皇の聖寿万歳を我々国民が心からお祈りを申し上げるというの、これは国民のやむにやまれぬ気持ちの発露でありますから、余りこういうのは難しく考える必要はないと思ひ

ます。やはり「君が代は千代に八千代にさざれ石のいわおとなりて」のむすまで、我々の象徴である天皇さん、ひとつその御代がいままで続くようにと、この気持ちというのはごく自然な我々国民の感情の発露である、こう思いますが、

同感ですね、先生。はい、ありがとうございます。

最後に、憲法第一章「天皇」第一条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」こうなっておりますが、先生、一言だけ、この憲法第一章第一条に規定するところ、

今回の君が代・日章旗法、法律です、整合しているのか、びったりときているのか、多少問題があるのか、最後にそれだけ一言お伺いをし

ておきたいと思ひます。

〔萩野委員長代理退席、委員長着席〕

○二田委員長 所参考人、時間が経過しておりますので、簡明にお願いします。

○所参考人 個人名を挙げて恐縮でございますが、学習院大学の坂本多加雄という先生が「象徴天皇制度と日本の来歴」という書物を書かれました。私、大変名著だと思ひますが、要するに、天皇というのはやはり古来の歴史を担ってこられたわけでありまして、当然現在の象徴天皇という

ものもその歴史の中で理解されるわけでありまして。そういう意味では、今の憲法の成立にはいろいろな事情がありましたけれども、まさに千数百年来の歴史、明治以来の歴史を踏まえてその条文ができており、それに則して今の君が代を解釈しようとするときに、ある意味でまことに見事に象徴天皇が日本国をあらわされ、また象徴天皇が日本国民統合の姿をあらわされるというふうに憲法

自身が明記しており、そのことが主権の存する国民の総意だと言っておるわけでありまして。この「主権の存する日本国民の総意」というのは、古来の日本人、そして憲法制定当時の日本人、将来の日本人にわたるまさに日本国民総体の総意がそういうふうな確定しておるわけでありまして、この憲法が統制の限りにおいて、まさに象徴世襲天皇を持つ日本国及び日本国民の歌として、この君が代は最もふさわしいというふうに思

うわけでございます。

○中村(総)委員 お互いに国民の一人として、この法律が一刻も早く成立することを、その晩には心から奉祝し慶賀することを、念願いたしまして、終わります。ありがとうございます。

○二田委員長 次に、児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。最初に、山口先生にお伺いしたいと思ひます。先ほど先生は冒頭に、現在の学校教育が置かれている困難。この困難にどう取り組むかというのは、まさしく国民的な課題になっているように私は思ひます。そういう中で、先生の御陳述の中に

ありました日の丸・君が代が押しつけられる、そのことで、校長を初めとしてすべての教職員が、信頼と協力、共感で結ばれる学校づくりが根本から破壊されてしまう。そのところをもう少しぜひお聞きしたいと思います。

○山口参考人 それでは、私の思っているところを申し上げます。

学校というのは、あるいは教育というのは、本心に心から信頼し合うというときに初めてそこに教育の場が生まれてくるわけであります。申し上げましたように、学校長も大変苦悩をしながら、しかし押しつけられると、教職員にとつてみれば、そのことがみずからの内心やあるいは子供たちのそれを侵してしまふ、親御さんのことを思うと、そういうことを一方的にやるということに対して一層矛盾を感じるわけであります。

今学校の中では、本心にすべての教職員が子供たちを中心にして、そしてみんなで力を合わせるということが物すごく大切であるし、さらには、学校というのは教職員と子供だけではなくて、父母の皆さん方がいろいろな思いを学校に寄せ、子供たちを通して教職員に期待をしているわけでありますから、このところが、本心にみながら信頼し合えるということが重要なわけでありまして、この押しつけの問題というのがその根本をずたずたにしていくような性格を持っているという点で私は申し上げたわけであります。

○児玉委員 弓削先生にお伺いしたいと思いますが、

先ほどの先生のお話を大変感銘深くお聞きいたしました。

先生は、この六月七日でございしますが、奥平康弘先生や暁峻先生、永原慶二先生などとともにこの日の丸・君が代法案の国会提出についてのアピールをお出しになったと思います。すぐ、加藤周一さんや鶴見俊輔さん、三浦綾子さんなどからの賛同があったと承知しておりますが、先生がお出しになったアピールの内容のあらましと、そして学者、文化人の中にどんな反応、反響があったか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

たか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○弓削参考人 アピールの内容は細かくは覚えておりません。ただ、いわゆる学者、文化人と言われる方は、ふだんはこういう問題については意見を述べないことが多いんですけれども、私どもに、よく言いたいことを言ってくれたということをお寄せしてくれました。

○児玉委員 中田先生にお伺いしたいと思いますが、

私も先生がおつくりになった「ちいさい秋みつけた」とか、そういった曲を愛好している者の一人でございます。そして、先生がこの十月二日の朝日で、最後のところで述べていらっしゃる、今回の法制化に対する国会議員のあり方、そのところは非常に重く受けとめている者の一人でございます。

先生は、四月八日の朝日新聞でこの問題に触れて、「問題は歌詞。メロディーと合っていない。思想の問題というより、芸術歌曲として拙劣です」というふうにお述べになっておりますが、歌曲というのは非常に重要な人類にとっての文化だと私は思います。このあたりのところをもう少しお聞かせいただければと思います。

○中田参考人 思想とかそれから政治に対する考えというのは、先ほどおっしゃったように、この君が代・日の丸をもう絶対的にいいものだと思ってしまう方と、全く反対という方がおりますよね、それはいつまでもたっても変わらないんですけれども、私も天皇制とか憲法やなんかに対する考えが、ありますが、それを言ってもそれはまた何分の一か、言ってもいいんですけれども、今は時間もないので……

一番大切なことは、先ほど何遍も申し上げたように、歌というのは本心に詞とメロディーが合っていないといけません。山田耕柁は、歌曲というのは詞が一度メロディーが一、両方足すと二ではなくて三にでも四にでもなる、そういうふうになっている、詞とメロディーが一致するということがとても大切ということに、もうそれだけな

んですけれども……

特に、歌詞は日本語ですから、一番正しい日本語で、その日本語を言ったときに「君が代は」とわかればいいんですけれども、先ほど言いましたように「きみがあやうは」、あなたの用は何だというふうになっちゃうわけですね。だから、そういうふうになつくり方、つまり歌詞が短いんですよ。メロディーが長いから、合わない。だから、やはり歌詞の長さともメロディーの長さは一致させなきゃいけない。

それで、結婚でも、結婚は一回するのは当然かもしれないけれども、やはり二回目はどうもうまくいくということがありますよね。だから、メロディーにもっといい歌詞をつけられれば、みんなが納得するすばらしい国歌になる可能性があるということ、私はいつもそう思っております。その辺でいいでしょうか。

○児玉委員 吹浦先生にお伺いしたいと思いますが、

オリンピックにあつては、日の丸と君が代、これはそれぞれ選手団の旗であり、そして選手団の歌である。これは、外国の言うところの国旗・国歌も全く同じ扱いだ、私はそのように承知をしておりますが、このことに限定してお答えいただきたいと思ひます。

○吹浦参考人 限定してということでございますから、そのとおりですとだけ申し上げます。

○児玉委員 最後に、もう一度山口先生にお伺いしたいと思ひます。

先生の先ほどの御意見の中で、教師への強制は子供への強制につながり、子供の内心の自由を奪ってしまうという問題になると。このところがやはり先ほどの、教育の困難を国民的に乗り越えようとするとき最も中心の一つになると私は考えるわけですが、そのあたりについてさらに御意見をいただきたいと思います。

○山口参考人 子供たちの内心の自由というときに、私もちょっと先ほど申し上げましたけれど

も、わからないということもその一つなのですね。わからないということと同時に、知らないということ、言いたくないということ、こういう部分も子供たち、特に小さい子供であればあるほどそういう部分がたくさんあるわけでありまして。そのところを無理にこじあけて言わせたり何かしようとするのは、それはやはり教育の上において根本的に違っている。

教育の場合には発達段階があるわけでありまして、要するに、子供たちの発達の状況に応じながら、子供たちの知識とあるいは理解度等の関係の中でもって教育をしていかなければならないという部分があるわけです。

日の丸問題、特に君が代の問題については、私は特にその部分が大きな問題で、一般の方々は、小さいときから何となく歌っているからそれでいいのだというふうに言われるかもしれませんが、けれども、内心の自由というものを突き詰めてみると、子供の君が代の問題についてはそういう部分に到達する。そこを本心に大切にすることが一人の人間として子供たちを本心に扱うというか、子供の権利条約の、一人の人間として人格を持っているのだ、どんなに小さい子供たちでも人格を持っているのだというのを認め合う、そこから教育や信頼というのが出発するのだということをこの問題にかかわっては私は申し上げておきたいというふうには思っております。

○児玉委員 お二人の先生には、ちょっと時間がなくて御質問できなかった失礼をお許しいただきたいと思ひます。

私たちは、今この問題で当然賛否分かれておりますけれども、自由に活発な議論をしていけば必ず国民的な合意に到達する。その国民的な合意に資するよう国会での審議をこの後慎重に継続的にやっていきたい、そのために共産党は努力をするということ述べて終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○二田委員長 次に、深田肇君。

○深田委員 もう大分遅くなりましたが、けさ早くから引削先生初め六人の先生方、お出かけいただきまして、しかも高いお話を伺いまして心から感謝申し上げておきたいと存じます。

私は、社民党の深田肇と申します。したがって、ちょっと前置きはしておきたいと思えます。社民党は、日の丸は、一般にお互いの共通認識として、特に船舶問題の中では必要だろうということを早々と考えておりました。同時にまた、ずばり言いますが、先般本会議場で官房長官が答弁の中で引用されましたから申し上げるのですが、村山総理時代には、日の丸・君が代に対する一定程度国民的な認識があるのではないかと思います。が、実は、そのときうちの村山総理が強調いたしましたことは、こういった問題は強制があつてはいけない、強制をしないことであるということを経験しているわけでございます。

したがって、自然の流れの中でみんなの認識がそうなっていくとするならば、今二分しているか何分の二か、実はわかりませんが、はつきり申し上げて賛成、反対の二つの大きな意見があるわけでありまして、その点はひとつ国民の中で十分議論をしていこうということを民主主義者村山富市は考えてそういうふうにご意見を申し上げた上で、ちょっと最近の状況を考えたいと思ひます。

私も、内部でも議論しておりますけれども、最近の世論調査では随分変化が出てきたように思ひます。特に、君が代のことを官房長官が次々と新しい解説をされる。しかも総理大臣は、今期の会期の冒頭では、国旗・国歌についてはそういう法律はつくらないよということをおっしゃっていたものが、よくよくお考えになったら出さなければいかぬということになったというので、会期延長とともにぼんと出てきた。

しかも、それがいわゆる法制化をちゃんとやろう、こういうことになるわけでありまして、そのこと

れがきっかけになってまだまだ全国的な議論があつたり子供たちの中で話があつたりとは思ひませんけれども、それなりの、先生方、公聴会を初めとするきょうの参考人の皆さん方のお話もあると思ひますが、大変な話題性が出てまいりまして、いい意味で、我々の国のあり方、特に、二十世紀を終わるに当たって二十一世紀にどういうふうな我々に対応すべきなのか。

特に、お互い思いをいたしましたあの侵略戦争をどういうふうな我々は反省をして、アジアを中心とする世界のメンバーに、平和憲法を持った誇りある我が日本は、憲法だけではなくて、この二十世紀を終わるに当たってきちんとした謝罪をしたり償いをするということを鮮明にしたがら、お互いの合意を得るならば、その中で、あえて私は日の丸・君が代と申しませんが、国旗・国歌についてお互いが集約していく時期が来るだろうというふうには考えておるわけでありまして、やればやるほど、あえて私は申し上げませんが、二分の上、その上でまた、君が代についてはよくわからないよ、それでいいのかという内容は、時間がありませんから省略いたしますが、そういう声が世論調査でどんどん出てきている。テレビでも新聞でもそうであります。

そういう状況になってまいりますと、私は、やはりもう少し国会の中で慎重に議論をするし、きょうの先生方のお話を聞きながら、もっともつと国民的な議論の場を保障する。例えば、ある党では国民投票をやったかどうかという話もあるようです。国民投票も結構。等々を含めて、全国的な議論をしながら民主的に物事を決めていく。その上で、我々が自分たちの誇れる国旗と国歌を持つべきだというふうには思ひます。そのことを申し上げた上で、突如のごときで申しわけないのでありますが、きょうお話しいただきました山口先生に、ちょっと最初に教育現場のことについて。

実は二十一日の日に、文教委員会の申し入れも含めまして、合同で、我が委員会とで連合審査をやることになるわけでございますので、そのこと

も意識しながらやるのですが、きょう先生の出されました文章の中に、違反者があれば氏名等をこちらに上げていこうと。違反者という言葉がありまして、これは、いわゆる学校当局なり校長なり、それからまた言えば県の教育委員会が、違反者ということ、きょうのことは正式に指導文書としてあつて、こういうのは正式に指導文書としてあつて、やっていると、俗に言う括弧づきの違反者かというのをちょっと現場状況を知りたいと思ひます。これが第一点。

関連いたしまして、違反者に対する処分を行うというのがありますが、処分があることは聞いております。したがって、この処分は罰法に基づいて処分しているのか。処分の量刑もたくさんありますが、時間がありませんから量刑は別にして、何法によつていわれる学校の先生方が処分されておられるのか。ここだけはちょっと簡単にお話を伺つて、文教委員会の方に引き継ぎたいと思ひますので、よろしく願ひたいと思ひます。

○山口参考人 私は、ここに、きょうはお届けすることはできないのですが、ある県の教育委員会から出された校長への通知という形で、職務命令があるわけですが、その中に、指導に従わず違法行為を行う職員が出ることが予想される場合は、その指導等について教育委員会と事前に協議することを含め、対応を検討しておくことというふうな記載があつて、そして、事実、文部省の統計では毎年いろいろな形で、例えば交通違反で処分されたとかいろいろのものがあつたけれども、そういう部分の中に日の丸・君が代の問題で処分された人は何人いるという統計が出ています。これは文部省の教育委員会月報で出されているわけでありまして。

そういう形で懲戒処分がなされているという点も、ひとつと文部省の資料を通しながらお話をさせていただきます。ありがとうございます。

○深田委員 ありがとうございます。私どもの身ながら深刻な例のお話がありました。私どもの身

内にも、それは全部おられます。その点では大変共感をしながら、心が痛んだ思いをしたことを申し上げた上で。

そこで、先ほど学校現場の経験がある先生方の方にもちょっとお尋ねしましたとおり、やはり、内心といいますか、良心といいますか、心の中に対するあり方論については大変重要な問題があるだろうと実は考えている次第でございます。そこで、法制化をするという点でも強制化に伴う。これについては、官房長官の方は、法制化しても義務化はしないのだ、同時にまた、法制化して強制化をするわけではないのだ、こういう御答弁は何回も出ていますが、これはだれも信用できないのです。

そういう問題ではなくて、法制化をするのは、今なぜ法制化をするかということが一つひっきりなすし、急いで法制化することによって、いわゆる校長先生を初めとする御苦労があつたような話に対して、法制化で法律ができたがために、今度は、強制という言葉を使わなくても、このとおりやらない、やらなきゃ違反ですよ、処分ですよというところまで行くだろうし、同時にそのことが子供のところに行くだろうと思ひます。

私などもちやうど中間の世代でございますから、夜遅くテレビを見ておりました、日の丸がなびき、君が代がNHKで流れますと、何とも言えない、おやじや年寄りの人の話を思い出さずとも事実でありますので、そんなこんなで、法制化したら必ずこうなることはお互いわかるのですが、法制化をしないでも今いろいろなことが起きています。これもお互い確認できるわけでございますから、少なくとも私たちは嫌だということを言いたいのですけれども、実際問題、嫌だということを言えなくなるといふ雰囲気をおちこちで感じます。

うちの子供たちも、帰ってきて、PTAでもそのことをお母さんが頑張るから、私は小学校の中でつらいのよと娘が言うのですよ。頑張るやつが悪いのか、子供の言うことが本当なのかというこ

とも実は夫婦間で、親子間で論争することも事実でございますので、そんなこんなを含めた意味で、前置きが長くなりましたが、この内心に対する問題について、いまいち先生の御意見を伺っておきたいと思ひます。

いかにして我々は、民主社会として自由を守るために何が必要なのか。ここでもう一歩間違ふと、どんなに約束事をしておいても、そこには強制をしてお互いの内心に物を響かすことになるのだということを感じますので、ちょっと御意見を賜っておきたいと思ひます。

○司刑参考人 お答えになるかどうかわかりませんが、今回の日の丸・君が代の法制化についての法案というのは、一九九九年のこの時点ではなくて、違つた政治的な状況のもとで出されたのであれば、もっと素直に聞けたのではないかと思ひます。ところが、最近の政権担当者、それから国会の大勢の方の御意見といひますか、それでい

わゆるガイドライン法というものが通されて、それ以後、我々国民の空気も大分変わつてきているわけですね。そのような目で今度の法案を見ざるを得ない。そうした場合に、法制化しても決して強制しないよということ、そういうことをおっしゃることが本当にそのまま現実となるかどうかについて疑問を持つわけですね。

つまり、私の年代の者は、昭和十三年の国家総動員法ができてからの国民の生活というものを感じております。そういう感覚の中で、もしこの法制化がなされ、そして、これへの服従を暗黙の気持ちでも、暗黙の言葉でも言われれば、それは強制になると思ひます。

もう一つだけよろしいでしょうか、私の経験で。

○二田委員長 時間が過ぎていきますから、なるべく簡潔にお願いします。

○司刑参考人 もうこれだけで終わります。私は、戦争中、青山通りに近いところに住んでいました。渋谷から青山通りを通過して九段の方に行く市電と、それから、当時宮城と言いました

が、宮城の方に行く市電がありました。それからもう一つは霞町の方に行く市電なんです、これは問題ないのです。

初めの二つの場合は、私の経験では、これに乗りますと、築地の方に行く電車は、ただいま宮城前通過でございますというのを車掌が言うわけですね。そうすると、いやでも応でもみんな立っておじぎをするわけです。それから九段の方に行くものでも、ただいま靖国神社前通過でございます。こういう暗黙の、おじぎをしろとは言わない、しかし、これは暗黙のプレッシャーになる。

そういうことを日本国憲法は許していないということ。こういうことをみんな記憶していて、あの日本国憲法ができた、私どもは喜んでということをおし上げたいと思ひます。

○深田委員 時間が来ましたが終わるわけでありますが、御指摘のとおり、全体の大きな流れの中で、最後の仕上げのような国旗・国歌が出てきました。同時に、私どもが反対したから申し上げるものであります。言葉は別にいたしまして、憲法調査会が設置されることになり、本格的に憲法改正に向かつての議論までやろうということをおし上げた上での議論の中で、これは少し真剣に、国民的な討論の中で頑張らなければいけません。うことを申し上げて、私の方は、感謝の言葉を申し上げたいと思ひます。

○二田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見を述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

参考人の皆さん、御退席いただいて結構でございます。

○二田委員長 この際、本案審査のため、第一班沖縄県、広島県及び第二班北海道、石川県に委員を派遣いたしましたので、派遣委員からそれぞれ

報告を聴取いたします。第一班小林興起君。

○小林(興)委員 沖縄県及び広島県に派遣された委員を代表いたしまして、団長にかわり私からその概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、二田孝治委員長を団長として、萩野浩基君、平沢勝榮君、北村哲男君、藤村修君、河合正智君、三沢淳君、石井郁子君、辻元清美君と私、小林興起の十名であります。

沖縄県における会議は、七月六日、ホテル日航那覇グランドキャッスルにおいて開催いたしました。

まず、団長から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序などを含めてあいさつを行った後、沖縄県商工会議所連合会常任幹事米村幸政君、沖縄県権協協理理事長福地昭昭君、政治アナリスト比嘉良彦君、元川平小学校・川平中学校校長嶋間昇君、沖縄国際大学教授安仁屋政昭君、日本基督教団佐敷教会・うぶさと教会牧師平良修君の六名から、それぞれ意見を聴取いたしました。

以下、その陳述内容につきまして簡単に申し上げます。

まず、米村君からは、国旗・国歌の法制化に賛意を表するものであること、日本国民として国旗・国歌に敬意を表することは当然のことであり、それらの否定は許されるものではないこと、国旗・国歌の法制化は教育現場における混乱を回避する意味において必要であること、

次に、福地君からは、国旗・国歌を法制化すること、必要はないこと、国旗・国歌の法制化により、日の丸の掲揚、君が代の斉唱の義務化が一層強まる懸念があること、

比嘉君からは、国旗・国歌の法制化には賛成であるが、それらの押しつけには反対であること、嶋間君からは、日本の歴史と伝統の中からはぐくまれてきた日の丸・君が代を国旗・国歌とすることは適切であること、

して容認できないこと、最後に、平良君からは、日の丸・君が代を国旗・国歌として法制化することには反対であること、新しい国旗・国歌を制定すべきであることなどについて、それぞれの立場から意見が述べられました。

次いで、各委員から、日の丸・君が代の定着状況、国旗・国歌の法制化が教育現場に与える影響、国旗・国歌について児童や生徒に教えることの意義、国旗・国歌の法制化の目指すものなどについて、それぞれ熱心に質疑が行われました。

次に、広島県における会議は、七月七日、ホテルグランドヴィア広島において開催し、現地において斎藤鉄夫議員が参加されました。

まず、団長から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序などを含めてあいさつを行った後、広島県公立高等学校校長協会会長岸元平君、広島県高等学校PTA連合会副会長長渡綾子君、広島大学副学長岸田泰三君、全広島教職員組合執行委員長高橋信雄君、広島平和教育研究所研究員空辰男君の五名から、それぞれ意見を聴取いたしました。

以下、その陳述内容につきまして簡単に申し上げます。

まず、岸元平君からは、国旗・国歌の法制化の実現を望んでいること、自国の国旗・国歌を大切に指導を通じて、国際社会に通用する日本人の育成を期待していること、

次に、渡辺君からは、教育現場においては国旗・国歌について全国共通の教育が必要であること、

牟田君からは、国旗・国歌の法制化は必要であるが、特定の個人にそれらを強制すべきではないこと、

高橋君からは、国旗・国歌の法制化は許されるものではないこと、国旗・国歌の法制化によって教育現場への強制はあつてはならないこと、

最後に、空君からは、日本のアジア諸国への加害の歴史から見て日の丸・君が代を国旗・国歌と

して法制化することには反対であること、国旗・国歌の法制化にはもっと時間をかけた幅広い国民的論議が必要であること

などについて、それぞれの立場から意見が述べられました。

次いで、各委員から、国旗・国歌をめぐる教育現場が混乱した理由、日の丸・君が代の定着状況、国旗・国歌についての児童や生徒への教育のあり方、国旗・国歌の法制化が教育現場に与える影響などについてそれぞれ熱心に質疑が行われました。

以上が第一班の会議の概要であります。会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと存じます。

なお、速記録ができましたら、本委員会議録に参考として掲載されますようにお取り計らいをお願いいたします。

これをもって第一班の報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、地元の関係者を初め、多数の方々に多大の御協力をいただき、極めて円滑に行うことができました。ここに深く感謝の意を表する次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

○二田委員長 次に、第二班植竹繁雄君。

○植竹委員 北海道及び石川県に派遣されました第二班の委員を代表いたしまして、私からその概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、団長として私、植竹繁雄と、小此木八郎君、小島敏男君、矢上雅義君、佐々木秀典君、山元勉君、倉田栄喜君、鰐淵俊之君、児玉健次君、笹木竜三君の十名であります。

北海道における会議は、七月六日、ホテルニューオータニ札幌において開催いたしました。

まず、私から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序などを含めてあいさつを行った後、前札幌大谷高等学校校長塚本正孝君、北海道大学法学部教授山口二郎君、北海道大学工学部教授中島慶君、酪農学園大学環境システム学部教授太田一男君の四名から、それぞれ意見

を聴取いたしました。

以下、その陳述内容につきまして簡単に申し上げます。

まず、塚本君からは、国旗・国歌をめぐる現実社会での混乱を收拾するためにも、また、同一社会、同一文化への帰属意識を高揚するためにも、法制化が必要であること。

次に、山口君からは、慣習を法制化することには問題があること、二十一世紀の入り口で日の丸・君が代の法制化をすべきではないこと、

中島君からは、世代間の国旗・国歌に対する敬愛の念を共有し、継承していく必要があること、教育に当たっては、民主的ルールに則して国旗・国歌の必要性への理解を深めるべきこと、

最後に、太田君からは、新たな国旗・国歌を創設する必要があること、国旗掲揚、国歌斉唱を強要しない担保が必要であること

などについて、それぞれの立場から意見が述べられました。

次いで、各委員から、法制化することのメリット及びデメリット、国旗・国歌の意義及び法制化の是非、教育現場に対する強制への懸念、国旗・国歌に対する国際儀礼上のマナー指導の必要性、

国旗・国歌のあり方、君が代の解釈及びその教育方法等について、それぞれ熱心に質疑が行われました。

次に、石川県における会議は、七月七日、ホリデイ・イン金沢において開催いたしました。

まず、私から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序などを含めてあいさつを行った後、金沢青年会議所理事長米井裕一君、石川県労働者福祉協議会理事長荒島勝夫君、北陸大学外国語学部教授松田三郎君、元尾口村長佐藤忠吾君、金沢大学名誉教授深井一郎君の五名から、それぞれ意見を聴取いたしました。

以下、その陳述内容につきまして簡単に申し上げます。

まず、米井君からは、国際化の観点から国旗・国歌の法制化が必要であること、国旗・国歌に新

しい解釈を加えることには違和感があること、

次に、荒島君からは、法案に対する審議は慎重に行う必要があること、政府において新たな世論調査を実施する必要があること、

松田君からは、国際社会における国家へのアイデンティティーとして国旗・国歌は重要であること、国民的理解を得た上での法制化が必要であること、

佐藤君からは、日本人としての誇り、責任、自覚のもとでの法制化が必要であること、

最後に、深井君からは、現時点での法制化は時期尚早であること、君が代の解釈については疑義があること

などについて、それぞれの立場から意見が述べられました。

次いで、各委員から、地域社会における国旗掲揚、国歌斉唱の現状、国旗・国歌の教育問題と愛国心の養成との関連性、国旗・国歌に対する敬愛の念の必要性、教育現場に対する強制への懸念、法制化の手段のあり方、諸外国における国旗・国歌の現状等について、それぞれ熱心に質疑が行われました。

以上が第二班の会議の概要であります。会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思えます。

なお、速記録ができましたら、本委員会議録に参考として掲載されますようにお取り計らいをお願いいたします。

これをもって第二班の報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、地元の関係者を初め、多数の方々に多大の御協力をいただき、極めて円滑に行うことができました。ここに深く感謝の意を表する次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

○二田委員長 以上で派遣委員からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○二田委員長 次に、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の本案に対し、文教委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、公報をもってお知らせいたしますので、御了承願います。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

正午散会

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 二 号 (その二)

(本号(その一)参照)

派遣委員の沖縄県における意見聴取に関する記録

一、期日 平成十一年七月六日(火)

二、場所 ホテル日航那覇グランドキャッスル

三、意見を聴取した問題 国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 二田 孝治君

小林 興起君

平沢 勝栄君

藤村 修君

三沢 淳君

辻元 清美君

(2) 政府側出席者

内閣総理大臣官房審議官

佐藤 正紀君

(3) 意見陳述者

沖縄県商工会議所連合会常任幹事

米村 幸政君

沖縄県人権協合理事長(元沖縄県教職員組合委員長)

福地 晴昭君

政治アナリスト 比嘉 良彦君

元川平小学校校長 嶋間 昇君

川平中学校校長 安仁屋政昭君

沖縄国際大学教授 日本基督教団佐敷教会・うぶさ

と教会牧師 平良 修君

午後零時三十分開議

○二田座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院内閣委員長であり、今回の派遣委員団長の二田孝治でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしく御願い申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、国旗及び国歌に関する法律案の審査を行っているところでございます。

当委員会といたしましては、本案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を開催しているところでございます。

御意見をお述べいただく方々には、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。

どうか忌憚のない御意見をお述べいただくようよろしくお願いいたします。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。

発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく方々から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方から御意見をお一人十分程度お述べいただきました後、委員から質疑を行うことになっております。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の小林興起理事、萩野浩基理事、民主党の北村哲男理事、公明党・改革クラブの河合正智理事、自由党の三沢淳理事、自由民主党の平沢勝栄委員、民主党の藤村修委員、日本共産党の石井郁子委員、社会民主党・市民連合の辻元清美委員、以上でございます。

次に、各界を代表して御意見をお述べいただく方々を御紹介させていただきます。

沖縄県商工会議所連合会常任幹事米村幸政君、沖縄県人権協合理事長・元沖縄県教職員組合委員長福地晴昭君、政治アナリスト比嘉良彦君、元川平小学校・川平中学校校長嶋間昇君、沖縄国際大学教授安仁屋政昭君、日本基督教団佐敷教会・うぶさと教会牧師平良修君、以上六名の方でございます。

それでは、米村幸政君から御意見をお述べいただきます。

○米村幸政君 ただいま御紹介いただきました米村でございます。

このたびは、国旗及び国歌に関する法律案の公聴会を特に本県に指定され、意見を述べる機会を与えていただきましたことに對し、心から感謝を申し上げます。

それでは、早速ではございますが、私見を述べさせていただきます。

まず最初に、国旗・国歌の法制化についてでございます。

結論から申し上げますと、私は、日章旗・君が代を国旗及び国歌とする法律案に賛意を表するものでございます。

国旗及び国歌に関する法律案が今国会において速やかに可決成立し、国旗・国歌が名実ともに法的な位置づけがなされることを願うものでございます。

以下、その理由について申し上げます。

まず、国旗・国歌に対する基本認識でございます。

私は、日本国民として、また、我が国を構成する一県の県民として、自国の主権を象徴する国旗及び国歌に理解を深め、敬意を表することは当然のことであり、かつ、重要なことだと認識いたしております。

そのことはまた、同時に、世界各国の国旗及び国歌を尊重することにも相通するものであり、国際社会において、相互の理解を深め、平和と友好に資するものだと考えております。

明治からこの方、日の丸・君が代は我が国の国旗・国歌として定着しており、国際的にも承認されていることは周知のとおりであります。

この際、国内法で明確に国旗・国歌として位置づける必要があると考えます。

なぜなら、今日まで、成文法による法的根拠がないことを理由に日の丸・君が代を国旗・国歌とは認めないとする主張もあり、多くの摩擦があったことも事実であるからであります。

次に、国旗・国歌の持つ意義と役割について考えを述べさせていただきます。

まず、国旗についてでございますが、御高承のとおり、国旗には二つの側面があると言われております。一つは国家を象徴する標識としての国旗、もう一つは国の主権を象徴する国旗でございます。

したがって、国旗はその国のシンボルでありますから、自国の国旗に敬意を表することと同時に、他の国の国旗に対しても敬意を表することは当然でなければなりません。

戦後、沖縄では、米国により七年もの間、日の

丸の掲揚が禁止されておりました。遠洋漁業に出る漁船は船籍を識別するための国旗掲揚は必要であり義務であるにもかかわらず、琉球船籍の船は、米国籍旗はもちろんだ、日本の日の丸さえ掲揚できず、当時米国民政府で制定した琉球の旗なる三角旗を船尾に掲げて遠洋漁業に出航いたしました。

琉球の三角旗は、国際的には認知されているわけでもありませんので、国籍不明の船舶として威嚇射撃を受けたり拿捕されたりいたしました。当然のことながら、関係漁民からは日本国籍船としての国旗の掲揚が強く求められ続けました。一九五二年に日の丸掲揚が認められるようになってまいりました。国家の象徴である国旗の持つ意義を改めて考えさせられる事件でございました。

次に、国歌についてでございます。

国民の世論調査を見ましても、日の丸・君が代を国旗・国歌と認めるか否かについては両者に多少の差があり、また、法制化についても同様な差があることは事実であります。圧倒的多数の国民が国旗・国歌と認め、法制化についても大多数が賛意を表しています。特に国歌については、その歌詞やこれまでのイメージ等についてな反対の立場に立つ人がありますが、本県においても過去の歴史的な体験から特別な思いを持つ人も多いと思います。

沖縄が我が国の歴史に参入することになってからいまだ百年余りしかたつてなく、また、沖縄戦を初め、この百年間の沖縄県民の歩みは決して平坦なものではなく、国旗・国歌に対しても他県に比べ違和感を持つ人々が多いこともまた事実かもしれません。しかし、だからといって、自国の国旗・国歌を否定したり粗末に扱ったりすることは、決して許されるものではございません。

次に、国旗・国歌法制化の必要性について述べさせていただきます。

私は、昭和五十九年、六十年、六十一年までなすけれども、沖縄県教育長の職にございまして、当時、沖縄県内の小中学校の卒業式、入学式

などでの国旗の掲揚、国歌の斉唱はほとんどゼロでございました。教育委員会としては、強力な反対運動のある中で、学習指導要領に基づく適切な指導を行ってまいりました。現在ではほぼ全国並みになっていると伺っています。

反対の立場の主張は、戦時中の国旗・国歌のイメージなどから日の丸・君が代そのものに反対する主張や、法的根拠もない国旗・国歌を押しつけるのはけしからぬなどということでございます。

学習指導要領では、特別活動の学校行事等の中で、「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい」となっております。「望ましい」ということは、可能ならば行うことが望ましいなど勝手な解釈を行い、通達を出す市町村の教育委員会もあり、学校現場は混乱をきわめました。

ようやく平成元年から学習指導要領の改正が行われ、「望ましい」から「するものとする」と変わり、わかりやすくなりました。しかし、それでも、法的根拠については依然として学習指導要領に求めなければならず、論争は今日までも続いたものと思われまます。広島県の学校の不幸な事件がこのことと関係あるとするなら、まことに耐えがたいことであり、心痛の思いであります。法制化することにより、このような不幸な事態や不要な議論はなくなることでございましょう。

次に、結びでございます。

私は、かつてアルゼンチンを旅したとき、その中学校、これは日本人組合の経営でございまして、その校長先生とお話し合いをする機会がございました。

・国歌に対しても同様な態度をとりました。
一方、日本の中学生は、アルゼンチンの国旗・国歌に対して敬意を表する態度をとるわけでもなく、日本の国旗・国歌に対しても同様な態度であり、音楽に合わせて国歌を歌う者も皆無であったので、校長先生は大変嘆かわしいことだと言いました。日本では学校教育の中で国旗・国歌について十分に教えられ指導されているのかと尋ねておられました。

同じく、パラグアイの日本人移住地の小学校に参りました。午後五時になりますと、全校生徒が集まりまして、君が代放送とともに日の丸の降納式を行っておりました。海外において改めて国旗・国歌について考えさせられる思いがいたしました。

以上申し上げましたが、国旗及び国歌に関する法律が成立することによって、法的根拠が明確となり、学校教育の現場でも、これまでにも増して自信を持って教育指導に当たることができると思います。また、これを機に、二十一世紀を背負って立つ我が国の青少年が、真に国際性豊かな世界平和に貢献できる人間に成長する環境づくりができることを願うものであります。

諸先生方の御健闘を心から御期待申し上げます。私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございます。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、福地廣昭君にお断りをいたします。

○福地廣昭君 きょう届きました法律関係資料を読みました。

政府の示したこの提案理由は、到底納得できません。「長年の慣行により」とされてはいますが、従来文部省が繰り返した慣行法ということではございましょう。そうであるならば、新たに法制化、成文化する必要は生じません。その意図は、明らかに、法的根拠をつくらせて学校行事等で日の丸・君が代を強制することにあると思われまます。野中官房長官は、正直に法制化の理由を述べておられます。法的根拠を与えることで学習指導要

領に基づく指導を円滑に進めたいと。円滑とは義務化を一層強めようとするものであり、法制化されると、現在の職務命令どころか、反対の態度表明さえできなくなってしまう。法律違反者として、他の法律をもっとも処罰されることになりかねません。また、学校だけにとどまらず、各家庭や一般の社会行事にも遵法精神が強調され拡大されていくのを期待していると思われまます。

法制化の動機が広島県立高校長の自殺とされていることは間違っていると思ひます。死へ追い込んだのは指導要領による強制であつて、解決の方法は現行の指導要領から法的拘束力を取り除くこととあります。学校行事は学校の自主性に任すべきであり、沖縄では、指導要領の導入に当たつて、前文で法的な拘束性を避ける処置をとつてきました。私は、琉球政府中央委員で、県の教育委員でもあったからそう言えるのであります。

自国の国旗や外国国旗についても理解、尊重する態度を育てるのは当然なこととあります。だからこそ県民は、東京オリンピックの聖火が沖縄を通過した際や、六・二三慰霊の日などに心ない米兵が日の丸をちぎり、盗んだことに厳重に抗議しました。当時、政府は外務省を通じて米軍に注意喚起だけしかしておりませんでした。立法院や県民大会で抗議決議したのでありますが、施政権が米国にあるからといって消極的な態度であつたのであります。国民全体の占領下にもあき果てるばかりであります。

一方、一九八七年、故岸信介氏の自民党葬では、文部省が学校で半旗を立てて黙禱を指示したことも忘れられません。特定政党が学校行事に介入した典型と言ふべきであります。

ついでに言ひますと、長期にわたる米占領下で、君が代・日の丸は米軍布令、集刑法で禁じられ、安全に反する罪として重罪を科されていたものであります。県民は、教育者を中心に、日の丸は民族のシンボルだとして自由掲揚の運動を続けました。

国歌の演奏は講和発効によって自由になったが、戦後、禁じられていたにもかかわらず、だれも歌う人はいませんでした。米国の施政下では、かえって「オー・キャン・ユー・シー」という、我々は今でも曲を覚えております。

日の丸は、米軍の弾圧を受けたが、学校行事や復興行進、集会等で自然発生的に掲げられたものであります。米国旗及び米軍旗以外は掲げられたにもかかわらず、私たちは祖国復興を願ったため、日の丸は民族のシンボルだとして位置づけ、抵抗したのであります。米軍は、国旗は施政権のシンボルだとして抑えつけたのであります。

毎年の教員集会で、児童生徒の二割が日本人でないとの意識調査もあらわれましたが、排日的な米軍の政策が生み出したもので我々は考えたのであります。教員の際に、正しい日本国民の意識を育てようとして、再三の廃案にも屈せず、ついに教育基本法で、我々は日本国民として人類普遍の原理に基づきを前文として打ち立てることができました。

屋良教職員会長は、自分の生涯で最高の喜びだと、承認された日はいすから離れて喜々としていたのであります。これで沖縄の教育は、暗れて黎明期を迎える明るさが見え出し、日本国民教育が堂々といえるようになったのであります。

日本国民を教育する誇りと自負から米国の教員給与援助を我々は断り、教育に対する日政援助を求め運動を起こしております。佐藤総理の訪沖おみやげとして教員給与の半額負担が実現するに至っております。憲法記念日の実現も祖国を慕う心情から発しているものであり、ベリー米琉百年祭や皇太子御成婚記念、正月三日の日の丸掲揚許可も、県民が国民的な感激に浸りたいとする一心から学校における日の丸掲揚をかけたのであります。

さて、国会で首相は、軍国主義の再現とは無縁のものだとか、アジア諸国から何の懸念の表明はないと表明しております。しかし、県民意思を

無視してガイドラインや軍用地特措法を強行した直後だけに、私たちは、既に日本が戦争準備に踏み込み、二十数万のとうとい生命が失われた沖縄戦の前後を想起いたします。巨大な沖縄基地を強化して、沖縄戦のように捨て石にされる不安を抱いております。

米国民は、自分の国を守るために沖縄に駐留していると言言し、相も変わらず沖縄は太平洋のキーストーンとして基地の重要性が強調されているのが現状であります。軍国主義が胎動し、侵略されたアジアの人たちが脅威を表明している事実を決して見逃してはいけません。

首相は、理解が進むとの見解を表明しております。しかし、沖縄にはこれは当てはまらないと思います。広く定着しているとは到底思えませんし、形式的な数字づらでしかありません。一〇〇％になっているが、日の丸は三脚旗、君が代はテープ演奏だけであり、現場での取り扱いは面従腹背なのであります。どの家庭も日の丸を掲げておりません。海邦国体の際、政治介入で現場を大混乱させ、警官配置をもたらししたことは、沖縄の教育史上最大の不幸事であったことを忘れてはいけなと思います。入学式、卒業式が近づく学校は重苦しくなります。教育効果を失ってしまうのであります。

以上の理由から、平和憲法を尊重し、憲法理念に基礎を置くことと、国民合意を絶対条件としての慎重審議を要望いたします。さもなければ、廃案にするのが当然でございましょう。

以上です。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、比嘉良彦君にお願いいたします。

○比嘉良彦君 比嘉良彦でございます。

私は、生まれも育ちも読谷村です。読谷村は、本日の公聴会の主題の一つであります日の丸には、極めて縁の深いところであります。

沖縄で日の丸問題といえ、多くの人が、十二年前、一九八七年の海邦国体の際に起きた日の丸焼き捨て事件を思い起こしますが、戦後の沖縄で

初めて日の丸が全果的な問題として関心を集めた四十七年前、一九五二年にもこの日の丸は読谷と深い縁がありました。御承知のように、一九五二年四月二十八日に講和条約が発効して、日本は独立、沖縄は米軍の統治下に置かれるわけですが、この日、米国民政府は沖縄住民に、政治的な目的を持たない場合に限り、祝祭日に個人の家庭や集会などで日の丸の掲揚を許可したわけです。

この日の丸掲揚に対して極めて対照的な反応を示した当時の沖縄のトップリーダーの二人が、これまた読谷村の出身でした。その一人は、初代任命主席の比嘉秀平氏、もう一人は、先ほどから話が出ております沖縄教職員会会長の屋良朝苗氏です。このとき、日の丸掲揚に比較的冷淡なといえますが、冷静な対応を示して、当時マスコミからも批判された比嘉秀平主席とは対照的に、この日の丸を熱烈歓迎したのが、後に最後の任命主席、最初の沖縄公選知事になる屋良朝苗当時の教職員会会長でありました。

ちなみに、このとき屋良会長は、この日の丸掲揚を祝祭日の際に学校等の公共施設にまで拡大するように、当時の米軍政府に嘆願書まで出しています。その理由として、完全に日本復帰が実現した際に、日本国民としての魂の空白をつくることなく、豊かな国民感情と国民的自覚を堅持せしめるためには、機会あるごとに日本の象徴である日の丸を掲揚し、これに親しませるのは極めて重要であり、このことは琉球住民はもちろん、わけても教育界にとって最も重大な意義を持つと力説しておられます。日の丸の見事な物神化であります。

このように、十二年前の海邦国体のときには日本軍国主義の象徴として焼き捨てられた日の丸も、四十七年前に沖縄が日本から切り捨てられたときには、国民的自覚を堅持するための象徴としてその掲揚が歓迎されていたのです。いずれも物神化の極致と言えらると思います。

ここでこの昔話を持ち出したのは、国旗とか国歌とかというのは、政府であれ、団体や個人であ

れ、使う側の都合でどうにでもなる存在だと言いたかったのであります。シンボルの持つ必然的な側面であります。

もともと国旗には二つの機能があると思います。一つは、シグナルやサインとしての機能、いわゆる記号としての識別機能であります。つまり、世界に国旗のない国はないとか、旗それ自体は悪いことは何もないというときの例がこれです。

もう一つは、シンボルやイメージとしての機能、いわゆる国家の象徴機能です。国内的には国民統合、対外的には国家の威信をあらわす役割を担う、そういう機能です。これは情緒的で物神化されやすく、使い方次第では国家国民を破壊に導きます。しかし、ボーダーレス化の進展で、物神化はやがて色あせてくると思います。

日の丸の強制をたくらむ人々も、またその強制におびえる人も、物神化に由来するわけで、肝心なのは、私はこの二つの機能を明確に区別することだと思えます。区別さえ明確であれば、国旗・国歌問題の大半というのは、解決するどころか、私は解消すると思えます。

そのことを前提にして、本日のテーマに対する私の結論を申し上げますと、日の丸も君が代もひとしく国旗・国歌とする法案に賛成いたします。しかし、日の丸が国旗、君が代が国歌として法制化されたとしても、押しつけには反対します。幸い、今回の法案には義務づけの規定はありません。これが、今度私が法制化に賛成する最大の理由です。

それでは法制化の意味がないと言ふ人もおられると思います。しかし、そういう人には、日の丸は国旗かとか、君が代は国歌かという長年の不毛な論争が解消されるメリットがあるということを申し上げたいと思えます。また、今は義務規定、罰則規定がなくともいざれ追加される、そういうふうな危機をされる人には、そんな規定がもしできたりしても、それは憲法違反だというふうに申し上げたい。

さらに、日の丸・君が代が国旗・国歌にふさわしいかどうかという問題を人に、好みや価値観というものは千差万別なんだ、それに、国旗・国歌の役割は、国際化と情報化の進展で、先ほど申し上げましたように、識別機能が残るにしても、象徴機能は徐々に低下していくだろうということを申し上げたいと思います。

こうした観点でこの国旗・国歌問題を見ますと、諸悪の根源といえますが、これまでの対立の源というのは、私は、日の丸・君が代の法制化にあるのではなく、端的に申し上げて、文部省の指導要領にあるというふうに言えると思います。それも、指導要領で国旗・国歌の物神化を推し進めた結果だというふうに言いたいと思います。

そもそも戦後の国旗・国歌問題の発端というのは、「学校における文化の日」その他国民の祝日の行事についてという例の昭和二十五年の天野貞祐文部大臣の談話にさかのぼるわけですが、そのときの大臣談話は、「祝日の意義を徹底させ、進んで国家及び社会の形成者としての自覚」、形成者としての自覚です、一を深くさせることはきわめて必要なこと、その際、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することもまた望ましい、また望ましいということでした。

それが現在では、指導書では、「日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに」、「国旗及び国歌に対して正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要」、そのために入学式や卒業式に「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する」、今度は指導するといふふうに変化しているわけです。

現在の指導要領や指導書とかつての天野文部大臣の談話とは、物神化の度合いが全く違います。私は問題はそこにあると思うのです。もちろん、政府としては、このような指導は、児童生徒が将来広い視野に立って物事を考えられるようにとの観点から、国民として必要な基礎的あるいは基本的な内容を身につけることを目的として行われるので、児童生徒の思想、良心を制約

しようというものではないというふうに抗弁することでしょうが、法制化しても強制はしないといふふうに言いつつも、一方では、学習指導要領を法規としての性格を有するといふふうに言いつて強制的に暗示するため、そういうふうなことをしている政府の抗弁に信頼性が得られないというのは当然です。ですから、文部省における国旗・国歌の物神化こそが私は問題なのだと思います。

しかし、だからといって、今度の日の丸・君が代を国旗・国歌として法制化する問題と、文部省が学習指導要領で国旗・国歌を物神化することとは、関連はしても別の次元の問題だといふふうにとらえています。法制化とその対応の問題、その区別もまた重要だと思っています。

このように、国旗イコール日の丸、国歌イコール君が代の法制化問題は、価値観や歴史認識に加え、論理構造も非常に複雑多岐にわたる難問ですけれども、戦後五十有余年にわたって、文字どおり積年の課題です。二十世紀の課題は二十世紀中に区切りをつける、そういう観点からも今度の法制化で区切りをつけて、そこから派生する問題は二十一世紀の課題としてまたさらに追求していく方がよいのではないかと、いふふうに現在では思っている次第です。

以上で意見の陳述を終わります。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、鳩間昇君に御意見を伺います。

○鳩間昇君 御紹介いただきまして鳩間昇でございます。

大変浅学の者が立法院の先生方に意見を申し上げるのは大変恐れ多いこととございますが、現場におりましたときの体験をもとに、識者の先生方の意見もかりながら述べてみたいと思います。また、先生方に資料の提示ができなくて大変失礼をいたしておりますが、御容赦ください。

現場におりましたときに絶えず問題になるのがこの国旗・国歌問題で、法的根拠があるのかというところでございます。神教組の先生方とけんか腰になりながら、法的根拠といいますが、これもその

法的根拠はあるのかと言いつたり、いろいろなことをしてまいりました。よく言われる慣例法であるといふことで指導を強化してきております。まず国旗についてでございますが、私たち日本民族の歴史を通して、日の丸といふことについて、太陽を仰ぐ心の象徴だと考えております。国旗協会が出したパンフレットによりますと、日の丸が旗の様式をなしたのは後醍醐天皇の御代だといふふうに記されております。そういう大昔から、連綿として日の丸について我々日本民族は歴史をつづてきていっていることができようかと思ひます。

そして、明治三年の太政官布告に基づいて商船旗としてこれが次第に国旗化し、国旗としての慣例になっていったと考えます。そういう意味から、日の丸に対しては何ら異議を挟むところはないと考えております。

申しおくれましたが、私は、日の丸・君が代が国旗・国歌であるといふことの前提に立って申し上げておりますので、よろしく御願ひいたします。

次に国歌についてでございますが、御承知のように「君が代は」といふところから始まりますが、これに、主権在民になじまないとか単なる象徴だとかいふことをよく耳にいたします。

そこで、象徴といふことについて考えてみたいのです。もちろん、これは法律用語としては大変珍しいといふことは言われておりますけれども、これについて少し触れてみたいと思います。

本来、象徴たるものと象徴をなすべきものとは一体であるとは認識しております。ですから、国旗であらうと天皇であらうと、あるいは各都道府県の県旗であらうと、あらゆる団体の旗であらうと、これは、象徴としてそれをあらわす旗と、象徴たるものと象徴をなすものとは一体であると考えております。そして、憲法学者として著名な小林直樹という先生は、象徴について著書の中でこう述べておられます。天皇を象徴として置く以上、象徴侮辱罪といふのがあっても憲法違反には

ならない、しかし、それを望むものではない。もちろん私も望むものではありません。これは何を意味しているかといふと、象徴たるものの重みを強調しておられることだと考えます。

また、大原康男國學院大教授は、象徴の観点を五つ挙げておられますけれども、そのうち二点を申し上げますと、象徴としての天皇は非常に聖的な存在である。これは、国家国民の象徴であるがゆえの聖なるものであるといふふうに話しておられます。また二点目には、規範的である。すなわち、象徴としての天皇が国民から敬愛される天皇であられること、これにはもちろん異議はないと思います。また、国民はその象徴たるものを敬愛していくところの責務があるのではないかといふことを指摘しておられます。大変感銘する論調ではないかと考えております。

そういうことを考えてみますと、主権在民になじまないとか、あるいは単なる象徴であるとかいふことは、憲法解釈上大変誤っているのじゃないかと考えております。憲法条項を単なる象徴と解釈するならば、学問の自由も単なる学問の自由といふことになってくると思ひます。憲法解釈は、同じレベルで、同じ解釈法でやるのが正しいかと思ひます。

さらに君が代の旋律でございますが、これは御承知のように、日本の雅楽を基盤とした優雅なメロディーでつづられております。音楽的に大変価値の高い曲であるといふふうに言われておりますので、これも大変すばらしい曲だと考えております。

これら日の丸・君が代は、先ほど申し上げましたように、私たち日本の歴史と伝統の中からはぐくまれてきた、本当に我々の伝統、文化の中心的価値をなすものだと思ひます。ですから、日の丸・君が代が国旗・国歌として大変適切であると考えておるところでございます。

どうか、今度御他界なさいました広島県の校長さんの冥福を祈るとともに、このような事故が再

び起こらないように、それにも増して、今後、我々日本の青少年が二十一世紀に生き、日本の次代を背負っていく立派な日本人、国際人としていけるように学校でも指導、学校では指導でございすから、指導していきよう、今回の国会における立法化を切にお願いいたしまして、私の意見を終わります。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、安仁屋政昭君にお願いいたします。

○安仁屋政昭君 お手元に二枚つづりのレジュメをお配りしてございます。意見陳述の要点を最初に申し上げます。

私は、沖縄の近現代の歴史に照らして、日の丸・君が代を国旗・国歌として法制化することは容認できません。我が国は、植民地、いわゆる台湾、朝鮮、ミクロネシア、満州、あるいは占領地で、日の丸と君が代によって皇民化政策を遂行しました。それによって、民族の文化も誇りも踏みにじってしましました。その先例となったのが沖縄における皇民化政策であった。この歴史的な事実それから国体維持、つまり天皇制を守るために捨て石にされた沖縄戦の体験、これを忘れることができません。これらの観点からして、日の丸・君が代の国旗・国歌としての法制化には到底納得できない。国民的な広い議論を尽くすべきであるとは思いますが、沖縄の近現代の歴史に照らして、これを法制化することについては、あくまでも反対であります。

何でそういうことを言うかと、幾つか事例を申し上げます。

沖縄県は今、日本国沖縄県ですけれども、十九世紀の半ばぐらいまではここは琉球王国でありました。その琉球王国を廃止して琉球藩を設置し、沖縄県を設置していくという一連の流れ、琉球処分と言っておりますけれども、これは明治政府と清国との間に厳しい外交交渉が続いていたわけですから、そのさなかに台湾出兵をやり、強引に琉球王国を廃止して琉球藩を設置し、設置した翌年に、何と琉球藩に対して日の丸を七本持つて

きておるのですね。メモを後でごらんください。七本持つてきて、久米島、宮古、石垣、与那国、西表まで含めて、場所もきちっと指示して、日の出から日没まで立てておけ、こういう指示を出しております。さらにその年の、明治六年の冬には天皇、皇后の写真を持つてきて、それを拝め、こういうふうな指示もしております。

つまり、まだ沖縄県になっていない琉球王国を強引に廃止して琉球藩を設置したそのときに、既に日の丸を持つてきて、天皇、皇后の写真を持つてきて、既成事実をつくって、日本領土になったんだということを示す事例になるわけです。日の丸は沖縄にとっては当初から侵略のシンボルであった、こんなふうに考えられます。

以後、沖縄に対しては皇民化政策が厳しく行われるわけですが、例えは言語統一、方言撲滅です。改姓改名、これは、後に朝鮮半島では創氏改名といったぐあいに展開していきます。台湾でも同様であります。ミクロネシアでも同様で、つち上げの満州国でも同様であります。

二枚目に「望の光」の歌詞を挙げてありますけれども、琉球藩設置、沖縄県設置というふうに続く中で、例えは明治十四年、沖縄県設置の二年後です。第四節に、

千島のおくも、おきなほも、
やしまのうちの、まもりなり。
いたらんくに、いさをしく。
つとめよわがせ、つつがなく。

まさにここまで来た。ところが、二十世紀に入つて一九〇六年の教育唱歌集で第四節は何となつてゐるか。「台湾のはて、カラフトも」となつてゐるのです。「台湾のはて」というのは御存じですね。日清戦争の戦勝によって下関条約を結び台湾を領有する、日露戦争によってポーツマス条約でサハリンを占領する。驚くことなかれ、太平洋戦争のとき、一九四二年、昭和十七年にはマレー半島、シンガポールまで日本軍は侵略していきましますけれども、「望の光」の第四節の歌詞は、「昭南のはて、アリューシャンも」と、こんなふうな歌

い方までしておる。まさに日の丸を掲げて進軍であります。

そういう過去の歴史を我々が本当に考えるのであれば、アジア太平洋に対してどういう思いを持つのか、アジア太平洋の人々がどういう思いで我々の現在の動きを見ているのかと冷静に考えてみたいと思うわけです。

沖縄戦のときに、沖縄の戦場は国内唯一の地上戦と言いますが、厳密に言うところ、これは日米最後の戦闘であります。国内の最初の戦場は、東京都小笠原村硫黄島でありました。

そこで、硫黄島の例も沖縄戦の例も全部チェックしてみてください。何のための戦争だったか。祖国防衛などと言いますが、実際は天皇制を守るために、国体維持のために捨て石にするんだ、こういう戦争だ。そのために、軍人を上回る十五万以上の住民が殺されていった。天皇に忠誠を尽くさない者はスパイだ、反逆者だ、こういうふうにして殺されていった。まさに日の丸・君が代を押し立てての戦争であつたと思ひます。

戦後は、沖縄はアメリカによって分離されましたけれども、私も、沖縄の人々はどうしても忘れることのできないことがあります。一九四七年、昭和二十二年五月三日に主権は民の平和憲法が発効していますけれども、その同じ年の九月に、昭和天皇は、沖縄をアメリカが長期にわたって軍事占領することが望ましい、それは二十五年ないし五十年が適当であろうと言つておられます。天皇がそう言つたからそうなんだというふうに簡単に論断はできませんけれども、天皇制というものはそういうものであつたのかと、沖縄の人々は深くこのことを考えておられます。

そのことを思うと、日の丸・君が代の法制化によってこれを国民に押しつける。学校教育だけじゃありません、国民体育大会であれ、全国植樹祭であれ、大相撲であれ、日の丸・君が代、天皇の出席というふうな、どうしてそういうことになるのか。日の丸・君が代がなければマラソンも走れないのか、日の丸・君が代がなければ全国植樹

祭で木は生えないのか。それほど沖縄の人々は手酷しく今の事態を見ております。

当初述べましたとおり、意見陳述の趣旨は、日の丸・君が代の国旗・国歌としての法制化に反対である、こういう趣旨でございます。

以上です。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、平良修君にお願いいたします。

○平良修君 意見を述べます。

国旗や国歌がなくとも国は存在することができます。国旗や国歌は国の印にすぎません。しかし、一般論として、国が国旗・国歌を持つことも、また、場合によってはそれらを法制化することも容認できます。しかし、日の丸・君が代を国旗・国歌とすることは全く容認することはできません。私は、国旗・国歌法案は廃案にすべきであると思つております。

次に、日の丸についての反対の理由を述べま

す。日の丸は、単なる自然現象としての太陽を意味するものではありません。単にそれだけでしたら、天高く上り輝くあの太陽のデザインは、ほかの国の国旗にもなり得るデザインであると思ひます。しかし、日の丸には日本独自の意味づけがあります。それは、日本国を日のもと、日出る国とする太陽神アマテラスオオミカミによる肇国神話と、太陽神の神霊を継承する天皇によって支配されるべき特別な国体であるというこの思想をあらわしています。そこから、外国を日没する国とべつ称する発想も生まれてきたのであります。

戦時中の国民学校の教師用手引書は次のように記述しています。我が日本は日のもとであり、日の神直系の御子孫のしるしめす国であり、日本人は日の神の末裔であるとみずからを任じ来つた。このようにして、肇国以来播るべき国体とともに国民精神の繁栄が日の丸の旗のうちに鮮やかに看取せられるのである。したがって、日の丸の旗の由来について説こうとすれば、皇統連続たる国

史と国土國勢と、そうして国民性とのすべてにわたって触れていかざるを得ない。

しかし、第二次世界大戦を経て、日本はこのような特別な国ではなくて、普通の国家の一つになったのであります。現人神の主権によってではなく、国民の主権によって営まれる国家になったのであります。その意味において、日の丸は国旗として全く不適当であります。

さらに、日の丸は日本の侵略戦争の第一級の軍旗としての汚点を持つ旗であります。「日本の日の丸なんて赤い、おらが息子の血で赤い」と歌った母親がおりました。日の丸は、そういうすねに傷を持つ旗であります。日本の侵略を受けた国々の中には、日の丸を見たら今でも憎悪を感じる人は大勢います。そういう旗は日本の平和主義にふさわしくありません。日の丸は日本の国旗として全く不適当であると思っています。

次に、君が代についての反対の理由を述べます。

君が代は、明らかに、天皇が支配する国家の永遠の繁栄を祈り歌った歌であります。かつての修身の教科書に、我が天皇陛下のお治めになる御代は、千年も万年も、いやいつまでもいつまでも続いてお栄えになるようにとの意味で、まことにめでたい歌ですという説明がありました。天皇が主権者であった過去においては、国歌として全くふさわしい歌でありました。

しかし、現在、主権者は国民なのです。国民の大多数が希望すれば、憲法を改正して象徴天皇制を廃止することもできる権能を国民が持っているのです。したがって、君が代が国歌にふさわしくないことは論をまちません。ただ、国民主権が敗戦によって棚ぼた式に与えられたいわば不勞所得であったために、国民はそれを本当には大切にせず、君が代を廃止して国民主権の新しい国歌をつくり出すことができなかったにすぎないのであります。

それを、君が代の歌詞は天皇を象徴とする日本の末永い繁栄と平和を祈念したものと理解するの

が適当との政府の新解釈は、何としてでも天皇を軸とした体制を維持せんがための苦肉の策にすぎません。時代が変わったから、歌詞はそのままだとしておいて意味の解釈を変えようということは、許されることではありません。政府は、日の丸・君が代は慣習法的に定着していると繰り返して言いますが、政府自身が君が代の歌詞について新解釈を出さざるを得ないような状況で、果たして定着していると言えるのでしょうか。極めて疑問です。

次に、私は、主権在民、平和主義国家にふさわしい新しい国旗・国家を制定することが望ましいと思っています。それまでは現行のものを慣習的に用いる、そして将来、新しい国旗・国歌が制定されても、法制化されても、国民の思想、信条、表現の自由の立場から、使用を強制しないことが肝要であります。そののできる国のシンボルとしてのみ、国旗・国歌は意義を有するものと考えます。

聞くところによりますと、文部大臣は、口をこじあけてまで強制的に歌わせることはしないと云ったそうですが、このような物理的実力行使に至るまでは強制にならないという認識であれば、事は重大です。内心の自由との関係で、強制とは、人間の自由意思の働きへの圧力となるすべての行動を指すのではないのでしょうか。国旗・国歌は国民の国旗・国歌であって、政府のものではありません。その使用については、国民の自由意思が最も尊重されるべきであります。国民の自由意思を圧迫して国旗・国歌の使用を強制しようとする国は、国旗・国歌を持つ資格はないと思っています。

政府はこれまで、日の丸・君が代は国旗・国歌として定着しているのだから法制化はしないと言ってきました。にもかかわらずその方針を急変させたのは、日の丸掲揚と君が代斉唱を強要する政府の罰則つき指導と、それに反対する教師たちとの板挟みに遭って苦悩の末自殺した広島の高校長の悲劇が直接の契機になっています。したがって、法

制化によって日の丸・君が代により明確な根拠を与え、このような悲劇の再発を未然に防ぐのだと言います。

これは余りにも短絡した発想ではないでしょうか。あの悲劇が起こったのは、文部省が日の丸・君が代を学習指導要領によって事実上強制したことによるのです。それさえなければ、教師たちの抵抗も校長の苦悩もなかったのです。その強制にさらに法的な力を与えることによって事を片づけようとする政府の発想は、粗雑かつ強権的です。法制化によって国民が国旗・国歌に誇りを持ち、国を愛する心が養われることを期待している政府の期待に反して、日の丸・君が代はこれまで以上に国民に冷遇されることにならないでしょうか。あの校長の悲劇は、なくなるどころかもっと多発することになりかねません。

最後に、国旗・国歌の制定は、賛成過半数で機械的に決めるようなものであってはならないと考えています。国民の心がそこになければ、仮に形式的には国旗・国歌になったとしても、それは真の国の歌、真の国旗にはなり得ないのです。時間をかけた幅広い全国民的討議が絶対不可欠です。場合によっては、国民投票もすべきではないでしょうか。

報道によると、自由民主党は、本法案を七月二十一日の内閣委員会可決し、二十二日の衆議院本会議で採決する方針であるといっています。私は強く要望します。この公聴会を単なる通過儀礼にしてはならないということです。委員の皆さん方は、これを単なる通過儀礼としてお考えではないでしょうか。私たちここにいますところの陳述人たちもまさにそうです。真剣な訴えです。ですから、既に決まった路線に乗って単なる通過儀礼的なものにしてはならないのであります。日の丸・君が代を法制化することは余りにも問題が多いのです。

私は、このことが問題になってから、新聞紙上で実に考えさせられる豊かな議論が展開していることを知っています。私たちが知り得ていない豊

かな考え方、豊かな意見がいっぱい隠されているんですよ。全国にあるのです。それを聞かなければなりません。五回の公聴会で全部聞き取ることができると、そんな簡単な問題ではありません。時間が必要です。本格的な全国的な討論が必要です。

一八七九年、琉球王国が日本に併合されて以来百二十年、沖縄は日の丸・君が代によって苦勞させられ続けてきました。沖縄に生をうけた者として、日の丸・君が代に対する思いは極めて複雑かつ否定的であります。私は、特に沖縄県民として、その廃案を求めます。少なくとも継続議案とすることを強く要望します。時間が必要です。

以上。

○二田座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○二田座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林興起君。

○小林(興)委員 ただいま各陳述人の皆様方から非常に貴重な御意見を拝聴いたしましたので、大変参考になりました。そしてまた、沖縄ならではのいろいろな歴史、経験、体験に基づくお話も伺わせていただきました。特に、戦後しばらくの間、アメリカによって日の丸を掲揚することもできなかった、それがやがと掲揚することができるようになったとき大変喜んだというお話も承らせていただいたわけでございます。ただ、だからといって、それがストレートに日の丸・君が代を、どんどん掲揚し、国歌を歌おうというふうにはならないというように言われた方々の気持ちの中に、やはり沖縄特有の問題もあるのかなというふうに思わせていただきました。

しかしながら、今や沖縄も、昔はどうであれ、現在私どもから見ますと、日本国の一つの県であります。まさに一緒に日本人だ、こんなふうに

思っているわけでありませう。

そういう中で、皆様方にお伺いしたいんですが、沖繩はほかの県なんかと違って日の丸・君が代がいわゆる定着してないということがあるのかどうか、いや、定着はしているんだけれども、今言われた皆様方の個人的な思いでいろいろと考へるところがあるのか、こういうことについては一般的にどうなんですか。

○米村幸政君 私、今さっきの委員の御指摘のように、沖繩は、やはりいろいろこの長い歴史の過程の中で、屈折したところがあると思ひます。

結論から申し上げますと、国旗に対するいわゆる賛意、賛同と申しませうか、その声と、それから国歌に対するのとは、多少ニュアンスが違ふと思ひます。

国旗については、かなりの部分の人が、今さっきお話にありましたように、国旗として認めるという立場にあるだろうと思ひます。

ところが、国歌に対しては、先ほどいろいろなお話がありました、やはりニュアンスの違いがございまして、必ずしも十分ではない。数でいいますと、かなり低くなるだろう。国旗よりは国歌の数値がかなり低くなるだろう。それは、学校の国旗の掲揚、国歌の斉唱の中にもあらわれております。

以上でございます。

○小林(興)委員 引き続きお尋ねいたしますけれども、しかし、まあ大体、国旗が日の丸で国歌は君が代だというふうによくの方々が考えられておられるのであれば、しかも政府としてもこれは慣習法を単に成文化するにすぎないと言っているわけですから、国歌や国旗がない国というのはほとんどないわけですから、一応今までそれで決まっているのなら、そのことを成文にすることに決まっています。そんな問題がないような気がするんですが、いかがですか。

○米村幸政君 この件に關しましては、個人的なものはあると思ひますけれども、総体として見た

場合には、おっしゃるとおりだというふうに私は理解しております。

○小林(興)委員 それから、總体的に皆さんが認めておられるならば、とりあえずこれを成文化させていたで、それとも一つお伺いしたいのは、歴史、経験を踏まえられてもう既にいろいろとお考へになつていらっしゃる方は別として、これからどんどん育っていくお子さん方がいるわけですね。そういうお子さん方にとって、やはり学校の教育現場におけるセレモニーで国歌を素直に歌つたり日の丸を掲げるといふことは、教育効果としては非常に重要だと思ひますが、いかがでしょうか。

○米村幸政君 大変重要なことだと思ひますし、青少年の将来を考へまして、この国旗・国歌については引き続き教育していくことが大変重要なことだというふうに考へております。おっしゃるとおりでございます。

○小林(興)委員 それで、陳述人のお話の中に、アルゼンチンのお子さんとの比較がありましたけれども、まあ外国では、普通にそういうふうにして子供たちにきちっと国歌・国旗に対する尊敬の念を持たせるといふことで自然に国に対する思いをつくり上げていくわけですから、過去の歴史ももちろんありませうけれども、そのようにして、過去の経験を忘れることがいいとは思ひ上げませんけれども、これから育つお子さん方のため、二十一世紀に向かって自分の国を素直に愛するといふような形にするために、国旗・国歌を成文化して、そして教育現場で安心してこれを歌つたり日の丸を掲げるようにするといふような前向きなことを取り上げていくといふふうに今思つておられるんですけれども、いかがでしょうか。

○比嘉良彦君 定着しているかどうかといふのも、それはどういふ意味で定着しているのかといふことはいろいろあると思ひます。先ほどほかの公述人からありましたけれども、掲揚の仕方がどういふ形のものを定着といふのかという問題はありますけれども、日の丸の使われ方とか君が代の

歌われ方というのが、どういふところで行われているか。

さつき先生、過去は過去として将来に向かってと言われましたけれども、今沖繩で日常的に日の丸が目につくのは米軍基地ですよ。星条旗と二つ並んで立っているところが、まず日常的に見えるのは、日の丸といふのはそういうところで見えるわけですね。君が代といふのは、相撲の始まりと終わりのとき、そういうところでしか見ないわけですね。それが、たまたま三月、四月の卒業式、入学式のころになると日の丸だ、君が代だといふふうな話になるから、今みたいな騒動になつちやうわけですね。

ですから、過去のことじゃなくて、現在においても、日の丸がどういふふうな使われ方をしているか、日の丸を現実に見ることができるといふことは、全国の七五%の基地の中に掲げられているその日の丸を見て、あれを、日米共同支配の象徴だ、星条旗と日の丸かといふふうに見るのは、現実でも、現在でもそういう実態なんですよ。

ですから、そういう意味からは、沖繩で日の丸・君が代が定着しているのかといふのは、しっかりとっていくのかといふふうなことになるれば、それはやはりいろいろの思いが出てくるというふうな考へます。

○小林(興)委員 再三申し上げてますけれども、過去の歴史は歴史として、今や日本というところ、沖繩県の方々も我々と一緒に日本人として将来生きていくわけですね。そういうことを考へたときに、小学校で、日の丸・君が代といふような形を通じて素直に日本国といふものをいい意味で意識していただいて、そして頑張っていこう、こういう気持ちを持つてもうたうために、今度成文化すれば、どうなんですか、学校教育現場で、別に強制なんかする必要はないし、罰則とかそんなのは当然でなくても考へてもないわけですね。けれども、そうすれば、もつと日の丸・君が代は使ひやすくなることは事実でしょうか。どう思われますか。

○鳩間昇君 おっしゃるとおり、法律ができれば、国旗・国歌はこういふものですよという指導は適切にできると思ひます。しかし、これは先ほどからも出ておりますように、強制ではないと思ひます。学校では指導をするといふことを先ほど申し上げましたので、指導といふことは、あくまでも資料を提供し、そういうことの判断をさせていくのが指導でありますので、必ずこれはしなければなりません、これは必ずこうですよといふようなものは指導じゃないと思ひます。しかし、国旗はこういうものである、国歌とはこういうものであるといふことを示して指導していく、歌うように指導するといふことですから、歌つていきましようといふふうにして指導することは、これは適切だと考へます。

○小林(興)委員 ありがとうございます。これは強制するようなものではなくないわけですね。けれども、自然に、こういう成文化を通じて、国旗・国歌が本当に多くの国民に愛される、いわゆる世界で言う国旗・国歌になるように、そのきっかけになれば幸いと考へます。ありがとうございます。

○二田座長 これにて小林君の質疑は終了いたしました。

次に、北村哲男君。

○北村(哲)委員 北村でございます。本日は公述人の先生方、どうも御苦労さまでございました。私、民主党の北村哲男でございますが、まず、私は、福地先生にお伺いしたいと思ひます。

この法案の提出の動機として、野中官房長官が、広島の世界最高の校長先生の自殺がその動機にあるといふふうにお話されています。この世羅高の校長先生の不幸な事件が今回の法制化によってなくなる、そういうものがなくなっていくというのが恐らく政府のお考へであらうと思ひます。そういう考への方々もいらっしゃると思ひますけれども、一方、強制しないといふながら事実上の強制になるんだから、そういう混乱はより多くな

るというふうな見解も数々あるように聞いております。

福地先生はその点についてはどのようにお考えでしょうか。

○福地昭昭君 成文化されますと、間違いなく、学校教育が、これまで「望ましい。」から「する。」という義務化された経過を見ても、これは時の政党、権力が随分内容にまで入ってきております。できるだけ避けていくというのが教育的であり、教育混乱を起こしてまで、子供たちが本場に国際性を帯び、国に対する自覚ということには生じないと思います。自然にまた教職員の指導力を駆って、そして学校行事ももっと創造的に、はつきり申し上げますと、沖繩では、壁画を、あるいはまた子供たちの作品を、あるいはまたその都度の卒業式の歌を歌い、まだまだこういう実に豊かな地方性を持って行事をやっておるのも御承知いただきたいわけでございます。

ですので、法一本で、例えばアメリカの布令もそうでありました。法律一本で君が代を禁止しようとしたところで、あるいは君が代を歌わそうとしたところで、沖繩は君が代についても、行政の立場で指導する人たちが、この人たちも、君、では君が代を歌ってごらんと言ったら、歌えないんですよ。私は戦前派に属してはいませんが、君が代は立派に歌って、今でも模範的に歌ってみせます。

歌もわからぬのに、大人が歌いたくない、また歌えないのに、子供たちには義務づけをもっと強化して、そしてひとつ歌えるように、また、音楽を通して楽譜をきちんと頭に入れるという、そして算術と漢字と同じじゃないか、こういう学習効果、あるいはまた、価値観に通ずるこういうふうな問題を単なる基礎学力と同じようなことで考えているところに間違いが生じてきたのであって、その反省をしてもらわぬと、私は、また同じようなことで、学校側が、校長が職務命令より以上に法的根拠を持ち出すのではないかと、これを危惧するから、効果は生まれないということを断言いたします。

たします。

○北村(哲)委員 先ほどから何人かの先生方の間で若干の食い違いがあるのですけれども、この法制化によって強制をするものではないというふうにおっしゃる方がいらっしやいました。一方、福地先生は、先ほどの公述の中で強制につながるというふうな言い方をし、また、他の法律でも処罰されかねないというふうなこともおっしゃいました。

強制をしないとなると現状と変わりないのじゃないかということになるし、また、強制をしないのなら法制化は必要ないのじゃないかという考え方も成り立つと思うのですけれども、先生は、この法律ができることによって現実に教育現場において強制的なことが起こるといふふうなお考えをお持ちおられますか。

もう一つ、他の法律をもって処罰されるのではないかということをおっしゃっておられるのだから、それはどういふことをおっしゃっておられるのだらうかということも、二点お伺いしたいと思っております。

○福地昭昭君 沖繩では職務命令ということで、もちろん今の指導要領の中ではありますが、十三名が校長を含めて処分されました。また、学校現場から校長が胃が痛くなつて病院に駆けついていた、手術はしなかったのですが、こういういろいろなことが起こつたのであります。

私は、指導すること、いわゆる沖繩の琉球王朝のあいつた家紋あるいは船舶旗だつていろいろ過去はあるわけで、これなども含めて、日の丸を沖繩の成り立ちから意義から教えることに、それは我々も教えているに十分ではありませんが、教えるという点については当然だと思つて、もっとこれを教えるべきだと思つてます。

ただ、先ほど申し上げましたように、他の法律という場合に、沖繩でも少しやりかけたのです。が、例えば、日の丸を子供が取り出して、ある高校でどぶの中に投げ込んだ、こんなことなんか我々指導したというわけじゃありませんし、不祥

なことでしたが、こういうふうなことで、日の丸はある時期には器物損壊として取り扱われたことがあるのです。そうすると、これは軽犯罪罪ですね。刑法犯なんです。その処罰は、他の、刑法によつてこれはもっと厳しく、単なる職務命令以上の、訓戒とか減給どころではないと思つてます。ここに波及するそういうきつかけが、遵法精神となれば、そこにいくのを私は恐れるという意味でございます。

○北村(哲)委員 もう一点、引き続いてお聞きしたいと思つてます。

先ほどから定着という言葉が出ております。既に定着している云々という話がありますが、定着したか、しないかというのは一つのロジックのようになつてしまふのですが、先生は、中で、定着していると言つけれども、実際はそうではない、面従腹背なんだというふうなことも言われました。

それについて、その面従腹背ということとは、もちろんそれはそれで御見解だと思つてはすけれども、日の丸と君が代は同じように先生はお考えなのか、あるいは区別して、日の丸はこう思うけれども、君が代については認識が違ふんだというふうなお考えなのか、そのあたりについてはどのような御見解でしょうか。

○福地昭昭君 確かに、日の丸を上げたり下げたりした張本人です。で、我々が日の丸を持つ必要がある場合には、もちろん自分たちで判断して自分たちで選択したわけでありまして。どこからも押しつけられて、権力で、屋良教職員会長が、天皇というあだ名はあったが、天皇の命令をおろしたことは一度もありません。それは、父兄や学校や、あるいはまた地域の人々との話し合いで大体学校行事はうまくやってきたのに、どうも政治的に、海邦国体の場合から果あるいは市町村の議員団側まで学校に乗り出すということ、そんなことがあつてはならないのです。学校だけがそれとしていたがたい。

だから、そういうことで、私は決して、いわゆる

定着するのを恐れているというわけではありませんが、きょう手によせた、例えば、君が代法制化について、朝日新聞のこの二十七、二十八日両日の面談調査によると、必要が四七％、法制化の必要がないが四五％、国論が二分されておるし、六六％が議論を尽くせという状況は、沖繩だけじゃないということだと思つてます。

そういうふうなことを法律にゆだねるということとは、法律ということとは、それだけのやはり行政を超えた、あるいはまた行政処分以上のものがここに予測されるということとは、常識的に考えるからでありまして、今のところ、沖繩にとつて、本場に学校における義務化をもつと強めるとなると、逆効果が生まれやせぬかということでありまして。だから、少なくとも定着なんということとは、私は、沖繩自体のいろいろな世論調査もありませんけれども、そこまですべて見えておると思います。

また、日の丸と君が代というけれども、おっしゃる通りに、沖繩でもまた、君が代は禁止されなくても、布令から取り除かれてもだれも歌う人はおりませんでした。日の丸は、我々が大きい振りかざして復帰運動もやつたというふうな経緯から見ても、その違いは認めます。

○北村(哲)委員 ありがとうございます。時間が参りましたので、私の質問は終了いたしました。

○二田座長 これにて北村君の質疑は終了いたしました。

次に、河合正智君。

○河合委員 公明党の河合正智と申します。

本日は、陳述者の諸先生におかれましては、御多忙のところ、また、大変難しい問題に對しまして率直に御意見を聞かせいただきまして、心から厚く御礼申し上げます。

私は、とりあえず三点につきまして、特に比嘉陳述人にお伺いさせていただきたいと思つてます。先ほどの御意見の御開陳の中で、比嘉先生は生まれも育ちも説谷だといふふうにおっしゃいます。私たちが日本人にとりまして生きていく限り忘

れることができない沖繩戦の上陸地点でお生まれになったということ、そして、社大党の書記長を御歴任された比嘉先生が先ほどのような御開陳をされました、私はある種の感動を持って聞き及びました。

そこで、ちょっと確認を二点させていただきたいのですけれども、一九五二年、四十七年前の講和条約発効による時点と、それから十二年前、同じく読谷で起こりました海邦国体の知花さんの事件も、これを目撃されていたという御体験がおありだと伺っておりますけれども、この双方ともが日の丸に對しまして、非常に受けとめ方は違うようだけれども、ともに物神化としてとらえることができるとおっしゃいましたことにつきまして、私、やや理解できませんでしたので、ちょっと詳しくお教えいただけますでしょうか。

○比嘉良彦君 日の丸については、君が代についてもそうでしょうけれども、過去の事実をとらえて、賛成したからとか、あるいは反対したからとかというふうなことは、福地先生のような、上げたり下げたりと言われましたけれども、そういう事実をとらえて、あれはよかった、これはよかったと言っても、それは時代の流れとかいろいろなものが変わってきまして、象徴天皇制である天皇陛下、前の昭和天皇でも、二十年までは帝國憲法に基づく天皇であつたし、二十年以降は象徴天皇として今の憲法でとらえたその同じ人が、同じ個体と言つてはなんですけれども、そういう人が、個人が天皇をしていたのと同じように、日の丸そのものとか君が代そのものでも、私は、そのものについてどういう意味を付与するかというのは、その時代時代のあれだというふうに思うのです。

ですから、ただ、四十七年前に日の丸を掲げたと言つた屋良先生のそういうお気持ちも、それはそれで立派だつただろうと思ひますし、それから、その後には沖繩教職員会が、日の丸はだめだ、おろさざるを得ないと言つた、福地先生たちのそのときの政治判断といったような問題も、それはその時々で理屈は立つだろうと思うのです。

しかし、そういうふうなものを、あのときはこうだ、これだと言つたつてしょうがないので、むしろ私が言いたかつたのは、そういう旗とか歌とかといふものに對してすべてを託して、これでなきやいかぬと絶対化する、平和というシンボルであつてもそれを絶対化するとか、戦争目的であつてそれを絶対化するといふことで、そういう何か物を、すべてを象徴、もちろん、それはシンボルがないと物事を人間は判断できませんから、何らかの形でシンボルは必要でしょうけれども、何が何でもというふうな絶対化してやると、かつての軍国少年が今は平和少年みたいになつていくとかいうふうな形で、視野が狭くなつていくというふうに私は思うのです。

ですから、知花昌一さんが日の丸をおろしたときにも、私はかつてオリンピックのときには日の丸少年だつたんだというふうなことを言つて、しかし、彼がその後デビチリガマの問題とか戦争中のことをいろいろ調査したら、それは軍国主義の象徴だつたんだということがわかつたので、それはけしからぬというふうなことを言つて、国体のときに日の丸を引きずりおろしてそこで焼いたと言つていましたけれども、あれはそういうふうな、もう思い込んだら命がけといったような形の思考パターンになる、そういう思考過程が危険だといふふうに私は思うわけです。

ですから、平和問題を語るときにも、軍国精神の問題を語るときにも、少し総体的に物事を見ていひのじやないか、そうでなければまた同じことを繰り返すというふうな形で、余り物神化したような形では逆に困るというふうに今考へておるわけです。

○河合委員 ありがとうございます。よく理解できました。もう一点確認させていただきたいと思ひます。比嘉先生は、単なる二カ条であれば法制化もやむを得ないということを表示されたわけですが、法制化しても、法制化した場合に強制されるのではないかという懸念に對しては、どのように整理

されておりますでしょうか。

○比嘉良彦君 答え申し上げます。法制化といふことにまず賛成するというのは、一つは、先ほど申し上げました事件のときにも、あれは国旗ではない、国旗ではなかつた、そういう論争があつたり、日の丸は国旗かと君が代は国歌かといったような形のそういう論争が延々と続いてきたわけですが、この五十年近く、だから、そういうものを一応日の丸は国旗なんだというふうにして整理するといふ意味で、法制化には私は一応了とする。日の丸であらうがほかの圖案化されたものであらうが、決めればその辺のややこしい論争は終わつちゃうのですが、ただ、じゃ、ほかでいいのかというふうな話をしたら、今言つたように、慣習でも習慣でもそれは定着しているといふ話であれば、別に日の丸でもいいだろうといふふうな意味で了とします。

ただ、強制の問題については、その強制というのは、先ほどからも出ております物理的な強制もあるでしょうし、それから法律的に強制するといふこともあるでしょうし、あるいは逆に心理的な強制といふふうな形でもあると思ひますけれども、法律上は今規定はないわけですから、強制しないと言つてはいるわけですから、法律的な強制は今度は全くないわけですが。

もちろん、それですから、当然物理的な強制もないわけですが、ただ、先ほどから出てくるのは、恐らく心理的な強制といふ意味では、それは心理的に圧迫を受けるという人たちは、それは個人、個々の問題で、現場でどういふふうな、現場におれば、心理的な強制を受けやすい現場にいますかといふところによつても、心理的な強制の面では全くないとは言えないし、逆にまた、全くそういう心理的な問題を受けないという人たちもいるだろうと思ひます。ですから、物理的な強制は当然ないし、法律的にも強制しないとなれば、少なくとも心理的。

ただ、教職員との関係で申し上げれば、いろいろな指導要領とかあるいは教育委員会との関係

で、法的なのか、行政的な強制なのか、それから心理的な強制なのかといふ微妙なところの受けやすい現場といふふうなものはあるだろうと思ひます。しかし、それに対しては、逆に、そういう強制に對して戦術といひますか、対応の仕方といふふうなものに工夫があつて、やり方によつては逆にできることもあるのじやないかというふうにも考えるわけです。

ですから、ただ、問題は、小学校、中学校、高等学校、そういう国立でもないところで、大方の小中学校といふのは県立か市町村立か、そういうところで、なぜ日の丸をそういう心理的圧迫を加えてでもというふうな形で強制するのかという点では、むしろ、もしそういうことで圧迫を受ける人にとつては、逆に市町村旗とか、学校だつたら学校旗といふのがあつたわけですが、旗が必要であれば校旗をまず中心にしてやつて、そして次は市町村旗があつて、それから県旗があつて、そして次に日の丸があるわけですから、そういうのを全部やつて、それで、国際性豊かな日本人をつくるというのであれば万国旗にして全部やつた方が、むしろある意味では文部省との対抗もできるのじやないか。

そういうふうな知慮の使い方だつてあるわけですから、そういう意味で、強制といふものに対する考え方も、せっかく法律的にはやらないと明言しているわけですから、それは物理的にはもちろんできないわけですから、心理的な強制に對する対応の仕方といふのは一工夫もあつていいのじやないかというふうに思ひます。

○河合委員 大変頭の中を整理していただきました。貴重な御提言まで含めまして、ありがとうございます。

以上でございます。

○二田座長 これにて河合君の質疑は終了いたしました。

次に、三沢淳君。

を大変御苦勞までございます。

私も五年前まではスポーツの世界にいて、沖縄の県民の皆さんには大変お世話になりました、改めて感謝申し上げておきます。

私が全く違う世界へ入りまして三年近くたちますが、一つの理由は、二十一世紀を支える若者たちが本当に自分の伝統と歴史と文化、そしてこの日本を愛し誇りを持つ、そういう若者をつくるために私は政治の世界へ入りまして。しかし、今子供たちは、責任と義務を教えられずに、自由と権利の便利さだけに浸っております。

これを確認しましたのは、つい春先に、私は青少年特別委員会にも入っておりますが、東京の少年少女の少年院を視察いたしました、そこで院長さんが、今の若者の特徴は自分勝手と怠け者だ、これが一番典型的だ、そういうふうにおっしゃいました。二十一世紀、本当にしっかりした教育と若者をつくっていくか、この国は滅びてしまうのじゃないか、それぐらい危機感を私は持っております。

私はスポーツの世界にいて、スポーツは万国共通、ルールのもとに、ルールを犯せば責任をとらなければいけない、こういう厳しの中で育つてまいりました。そして何よりも、一つの勝利のために自分を犠牲にまでして貢献するということも教えられてまいりました。言いかえれば、今、公共の利益のために個人の自由や権利が制限される必要性も学ばなければいけないのじゃないか、そういうふうに思っておりますが、先生をやっておられました鳩間陳述人、そして一時期教育長もやっておられました米村陳述人に御意見を伺いたいと思います。

○鳩間昇君 済みません。お聞きになっておられるのは何についてでございますか。

○三沢委員 ですから、何でも自由で、あれがよいとかあれが悪いとかいうのじゃないに、みんながこれで決めるようというときはやはり自分を抑えて、要するにその中で、国の利益のために自由、勝手なことではだめじゃないかというふうな

ことなんです。意見は意見として大切なんですけども、やはり自分の意見をずっと通すのではなしに、あるときは自分を抑えなければいけないのじゃないかと。

○鳩間昇君 わかりました。

おっしゃるとおり、これは施設の学校だけじゃなくて、一般の学校にもそういう児童生徒が多くなっておるのは確かだと思います。学級崩壊だとかいろいろ言われておりますけれども、これは滝井じやありませんけれども、学校の先生の指導ではどうにもならない事実があるわけです。そこにもって手でも出そうものなら、暴力教師の汚名を着せられる。ですから、この問題につきましましては、学校教育、家庭教育、そして社会が一体となって、今後全国民的なレベルで取り組んでいかないとけない問題じゃないかと思っております。

○米村幸政君 ただいまの御質問、公共のためには私権の制限もある程度やむを得ないのじゃないかという要旨だったと思いますが、まさに御指摘のとおりでございます。私権は公共の福祉に従うという民法の大前提がございます。そういった意味での制限は当然あつてしかるべきでありますし、また、今さっきも問題になっておりますように、学校現場におけるいわゆる組織側と学校管理者側の間においても同様なことは言えると思っております。

学校教育の現場におきましては、御承知のとおり、先ほからお話が出ていますように、青少年に日本人としての誇りを持たせ、そして国際性豊かな、二十一世紀を担う日本のすばらしい人材を養成していくのだ、こういう大きな目標と理念に基づいてやっているわけでありまして、当然のことながら、いわゆる公共の福祉のために一部私権の制限等があるのはやむを得ないことだというふうに考えております。

○三沢委員 ありがとうございます。次に、私も我が党も、日の丸・君が代は昔から歴然とした日本の国旗・国歌である、そういうふう

うに思っております。しかし、国旗・国歌について、軍国主義国家のシンボルとか、表現の自由、思想信条の自由と反するという御意見もたくさんございますが、戦争は、時代の背景と政治的理由によるものであり、国旗が日の丸、国歌が君が代だから戦争になったわけではない、そういうふうには思いません。国旗・国歌には罪はないのじゃないか、そういうふうに思っております。そして、国旗・国歌の問題は日本人であるかどうかという問題であり、学問とか思想信条の問題とは全く別次元の問題ではないか、そういうふうに思っております。

この法案にしまして、学校教育のみならず、やはり家庭や地域社会においてその意義を伝え教えることを通じて、日本の文化や歴史、伝統を、次代を担う若者に継承していかねければいけないのじゃないかと思われませんが、鳩間先生は校長先生をやっておられましたけれども、教員組合の方々にその辺のところをどういうふうに教えられたのか。そして、教育長であられます米村陳述人はどういうふうに指導されたのか、ちょっと御意見を伺いたいと思います。

○鳩間昇君 御承知のように、現在は成文法がありませんので、慣習法としての国旗・国歌の扱いしかできません。私、意見のときにも申し上げましたように、慣習法上の国旗・国歌である。これは「指導するものとする。」であるから、皆さんは指導をしなければなりません。ですから、ちゃんと指導をしてくださいというふうにして先生方を指導しております。

ところが、これは小学校段階で各学年を通じて歌えるようになっておりますけれども、小学校でも先生方はそれを淡々と、なかなかやってくれない。ですから、中学校に入るまでに歌えない子供たちもあるわけです。しかし、思い切って、どうしても指導しないのか、ぜひやってくれ、私も出るからと言って指導の時間を設けて練習をさせたから、子供たちはやはり歌います。これは、先ほどから申し上げておりますように、子供たちに資料

を提供し、歌っていきましようという指導でありまして、強制ではないと理解しております。ですから、先生方がきちんと指導する姿勢を持てば、児童生徒は立派に歌っているものと考えております。

国旗・国歌問題を、よく信条にそぐわないからとかいって拒否をしたりする教師もおりますけれども、今先生もおっしゃいましたように、国民としての自覚と、そして指導でありますから、自分の気に沿う、沿わないというのはまた別問題だと思えます。教師というものは公務員であり、公務に示された指導内容は指導していかねければならない義務がありますから、そこを校長として示してきたところでございます。

○米村幸政君 ただいま先生の方で、思想、良心の自由の侵害になるというお話もあるし、また、指導要領の問題も御指摘がございました。確かに、思想あるいは信条、信教の自由を侵すのではないかと議論があることも事実でございますが、学校教育の現場において児童生徒等に、先ほどから申し上げておりますように、日本国民として一般的な教養、一般的な知識、そしてなおかつ国際的にも十分理解度を持てるような青少年を育てていくのが目標であり、また、思想信条等の自由というものはあくまでも心の中の問題でございます。心の問題に、指導要領やあるいは今の国旗・国歌の問題等で踏み込むわけにはまいらないわけでございます。

もう一点の指導要領の問題では、指導要領の中で一番いろいろな問題が起きておるわけでございます。私の陳述の中にも書きましたように、「望ましい。」と書いておりますから、市町村教育委員会の中で特に革新的な、非常に革新的な団体が教育委員の委員長等をしておられるところでは、県教育委員会の指導通達等に対して猛烈な反発がございました。

それで、教育委員会の指導の限界はどこかといういろいろありますけれども、それはそれといたしまして、その解釈を独自に行ったりするわけであ

ります。例えば、「望ましい」ということは、可能ならばやりなさいということですよ、こういう指導を通して出したりもなさっておられるわけです。つまり、慣習法として定着しているというのであり、問題はないじゃないかという今のいろいろな議論がありますが、慣習法だといったって、組織の方では、先ほど申し上げましたように独自に歩いているわけでありまして、つまり、「望ましい」というものは、可能であるならばやってもいいよという形ですよ。したがって、教育現場では学校長と大変な事態になつてくるわけです。

強制はすると言つておりますけれども、強制はしていません。ただ、一方は、学校管理者は、学校長と教頭それから学校の事務長です。他方のこの問題に対して交渉に来られるのは、大多数の教職員でございます。それはもう想像がおつきのことだと思つて、したがって、ここでは逆の強制の力が働いてきてしまつて、我々は、先ほど申し上げたように、国民としての基礎的な、全国共通の基礎知識を授けようとするのに対して、国旗や国歌を否定するような言動、こういったものが物理的にありますから、これはどうしてもいろいろな形で指導し、排除していかなくちゃいけない、こういう立場で指導をしてまいりました。

以上でございます。

○鳩間昇君 今、米村先生から学校交渉の話がちょっと出たのですけれども、国旗・国歌問題あるいはそういった教育課程問題は交渉事項じゃありませんので、私は、これは交渉事項じゃありませんということで交渉には応じておりませんでした。

○三沢委員 どうもありがとうございます。

○二田座長 これにて三沢君の質疑は終了いたしました。

次に、石井郁子君。

○石井郁子委員 日本共産党の石井郁子でございます。

きょうはそれぞれのお立場から、日の丸・君が代問題につきまして貴重な御意見をお聞かせいただきました。私は、そういう御意見を伺うにつけても、国旗・国歌を決めるという重大問題ですから、ますます慎重な審議が求められているということを痛感したところでございます。

時間が余りありませんので、安仁屋陳述人にまずお伺いをしたいと思います。沖繩にとりましては、やはり日の丸・君が代問題は近現代史の中に位置づけて考えなければいけない、そういう重い問題だということや、天皇制の支配、統治と無関係ではないということが強調されたわけでございますけれども、戦後もまた独特の、アメリカ軍の占領という中で歴史も抱えているわけでありまして。

先ほど来いろいろ触れられていますけれども、一時期は、一時期というか、民族のシンボルとしての日の丸という意味を持ったという話も他の陳述人からもございました。祖国復帰運動のときに日の丸を使われたし、一定の意味を持ったということは伺っているわけですが、それはどういふ状況だったのかという問題です。やはりこの辺も沖繩の歴史的な背景があるかと思つて、これも、それを一点伺わせてほしいと思つて。

○安仁屋政昭君 少し頭を整理してみますと、アメリカ軍は沖繩に上陸、占領と同時にニミッツ布告というのを発しています。それは一号、二号ありまして、二号は戦時刑法といひまして、要するに、日の丸を掲げたり、君が代を演奏したり歌ったりすることは厳罰にする、それがニミッツ布告なんです。ですから、ずっとこれは禁止されていきました。

先ほどちょっとどこかの話にもありましたけれども、講和条約が発効したときに若干緩和められて、公共の場で掲げてもよい、祝祭日に限って掲げてもよい。一九六〇年、いわゆる六〇年安保で池田・ケネディ会談の結果、沖繩が日米共同管理という事態になったときに公共の建物に掲げてもよい、こういうふうになった。一九六九年の佐藤

・ニクソン会談で沖繩返還交渉が本格的になった段階で、日の丸に対する規制は全部取り払われた、こういう流れがあるわけですが、一番大事な点は、対日講和が議論されているときに、沖繩はG11Qによって日本の行政から分離された。行政分離宣言が行われております。

対日講和で沖繩をどうするかという議論があったときに、大事な点があります。アメリカの信託統治がよい、いや独立がよい、中国がよい、いや日本だともありましたが、一九四八年段階で本格的に復帰方針が確立する。それは、大日本帝国日本じゃなく、主権在民の平和を高らかにうたった日本国憲法のもとへ我々は戻るのだ、そういう趣旨で復帰運動はスタートしていくわけなんです。ただ、その趣旨を明快に占領軍に示す手だてとして日の丸が掲げられたということでありまして、感激を持って日の丸を掲げたとは思いません。私は、独立でもない、信託統治でもない、中国でもない、主権在民の日本なんだ、その意思表示の手だてとして日の丸を掲げた。したがって、大衆集会で日の丸を掲げるということ、は、アメリカの弾圧を覚悟でやったということでもあります。

ただその段階では、非常に差し迫った状況ですから、日の丸の過去に果たしてきた侵略的な役割について議論するとはななかつた、これは事実であります。ただ、一九六〇年代に入ってから本土と沖繩の交流が活発になる中で、日の丸の果たしてきた侵略的なシンボルとしての役割について厳しい議論が起こってきたことも事実なんです。ですから、復帰運動は初発から最後までこのべらぼうに日の丸ではなかつた、これは言明できると思ひます。

○石井(郁)委員 もう一点お伺いいたしますが、定着の問題なんです。

定着しているということがあるわけですが、すけれども、しかし議論が始まると、その解釈はさまざまであったり、また、政府の一定見解が出されるとおののこと、それは私とは違うという

意見が出たり、いろいろなあるわけです。それから、特に若い世代が、歴史が教えられていないとかその意味は知らなかったとかという意見も今多く聞かれるところですから、私は、沖繩から見定着という問題はやはり歴史と結びついて、あるいは県民のいろいろな感情と結びついて、いろいろなことがあるかと思うのですが、安仁屋陳述人からごらんになってどのようにとらえていらっしゃると思います。

○安仁屋政昭君 客観的に見て、この沖繩県の地域で日の丸・君が代が定着しているとはとても言えないと思ひます。

学校現場で日の丸・君が代が強制されているという議論をちょっと外しまして、学校以外のところの話をしますと、例えば沖繩特別国体がありまして、沖繩国体もありました、全国植樹祭もありました。そこで日の丸・君が代、さらに天皇、いわゆる皇室関係者の出席ということですから、日の丸を掲げ、君が代を歌い、天皇陛下をお迎えするという形、植樹祭もそうでした。これに対して沖繩県民はどういうふうに見ていたか。

多くの沖繩の素朴な庶民は、君が代を歌い日の丸を掲げなければ百メーターも走れないのか、日の丸を掲げ君が代を歌わなければ木は生えないのか、一体だれがそれを強制しているんだ。しかし、現実には国民体育大会、全国植樹祭というのは、日の丸・君が代がなければできないことになつていふのです。これは定着じゃなく強制じゃないか。学校現場に対する強制だけじゃなくて、そういう全国的なイベントに日の丸・君が代が強制されている。甲子園の高校野球でも、そこまで来ている。これを定着しているというふうには評価するの。沖繩県民は決してそう評価していない。非常に違和感、何だあれはと、過去の歴史に照らしてみてもどうもおかしい、とても定着しているとは言えない、こういう評価であります。

○石井(郁)委員 もう一点、福地陳述人に学校現場の問題をお伺いしたいと思うのですが、先ほど

の陳述の中で、入学式、卒業式が近づくと学校は重苦しくなりまうという言葉がございました。そして、今形式的には一〇〇%の掲揚、斉唱というふうになっているという事は、しかしこれは現場での取り扱いに違ふという御指摘もあつたかと思ふんですけれども、文部省の方は、こういう数字を挙げるやり方というのは、調査報告という形であつた一九八九年の学習指導要領以降にきておりますよね。このことで、事実上学校現場に掲揚、斉唱を強制するというのが続けられてきたかと思ふんですが、時間がありませんので、私は、そういう文部省のやり方が、やはり調査という名の強制だと思ふんですが、現場はそれをどう受けとめてこられたのかという事を一点お聞かせいただければと思います。

○福地昭昭君 隣に当時の米村教育長がおられますが、義務制のいわゆる市町村立の小中学校に直接県の教育委員会が指導、指示するというふうなことは、これはいわゆる教育委員会の独立性、地方分権という立場からすると、県立の高校には直接の指示文書はいないんですよ。ところが、義務教育に対してまでも、かなりの市町村委員会に対する圧力をかけ、さらにはまた、本間にそこまで行くとは思わなかったんですけれども、校長処分ということまであったわけですね。それは、学校自体が、父兄もそういう入学式に強制されることはいけないという事で、地域で父兄の組織もでき上がっていくし、PTA側からも、教育長の上からの指示については相当の不満が、あるいは学識者ですね、大学の先生とかいろいろなことが、それは行き過ぎだということでもかなりの声明発表なりをされました。

ですので、必ずしも現場で教員と校長がということじゃないんです。もともと行けば、本場に、米村教育長も校長の専権だといつて県議会で、予算、決算委員会ですべたことがありましたけれども、学校に任せて、学校に任すといつても、やはり教員組織としっかりと話をして学校を運営しているところは実に父兄からの信頼も得て

いるし、地域のいろいろな協力体制も受けるんだが、校長と教員組織とけんかばかりしているところ、これはもう到底校長が一筋に酒も飲みませんし、教員も勤務時間が終わるとさっさとうちに帰るようではいけないですよ。残って教員と、地域の教育についても父兄も呼んで、ここに、自由な雰囲気と言われたように、こういうことをもつと育てるといふ行政指導こそ望ましいことじゃないでしょうか。

○石井(都)委員 ありがとうございます。

○二田座長 これにて石井君の質疑は終了いたしました。

次に、辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党、社民党の辻元清美です。本日は、陳述者の皆さん、どうもありがとうございます。

それでは、私は幾つか質問させていただきたいんですけれども、この国旗・国歌の問題というのは、各国でさまざま話合われてきた問題だと思ひます。例えばカナダですと、カエデの国旗、有名でチョコレートなんかによくついていますけれども、かつてはカナダは、イギリス系の移民、フランス系の移民がいますけれども、イギリスのユニオンジャックがちょっとくついてたというところ、フランス系の移民の方々の長い抗争がありまして、皆で新しい国として出発しようということであつたカエデの国旗をつくつたというふう聞いております。

それ以外にも、オーストラリアなどではまだ七十年以上議論しております、これは、オーストラリアもかつてイギリスの支配下にありましたために、ユニオンジャックがちょっとくく国旗の端についているわけですが、あそこはかつてのアボリジニという先住民がいた地であるということ、現在もかなり国旗などをめぐつてのさまざまな議論が聞かれていますという中で、日本もずっとこの問題についてはさまざまな立場からの議論が続けられてきたということ、私は、皆さんの中にも慎重審議をという御意見にももちろん賛成です。

そういう中で、私は、まず社民党としましては、今回の日の丸・君が代法制化には反対、教育現場への持ち込みもこれは反対であるという立場で審議を進めておりますので、まずそれを明らかにしまして御質問させていただきたいと思ひます。

さて、まず平良陳述人にお伺いしたいんですが、きょう陳述いただきました中に、最後に、沖繩は日の丸・君が代によつて苦勞させられ続けてきたというふうな御発言がありました。先ほどから復帰運動の話はお伺いいたしましたけれども、それ以前の、特に太平洋戦争当時、沖繩戦において、この沖繩の中で日本軍からも加害を受けたというふうな歴史があることは事実だと思ふんですが、けれども、そういうことを意味されてそういう御発言をされたのかなと思ひながら私は聞いておりましたが、この点についても少し詳しく御意見を伺わせていただきたいと思います。

○平良修君 この件は私は本当に短くしか触れておりませんが、かなりのところを安ん居陳述者が触れてくださいました。そこにゆだねたという面もありますが、基本的には同じ歴史体験を意味しています。

また、つけ加えるならば、私は、この沖繩で二十万の人の人が沖繩戦で亡くなったという事実を、その数をどう見るかということがとても大事なテーマだと思ひます。そのころの沖繩の駐屯日本軍が約十万人、沖繩の住民が約五十万いたそうなんです、十万人と五十万がいてるこの小さな島で、それこそ米軍の攻撃でもって、軍隊のいる場所と民間人のいる場所がもうごっちゃになっているという状況では、数の多い方がたくさん殺されてしまふということはある意味では自然なことだと思います。

つまり、日の丸・君が代は、もともと沖繩の者たちのものではなかったわけですね。ですから、それに同化する事を強く要求されました。同化できないという事は、非常にこれは不都合なわけですね。生活しにくくなつてきます。そういう意味で、沖繩の人の側からも受け皿があつて、同化へ同化へと進んでいきました。それは、ごく普通の日本人として認められたという思いですよ。そういう素朴な思いです。

しかし、それはなかった。つまり、化外の民として、もと日本ではなかった者としての見方がどうしても迫つてきます。襲つてきます。これは、集団的にも個人的にもさまざまな形でやってきます。

そういう中であつて、沖繩戦というのは、ある意味では日本国民としての、日の丸に殉ずる、君が代に殉ずることでもって日本人としてのあかしを立てる場所だったんですよ。つまり、命を投げ出すことでもって日の丸と君が代を自分たちのものとしていたのだということを証明しようとする深い心理が働いているんです。これが沖繩戦で民間人が多く死んだ一つの大きな原因だと思ひます。

しかし、ああいう死に方をしてはならぬわけですよ。それも、日の丸・君が代を自分たちのものとしなければならぬところに追い込まれていった沖繩の現実から出てきている悲劇だと私は思っています。

それだけ一つつけ加えておきます、たくさんありますけれども。

○辻元委員 ありがとうございます。

それではもう一点、平良陳述人にお伺いしたいんですが、今までの日の丸・君が代の法制化問題が出てきたかということなんです。私は、この一連の流れを見ておまして、最近では、日米新ガイドライン、これの法律ができ、そして今参議院では、通信傍受法案と言われているいわゆる盗聴法という法律も審議され、そして住民基本台帳、これはもう別名国民総番号制なんというよ

うに言う人もいます。そして出てきたのが日の丸・君が代の法制化、これをどう見るかということなんです。

きょう派遣されている委員の中にもさまざまな意見があると思いますが、やはり私は、この一連の流れを見まして、何だか年輩の方が時々、かつて戦争があったときに似ているなというような方もいらっしゃるし、こういう中で日の丸・君が代法制化が出てきたということについて非常に危惧を感じているわけです。

この点について平良公述人はどのようにお考えでしょうか。

○平良修君 私も全く同感です。

かつて中曽根首相は、戦後政治の総決算ということをおっしゃっていました。つまり、戦前の日本のあり方は、主権在天皇、人権無視、軍国主義、こういう中身でしたね。それが戦後、主権在民、人権尊重、平和主義に変わったわけですよ。しかし、戦後これは変わり過ぎたというわけですね。行き過ぎたというわけです。これをもう少し振り戻さなきゃならないことが言われたと思います。

つまり、もっと皇室を重んじる、天皇を重んずる、戦争にも必要な戦争があり得るのだという考え方、だから軍隊も、侵略的な軍隊は否定するけれども、防衛的な軍隊ならば必要だというふうに考えるところまで軌道を修正させなきゃならない。それから、権利だけを主張して義務を放棄するという戦後の甘ったれた教育を是正して、義務をしっかりと教え込まなきゃならないという方向への一つの揺り戻しですね。それを戦後政治の総決算という意味で強調したと思います。私は、今の案は、まさにその方向に向かってぐっと進んできていく国全体の状況だと思っています。つまり、もうまさに復古調ですね。

日の丸・君が代の問題は、一人の高校長の悲劇を一つのきっかけとしていることは明らかでしょう。そのことは野中官房長官が繰り返しおっしゃっています。きっかけはそうだと思います。

すけれども、私は、やはりここには、昔の日本をもっと取り戻していこうとする、そういう大きな流れに向かって方向づけられていることのひとつだと思っています。

そういう意味で、本当に私は、日本という国は五十年たつてこゝまで後戻りしてしまったのかという非常に危惧を持っています。

○辻元委員 最後にもう一点、平良公述人にお伺いしたいんですが、今教育のお話が出ましたけれども、この中で、例えばG7に参加している国を見ますと、卒業式や入学式で国歌を歌い国旗を掲揚するということを指導している国はないんです。これは外務省の資料によります。特にイギリスやフランスなどでは、いろいろな経緯がありますので、各国、いろいろな国の人たちが学校に通っているということ、むしろ学校のイベントには持ち込まないというふうになっているわけですね。私も、それはいいなと思うんです。

また、もう一点、教育現場で、ではずっとこの間、指導要領によって日本も九〇％以上の学校が国旗を上げて国歌を歌うようになっていたわけですね。ところが、学級崩壊の度合いは進んできていくように思うんです。

ですから、私は、むしろ国旗・国歌の問題と教育の現場での問題というのは別のところに原因があって、むしろ今私たちが行っているような議論を、教育現場で学生たちに賛否両論議論を聞かせるとか、そういう指導を行っていないことが原因ではないかというふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○平良修君 私は冒頭に、国旗・国歌は絶対的なものではないけれども必要なものであると判断すると申しました。ですから、場合によっては法制化することもあり得るといったふうに認めております。ですから、国旗・国歌があるならば、当然それは学校でも教えるべきものだと思います。

しかし、私は、今の日の丸・君が代は学校で国歌・国旗として教えるべきものではない、ふさわ

しくないと思っています。ですから、学校で教えることができるような新しい国旗・国歌をつくることを私は求めているんです。そうすれば、私は、日本という国は、そこまでするんでしたら、一つの大きな可能性に向かって一歩進むことになるだろうと思うし、この安定した精神状況の中で、学校の運営ということも不要な摩擦が避けられると思うし、あるまじった学級経営ということも教育の立て直しということも見えてくるんじゃないかなといったふうに考えています。その根本のところでおかしなことが強制されているために起こっているさまざまな問題につながっているということがあるだろうと私は思っています。

○辻元委員 どうもありがとうございます。これで質疑を終わります。

○二田座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたりました貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。

本日拜聴させていただいた御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものと存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、心より感謝申し上げます。

それでは、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

派遣委員の広島県における意見聴取に関する記録

一、期日 平成十一年七月七日(水)

二、場所

ホテルグランヴィア広島

三、意見を聴取した問題

国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 二田 孝治君

小林 興起君

平沢 勝栄君

藤村 修君

三沢 淳君

辻元 清美君

(2) 現地参加議員

齊藤 鉄夫君

(3) 政府側出席者

内閣総理大臣官房審議官

(4) 意見陳述者

広島県公立高等学校校長協会会長

広島県高等学校PTA連合会副会長

広島大学副学長

全広島教職員組合執行委員長

広島平和教育研究所研究員

萩野 浩基君

北村 哲男君

河合 正智君

石井 郁子君

岸元 學君

渡辺 綾子君

牟田 泰三君

高橋 信雄君

空 辰男君

佐藤 正紀君

岸元 學君

渡辺 綾子君

牟田 泰三君

高橋 信雄君

空 辰男君

佐藤 正紀君

岸元 學君

また、災害復旧にお忙しい中、今回の会議開催を受け入れていただいたことに感謝申し上げます。

私は、衆議院内閣委員長であり、今回の派遣委員団長の二田孝治でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしく御願い申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、国旗及び国歌に関する法律案の審査を行っているところでございます。

当委員会といたしましては、本案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を開催しているところでございます。

御意見を述べたい方々には、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。

発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく方々から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方から御意見をお一人十分程度お述べいただきまして、委員から質疑を行うことになっております。

なお、御発言は着席のままでも結構でございます。それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の小林興起理事、萩野浩基理事、民主党の北村哲男理事、公明党・改革クラブの河合正智理事、自由党の三沢淳理事、自由民主党の平沢勝栄委員、民主党の藤村修委員、日本共産党の石井郁子委員、社会民主党・市民連合の辻元清美委員、以上でございます。

次に、各界を代表して御意見を述べたい方々を御紹介させていただきます。

広島県公立高等学校校長協会会長岸元學君、広島県高等学校PTA連合会副会長渡辺綾子さん、広島大学副学長牟田泰三君、全広島教職員組合執行委員長高橋信雄君、広島平和教育研究所研究員空辰男君、以上五名の方でございます。

それでは、岸元學君から御意見を述べさせていただきます。

○岸元學君 広島県公立高等学校校長協会の岸元でございます。

このたび、内閣におかれましては、私たちの同僚である広島県立世羅高等学校長の死を重視され、国旗及び国歌に関する法律案を国会に提出される運びとなりました。そのことに對しまして、まずもって感謝申し上げます。

本日は、学校現場に勤める者として、本県の実態を報告しながら、国旗及び国歌の法制化をぜひとも実現していただきたいという立場で意見陳述を行います。

広島県教育は、昨年五月、異例とも思われる文部省の是正指導を受けました。余りに法令、規則を逸脱した学校運営がなされていたという指摘でございます。

は、法令、規則に準拠した公教育の確立に向けて、各学校の校長、市町村教委を指導してこられました。その指導の中の一つに、国旗及び国歌の指導は、学習指導要領に記されているとおり、適正に行ってくださいというものがございました。

この国旗・国歌問題については、広島県にはいろいろな歴史的経緯があり、実施が困難な状況がございました。その一つとして、平成三年十二月

五日に私どもの協会と高教組、広島県高等学校教職員組合との間で取り交わした、事実上国歌斉唱を実施しないという約束事がありました。またもう一つとして、当該年度の卒業式の前日、平成四年二月二十八日に、部落解放同盟広島県連合会と高教組の両者に示された、君が代の歌詞は身分差別を助長するおそれがあるとした、時の教育長の見解書がありました。

この二つの約束事それぞれに、日の丸・君が代の問題点を教育内容化する必要があるという認識が示されてもいたのです。そのために、研究団体である広島県高等学校同和教育推進協議会を中心に、反元号、反国旗・国歌、反天皇制と指摘されても完全に否定し切れないような中身の同和教育なるものが各学校で行われてまいりました。

このような状況の中で、校長協会は、国旗・国歌問題にどう対処したらよいのかを、意思決定機関である理事会で検討しました。その結果、学習指導要領にのっとった公教育の確立のために、国旗・国歌の実施に向けて頑張ろうということになりました。

その理事会の意向を受けて、昨年十二月二十一日に私が高教組本部に参りまして、実施するための障害となる平成三年十二月五日の約束の国歌の部分の破棄通告しました。ところが、が前面に出てきて、私どもの協会の各支部単位に、従来行ってきた同和教育と君が代実施の整合性を説明せよ、説明できないのなら県教育委員会に説明を求めていこうという趣旨の要求がなされました。

このことにつきまして、二月十八日に、私は部落解放同盟広島県連幹部数人の方々と意見交換の場を持ちました。彼らの主張は、大体において、一、君が代の歌詞は身分差別を助長するものである。また、その歌詞は科学的にも説明できない中身である。二、日本には国旗も国歌もない。慣習法として定着しているという説明もあるが、我々は少なくとも納得していないし、国民の間にコンセンサスが得られているとは思わない。三、した

がって、学習指導要領の国旗・国歌の部分は意味がないのだ。以上の三点であったように記憶しております。

それに対して私の主張は、一、君が代の歌詞は、日本国及び日本国民の統合の象徴である天皇をいまだくところの日本国、日本国民が永遠に栄えるように願った歌であると解釈すべきで、身分差別を助長するものではない。歌の歌詞といふものは至って情意、情感に訴えるものであるから、科学的に説明することに何らの意味はない。二、マスコミ等の各種調査を見ても、日の丸が国旗であり、君が代が国歌であることは国民の間に定着している。三、同和教育といえども法令、規則の範囲内で行われるべきで、最高裁で法的拘束力を持つと判断された学習指導要領を逸脱してはならない。四、国際理解教育推進のために、基礎、基本として国旗・国歌の指導が必要であるの四点でした。

二時間ばかりの話し合いでしたが、整理がつかず、結局物別れに終わりました。

この意見交換と同様の自身が、各学校の職員会議や校長交渉の場で校長と教職員の間で議論されました。しかし、従来、多分に問題を含む同和教育を容認してきた校長が、それと君が代実施との整合性について教職員を説得し切ることが非常に困難でありました。私どもの協会内部にも、いっそのこと県教育委員会が職務命令を出してくれば教職員を説得しやすいのという声が多く出るようになってきました。

そのような状況の中で、二月二十三日に教育長が職務命令を出したわけです。それを受けて校長たちが全力で教職員の説得に取り組んだ結果、国歌斉唱率が大きく向上したわけですが、その裏で貴重な一人の命が失われました。

もしも日の丸・君が代が国旗・国歌として成文法にその根拠が規定されていたら、広島県における議論も相当変わったものになり、仲間の校長が死を選ぶこともなかったことでしょう。逆に、このたびの法制化の動きがとんざすれば、既に国

旗・国歌が国民の間に定着しているという根拠も崩れ、本県には大変な混乱が生じるものと思われる。

次に、国旗・国歌の強制反対という考え方に就いての意見を述べたいと思います。

来る二十一世紀は、一段と国際化が進展するものと思われまします。そのために、国際理解教育の一層の充実が望まれます。

国際理解教育の原典と言われているユネスコ憲章の前文に「相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした」という民族の文化の相互理解の大切さを述べた部分があります。さらに、一九八五年のユネスコ国内委員会が編集した国際理解教育の手引にも、国際理解教育の目標の一つとして、自国認識と国民的自覚の涵養、他国、他民族、他文化の理解の増進が記されています。すなわち、自国認識は他国認識の前提として位置づけられております。

その流れを受けて平成元年十二月に示された「高等学校学習指導要領解説」の第一章総説第二節改訂の基本方針「文化と伝統の尊重と国際理解の推進」の部分には、「我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視するとともに、世界の文化や歴史についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養うこと」と明記されています。

いずれの国の国旗・国歌も、それぞれの国の文化であり、伝統であります。自国の国旗・国歌を大切に指導を通じて初めて、他国の国旗・国歌を尊重することのできる、国際社会に通用する日本人を育成できるのではないのでしょうか。指導はあくまで指導でありまして、決して強制ではありません。国旗・国歌は国威発揚のシンボルではなく、国際協調、国際平和を希求する日本のシンボルとして世界に通用するように努力することが日本人には必要であるということを描いて、私の意見陳述を終わります。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、渡辺綾子さんにお願いをいたします。

○渡辺綾子君 高等学校PTA連合会の渡辺でございます。こういうお席を設けてくださいますありがとうございます。

ただ、最初に申し上げますのは、私も保護者の団体と申しますのは、最大限学校にかかりましても三年間でございまして、その三年の間に何ができるかわかりませんけれども、一人の親として、このたびの校長先生の死、保護者は大変なショックを受けております。親としてのそれなりの意見を申し上げさせていただきます。

私は、日の丸が国旗で君が代が国歌であるというところは全く自然のうちに認識をいたしておりました。ところが、卒業式を何週間か前にいたしましたところ、子供が音楽部で、もしかしたら国歌を演奏することになるかもしれないから練習が始まったと申しました。そして何回か練習を重ねた結果、あるときこんなことを申しました。練習をしているときに三曲ほど譜面をいただいたんだけれども、お友達に、国歌って何番目の曲だったのさやいたんだそう。答えた子供は、二番目らしいよ。うん、あのゆっくりした曲だね。そういう話をしておりました。子供たちは、どのメロディーが国歌であるか、君が代であるか全く認識をしていなかったのです。私はびっくりいたしました。えっ知らなかったの。そうしましたら、だって習っていないものという答えが返ってまいりました。そこで私は初めて、これはどういうことなのかと思つたわけでございます。

そしてまた、広島出身の東京の難関大学に入つたという大学二年生の子供がこんなことを申しました。いろいろと広島で国旗・国歌について報じられていたようにだけれども、実は自分が広島出身だということが友達にわかったら、君、君が代の歌詞についてどう思うかと議論の輪の中に無理やりと入っていい感じで入れられたそうです。ところがそのとき、その大学二年の男の子は、はたと気がついたのです。一人で歌えと言われたら、

歌詞を全部知っていない。そこでこんなことを言っておりました。その議論の輪の中に入ることができない、どうしてそういうことになつてしまったんだらうか。確かに、主義、主張は百人いれば百様あると思うけれども、全く歌詞を知らなかったりメロディーを知らなかったりするのでは、歌詞のよしあし、いろいろな議論の中にも加わることができないというようなことを申しました。

私はこの二つの話を聞きましたときに、親といまして、人は皆、自分の生まれ、育ち、国、友達、友達だけは自分で選ぶことができるけれども、だれも選んで生まれてくることはできない。ですから、それぞれの環境、立場でいろいろな主義主張はあろうけれども、少なくとも義務教育、そして高校生ぐらいまではまだ子供たちは未成熟で、責任能力がないわけですから、広く平等にいろいろなことを、教育の現場にイデオロギーを持ち込むのではなくて教えていただきたいと私は親として思いました。そして、その子供たちが成長した後に、自分の考えを持ち、そしてそれを唱えるのは結構だとは思いますが、まだ未成熟な子供たちに、教育の現場で、賛成だ、反対だといつて先生方に混乱が起きるようでは、親としてまことに困ります。

私は、いろいろな意味で、子供は広く教育を受ける権利があると思っております。法制化の話が出まして、大多数の皆様が、国旗・国歌、日の丸・君が代は認めているという話を聞いております。もしもこういう話が出て法制化が通りますとすれば、きっと教育の現場はまた大混乱になるのだと思ひます。ちょうどこういうときに教育を受ける子供たちは大変に不幸でございます。

どうぞ、学校の現場が静かに当たり前に、全国同じレベルで教育を行えるように、親として願っております。一母親といましては、この願いだけでございまして。そして、もし通りましたら、ぜひ国政レベルで、県の教育委員会を監視ではなくて見守っていただきたいというふうに思つ

ております。

そして、私の学校では、式典の折、国歌が流れて、親が礼儀として子供に起立するのを見せました。何の混乱もなく終わりましたけれども、私どもは、子供たちに、常識のラインで静かに自分の姿を見せて教えようと話し合いをいたしました。

そしてまた、昨年私は、高校生を連れましてイギリスへ短期留学の付き添いとして参りました。その折、イギリスのある学校で、ジャズバンドでございすけれども、日本の君が代を演奏してくばつと起立をいたしました。ところが、我々が連れてまいりました日本人の、日本から行った短期留学ですが、この子たちは、右左をきよろきよろ見回して、立っていいのか座つたままでもいいのか、中腰の状態でごさいました。そこで、大人が立ちました。私たちの国の国歌を演奏してくれて、この子たちは、当たり前なように言つて立ちました。その折にも、何か非常に悲しい思いをいたしました。

私は、一つの学校をよい学校にするというのは、突然に、偶然できるようなことではないと思つております。本場に子供の一人一人の個性を認め、た先生が丸となつて、そして正しく教育というもの、徐々になつていくのはよくないと思つて、そして、そのようになるためには、まず愛校心を持つことです。それと同じように、縁あつてこの国に生まれて、また住んでいくのですから、親といひましては、子供に愛国心というものを持つてほしいと思つております。

先生方のお力で、何とか広島県の教育が正常化して、私たち親が安心して次の時代を子供に託すことができるように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、牟田泰三君にお願いいたします。

○牟田泰三君 私、広島大学副学長の牟田でござ

います。

本日の公述に先立ち、一言申し上げます。

私は、本日、内閣委員会委員長の要請によつて公述人となるよう依頼されて参りましたが、新聞等では民主党の推薦というふうな明記されております。もちろん、私、民主党のおっしゃることは賛成もあり、不賛成もあり。他の政党の方のおっしゃることに賛成もあり、不賛成もあります。一党一派に偏つた意見を申し上げたことではございせん。したがうして、本日も、国旗・国歌について、一党一派に偏らない、私個人の意見を述べさせていただきますので、御了解いただきたいと思ひます。

そこで、本論ですけれども、私は、本日、私自身の未来観に基づいた視点からの国旗・国歌の問題を考えてみたいと思ひます。

国旗・国歌がなぜ必要なのか、日の丸・君が代がなぜ国旗・国歌になるのか、なぜこれを法制化しなければならないのかという点を議論するときに、いろいろな方のいろいろな視点というのがあると思ひます。それで、本日は私は、それを過去の視点、現在からの視点、未来からの視点の三つに分けて考えてみたいと思つております。

それで、まず過去の視点ですけれども、これは、君が代とか日の丸とかの歴史的な成立過程をいろいろ調べてその上に立つて考える、それから、歴史的な事情で、軍国体制下でどのような役割を果たしたのかとか、そういうことを考えた上で、日の丸・君が代が国旗・国歌としてどうであるのかというのを考える、そういう視点だと思ひますが、この点に関しては、従来から非常に詳細に調べられておりますし、私どもが参考資料としていただいた分厚い文書の中にも詳しく書かれております。私、個人的にも歴史的なことはいろいろ調べてみましたが、残念ながら、その分厚い文書の中にすべて私の知っていることは書いてありません。したがうして、本日はこの点については省略させていただきますと思ひます。

次に、現在からの視点ですけれども、ここが一番問題の残るところ、多いところだと思ひます。

まず、君が代の歌詞の解釈の問題とか日の丸の寸法等に関する問題とか、それから日の丸・君が代に対するいろいろな種類の国民的感情の問題、それから日の丸・君が代が国旗・国歌としてふさわしいかどうかという観点ですね。

これは、日本の国体を適正に表現できているかどうか、君が代の曲は適当なものであるかどうか。人によつては「上を向いて歩こう」の方がいいなどと言ふ人もあるかもしれませんが、そういうような視点から考えるというのが現在の視点だと思ひます。この点についてはいろいろな述べている時間はありませんので、私の個人的体験を通して国民的感情について一言述べたいと思ひます。それに続きまして、未来の視点から私なりの考えを述べさせていただきますと思ひます。

私も、若いころ、三十年以上も前になります。が、英国のブライトンという小さな町で、そこにある大学で研究をしておりました。このブライトンという町はロンドンの南の保養地なんですけれども、現在ではここには日本人がたくさんおりまして、何も日本人が珍しいことではございせんが、当時はほとんど日本人がいませんでした。そこで一年もいますと、本場に日本語すら忘れてしまふ、自分が何人かすら忘れてしまふような状況でございまして。私自身は、周りの英国人や外国人と非常に仲よくさせていただきまして、何の違和感も感じていなかったわけですね。

ところが、ある日、どうしてもヨーロッパのある国に行くためのビザを取る必要があつて、ロンドンの日本大使館に出かけたのですが、たまたま大使館の屋根を見たら日章旗が翻つていて、そのときに非常に胸が熱くなったという思いを今でもまざまざと思ひ出すのですけれども、この感情というのは一体何だろうか。私自身は、それまで国旗とか国歌とかいうものに大した興味もなく、言つてみれば空気のようなもので、どうでもいいような感じだったので、そのとき、はたと国旗というものの存在に気づいて、しかもなぜかあ

る種の感動を覚えたわけですね。

これは、私なりに考えてみますと、日章旗を見たときにみずからのアイデンティティーを突然自覚した、そのことではないかというふうな感じしております。当時、その国で私自身非常にうまくやつていたと思ひますし、私自身が国粋主義者になつたわけでもなく、また、いじめられてホームシックにかかつていたわけでも何でもないのに、非常に純粋な国を愛する気持ちがわき上がったのではないかとこのように考えました。

国民的感情という中にもいろいろあつて、戦時体験に基づく日の丸・君が代への反感心、それから最近ではスポーツを通じたすがすがしい感情とか、いろいろあると思ひますが、私の抱いたような感情もまた一つの国民的感情ではないかと思つております。

さて、では、そういう国旗や国歌を持つて、それによつて我々が国民としての共通の意識を持つということは、どうでしょう、それはやはり大事なことではないかと思ひます。

ここからは未来の視点から見た国旗・国歌への私の考えでございますけれども、私は、国旗・国歌の問題については、過去に対して正しい認識を持ち、それから国旗・国歌そのものの内容に関して正しい認識を持つ、これは非常に重要なことだと思ひますが、もう一つ、未来へのビジョンを持つて、そのビジョンのもとに国旗・国歌を論じて、それが必要かどうか、法制化する必要があるかどうか、そういうことを考えることも非常に大事なことではないかと思つております。したがうして、この点について一言述べさせていただきますと思つております。

特に、最近グローバル化という言葉であらわされる国際的な価値観、これを持つて、よつて国際人として通用する人間になるということ、これが叫ばれております。人だけではなくて、企業であれ大学であれ、どのような組織であれ、国際的な尺度で通用するものでなければならぬというところが強く叫ばれております。私どもは、その

ような中で、国際社会の中で、世界の平和それから人類の発展に基本的な貢献していく義務があると考へております。特に、最近の日本に対しては、世界からそのような期待が寄せられているというふうに感じております。

では、そのような役割を日本が将来、二十一世紀の前半から後半にかけても担っていくためには、その基礎になるのは何であらうかというふうな考へてみました。

そのときに、こういうグローバル・ゼーションの時代に、国旗・国歌によって日本国民としてのアイデンティティを持とうではないかという考へ方は、むしろ国際化に逆行する考へ方ではないかという意見もあるかと思ひます。しかしながら、私はそれは違ふと思つておるわけです。それについて一言述べたいと思ひます。

これから世界は、交通手段がますます発展して、物理的にも狭くなります。また、情報流通が、インターネットに代表されるような仕組みによって非常に活発になってくると考へられます。こういう世界の中で、遠い将来には人類や言語の違ひもだんだんと薄まってなくなつてきて、世界的な単一国家として地球が一つにまとまるといふような夢ももちろん我々は持ち続けたいといふかと思ひますが、そこまでに至る道のりはまだまだ長いと思ひます。

その途中で、では国家というものを捨て去つていいのかという、やはりその存在意義は非常に重いものがあると思ひます。世界じゅうの国々では、これから国家としての存立の議論と、もう一つは、国家の中での多民族化という問題に対処していかなければならないのではないかと、私はそういう未来の考へを持っております。特に、ヨーロッパ諸国ではもう既にそれが現実の問題となつており、東西冷戦が解消した後は平和な時代が来るかと思つたら、民族紛争に明け暮れている次第です。その基本的なところは、やはり国家というものの対する各個人の帰属意識といふか、その辺の問題があるように思ひます。

したがいまして、日本においても、海に隔てられて単一民族の平和な国だと思つていても、将来はそういうことは許してもらえないであらう、多民族化への道を歩むに違ひないと思ひます。

また一方、先ほど申し上げた情報面でも、国境という感覚はだんだん薄れてきますので、一つの国としての統一を保つ論理がなかなかつくりにくくなつていくであらう。でも、一方では、やはり国家というものの存在意義があると私は考へます。

それでは、国家としての共通項は何であるかというのをやはり真剣に考へるべきであつて、これから未来に向けて、特にこの点は重要な問題ではないかと思つておるわけで、国旗・国歌の問題が現在論じられるのは必然性があると考へております。

したがいまして、将来、我々の次の世代、その次の世代の人たちが世界で活躍し、それでリーディングを發揮して世界の平和と人類の発展に貢献してくれるためには、まずその基礎となる日本の国家としてのアイデンティティをはっきりさせることが重要であらうと思つております。

日の丸と君が代が、これまでの歴史を踏まえた上でも、先ほど申し上げましたように非常に詳しく検討されておるわけで、それを見ましても、国旗・国歌として国民の支持を得ている、妥当であるといふふうな考へますと、我々の共通項として、国旗や国歌としての日の丸・君が代を法制化するということは、この時点でやはり必要とされているのではないかとこの私が私の結論です。このような国旗・国歌という原点を持つて、次の世代の人々が世界で活躍できることを期待したいと思ひます。

ただ、最後に一言、日の丸・君が代を法制化したからといって、特定個人に対してこれを強要するといふことのもことになるというわけではなく、個人の自由はあくまで尊重されてしかるべきであらうと考へております。少しオーバーしました。失礼しました。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、高橋信雄君にお願いいたします。○高橋信雄君 紹介をしていただきました高橋です。時間がありませんので、早速本論に入らせていただきますというふうな思ひます。

私は、今回の意見陳述に当たつて、ぜひはつきりさせておいて始めさせていたきたいことがあります。それは、教育への不当な介入や強制は何人といふことも許されないことだ、これは日本国憲法、教育基本法が目指しているものである、そういうふうな思ひます。

日の丸や君が代の問題のみならず、国民の間で意見の不一致、見解の分かれる問題が数多く存在するといふことについては論をまします。これらの問題が教育の場に持ち込まれる場合には慎重であるべきでありますし、子供の発達段階を十分考慮し、事実を正確に伝えて、その判断は子供たち自身にゆだねるべき問題である、そのように考へるものであります。私たちは、この原則を教育を進めたいく上でも何よりも大切にしたい教育実践を行うために力を尽くしてまいりました。きょうは、この立場から日の丸・君が代の問題にかかわつて意見陳述をさせていただきます、そういうふうな思ひます。

まず最初に、多くの皆様から取り上げられていたこともあつて、本案が提案されるきっかけになったと言われている、広島県立世羅高校の石川校長自殺事件について触れさせていただきます。このように思ひます。

広島県における部落解放同盟の教育介入の実態については、ことしの三月十日、参議院予算委員会、きょうも御出席の岸元校長、広島県選出の宮澤蔵相が証言あるいは答弁をされたところであります。このように思つております。

広島県では、一昨年来、そのような部落解放同盟の教育介入に対する県民的な批判が大きくなり、それを背景に、広島県の教育はおかしいといふキャンペーンが展開をされてまいりました。そして、文部省のいわゆる是正指導を受ける発端に

なつたというふうな思つております。

このキャンペーンの中では、広島県教委自身が、そのような教育の混乱を招いたという教育介入を容認し、それに荷担してきた責任が大きいという批判が大きな位置を占めておりましたが、広島県教委は、みずからの教育行政についての反省や総括を全く行わないで、文部省は正指導を盾にして、指導要領遵守、中でも、卒業式、入学式における日の丸・君が代実施に焦点化した指導を繰り返してきた。そして、二月二十三日には県立

学校長に対して日の丸・君が代強制の職務命令を出す、そういう事態にまで至りました。日の丸・君が代、中でも君が代は部落差別につながるものであり、卒業式、入学式などでの実施は認めない、もし実施をすれば糾弾、確認でもって臨むぞ、そういう脅迫が行われる。そういう脅迫も、実施しなければならぬ校長を処分するぞという県教委の強圧的な態度も、教育への強制、介入である点において本質的に変わるものではありません。

このような両者からの強制、介入の中で、石川校長は、私の選ぶ道がどこにもないと思つたままを残されて、前日の二月二十八日に命を絶たれた。

私たちは、この事件は、日の丸・君が代を国旗・国歌として法制化して、学校教育へ強制をする論拠をつくるということではなくて、いかなるものであれ教育への介入、強制は認めないという日本国憲法、教育基本法の精神に立ち返るべきことを教えている、そういうふうな思ひます。日の丸・君が代を法制化し、それに対する対立意見を封殺し、法律を盾に強制をするといふことは、広島県の教育混乱をつくり出してきた解放教育がやったことを、今度は国家が法律の名において行うという立場に立つことにしかなりません。これは、この問題を解決する上で決して意義のあるものではない、この問題の解決とは無縁のものであるといふふうな私には考へます。

次に、教育現場における日の丸・君が代をめぐる

る状況についてお話をさせていただきたいというふうに思っています。

私は、三十八年間広島市内で中学校の教師を務め、この三月に定年退職をいたしました。この間、私はずっと現場にいましたから、毎年、自校の卒業式や入学式づくりに関わってまいりましたし、学校区内の小学校や高等学校の式にも参加する機会を得てまいりました。

そのときのことを思い起こすのですが、君が代を生きてと大声で歌う儀式に出会った経験があります。歌わないのは子供たちだけではありません。来賓の皆さん、保護者、教職員など、式への参加をなさっている圧倒的多数がそうでありました。君が代斉唱というふうに言うと、式場全体が非常に重苦しい雰囲気を出してまいりました。それは、とても国民の間に定着をしているという光景とは思えません。また、子供たちの門出や入学を祝う儀式になじまない光景であったというふうに私は思っております。

皆さん、子供たちが心を込めた歌声をつくるには、それを歌う意義、その歌の意味を理解されてなければならぬというの当然のことです。皆さんにも思い起こしていただきたいのですが、小中学校時代に君が代の歌詞が理解できたでしょうか。少なくとも私は、歌詞が理解できたのはずっと後のことでした。現在の中学生に歌詞の解釈を求めても、ほとんど答えることはできません。それは、教えられていないからという単純な問題ではありません。また、その歌詞の意味が理解できたとしても、よし、じゃ、ひとつ頑張ってみよう、頑張ってみよう、そういう子供たちの心を揺り動かす中身になっていないのか。教育はそこそこそそくして成り立っているのです。

例えば、小学校の音楽に、歌唱曲共通教材というものがありません。この教材はぜひ教科書に取り上げないという指導要領の規定であります。その中に「夏は来ぬ」という歌がありました。かつては、でも、今は外れております。それを外したときの文部省の見解は、この文語体の歌詞を理解

させることは大変困難である、また、歌詞の理解ができない歌を歌わすことは難しいということがこの曲を外したというところを指摘しておきたいというふうに思っています。この点からも、日の丸・君が代を強制することの特異性は歴然としたものではないでしょうか。

最後に、日の丸・君が代の強制の実態について触れます。政府は、法制化が子供への強制につながるものではないとはしていますが、我々は大きな危惧を感じざるを得ません。教師に指導を強制することは、必然的に子供への強制につながるを得ないというところからです。それは、教育の営みとして避けられない現実なのです。

また、教師がみずからの思想、良心を偽って子供の前に立つことはとてめえなことはございませぬ。みずからの教育的良心を偽ることを強制されることは、教師たる資格を剥奪されるに等しいことです。

かつて、軍国主義教育を強制された我々の先輩が、戦前の教師が、戦後になって次の歌を詠んでいます。時間がありませんから途中省略していきますが、「逝った君はもうかえらん」「涙の手は血まみれだ」「逝った君はもうかえらん」「涙の手は血まみれだ」「逝った君はもうかえらん」「涙の手は血まみれだ」君の墓標に誓う、くり返さぬぞ絶対に「この悔悟、さんざん思いを再び日本全国の教師に繰り返さす、それが強制というものである、私は、現場の経験を通して強く主張したいというふうに思っています。

広島県下では、昨年来の文部省は正指導の名のもとに、指導要領遵守、日の丸・君が代強制指導が行われていることは述べたとおりですが、具体的に、君が代を指導しない者には音楽の専科は担当させないとか、生徒の卒業に当たっての卒業記念作品が式場の正面に飾ってあるけれども、おろしなさい、日の丸を掲げなさい。どういうふうな理由でそういうふうにおっしゃるかというところ、子供がつくった卒業作品なんかは日の丸に劣るものだ、のけろ、こういうふうに言われる。あるいは、

は、日の丸・君が代は指導要領で定めていることだから、どういふ扱いをするかを論議することはない、このことについて教育的な論議は認めない、そういうふうなことでおっしゃる管理職がふえてきています。

学習指導要領は、教育課程の編成、すなわち、卒業式や入学式などの行事についてはそれぞれの学校が決定することである、きちんと定めているのであります。にもかかわらず、日の丸・君が代は別格に扱われる。これが強制ということなんだというふうに私たちは思っているところであります。

このような状況の中で、法律で日の丸・君が代を強制する論議づくりを行うということになれば、現場の混乱が一層大きくなります。

私たちは、日の丸・君が代が国旗・国歌としてふさわしいかどうかについての意見は持っています。それを強制しようとは思いませんし、これまでも強制することは厳しく戒めてまいりました。

繰り返しますが、教育に強制はあってはならないことです。この観点から、今回の法制化は許されるものではないということを表明して、時間をオーバーしました、申しわけありません、陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、空辰男君にお願いをいたします。

○空辰男君 時間の関係で、原稿を読み上げて意見発表といたします。

今日、だれしも容易にアジア諸国の歴史教科書を読むことができます。中でも中国、韓国、朝鮮などの教科書では、日本のアジア侵略が日清戦争から始まるという鮮明に書かれ、その後、続く戦争のありさまやアジア諸国が受けた被害事実が、日本の教科書以上に詳細に記述されています。このように日本の加害歴史を学校で学んだ人々が、今日、中国を初めアジア諸国にははかり知れないほどの数がおることは間違いないと思います。その人たちが

を前にして、私は、広島地域史、現代史の中の加害性、加害面から題材を取り上げ、日の丸・君が代の法制化に反対の意見を申し上げます。

その第一は、日清戦争における日本を代表する加害基地は広島でありました。

そのあかしの第一は、一八九四年、明治二十七年八月一日、日本は清国に対して宣戦布告、九月十五日、戦争指導最高機関としての大本営を広島に移し、明治天皇みづから広島に移住し、戦争遂行の号令を国民に発しました。

あかしの第二は、その十月五日、天皇は、広島市と港宇品地域周辺に対して、ここは戦場と同じだという臨戦地境宣言と戒厳令を出しました。

あかしの第三は、その十月十八日、広島で臨時帝国議會を開き、当時の年間予算を超えた臨時軍事費予算を無修正、全員一致で可決決定しております。

この大本営、臨戦地境宣言、臨時帝国議會の三つが広島市の歴史上の根拠となつて、後の原爆被害に至るまでの五十年間、広島は軍都の呼称のもとに運命づけられたのです。

さて、日清戦争の第一陣として広島第五師団第十一連隊約千名が、その年六月九日、宇品から出陣しました。海岸には多くの市民や子供たちが日の丸の小旗を振り、その歓呼の聲は、何と遠く宮島まで響き渡ったと言われています。ここに日本の日の丸と戦争の原点、起点がありました。それから、戦争のたびごとに、その歓呼の聲は天皇陛下万歳の叫びとともに次第に大きくなり、全国に波及しました。

だれしも語らず、その歓呼の声の底には、教知れない全国の兵士と家族の深い悲しみが、そして日の丸に結びつく反戦の心が満ち満ちていたことは言うまでもありません。ここに日の丸反対の基本的な歴史的根拠があります。

第二は、長い軍都広島市の歴史の反省の上に、二度と教え子孫を戦場に送るまいという教育思想が、なぜか戦後の広島には行政の上で生かされませんでした。

その検証は数々ありますが、その一つに、一九四四年、広島でアジア競技大会が開かれました。その開会式全体会では、アジア各国七千余名の選手団を前にして、最初が、一人の歌手による君が代の独唱でした。次に、アジア大会の規則によれば、開会宣言はその国の元首が行うことになっていくようですが、広島では、元首ではなく天皇の開会宣言でした。さらに、地元広島市長、知事の歓迎のあいさつは一言もなく、まさに日の丸・君が代の幕あけ大会でした。

日本の加害史を学んできたアジア青年たちを前にして、よくぞこのような開会セレモニーが計画され、実行されたものです。

この年は、日清戦争の百周年でした。さらに、広島がアジア大会の地に選定された理由の一つは、広島が平和記念都市であったからです。このような歴史的意味のある中身が、アジア大会の中には生かされておられません。実は、アジア大会は、戦後の広島とアジアとの貴重な平和交流の最大の機会でした。しかし、その糸は見事に切れました。その上に、今回の日の丸・君が代の法制化は、その傷口を一段と大きく広げることでしょう。

第三は、広島には、原爆資料館はあっても、不戦を誓う戦争資料館はいまだ不在です。また、ユネスコの原爆ドーム世界遺産化はあっても、アメリカと中国は合意していません。九五年八月、中国は国連で、アメリカの原爆投下は侵略戦争の仕返しであったと主張しております。

まさに、広島の前史と戦後史は切断されていきます。一体、この原因はどこにあるのでしょうか。広島にとって、切断された歴史認識こそ新たに統一し、侵略の反省と核廃絶の思想を一本化しない限り、広島は未来はありません。

日本の降伏条件は、歴史的にはポツダム宣言の中にあります。その中には、日本の侵略戦争の歴史の解明や、その戦争責任、戦争犯罪者の処分、そして被害国への日本の戦後補償などの降伏条件が書かれています。

ところが、結果的には、侵略戦争史は真剣には解明されず、戦争責任もまた大日本帝国憲法に照らした根本的結末に至らず、戦争犯罪者の処分も、A、B、C級の裁判はあったが、全体的には小規模のまま終わっています。戦争賠償金のあり方も、中国などの賠償金請求権放棄などもあって、全体的には一兆円近くで終わっています。また、日本と中国の賠償金請求権放棄などもある。そして、日本と中国の賠償金請求権放棄などもある。そして、日本と中国の賠償金請求権放棄などもある。

その違いの根拠は、戦後の日本を管理したアメリカ側の占領政策にあったと言えましょう。

占領軍によって日本の侵略戦争史が不問であれば、軍部広島の戦前史もまた不問とされ、侵略のけじめとしての謝罪の哲学にも手がつけられず、軍部広島の思想も置き忘れたままになっていきます。広島戦前史、戦後史の切断、その思想の不統一の原因は、すべて占領下にありました。思えば、戦後の日本の生き方を決めていたポツダム宣言は、アメリカ占領政策によって根本的に変質させられています。

したがって、占領軍によってカバーアップされたり、置き忘れた歴史事実の数はかなりあります。その一つが、日の丸・君が代でもありません。これは、軍国主義の思想とともに戦後きつぱりとして処断すべきものでした。それが占領政策策定の中で放置され、今、思い出されたように手がけられているのです。

また、広島にとって今日まで重視してきた、アメリカの原爆投下目的の真相があります。今まで一般的に言われていたことは、原爆後のトルーマン大統領声明による早期終戦説でした。しかし、今日、政治学会、歴史学会では、これ以外に原爆投下目的があったと推論しています。しかし、アメリカはその公文書資料を一切公表していません。早期終戦説では核兵器廃絶の思想は生まれません。早期終戦説では核兵器廃絶の思想は生まれません。

したがって、今日言う人類消滅危機の時代にあつて、核兵器廃絶を叫び続けている広島市民の苦しみは、これからも続くことでしょう。

日本政府は、日の丸・君が代のような、侵略戦争の落ち穂拾いに似た国民論争を起こすのではなく、もっと戦後史の原点、起点に立ち、大きく、アメリカと正面に向き合い、戦前戦後の歴史思想と向き合って、アジアと世界の中で連帯して生きる平和の道を論じていただきたいと思っています。いずれにしても、今回の法制化は、もっと時間をかけた、幅広い国民議論を求めない限り、歴史的な決着にはならないと思っています。

以上です。

○二田座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○二田座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平沢勝栄君。

○平沢委員 自由民主党の平沢勝栄でございます。

きょうは、陳述人の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして、心からお礼を申し上げます。

時間がありますので、答弁はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

最初に岸元陳述人にお聞きしたいと思うのですけれども、きょう、広島県の教育の実態についてのお話がありました。そして、さきの参議院の予算委員会でも御説明いただきました。広島県の教育の現場というものが、組合として解放同盟にいかにか牛耳られているというか振り回されているか、我々からは想像もできないような実態について勇氣ある御発言をいただきたいわけでございます。心から敬意を表したいと思います。

石原知事がよく言われることですけれども、どんなに嫌なことでもみんな決めたことは守らなかつたら、民主主義社会というのは秩序が保たれるはずがないわけですから、何で広島県の教育の現場、一言で言えば無法状態というか荒れ放題というのか、こんな状態になるまでなぜ今日まで来てしまったのか、なぜ立ち上がらなかったのか、これについてちょっと岸元陳述人の御意見をお聞かせいただければいいかな。

○岸元陳述人 例えは今回の学習指導要領の件でございますが、彼たちは、日本には国旗も国歌もないのだ、だから、学習指導要領で、入学式、卒業式等には国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう「指導するものとする」と書いてはありますが、肝心の国旗・国歌がないのだから何をやるのか、やる必要はないじゃないか、そういう形での法令、規則の無視といえますか、そういうものが生じてくるということでございます。そういう趣旨で先ほど意見陳述させていただきました。

○平沢委員 今度の法制化というのは、今の広島県の教育の現場の不毛争いといえますか混乱、これを收拾するのには、先ほどおっしゃったお話がございましたけれども、大きな効果があるというふうに見えていいでしょうか。

○岸元陳述人 一定の成果はあると思います。

○平沢委員 渡辺陳述人にお聞きしたいのですけれども、私の地元は東京の葛飾区なんですけれども、ここでもかつて組合が君が代・日の丸に反対したのです。それで、先ほど高橋陳述人の話もございましたけれども、保護者といふのは子供を人質にとられているから、言いたくも言えないのです。そこで、こんな先生方は許せないということとで地元の町会が立ち上がったのです。町会が立ち上がって、そして君が代・日の丸をやったという、こういうことで運動してそれを実現させたという、もうこれはかなり前ですけれども、私の地元の葛飾区なんです。

先ほど高橋陳述人は、卒業式で君が代を圧倒的多数が否定しているというふうな意見がございました。

ね。今回の国際化の波というのは第二の黒船だ、そういう意味で国体を、我々のアイデンティティーをあらわすものをこではつきりさせるといふのが非常に重要ではないかと考えたものですから、そういうふうに述べました。

○藤村委員 私ども民主党も、ここでもいろいろな意見があるように、党内でもいろいろな意見がございます。しかし、おおむね国旗を日の丸、国歌を君が代というものでいわば定着しているとの認識に加えて、日の丸・君が代を認める意見と、いふのは相当多いわけでございます。

ただ、この法制化ということについていろいろな議論がまたある。慣習法という形できょうまで来て、これをなぜわざわざ今、遵守義務も何もないようなたつた二条のこんな法律をつくるのか。つまり、そこに対して相当疑問を持っている人も多いし、あるいは中には、もちろん、日の丸はいけれども君が代は反対とか、あるいは両方とも嫌とか、いろいろあるわけですが、しかし、これが多分今の社会全般のいろいろな考え方を代表していると思うので、今民主党の方では決して譲がふらふらしているのじゃないに、真剣に議論、討論をして、こういうことでございませう。

この法制化の目的などをお話をいただきました。先ほど岸元陳述人の方では、これは法制化することで教育現場の混乱など一定の前進があるとお答えになりましたが、では、高橋陳述人は法制化について一定の、つまり混乱が解消される方向になるのかどうか、そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○高橋陳述人 時間がありませんので簡単にしか申し上げられませんが、私は、法制化によつてこの問題が解決するということは決してないというふうに思っています。

それは、先ほどの話にも幾つか出ましたけれども、決まったことはやるべきだ、それは当然であります。しかし一方で、決めてはならないこともあるというところは、日本国憲法が明確にしていることなんじゃないでしょうか。幾ら議会といえど

も、内閣といえども、決めてはならないこと、やってはならないことというものを決めておられるのだと思ふのです。それは、例えば思想、良心の自由に踏み入ってはならないと明確に規定しておられます。そのことを日の丸・君が代でもって踏み込んでいこうとするところに問題があるわけですから、この問題を解決するためには、日の丸・君が代を法制化するというだけではなくて、国旗・国歌についての国民的合意をつくり出していくための努力を全国民でやっていく、それしかないというふうに私は考えています。

○藤村委員 今法案が出されたことで、こういう機会を通して国民的合意を形成する作業をしていく、私はそういうふうな受けとめております。

しかし、いつも言われるのが、教育現場で過去、確かに学習指導要領では「指導するものとす」と書いてあるけれども、法的根拠がないじゃないか、このことも相当学校の現場から出てきた声でありました。

これは岸元陳述人にお伺いしたいのですが、そういうことを踏まえまして、一定の前進というものは、つまり法的根拠ができたからつきり説明できる、そういうふうな考えでございませうか。

○岸元陳述人 私が一定とあえて申しましたのは、高橋陳述人の意見にありますように、そういう考え方がまだ残っているから一〇〇％効果がありますよとは申し上げなかつたわけですが、

いろいろな意見がございませう。思想信条に触れてはならないということについては私はちゃんと問題にしたいのですけれども、それは、一〇〇％の人間が皆賛成ですという国旗・国歌がで

きるでしょうか。また逆に、日の丸の旗、新聞等では九〇％の支持、八〇％の支持というのがあるアンケート等出ておりますが、それに成りかわる八〇％、九〇％の国民が支持する旗が別にできるで

しょうか。国歌にしてもそうだと思うのです。そうすると、一部の方が賛同されないという実態は当然残ると思ひますね。それこそ民主的な日本と

いうことが言えるのじゃないでしょうか。一〇〇％が全員賛成というものは、かえつてちょっと異様な感じがするわけでございませう。

したがって、国旗・国歌について賛成の人、また反対の人がおいてなることも事実だ。しかし、それを、思想信条に触れることだから学校教育で指導してはならないという論理は克服しなくちゃならぬと思うのです。これは、先ほど私が言いましたように、国際理解教育を推進するためにはそれを克服しなくちゃならぬ。それは法制化だけで単純にすべてできますとは言いませんけれども、しかし、法制化していただくということ

は非常に心強い支えになると私は思ふのです。

○藤村委員 一般的に定着しているというのは、つまり国旗は日の丸、国歌は君が代というこの概念は相当、今八〇％、九〇％とおっしゃった、多分そういう数字で出てくる。ところが、今回の法制化の一番の基本の、原点となりました昭和四十九年の総理府調査では、法制化には消極的

なもので、あるいは、最近のマスコミ調査なども、国旗日の丸、国歌が代はおおむねよろしい。ただ、法制化にはというところ、これはなかなか、相対抗するところでございます。

だから、私は、やはりこの法制化というところ、本場にメリットがあつて、今岸元陳述人のおっしゃる通りに、学校現場でこれで相当改善するということがあれば積極的にやりたいし、いや、そうでないとおっしゃるなら慎重に考えないといけない、私はこういう立場をとっているから、ふらふらしているわけではなくして、一生懸命考えているということを御理解いただきまして、終わらせていただきます。

○二田座長 これにて藤村君の質疑は終了いたしました。

次に、河合正智君。

○河合委員 公明党の河合正智でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

陳述人の皆様におかれましては、御多忙のところ、またこのように大変難しい問題につきまして率直に御意見を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

そこで、私は、例えば岸元陳述人、法制化についてはすべきであるというお立場と伺いました。また、渡辺陳述人は、法制化をしてほしいというお立場じゃなかつたかと思ひます。それから、岸田陳述人は、むしろ現在の時点で法制化すべきであるというお立場であつたと思ひますので、そのお三人にお伺いさせていただきますかという論点についてお伺いさせていただきますかと思ひます。

それは、学習指導要領に基づきまして、教えるという立場、これは教師の立場と、それから子供の立場、教えられる立場がございませうが、その前に、教師と子供とて、教えるということ、教えられるということが強制なのかどうか、どのよう

にお考えでございませうか、三人の陳述人のそれぞれ御意見を伺いたいと思ひます。

○岸元陳述人 私は、学習指導要領は大綱的なものであつて、それを教職員はそのとおり守らなくちゃならない。例えば二年生で九九を教えないよという仕組みになつておつたら、二年生で九九を教える。これは、教員の判断によつて九九を教えないでもいいとかいうふうなことでなくて、やはり学習指導要領どおり実施しなくちゃならない。国旗・国歌につきましても、先ほど来言いましたように、国際理解教育の推進のためには他国の国旗・国歌も尊重するという姿勢が当然必要です。それから、教員は指導しなくちゃいけない。

しかし、先ほど言いましたように、九九、分数を教員は指導しなくちゃいけないが、では、生徒は一〇〇％わかり切るかと思ひます。だから、わかり切らない面があるかと思ひます。だから、国旗・国歌の指導にしましても、生徒が十分理解し切れないという事態はあるかと思ひます。そのときに、国歌を斉唱しなかつたら卒業させませんよとか、それから先生が口をこじあけて歌いなさいと

か、これこそ強制であつて、私は、強制と指導を峻別して皆さん方に考えていただきたいのです。

一般的に、強制、強制といふと、何か次にベナルティが来るということじゃないかと思うのですけれども、学校教育で国旗・国歌の指導については、ベナルティは当然あるべきじゃありませんし、ありません。しかし、教員がその指導を怠るということはいかかでしょうか。自分の個人的な発想で法で決められたことを守らないというの、私は、私は教員としてはいかかなものかというふうな思いを持っております。

以上です。

○渡辺綾子君 私は、親といたしましては教えていたがなくては困ると思つております。教えていたがなくては困ります。教えていただく権利が、子供には習う権利があると思つております。国外に出て、自分の国の国歌を知らない、国旗を掲げることも知らない、そういう教育は私は間違つてゐると思つておりますので、教えていただきたいという考えでございます。

○牟田泰三君 私は、国旗・国歌の法制化それ自身は、特に強制力を持つわけではなく、皆がそれを国旗・国歌として確認し合う事項であると考えております。しかしながら、それに基づいて指導要領等がつくられた場合には、その中に盛り込まれた事項によつては当然強制力はあると考えてます。

しかし、この強制力というのは、先ほど私が強要とは違つたと言つたのは、今岸元先生のおっしゃつたのと同じでして、特定の個人が自分の信念に基づいて君が代吹奏の周立たないとか歌わないとかいふときに、それを無理やり立たせたり口をこじあけたりすることまで強制しろということではないと考えております。したがつて、その個人の自由は保障すべきである。これは、アメリカにおいても同様のことが出ておつておられ、国旗に敬礼をしない者がいても、それはそれで自由だ、その人の信念に基づいておられるというふう

判断されてゐると聞いております。

○河合委員 大変ありがとうございます。

ただいま牟田先生の、強制と特定個人に対する強要を非常に峻別してお考えでございまして、けれども、その辺のところをもう少し詳しくお教えいただけますでしょうか。

○牟田泰三君 特に詳しくというほどの知識があるわけではございませんが、強制という場合は、やはりみんなこれをやろうと決めたことですから、それはみんなでやるのが当然のことだと思つたのです。ただ、みんなでやろうと決めたことの中に、一部個人的な見解に基づいてそれに従わない者があつても、一〇〇%従わないと決めたといてそれを強要するのは、やはりこれは全体主義だというふうに考えます。したがつて、我々民主国家にいる者としては、強制力はあつても強要しないということがあつていいと私は考えております。

○河合委員 貴重な御意見を承りました。大変ありがとうございます。

○二田座長 これにて河合君の質疑は終了いたしました。

次に、三沢淳君。

○三沢委員 本日は、五人の陳述人の皆様、お忙しいところ本当に御苦勞さまで。自由党を代表しまして、私三沢が質問させていただきます。

まず、岸元陳述人と渡辺陳述人にお伺いいたします。

これはきのう沖繩でも私質問しましたけれども、私は昔から、日の丸・君が代がもう歴然とした日本の国旗・国歌、スポーツを通して、これはやはりすばらしい旗と歌じゃないかと自分では思つております。我が党もそういう方向の先生方が多い党であります。

そこで、この君が代・日の丸につきまして、特に広島では、軍国主義国家のシンボルじゃないかと、表現の自由や思想信条の自由に対するいろいろな混乱されていると伺いますが、我が党と

しましては、戦争は時代の背景と政治的理由によるものであり、国旗が日の丸、国歌が君が代から戦争になつたわけではない、国旗・国歌には罪はないという主張をしております。そして、この国旗・国歌の問題は、日本人であるかどうかという問題であり、思想信条の自由とか学問とは別次元の問題だと我が党はとらえております。

その中で、国際化の中で、牟田先生もおっしゃいましたけれども、これからは、日本国というものを認識する場合には、やはり国旗・国歌というのが子供たちにとって一番必要なことではないかと思つて、この今回の法制化につきましても、これからの先生方との接触が変わるのか、それとも法制化によつてどういふふうに変化するのか、お伺いしたいと思つております。

○岸元學君 私は、歴史の古い国においては、例えばイギリスあたりは慣習的に物事が決まつていくと、イギリスの国旗についても国歌についても、慣習的に定着してゐる。私も従来、日本はもう慣習的に定着してゐる。マスコミ等のいろいろな調査を見ても、これは平成元年ごろ、学習指導要領が、入学式、卒業式には国旗を掲揚し、国歌を斉唱するの「望ましい」から「指導するものとする」に変わった時点から、この問題というのはいろいろ議論されてきたわけです。

その中で、アンケート等で慣習法として定着しているという論、いや、文章になつていなければ、成文化されていなければいけないのと同じで、う反對の側の人たちの論拠とでも申しませうか、そういう論がまかり通るということ、私は、いかかなものかと思つておられます。法制化の話は、たん出て、ここできちんとしたら、いやいや、定着していかつたらう、だからということになる、それが現在私が非常に懸念していることなんです。

こういうお答えでよろしうございませうか。

○渡辺綾子君 法制化して私がよいと思う気持ち

は、例えば八割方が君が代が国歌であると認識していても、式典の折に声を大にして歌うことが少しはしなれない、声を大にして歌わないということになりますと、子供たちは判断できませんから歌いません。歌おうと思つてゐる保護者たちに安心感、ある種の認識をしてゐる者に安心感を与えるかなというふうに思つております。

○三沢委員 次に、子供供たちは、どちらかというと、民主主義で自由だから何をしてもいいのだというふうな形で取り間違つてゐる面が物すごくあるんじゃないか、これは私の考えですけれども、そういうふうな考えを持っております。

特に、この前、今問題になつてゐます少年少女の少年院を私は視察いたしました。その院長さんに聞いたのは、今のそういう問題を起こす子供たちの一番の特徴は、自分勝手と怠け者だ。この辺のところ、やはり今の教育といふことが、自由だから民主主義だからということとがまず先に立つて、その辺のところ、責任と義務を教えられていないのじゃないか、自由と権利ばかり主張している、そういうふうな子供供たちが多くなつてゐるのじゃないか。

私は、スポーツの世界にしまして、海外にも行きました。やはり勝利のためには自分が犠牲になつてチームに貢献しなきゃいけない、そういう人のおつて初めてチームが勝利をするのだということ、自分の自由だから、好き勝手な意見だから従わぬ、従ふというののじゃなしに、やはりこれは、公共、国の利益のために個人の権利や自由が制限されることが必要じゃないかということも、教育の中で教えていくべきじゃないかと思つてます。

特にこれからは、日本人として自分の国を愛して誇りを持つためには、やはりこの国旗・国歌を認識することが一番必要になつてくる、そういうふうな思いを、私がアメリカなどへ行つてプレーししても、アメリカのスタンダードの売り子さ

んたちが国歌が流れると必ず敬意を表して立ちどまって、あの多民族の、異民族の中にあひう人たちでさえ自分の国には誇りを持っている、これは見習うべきところじゃないかと思ひます。日本人としても、この国、日本人としてまずはその伝統、歴史、文化、愛国心というものは一番何が重要かといふと、やはり国旗・国歌じゃないか、そのように思ひます。

そういう意味でも、個人の自由、権利というのが余りにも何か今ははらんし過ぎて、これを抑える、そういう教育も必要じゃないかと思ひます。それだけでも、幸田先生と岸元陳述人、そして先生をやっておられました高橋陳述人にもちよとお伺ひしたいと思ひます。

○幸田三三 私は、自由であるということがわがまま勝手であるということとは同じではないと思ひておられます。やはり、自由主義の一方の覇権国であるアメリカで、強制力は持つておられるけれども、個人の自由までは侵さない、その一線は越えないといふことを認めておられることは、やはり我々は学ばべきではないかといふふうに思ひておられます。

国旗・国歌を仮に法制化して、そしてその結果強制力のあることがあったとして、皆さんが一〇〇%敬礼し、歌つてくれればそれでいいんですが、そうでない場合でも何も気にすることはない。皆さんが一〇〇%歌わなくなり、一〇〇%敬礼しなくなつたら、むしろそのときは、もう日本という国体そのものが意味をなさなくなつていふと思ひます。私は、そんなことは決してない。

だから、幾らかの反対の方がいることが正常であつて、それを包含しながら我々は進んでいくべきだと思ひておられます。

○岸元陳述 生徒指導における権利と義務のことについて質問されたのではないかと一うふうに受けとめておられるわけですが、子どもの権利条約といふのがあつたわけですから、その中に、やはり結果責任といふのがあつたわけですね。だから、子供

に、発言権、表明権、いろいろあります。行動の自由もあるかもしれないが、そのことによつて生じた結果は責任をとらず、こういう教員指導が要るのじゃないかといふふうに私どもの学校では教員の間で話し合つておられます。

○高橋信雄 時間がありませんので、三沢議員の方から言われたことについて細かく答へることができませんけれども、二点だけお答へさせていただきます。一つは、今の日本の子供たちが本心に自由気ままに伸び伸びとできる環境の中にあるかといふうに言われると、私が接してきた子供たちの状況といふのは必ずしもそういう状況にはないといふ認識を持つておられます。

もう一つは、子供たちに対して市民道徳をきちんと指導しなければならぬ、それは教育の場できちんと責任を果たすべきことだ、そういうふう

○三沢委員 ありがとうございます。以上です。

○二田座長 これにて三沢君の質疑は終了いたしました。

次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

陳述人の皆様には、それぞれのお立場からの御意見をいろいろお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。

この問題は、学校現場における日の丸・君が代の扱い、とりわけ入学式、卒業式でのあり方というところが法制化の契機になつておられて、この問題を教育のあり方、学校のあり方としてしっかりと議論しておくことが、まさに教育は未来への仕事ですから、今非常に重要になつていふうに私は考へていふところがございます。

そこで、第一に伺ひたいのですけれども、これは高橋陳述人にお聞かせいただきたいと思ひます。

やはり強制の問題なんです、子供への強制はできないといふのは、ほぼ全体的に語られ、合意

になつていふかと思ひます。しかし、子供への強制と教師への強制といふのは一体区別できるものなのかどうかといふ問題があるかといふうに思ひます。あるいは、国民には強制できないのに、学校には指導という名の一定の押しつけがあるといふうに私は思ひますが、それがなぜ許されるのかといふ問題もあるわけですね。

そこで、先ほどのお話の中にいろいろ実例がございましたけれども、やはり教育活動にとつて、教師から見れば、本心に自由ではない、あるいは教師の良心を抑えてやらなければいけないといふような実態、現実があるのではないかと、それはどういふ実態としてあるのか、もう少しお聞かせいただければと思ひます。

○高橋信雄 ます一つは、私たちはこんなふう

に思ひておられます。

日の丸・君が代、国旗・国歌の問題について、その多くの論点を学校教育に絞つてされることに

ついて、非常に問題があるといふうに私は思ひておられます。国旗・国歌の問題を片づけることを学校教育に期待する、そういうやり方そのものが大いに間違つていふのではないでしようか。私は世界的にもそう思ひます。学校で教へなければ定着しないといふような国旗や国歌といふものを

と自分が問題だといふうに思ひます。その点を一つ思ひておられます。

もう一つは、子供には強制できないけれども教師には指導義務を負ふのだといふうに思ひておられます。皆さん、考へてみていただ

けませんでしようか。先ほども少しお話をしましたけれども、例えば校長先生が、入学式に君が代を歌わせなさい、あなた、音楽の授業で指導しなさい、そういうふう

に思ひます。もう一つ、そこで大きな問題は、だつて、子供といふのは、それは歌わな自由があるのだから、歌わなくてもいいのじゃないかといふすけれども、その自由は大変困つた言い方の自由なんですね。僕、歌いたくないといふことを言わな自由があるのです。自由といふのは、沈黙の自由があるのです。私は嫌だといふことを言わな自由があるといふ自由があるのです。それを、指導を受けるといふことになつたら、子供に表明を強制するわけですね、私は嫌ですと、私、立ちまよふとか、私は歌いませんとか、君が代嫌ですとか、表明を迫るわけじゃないですか。それは、そのこと自体が自由を奪つていふといふうに思ひます。

○石井(郁)委員 そういふことで、法制化によつて学校現場がどうなるかといふことが先ほど来いろいろと出されておられますので、この点で私も伺ひたいわけですね。

これは岸元陳述人にぜひお聞かせいただければと思ひますが、法制化で広島島の石川校長のような不幸な事態が避けられる、あるいは教育の現場の混乱がおさまるといふか、そういう意味で混乱を避けられるような効果が一部あるといふうに考へるようでございますけれども、それは一体どういふ事態に学校がなるといふことなのでしょう

か。

例えば、きのうも沖縄でもそうでしたが、けさの新聞を見ても、今は議論が始まつたばかりで、国民の中には、いわば法制化をめぐつて賛否激突といふある新聞もございましたように、やはり、国民の中で意見が大きく分かれていふ。

それから、特に君が代については、やはり歌いたくないといふ強い感情が国民の一部にあることは事実だと思ひます。それから、子供たちには教へても、教えた子供たちが、やはり僕は嫌ですといふ子供が出てくると思ひます。

そういうことで考へますと、私は、校長先生の苦悩といふのはずっと続くだろうといふうに思ひます。ですから、効果があるといふのは、

一体どういう学校を考えていらっしゃるのでしょうか。

○岸元學君 法制化したら学校はどう変わるのか。これは、現在私どもは、従来から慣習法として定着していますよ、そういう背景の中で学習指導要領は意味を持ちますよ、それで学習指導要領は最高裁の判断で法的拘束力を持ちますよ、したがって教職員は最高裁の判断に従うのが筋ですよ、学習指導要領を遵守しなくちゃいけないんですよ。そのときに教員が、自分の主義主張によって、いや、自分はしたくないというふうなことを許したのでは、公教育は成り立たないというふうに思います。

生徒への指導ですけれども、例えばこんな学校があります。広島県は、このたび卒業式のとときに初めて国歌斉唱が実現したという学校はたくさんあります、それはもう何十年間実施してこなかったという歴史の中で、そのときに、ほとんどの生徒が素直に立った学校、それから立たなかった学校とあるわけですね。私はそれを客観的に見まして、長年その学校では実施がなかった、それで卒業式に初めて取り組んだ、そのときに、素直に生徒諸君が立っている学校、生徒諸君が立たなかった学校、一〇〇%立つとか一〇〇%座るといふところは、何らかの意図があったというふうに思います。

ところが、生徒、保護者が全員立っているのに、教員が全員座っている学校というのがあります。こういうところを考えていくと、私は、極端に言いますよ、教員は指導しなくちゃいけない、しかし、生徒の中でどうしても歌いたくないとか座りたいという子がいる、これはやむを得ないことだと思ふのですが、そんなに生徒が全員が座るといふふうなことはございません。かえって、逆に、教員が全員が座ることをもって生徒に座れという逆の指導、学習指導要領の真反対の指導をやっていると言わざるを得ないのじゃないか、そういうことは間違いないかというふうに思うのです。

○石井(郁)委員 最後に一点だけ、高橋陳述人にお聞かせいただければと思うのです。

学習指導要領のことがいっている出ておりますけれども、先ほど来出ているように、学校現場への問題というのは、やはり、学習指導要領で日の丸・君が代は書いてきたというか、書き込んだもので、そして「望ましい。」から「指導するものとする。」というふうに、いわば強めてきたわけですね。だから、学習指導要領で、この日の丸・君が代問題、国歌・国歌問題がいわば突出した扱いになつてきたという部分があるかというふうに思うのです。そういう点での御見解を伺えればというふうに思います。

○高橋信雄君 私たちは、指導要領が大綱的なものとして示されることを否定するものではありません。子供たちに具体的にどう指導していくかというところは、それぞれの子供たちの実態や地域の実態に合わせて専門職である教師が判断をし、責任を持ってやっていくことだというふうに思っています。

問題は、日の丸・君が代が、今おっしゃっていただきましたように、このことについてはその枠を大きく踏み越えて、例えば広島県教委の調査がありましたが、どういう歌わせ方をしたとか、意味を教えたとか、否定的な意味の教え方はしなかったとか、そういうことまで指導要領というこの名をかりて踏み込むことは間違っている、そのことを日の丸・君が代だけに限ってやる、そこをこの問題の特異性があるというふうに私は思っています。

名譽のために申し上げておきますが、その点については、県教委に指導要領というのとはそういうものでしょうというところで私たちが話をしまして、撤回はしていただきましたが、そういうふうな思っています。

○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。

○二田座長 これにて石井君の質疑は終了いたしました。

ました。

次に、辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党、社民党の辻元清美です。今日は、皆さん、緊迫する中、いろいろな御意見をいただきましたありがとうございます。大変参考になりました。

さて、その中で幾つか質問させていただきたいと思ひますが、私は、法制化するかしらないかということと学校の現場でどう取り扱うか、これは切り離すべきであると考えているわけです。学校の現場での取り扱いについても二段階あるかと思うのですが、どういうふうに教えるかということ、卒業式や入学式、いわゆる儀式で使うか使わないか、この二つに分かれると思うのです。

きょう、ちょっと資料を幾つか持ってきたのですが、国立国会図書館の資料によりますと、法制化している国、していない国、さまざまありますが、例えばイギリスは法制化していません。しかし、学校行事等では掲揚しない、国歌を歌わないというふうに決めてあります。プライベートルールはちょっと別ですけれども、フランスの場合は、学校では歴史の教科書の一部として教育されるが、入学式や卒業式での掲揚や斉唱については、これは指導なし。ドイツも指導はありませんが、それから、イタリアでは、祝日には学校の校内に掲揚されるが、儀式では行わないというように、いろいろな国、法制化している国であっても儀式等への持ち込みについては非常に慎重になっている。

これは、今私たちが話し合っているようなことは、各国どこでも起こり得る議論である。そこをどう整理するか。ですから、今学校現場で起こっている混乱が、法制化したから鎮静化すると見るのか、かえって激化するのと同じところなんですね。むしろ、意見としては、学校教育現場で教えることは教えた方がいいけれども、卒業式、入学式の儀式での取り扱いをやめたらどうかという意見も出ています。

というふうな各国の事情をちょっと御紹介しながら、まず最初に牟田さんにお伺いしたいのですけれども、海外での御経験もおありということ、教える場合なんです。私の友人がイギリスに留学してびっくりした。ユニオンジャックについて、イギリスも各国に植民地を持っていたという歴史がありますので、教える現場で賛否両論、そして、ディスカッションの時間があつたというわけですね。教育の現場で、ですから、教育の御専門の方ばかりの前で恐縮ですが、やはり、子供たちが考える、議論する、そして賛否両論教えるというふうな態度というのは、私は非常に重要ではないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○牟田泰三君 今おっしゃったことは大事なことでと思います。ただ、この国旗とか国歌が自分らのものとして妥当かどうかというこの判断については、やはり、大学生ぐらいのレベルで議論させるのは適当かと思いますが、それを小学生レベルで始めるといふことは、私は、小学校の現場にいませんのでわかりませんが、ちょっと無理な面もあるのではないかと。これはやはり、家庭における、親から教わったこと、体で感じたこと、それで自然にこれを国旗・国歌と思うか思わないかというのが分かれてきているのだらうと思ひます。高校生、大学生になつて、初めてそれを批判的ないしは肯定的に見ることができるようになるのじゃないかと思ひます。大学生等にそういう議論をさせるということには、私は賛成です。

○辻元委員 それでは、次に、教育現場の分け方、果たしてどこが問題だから混乱が生じているかというところを、法制化とごちゃごちゃにするとかえって余計おかしくなつてしまふということだと思ひます。さて、そうしますと、法制化する、しないというこの国旗・国歌の取り扱いについて、特に国歌君が代がふさわしいのかどうかという点について空陳述人にお伺いしたいのですが、きのう沖繩で

こういう意見が出ました。かつて、修身の教科書でこういうふうな書かれています。君が代について、我が天皇陛下のお治めになる御代は、千代も八千代も、いついづれまでもいつまでも続いてお栄えになるようにとの意味で、まことにめでたい歌ですと教えられた。ところが、今回の解釈では、国会でもこういう解釈が出ました。君が代の歌詞は天皇を象徴とする日本の永久繁栄と平和を祈念したものとして理解するのが適当という解釈で、時代が変わったから歌詞はそのままで解釈をころころ変えなければいけないということ自体にこの歌の無理があるのではないかと御意見が出たり、それから、特に空陳述人は戦争を御体験だと思ひますが、年配の方から寄せられた意見の中にも、やはり新しい歌をつくって、次の世代に新しい日本として二十一世紀に向けてバトンタッチしていきたいという御意見もあつたわけなんです。この君が代について空陳述人はどのようにお考えでしょうか。

○空辰男君 私、どちらにしても、歴史を無視するような行き方は間違いだと思っております。中でも日の丸・君が代は、まさに軍国主義の思想そのものであります。侵略戦争の歴史とともに生きた一つの大きな意味をそういう意味では持っているわけですね。したがって、これが戦後五十年間、今まで大きなことなく、定着したという言葉はい言葉ですけれども、実際は放置されてきて、五十年たった今これを国歌にしよう、こういうような行き方は、やはり間違ひじゃないか、歴史の法則に狂っている、こういうことを考えるわけです。

あくまでもこの際国歌・国歌を法制化するのであれば、全く白紙の立場で論議を起して新たな国歌・国旗をつくるならば、やはりそれは意味があるかと思ひますけれども、今まで放置されたままのこの日の丸・君が代をいきなり法制化するというのは、長い歴史の中に生きてきた我々としては、やはり間違ひだというように感じております。

○辻元委員 岸元参考人にお伺いしたいのですが、法制化賛成のお立場と理解いたしました。が、例えば、法制化するということは変えられるということにつながるわけですね。これは、賛成多数で法律というのはころころ変わるものであります。修正であつたり、それから、他国では政權がかわれば法律ががらりと変わるということもあります。

ということ、そういう逆説的な関係になるわけですが、日の丸・君が代がふさわしいと思ひていらつしやる、そして法制化するというのは、将来そういう変化もありというように見ていらつしやるのでしょうか。

○岸元男君 確かにおっしゃるとおりだろうと思ひます。

しかし、今、法制化の話が出てとんざしたら、どういふことになるでしょうか。従来の各マスコミ等がいろいろアンケート等をとりまわつても国民の間に定着しているものが、それが論議が崩れるわけですね。マスコミの方はこういう問題が生じてきまして賛成論、反対論というのを公平に並べられます。そういう記事をつつと国民が読んでいくと、もう国旗については九〇％近くが賛同しておるのです。にもかかわらず、いかにも半分は反対で半分は賛成、国論が二分されているような、そういう雰囲気になっておるのです。今、ここでもし法制化がとまりましたら、日本は本当の意味で国旗も国歌もない国になってしまう。

したがって、一たん法制化の話が出た限りは、決着をつけていただいたら、これは私は、法によって変えられますけれども、日本国民はずっとそれを継続するものと確信しております。

○辻元委員 それでは、もう一問、最後に空陳述人にお伺いしたいと思います。

先ほどの御陳述の中で、歴史から学ぶのが重要である。私はまだ三十代で戦争は全く知らない議員なんです。やはり過去の歴史を学ぶことは非常に議員としても大事だと思ひながら仕事をしています。

そういう中で、今、唐突に日の丸・君が代法制化問題が出てきたのかどうか。これはきのうも沖繩でも御質問したのですが、この数カ月、日米新ガイドライン法制化、通信傍受法案と言われる盗聴法の法制化問題、住民基本台帳という一人一人に番号をつけて管理していくという法案の問題、そして今、日の丸・君が代が出てきている中で、かつて戦争を体験された方のかえつて私たちがよりもこの一連の流れに対して複雑な感情であつたり、危機感をお持ちの方も多いように、次の世代として見受けるわけですが、空陳述人は、この一連の流れの中で法制化が出てくる点については、どのようにお考えでしょうか。

○空辰男君 私が一番心配をしておるのは、その次は徴兵令が出てくるというように感じております。これは間違ひない一つの事実ではないかというように感じておりますけれども、まあ先生の言われるその考え方は、そのことで一つまとめたというように感じております。まさに今もう徴兵令す前の、日本の時代ではないかというように思っています。

○辻元委員 どうもありがとうございます。今の点については賛否両論、いろいろな御意見があるかと思ひますが、戦争を御体験された方々のかつての反省であつたり、体験をどう引き継ぐかという中でこの問題を論じていかなければいけないということも痛感しながら、私は審議に臨んでおります。どうもありがとうございます。

○二田座長 これにて辻元君の質疑は終了いたしました。

以上で委員からの質疑は終了いたしました。この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。

本日拝聴させていただいた御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいた

いただきました関係各位に對しまして心から感謝申し上げます。御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

正午散会

派遣委員の北海道における意見聴取に関する記録

一、期日
平成十一年七月六日(火)

二、場所
ホテルニューオータニ札幌

三、意見を聴取した問題
国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)について

四、出席者
(1) 派遣委員
座長 植竹 繁雄君
小此木八郎君
佐々木秀典君
倉田 榮喜君
兄玉 健次君

(2) 政府側出席者
内閣総理大臣官
房参事官
金口 恭久君

(3) 意見陳述者
前札幌大谷高等学校校長
北海道大学法学部教授
北海道大学工学部教授
酪農学園大学環境システム学部教授
太田 一男君

(4) その他の出席者
内閣委員会専門員
新倉 紀一君

午後一時開議

○植竹座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院内閣委員会派遣委員団団長の植竹繁雄でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしました一言ご

あいさつ申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、国旗及び国歌に関する法律案の審査を行っているところであります。

当委員会といたしましては、本案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を催しているところでございます。

御意見をお述べいただく方々には、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見を述べいただくようよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく方々から委員に対しての質疑はできないこととなっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方から御意見をお一人十分程度お述べいただきました後、委員から質疑を行うこととなっております。

なお、御発言は着席のままでも結構でございます。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党理事として小此木八郎君、民主党理事として佐々木秀典君、また、自由民主党から矢上雅義君、民主党から山元勉君、公明党・改革クラブから倉田榮喜君、自由党から鶴淵俊之君、日本共産党から兄玉健次君、無所属の会から笹木竜三君、以上でございます。

次に、各界を代表して御意見をお述べいただく方々を御紹介させていただきます。

前札幌大谷高等学校校長塚本正孝君、北海道大学法学部教授山口二郎君、北海道大学工学部研究科教授中島巖君、酪農学園大学環境システム学部教授太田一男君、以上四名の方でございます。

それでは、塚本正孝君から御意見をお述べいただきます。

○塚本正孝君 塚本でございます。

私は、基本的に、国旗及び国歌に関する法律案に賛成の立場から若干意見を述べさせていただきます。

戦後、国旗・国歌についてはいろいろな議論がありました。そのため、殊に教育の現場では混乱を招いたこともありました。ことしの二月に、御承知のように、広島県で県立高校の校長先生が国旗・国歌の問題で自殺されたという、まことにショッキングな事件が起きました。これは、その典型であるとも言ってもよいかもしれません。

この事件を契機に、にわかに国旗・国歌の法制化の問題が生じてきました。率直に申して、やや唐突な感じがいたしました。しかしながら、いざいざの機会には、国旗は日章旗、国歌は君が代というように法制化しなければならぬことだと考えております。

以下、その理由を申し上げます。

第一に、現実には日章旗や君が代が、国際的スポート大会、外交の場、官公庁の儀式、その他の儀式、大会などで、国旗・国歌として用いられております。

第二に、このたびいただきました第百四十五回国会内閣委員会参考資料の中にもございますが、昭和四十九年、総理府の世論調査の結果として、日の丸は日本の国旗としてふさわしいと思う人は八四％、君が代は国歌としてふさわしいと思う人は七七％、また、今回国旗・国歌の法制化の問題で、新聞社などの世論調査でもほぼ同様の結果があらわれていると思います。これは、同様に、内閣委員会の資料などに出ておりますところから見

られるところであります。

第三に、国旗・国歌は必要ない、そういう主張は別にしても、何らかの意味で国旗・国歌の必要性を認めるならば、現在のところ、それは日章旗すなわち日の丸と、君が代以外にあり得ません。それは判例などでも明らかにされているところだと思ひます。平成八年二月二十二日大阪地裁の判例にも見られるところでございます。

第四に、国際化ということに關係して、国旗・国歌の法制化の必要性を述べたいと思ひます。

最近、国際化とか国際的ということがよく言われます。国際とはインターナショナルであります。すなわち、ネーションとネーション、つまり国と国との間とか關係、それが国際的ということであろうと思ひます。したがって、国際的とか国際化というためには、自己の確立、日本の国に於いての意識がしっかりとあることが大切であります。もし自分がなければ、自国についてのしっかりとした意識がなければ、相手との關係は成立いたしません。つまり、インターナショナルではあり得ない、すなわち国際的ではあり得ないということが言えようかと思ひます。

したがって、自己の確立、自分の国についてのしっかりとした意識を持つこと、すなわち同一社会、同一文化への帰属意識を高揚すること、これは非常に大切なことであります。ここに本當の意味での国際化が進展すると考えます。

このような自己意識の高揚のためには、国旗・国歌についての意識をさらに深く国民の間に定着させることが必要と思ひます。そこで、国旗・国歌についての法制化は、日本の現状から見てまことに至当なことと私は考えます。

次に、日の丸・君が代を国旗・国歌とすることに反対の意見に反論いたします。

第二次大戦において、我が国は日の丸・君が代のもとで多くの人々の生命財産、とりわけアジア諸国の人々に多大な迷惑をかけ、苦痛を与えたわけでありました。また、日本国民も、命を失ひ財産を失った。したがって、そのような日の丸あるい

は君が代を国旗・国歌として認めることはできない、このような主張があります。

これに対して、私は思いますに、そのような歴史的事実を率直に認めなければならないと思います。そして、この歴史的事実に対して、深く反省しざんげしなければなりません。そして、謙虚に日本及び世界の平和と繁栄を憶念しつつ、日の丸を仰ぎ君が代を歌う、これが大切なことだと考えます。そのようにして初めて、日の丸・君が代は歴史に裏打ちされたものとして国民の間にさらに深く定着していくのではないかと考えます。

次に、日の丸・君が代を慣習として国旗・国歌として認めていても、国旗・国歌の法制化には反対であるという意見があります。日の丸・君が代は国民の間に定着しているというなら、なぜ法制化するのかという問題であります。言いかえると、日の丸・君が代が慣習として国旗・国歌となつてゐるのなら、それを法制化することは不要でなからうか、こういう考え方であり得ます。

一般的に言つて、慣習がうまく機能し、社会を安定させている場合には、法制化する必要はないと考えます。しかし、慣習についての考え方がいろいろあり、その考え方が厳しく対立し、現実の社会の中で混乱が生じたり、また混乱が生ずる可能性が予見される場合には、成文法によつてある種の決着、解決をすることが必要ではないかと思ひます。国旗・国歌の法制化はそのようなものだと考えます。

最後に、政府の国旗の定義について若干述べさせていただきます。政府の国旗の法制化に関する一問一答集の二ページに、国旗とは国のしるしとする旗であると定義しています。しかし、他方、第百四十五回国会内閣委員会の参考資料の二十四ページあるいは二十五ページの政府の答弁の中で、政府は、一般的には国旗は国家を象徴する標識として認識されたと答えております。したがつて、国旗は国のしるしとする旗だけではなく、国旗は国を象徴する標識と言いかえてはいか

かなものでしょうか。

例えば、大会、儀式などで国旗を掲揚し仰ぎ見ることもあります。また、外国、外国の要人に対して敬意を表するために国旗を用いることもあります。これらの場合は、国旗は国のしるしとしてだけではなく、日本国の象徴としての意味を持ち、その働きをしていると考えるのが自然ではないかと思ひます。

以上で、私の意見陳述は終わります。(拍手)
○植竹座長 ありがとうございます。

次に、山口二郎君にお願いをいたします。
○山口二郎君 北海道大学の山口でございます。

私は、この法案についていまだ腹をふらつかせている民主党の推薦ということですが、今回は明確に反対の立場から意見を申し述べたいと思ひます。

私の基本的立場は、日の丸・君が代は国旗・国歌として定着しているということ、現実認識として同意いたします。しかしながら、現在これを法制化することにはさまざまな問題があるということ、それから、二十一世紀に向かって望ましい国旗・国歌とは何かということについては幅広い議論が必要であるということであり得ます。

まず第一に、慣習を法制化することの問題について考えてみますと、およそ法律というものは、国民を何らかの形で拘束するものであります。特に、政府答弁において、個人の内面に立ち入ったことは行わないという説明が行われていますが、教育現場などを中心に、国旗・国歌に対して、ある特定の忠誠服従の仕方を押しつけるということが現に行われており、法制化によつてそのような方向がますます強まることは確実であると思ひます。

また、従来慣習であつたものを実定的な法律として制度化する場合、例えば君が代の「君」とは一体何を意味するか、あるいは君が代の意味は何かといったように、従来あいまいであり、個人個人が各人各様の読み方をしていたものについて、何らかの公定的解釈を確立せざるを得ません。そ

うすると、君が代の「君」は象徴天皇であると言わざるを得ない。となりますと、日本国の最も重要な原則であります主権の原理と、この国歌が君が代というものの間に非常に大きな矛盾があるのではないかと私は考えます。

少し歴史を振り返つて、この日の丸・君が代というものが近代日本においてどのような機能を持ってきたかということについて考えてみたいと思ひます。

言うまでもなく、日の丸・君が代は、明治維新の後、成立した新政府が国民を統合するためのシンボルとして使いました。それはまさに日本が西歐化を進める過程において西歐から輸入したものであります。

明治時代の思想家に西村茂樹という人がいます。この人は、後に華族女学校校長や官中顧問官を務めた、どちらかというと保守的な人物であります。その人の「尊皇愛國論」、明治二十四年という書物の中でこういう記述があります。「本邦にて用ふる愛國の義は」「西洋諸國にいふところのパトリオチズムを訳したるものなり」「本邦の古典を閲するに西人の称するが如き愛國の義なくまた愛國の行を願したる者なし」ということでありまして、まさに日の丸・君が代が象徴する愛國心というものは特殊近代的なものであり、古来の日本の伝統とは関係がないということであり得ます。

近代国家としての日本が発展を遂げていく過程で、言うまでもなく、日の丸・君が代は愛國心を強化するための象徴となりました。自己の所属する政治的共同体に対する自発的な自然の愛情の発露としての愛國心は、殊さら問題にする必要はない、むしろそれは非常に自然なものであります。

が、一たびそのような愛國心が自民族中心主義と結合したときには極めて危険な性質を持つわけであり得ます。すなわち、アジアに対する帝国主義的な侵略、あるいは国内における富国強兵に向けた國論の統一のための武器としてこれらの象徴は用いられたわけであり得ます。

支配権力は、常に自己に対する敵対者を国に対する敵対者として多数の国民の目に映すわけであり得ます。さらに、反対者を非国民あるいは國賊として葬るということがしばしば行われたわけであり得ます。この場合、上から押しつけられた愛國とは、批判の封殺、不寛容、権威への盲従と同義となるわけであり得ます。

このような歴史的な現実に十分顧慮することなく、この二十一世紀の入り口で、日の丸・君が代を法制化することに一体どのような意味があるのかということについて次に考えてみたいと思ひます。

法制化というものは、言つてみれば、わざわざ異端をつくり出すという作用を持つと私は懸念いたします。すなわち、日の丸・君が代に対して疑義を呈する者は、法制化の後には法に逆らう者になるわけであり得ます。そして、愛國心の権力的な強調というものは、かつてのように、國賊、非国民の創出と表裏一体となるのではないかとこのように思ひます。

再び、先ほど引用した西村茂樹という思想家の「賊説」、明治八年という論考から少し引用してみたいと思ひます。

西村はその中で、日本において、ややもすれば意見の違ひ者に対して賊という呼び名を当てることに對して批判をしています。そして、こう述べています。「意見ノ異ナルヨリ政府ニ抗セント欲スルノ類ハ皆賊ト稱スベカラズ」「天子」すなわち天皇「ニ敵スル者ニモ賊ト稱スベキ者アリ、天子ヲ助クル者ニモ亦賊ト稱スベキ者アリ」。すなわち、明治の極めて早い段階には、このように意見の多様性に対して極めて健全な認識が知識人の中にも広く共有されていたわけであり得ます。

日の丸・君が代というものは、それを尊重するだけであつたかもしないが、人に貢献する真つ当な人間であるかのような錯覚を持つことができる、あるいはそれに敵対する人間があつたかもしないが日本国民全体に対する敵対者、反逆者であるかのようなレッテルを張ることにつながる、そこに最も大きな危

険性があります。明治生まれの日の丸・君が代が仮に日本の伝統であるとするならば、先ほど引用した西村のごとき異論、異端に対する尊重もまたこれからの日本の伝統とすべきでありましょう。

今の日本で必要なことは、国民の同質性、一体性ではないかと思ひます。むしろ、社会の多様性、異質性こそが二十一世紀の日本にとって重要な価値であらうと思ひます。ひところ、「みんなで渡れば怖くない」というざれごとがはやったことがありますが、我々は、例えばバブル経済の崩壊の中で、組織全体がみんなで渡ることの恐ろしさ、だれ一人、多数の意見に対して勇気を持って異論を唱えないということの恐ろしさを身をもって経験したばかりであります。そのような意味で、意見の多様性、少数者の見解の尊重ということとを、この際、我々は十分考える必要があります。

また、日本社会の多様性ということ考えた場合、例えば、この北海道にはアイヌ人という先住民族があり、実にユニークな文化や伝統を保持してきた。それを、明治以降の日本において、多数派の日本国民の側に吸収、統合したという歴史があります。また、沖縄においては、長い長い独自の伝統と文化というものがあつたという経緯があります。今日、日本はいわばそのような意味で多民族社会であります。多民族社会の日本にとって、一体、日の丸・君が代というのは適切な象徴でありましょうか。答えは明らかにノーだと私は思ひます。

この際、二十一世紀に向かって、仮に国旗・国歌というものを維持するとしても、私はもちろん国旗・国歌というものは必要だと思ひますが、新たな国歌を制定すべきだと思ひます。日の丸は、君が代とは若干違つて国民的な支持もかなりある、あるいは単なる図章ですから、そのこの意味というところについては殊さら危険性はないだろうと思ひますが、少なくとも国歌については、新たな国歌を制定すべきであらうと思ひます。しかし、その場合も、法律によって根拠づけ、これを

強制するということはあるべきではないというふうに思ひます。

事柄は、二十一世紀の日本がどのような国の形をつくるかという根本的な問題にかかわる問題であります。この際、国会においては国民の意見を十分聴取し、慎重に審議を進めていただくことを念願して、私の意見陳述は終わりといたします。(拍手)

○植竹座長 ありがとうございます。

次に、中島巖君にお願いをいたします。

○中島巖君 中島でございます。

私の専門は工学でございます。政治や法律に関しては素人でございます。したがって、まして、きょうは、自由党から推薦を受けまして、市民としての意見を述べたいと思つております。

私は、日章旗とか君が代というものは、日本国の象徴として国民に広く敬愛されることが望ましいと思つております。さらに、国旗・国歌に対する敬愛の念というのは、世代間で共有して、継承していく必要もあると思つております。こういった趣旨で、法的規範が現在必要なら、今回提起されている法案に賛成したいと思ひます。

東洋諸国に比較して、西洋諸国の国民というのは、国旗・国歌に対する敬愛の念が非常に強く、忠誠心も自発的に示すと感じております。特に米国の市民の多くの方々は、だれからも強制されることなく、自然な動作でその忠誠心を示す習慣を持っております。

東洋諸国の国民は、歴史的に国家成立へのかかわり方が前向きでなかったというか、場合によっては上から与えられたものだというようなことで、国旗・国歌に対する個人的な意思表示は少ないように思ひます。

日本においても、大多数の国民が日の丸・君が代を容認していると思ひますが、個人単位での意思表示は非常に少ないように感じております。非常に大きな単位、例えば高校野球とか大きなイベントの単位になると、非常にそれが素直にあらわれてくる現象のように感じております。

日本でも、将来は、個人個人が思想信条の自由に基づいて国旗・国歌に対する意見を自発的に表明するようになることが望まれると思ひます。現在表明できないのは、一つのプロセスといえますが、民主化の進歩のプロセスにおいて、個人主義的な物の考え方がまだ根づいていないという意味で、自発的な賛意の表明というのが少ないことと思つております。

次に、国旗・国歌の受け入れ方、個人的な受け入れ方というのは、さき言いましたように、あくまでも個人の思想信条の自由に基づいたものであつて、幅広い裁量があつてしかるべきだと考えております。換言すれば、他人に肯定も否定も強要してはならないということでありまして、したがって、国旗・国歌に関する教育に当たっては、次世代に日の丸・君が代に関する歴史的な変遷を説明し、民主的ルールに則して国旗・国歌の必要性を理解を求めていくことが何よりも望まれると思つております。

以上述べましたように、法制化の目的は、国旗・国歌に対する民主的ルールの確立を目指したものでなければならぬと思つております。日の丸・君が代が世界から親しまれるようになるかどうかは日本国民の努力次第で、過去に忌まわしい問題を抱えていても、将来に向かって日本人が努力していけば世界から信頼されるものに変わっていく、決して固定されたものではないというふうに考えております。

以上述べた観点から、今回の法制化には賛成したいと思つております。

以上です。(拍手)

○植竹座長 ありがとうございます。

次に、太田一男君にお願いをいたします。

○太田一男君 太田でございます。

けれども関係がなかったわけであつて、この話を申し上げるときに、ぜひ推進していらつしやる方々に僕は話を聞いてほしい。共産党とは全く独自の立場で話を申し上げますので、先入観で聞かれまうと話が通じませんので、ひとつそのところをお願いしておきたいと思ひます。

私は、やはり、日本人が今、日の丸や君が代を国旗・国歌として法律で定めたりするようなことは決してしてはいけない、そういうふうに思つております。

実は、私は、一九三五年、今の韓国、当時は朝鮮と言つておりました大日本帝国の領土とされておりました。この光州という町で生まれました。父は大日本帝国の下級官吏で、技師をしておりました。私たち日本人は、天皇を現人神として敬い、神社に参拝し、日の丸を先頭に行進し、君が代を斉唱することを当たり前として教育されてまいりました。そのように考え、私たち日本人は一等国民で、朝鮮の人たちは天皇陛下のお情けで日本人の中に加えてあげているのだから三等国民で、彼らが日の丸を国旗として大切に、君が代を歌つて大東亜共栄圏確立のために命を出して奮むということは当然というふうに教えられ、考え、そのように教育されてまいりました。

ですから、終戦の日、天皇の声をラジオで聞いたとき、私はそれを信じてことができなせんでしたが、もしこれが本当なら、アメリカ兵が日本に上陸してきたら、その一人を殺して敵に向かい、天皇のために命をささげようと思つた少年であつたわけでありました。

私の学校時代の友人の中には、何人か、頭脳はともすぐれていたのですけれども、表現する力がなくていつも困っている人がおりました。私は彼らをかばう、ある意味でボスの立場におりました。そのものですから、他の日本人仲間から時々いじめられた経験を持っております。それは、私が父の故郷に帰つて小学校に通つていたころの出来事です。そのとき子供たちが使っていた言葉は朝鮮語という言葉で、私が在日朝鮮人の子供たち

の友達として親しく交わっているそのことに對する反響のあらわれでありました。

このようなわけのわからない民族差別や人種差別を地方の田舎の小学校の子供たちが、子供たちの間でやっていたわけでありました。それは天皇制軍国主義國家。そうした天皇制軍国主義國家は、ある日突然できたわけではありません。東条さんたちが意圖的につくり上げてきたわけでもありません。

お手元にお配りしております大日本帝國憲法、これは明治の元老伊藤博文が苦勞して原案をつくり上げたものですが、彼は、その近代化、すなわち日本社會の資本制商品生産社會化が進み、近代の市民社會の社會關係の一般化が進む中で、憲法を制定して、近代的な市民社會の關係を日常的な法關係とすると同時に、天皇を担いでこの國を治めていくという特殊な國體つくりを考える上で苦心をし、彼が見つけ出した憲法體制が大日本帝國憲法體制であつたわけでありました。

彼は、天皇に統帥大權や非常大權、文武官任命大權など、さまざまな権限を集中的に持たせて、憲法によつて「萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と定めると同時に、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と定めて、天皇と天皇大權を、憲法を定めることによって、憲法に拘束されない憲法上の地位として憲法に規定したのであります。

この憲法の制定が後に天皇制軍國主義國家、大日本帝國をつくり上げていったのであります。當時の政治の衝に当たつておられた人たちは、そのような軍國主義的天皇制國家を初めから想定していたわけではなかつたと思ひます。しかし、憲法の条文がひとり歩きをして、軍隊と結合した力が天皇制軍國主義國家をつくり上げてしまつたわけでありました。そして、恐ろしいことに、神國大日本帝國論だとか現人神天皇論などがこの國を支配するという忌まわしい歴史的事實を生んでしまつたわけでした。

大日本帝國はそのような道を走り始め、歯どめのきかない天皇制軍國主義國家になつていき、軍

が政治のみならず教育を支配して、さきにも述べましたような少年をつくり上げていった、こういう事實を私たちは共有していると思ひます。

もう一つ、お手元に配りました文書がございいます。ポツダム宣言であります。この文書の中に、次のような言葉があります。十のところを見ていただきますと、「吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ」、これは一九四五年七月二十六日に日本に差し出された國際的文書であります。

人はその器で他人をはかるといいますが、當時、日本は世界にそのように映つていたわけでありました。今考えると恐ろしくなるような言葉でございます。そして、事實、私たち日本は、朝鮮や中國の人を軍事的に支配し、侵略、占領し、隣國の人たちを民族として滅亡し、國民として奴隸化していったわけでありました。

私が小学校で学んだ地圖には、朝鮮も台灣も日本の領土でしたし、滿州は日本の支配地區でありました。その軍國主義大日本帝國のシンボルとして日の丸と君が代が使われ、アジアの人々は、軍國主義支配のもとに非人間的な扱いを受けていたのであります。

また、私たち日本人の中でも、そのような國のあり方は正しくないといふ批判する人たちに對しては、次々と憲兵や官憲が連れ去つていって弾圧をしたという事實があります。私は今でも、天皇のことを口にするとときは憲兵や官憲の力を後ろに感じないわけにはいきません。

少年の日、神社参拝の隊列をなして行進した日がございいます。校旗と日の丸を先頭に町を歩いた記憶は鮮明です。君が代を歌えなかつた友人たち、彼らは今思うと在日の方でしたが、毎日毎日、自覚することもなく、親切に加害者の側に立つて彼らと接していたわけでありました。

私の連れ合いは、フィリピンで教師をしていました父が兵士として連れ去られました。そして、日の丸を銃剣につけた兵士が立っている慰安所の

前を毎日小学校に通うため通つた記憶を今も鮮明に持っています。彼女は、慰安所の中の朝鮮の御婦人たちの目を今も覚えていいます。あの人たちにとつて、日の丸・君が代は決して受け入れられるものではなかつたわけでありました。

広島、長崎に原爆が投下され、ソ連が参戦してくるに及んで、大日本帝國の指導者たちはなお國體護持を問題にいたしました。そして、なお國體護持の可能性ありという判断のもとに、ポツダム宣言の受諾を決めたわけでありました。その流れからすれば、戦後の権力、政治担当者たちが、機会あるごとに日の丸・君が代を用いて、國民のみならず世界の人々にこれをならすことをやってきました。そして親しませる努力をしてきて、今の日本の世論はできております。その意図は國體護持ということにあつたのではないのでしょうか。

今、私自身、今の日本が再び軍國主義的に世界に進出していくなどとは考えていません。そのようなことをしなくても、既に日本の經濟力は世界全体に及ぶようになっており、世界で羽ばたいております。

それは、今という時代が、高度に発達した科學技術を組織して、すべてのものを工業制商品として生産し、世界を一つの市場とする社會關係を形成する時代に入つていまして、經濟的強國が軍事的に他國を支配したり、侵略したり、占領したりする必要はなくなつていまして社會關係に入つていくからです。そして、日本人の多くは、教育を受けてこの社會關係の中で働き得る存在となつていまして、世界じゅうに出かけていくことにもなるわけでありました。

しかし他方、この社會關係が世界化し、一般化していきまると、世界の各地で、仕事を奪われ、それまで生きていく手段として支えてきた仕事が成り立たなくなつて、仕事が消えていくという消費現象が今起こつております。そして、その人たちが、農民の群れの中に追いやられていくという世界的現實ができております。それらの人々はスラムや都市にたむろし、時として地域紛争に

発展することもあるわけでありました。そのとき、日本人は、また民族主義的な日本を振りかざして、それらの貧しい人々を軍事的に圧迫するために軍隊を送るというのでしようか。軍隊が動くとき、國旗や國歌が必要となつてまいります。

日本人學校が世界の各地に必要となつてきていますし、多くの外國の人たちも日本人學校で学ぶようになっております。これまで私たちの同胞がアメリカのインターナショナルスクールで勉強したようにであります。また、日本國內でも多くの外國人の子供たちが日本で教育を受ける機会を持つようにもなります。そのとき、私たちは彼らに國旗・國歌、日の丸や君が代を押しつけようというのでしようか。

經濟のみならず、すべての分野、すべての關係において、國際化ではなくてグローバル化・ゼーションが進んでおります。國家や民族を鮮明に分けることが困難になる時代、十万人のどのような地域をとつてみても、もう既にさまざまな人が生活をもとにしていて、そういう時代であります。それらのところに、わざわざ人々を區別するそういうものを法律でもって制定してかわつていくことが必要なんではないでしょうか。

國旗や國歌は全く不要だとは言いませんけれども、法律でわざわざこれを決める必要はありません。もし必要だというのなら、歴史的に多くの問題を抱えている、そしてあのどうしようもない苦しみ、シンボルとして機能した大日本帝國、軍國主義國家日本の日の丸や君が代をそれに充てるべきではありません。全く新しいものをつくる努力をすべきだと思ひます。時間がかかるかもしれませんが、それをすべきです。

私は、戦後、大日本帝國の犯した負の現實を認めようとなつて國體の護持を課題とした人たちのあり方のもので、日の丸や君が代が各方面で強引に用いられ、國民の間で使われてきたという事實は承知しております。しかし、そのような努力をすることによって世界に認められていくことになるのでしようか。

大日本帝国が犯した負の現実を考えますとき、私たちは、日の丸や君が代を国旗や国歌として法定化しないというストイックな態度を持ち続けること、そこに私たちが戦争をどう反省したかというもののあかしが出てくるのではないのでしょうか。大日本帝国、日本天皇制軍国主義のシンボルであった日の丸や君が代を国旗・国歌としないという態度を保持することを通して、アジアや世界の人々に、私たち日本人が軍国主義神国日本の再現を許さないと誓い、その実践をしているのだ、そういうあかしとすべきものと考えております。最後に、どうしても国民の一人としてお願いしておきたいことがございます。

どのように私どもが反対を申し上げても数の力で法制化するというのでしたら、悲しいことです。本当に悲しいことです。ですから、そうされるのでしたら、法律の中に、何人も他人に対して国旗の掲揚や国歌の斉唱を強要してはならないという文章を載せてほしいと思います。そして、教育の現場にこれを持ち込んで混乱をさせ、子供たちを苦しめるようなことはしないでいただきたい、これはお願いでございます。(拍手)

○植竹座長 ありがとうございます。(拍手)
以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○植竹座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小此木八郎君。

○小此木委員 改めましてこんにちは。小此木八郎でございます。

自由民主党を代表いたしましたして質問をさせていただきますが、先生方の御認識を伺いましたところ、塚本先生と中島先生がこの法制化に賛成、山口先生と太田先生が反対という御認識を伺いました。そこで私は、自由民主党としても、あるいは私個人としても、自分の今の認識とともにひとつお伺いをいたしまして、お答えをいただければと

いうふうに思います。

私は、今こうして派遣された代議士諸先生の中でも一番若い三十四歳でありまして、二十数年前には小学生あるいは中学生でありました。私は、もちろん、学校の卒業式等で、君が代はみんなと一緒に歌っていた記憶があります。横浜の公立の小学校、中学校でありました。

ただ、その中で、学校から国歌は君が代、国旗は日の丸だということをお教わった記憶がないんですね。教わったかもしれないけれども、そういう記憶がない。むしろ家庭の中で、それは父であつたり母であつたり兄であつたり、そういう人たちから教わった記憶の方があつたわけ

です。しかしながら、学校では、そういう儀式といいますか、行事のときには必ずそういう歌をみんなと一緒に斉唱していたし、今になってみて、そのことが何年かたつて、同じ小学校や中学校でさまざまな問題が出てきているということを知ったときに、私が若いころにはそんなこと、その当時にはなかったな、何でもこんな問題が出てきたんだろ

うか。むしろ、私の中には、法制化する、しない以前に、もう国旗は日の丸、国歌は君が代というものが自然に自分の精神状態の中でなれ親しんでいるものだという中で、こういうふうに行ってきた。

その中で、その学校時代にどんな現象がほかにあつたかという、校内暴力というものが非常に始まったときだとか、あるいは先生方がストライキをした。親は困ったわねという感想を持った

とき、何も法制化をする必要なんかないんじゃないかというふうに私も思っていたんですが、今の日本の現状を見たときに、塚本先生が先ほどおっしゃったように思いますけれども、今、日本人の帰属意識あるいはアイデンティティーとい

いますか、そういう、もう本当に、最低限日本人が共有するものは何かあるだろうかとか考えたときに、私はその答えを見つけるのが難しい状況だと思つてゐるんですね。

だけれども、日本人たるゆえんといえますか、そういう意味で、日本人が日本人であることに誇りを持つということとはまたこれは大切なことである、こう思つたときに、今までなれ親しんできた国旗・国歌、日の丸・君が代というものを、ここで、その帰属性を持つため、最低限の同一的な私たちの誇らしいものを持つために、今回法制化するということは、これは非常に大切な話であると思つてゐるんです。

君が代の「君」というものが一体だれなのかというところで、先ほど山口先生の御意見がございました。

「君」というのは象徴天皇という見解、あるいは古今和歌集からきた恋人さんでしょうか、どういふものなのでしょう。象徴天皇であつたとした場合に、今の憲法の中で天皇陛下というのは日本の象徴だ、国の象徴だ、国民の象徴だという場合、この君が代の歌詞というのは、もうまさに我々国民がこれから千代に八千代に、未来永劫に幸せになつていく歌詞だ、そういうふうに私は理解をしております。

先ほど、私の小学校、中学校時代の話を申し上げましたけれども、今の現状の中で、この問題について法制化をして、学校の方々がきちっと生徒たちに指導する中で、いいこともあつたと思うんです。その考えられるいいことというのはどういふことなのでしょう。あるいは混乱はどういうこと

○塚本正孝君 私は、高等学校の校長を二十五年経験いたしましたけれども、意見としては日の丸掲揚とか国歌を歌うということが賛成でない先生方といふ話したことがございますけれども、幸い実行役とかそういうことはございませんでした。

この国歌・国旗のことで私は思いますに、この間、長野でオリンピックがございましたけれども、その後、しばらくしてから、五、六人の方と国旗・国歌についてオリンピックの表彰式との関係で話し合つたことがございます。そのときに、日本の選手のことについていろいろ話題が及びましたが、多くの方々が、最近では国旗・国歌ということをお話してないんだから、ああいうことぐら

いあつても、多少そのほかの国の選手と比べて違つたところがあつてもそれはやむを得ないことで、それぐらいは大目に見るべきだ、こういうような意見が何人かから強く出まして、私は正直申しまして多少驚いたことでございます。

やはり、国歌に賛成とか日の丸に賛成とか、そういうことではなくても、日本の国の国歌というのはこれである、それから国旗はこれだというような意識はしっかり持っていたことが必要でないかな。日本は国際化時代、こういうふう

に日本では言われておりますが、そういう中においてはやはりそういうことが必要でないかな、私はそのように思つております。お答えになつたでしょうか。

○小此木委員 時間もありませんので、済みません、順次簡単に先生方にお伺いします。

○植竹座長 簡略にお答え願います。

○山口二郎君 若者の政治的共同体への帰属意識という点では私は余り問題を感じておりませんで、要するに、強制されなくても、国際的な舞台では、日本人は、例えば日本のそのチームを応援したり、あるいは国際舞台で議論するときに、やはり自分は日本人として物を考え、行動していくということは、いやが応でもひとりどにそういう帰属意識は持つだろうと思つた。

要するに、混乱が起こるといふのは、これは、学習指導要領等の権力的な手段を使って、特定の仕方でも、国歌に対して服従をせよということを押しつけるから混乱が起こるといふふうに私は理解をしております。

○中島慶君 御質問の意味は、要するに、学校教育の中に日の丸・君が代を持ち込んでいい面と悪い面というのがあるかという御質問だと思ひますけれども、私は、一般には、今の子供たちといふのはそういう問題に全くの無関心だと思ひております。その無関心な子供たちに非常にまじめに教えれば、過去の事実と今後の必要性といふか、国際的な活動をする上で、例えば国際会議に行つても、それから、学会に参加してでも、相手の国歌をパーティーでやる、そういう国際的な問題とかかわりというのを理解させる上では非常にいい面を持つてくる。国歌・国歌を通してそういう日本人としての自覚を養ふという面では、プラスになると思ひております。

○植竹座長 時間がないので簡単にお答え願ひます。

○中島慶君 はい。それから、問題になる面といふのは何なのかといふのは、教え方の問題だと思ひております。やはりその根底には、個人主義的な民主主義の深化といふ問題を踏まえて、きちっと体系づけて教えていけば混乱は避けることができると思ひております。

以上です。

○太田一男君 小此木さん、本当に考えていたできたんですけれども、私が大日本帝国憲法の話をしたのは、その当時の政治家が神国大日本帝国をつくり上げようなんて思ひていなかったと思ひますね。ひとり歩きを始めたわけですよ。

小此木さんは御存じないかもしれぬけれども、我々の小学校時代のあの軍国主義の圧力、先生方一人一人がもうどうしようもなく、言論の自由を奪われて、憲兵の恐怖の中でいく、あれを一夜

にしてつくつたわけじゃないんです。徐々に徐々にそういうふうになつていって、もう抵抗できない人たちをつくつていった。そういう道具になるんですよ。

日本は戦後のこの整理をしてこなかったわけですよ。あのときに、きちっとアジアに対して責任を果たし、その賠償も、日の丸ではない別の国旗や、あるいは君が代でない国歌をつくつておれば、それは今違つたものになつたかもしれないけれども、何といつたつて、国体維持を考え、そして日の丸や君が代をできるだけ使つて定着させようとした政治勢力の普遍性があるわけでしょう。それを、だからそれは誤りでなかったんだと言ひ張るんだつたら、これはおやりになるしかないと思ひます。

しかし、それは、私たちは世界に出ていって、このグローバルイゼーションが進んでみんなが仲よくしなきゃならぬときに、そういう過去を背負つた、それを出していくべきじゃないんじやないでしようか。私は、だから政治家が判断してほしいと思ひますよ。今、流れに流されちゃだめだ。その時期に来ているんですよ。ところが、教でいっちゃう。そこが心配で心配でなりません。

混乱は子供たちに起こります。先生だつて弱いんです、給料をもらつてゐるんですからね。校長にもなりたいたし。そういう人たちの良心を締めつけるようなことは政治はすべきじゃない。お願ひします。

○小此木委員 どうもありがとうございます。

○植竹座長 これにて小此木君の質疑は終了いたしました。

次に、佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木秀典です。先生方、きょうは本当に御苦労さまでござい

私は、一九三四年の生まれですから、太田先生とまさに同世代で、軍国主義教育を受け、軍国少

年として毎日毎日の丸と君が代に親しんで育つた世代ですから、先ほどの先生のお話、先生は外地でお生まれになつたという特殊な経験をお持ちですけれども、そこが違ひにしても、共感するものを非常に強く覚えます。

特に、戦争が終つてから、私も国民学校の五年生でしたけれども、教育の現場でやらされたことは、今まで使つていた教科書に墨を塗ることだつたんですね。私も愕然としましたけれども、それをさせた現場の先生方のお気持ちには本當にどんなものだつたらうかと今に思ひます。そんな考えを交えながらお話ししたいと思ひます。

実は、この間、内閣委員会での審議が始まつて、私が質問をしまして、次の日に新聞で報道されましたら、直後に私の息子から、今アニメの映画づくりの監督をやつてゐるのですけれども、ファクスが来まして、もちろん本人は議論を全部詳細にわかつてゐるわけじゃありませんけれども、この国歌・国歌の論議で大事な基本的なことが置いてきぼりにされてゐるのじゃないか、どうもみんなの議論は初めにずの丸・君が代ありきといふことになつてしまつてゐるのじゃないか。大体、国歌・国歌とは一体何であつて、何のために必要なのか、どういふところで使うものなのか。だとすれば、どういふものが国歌・国歌としてふさわしいのかという根本的な議論がもっと慎重に行われるべきじゃないのか。ただ日の丸・君が代を国歌・国歌として認めるか、法制化するかという議論だけではいけないのではないかと、う指摘を受けて、なるほどなど、私にも思ひ当たるところがあるわけですよ。

そこで、山口先生にまずお伺ひしたいのですが、山口先生などが呼びかけ人になつて、六月二十九日、多くの学者や知識人の皆様が日の丸・君が代の法制化に反対する共同声明を発表されておられます。この中で理由として挙げられてゐる中で、第三項だと思ひますが、「スペクタクル社会と集団的忘却」といふことを述べられておりま

す。大変恐縮ですが、要約してこれの論点をもう少し御説明いただけませんか。

○山口二郎君 先ほどオリビック等の話がありました。そういう機会に国民の一体性をその瞬間味わう。しかし、それに伴つて、要するに、日本国民が抱えてゐるいろいろな問題あるいは歴史、負の遺産といふものを全部忘却するといふ、そこに一つの落とし穴があるといふことを申し上げたいわけですよ。

○佐々木(秀)委員 法制化の作用といふのはそういうものじゃないかといふことですね。わかりました。

それから、中島先生、先ほどのお話の中で、法制化は必要だと思ひけれども、これは、個々人の思想とか良心を大事にするべきものだ、他に強要してはならないものだといふようにお伺ひしたのですが、だとすれば、法制化の必要といふことにはならないのじゃないかと私は思ひます。どうなんですか。

○中島慶君 国歌・国歌といふのを受け入れるか受け入れないかといふのは、私は、思想信条の自由の保障といふのがその前にある問題だと思ひております。ある人は自分の信条に基づいて受け入れてもいいし、ある人はそれを拒否しても構はないと思ひます。それは個人主義的に、個人の問題である。

それに対して、学校教育の中では、過去の事実関係それから変遷、それから、国際的な経済、文化、スポーツとかそういういろいろな関係においては、やはり国歌・国歌は必要です、それに対して生徒に理解を求めていく。そういうことを前提にして、個人主義的な民主主義の深化を進める意味で、正しい教育をすれば問題はないといふふうに感じて、法制化も必要だと感じております。

○佐々木(秀)委員 今、正しい教育といふことをおっしゃつた。そこで、教育の現場におられた塚本先生にお尋ねをしたいのですけれども、正しく教えることが日の丸・君が代についてできるのかどうかといふことについてお伺ひしたいのです。

というのは、太田先生などが御指摘されるように、これを単純に、客観的に見れば別だけれども、歴史的な事実との関係で考えた場合には、日の丸にしても君が代にしても、大変負の遺産と結びついているところがあるわけですね。しかし、そこそこは一応置いておいて、例えば、山口先生が言われるように、日の丸については抽象的な一つのデザイン、商標と見れば、確かにそのこと自体には意味がない、ただ、使われ方に問題があったということになる。だから、あるいはこれは単純なデザインで、日本の国家をあらわす旗としてはとてもいいんだということも言えるんじゃないか。だから、国民の中でもこれを国旗として認めるという意見が多いんだと思うのです。

しかし、私は、やはり旗と歌とは違うと思うのです。歌には歌詞があつて、そしてメロディーがあるわけですね。そのメロディーのよしあしということも当然問題になります。しかし、何といても、その歌詞が意味を持っているわけですね。

そこで、これを正しく教えることがこの歌詞についてできるのでしょうか。少なくとも、戦前の君が代の意味と現在の意味とは違ふと政府は言っているわけですね。先日来でも非常に変わっているわけですね。例えば、「君」あるいは「代」ということの解釈についても政府の見解が変わらせているわけですね。こういう、政府でさぐるくる変わるっているものを教育の現場の先生に正しく教えるなんていうことができるのかどうか、一体正しさとは何なのか、こういうことですね。意味を持っているわけですね。

そこで、山口先生が言われるように、どうしても今の憲法、主権在民とは相入れないのじゃないか、幾ら象徴天皇のことを言うのだといったって、そうはいかないのじゃないかということが言われるわけですね。先生、今、教育者として、教育の現場にある先生方として、どうやってこの歌の意味を教えるのですか。意味が教えられなければ、子供たちに理解しろといったって無理ですよ、親しめといったって無理ですよ。

私は歌が好きなんですけれども、どだいこの歌は歌にくくってしょうがない、メロディーとしても本当に歌にくくってしょうがない。だって、「さざれ石」なんというのはいつの固有の歌詞で、それが、歌うときには「さざれ」と「石」と切り離されてしましますよ。これを続けて歌えなということを言えませんか。

実はそのことを、この間、元校長先生だった方が東京新聞の投書欄に出してまして、とてもじゃないけれども、今の先生方に正しく教えるなということはできないと断言しておられます。この点についてはどんな御感想をお持ちですか。

塚本正孝君 正しく教えるという意味、内容にもよりますが、実際の問題としては、君が代については、全体的な意味として生徒に言うときには、象徴天皇とともに、我々の現代の社会あるいは日本がさらに繁栄するようにということ、私はよく憶念という言葉を使つたわけでありまして、憶念しつつ歌ってほしい、こういう程度でございまして、生徒に指導するときは、言葉の内容もさることながら、メロディーに乗せて、声を大きく出して歌う、こういうことの指導が主になってまいります。

しかし、今私が申しましたようなことに対して、今の生徒は、そんなに大きな拒否反応を示すのは余りないように私は思っております。

○佐々木(秀)委員 時間がなくなりましたけれども、最後に、太田先生。

政府は、今度の法律で何ら義務づけをするものでない、ただ国旗と国歌を日の丸だ、君が代だと決めるだけのことだ、こう言っているのです。しかし、今、例えば解釈などについても、政府見解もだんだん変わってきているのですけれども、私は、指導要領などでこういうように教えるということを書いてくるのじゃないかと思うのです。この辺はどうですか、これはやはり強制につながってくるのじゃないかと思うのですけれども。

○太田一男君 私が一番心配しているのはそのこ

とでして、本当に政治家の方に歴史を見通す力を今発揮してほしいと思うのです。

大日本帝国憲法をつくったときに、まさか神国天皇制国家をつくると思つてなかつたと思うのです。そして、どういう事実かといつたら、天皇の人間宣言をしなければならぬほど日本の国はマインドコントロールにかつたというのは、少なくとも戦前を御存じの方は御存じですね。わざわざ天皇陛下をラジオに引張り出して人間宣言をしない、日本の国民が神様だと思ふ。私なんか、子供のとき学校でどう教えられたかという、天皇陛下をまともに見たら目が腐るといふのです。それから見てはいけない、そういうことを学校の先生がまじめに教えたんです。

そんなことをだれがやつたか。それは時の流れの力ですよ。それを利用する人たちが出てきたら、あなた方が今幾ら保証したって、だれも絶対保証できない。そういう恐ろしい力が働くのがファシズムなんなんです。その源になるようなことをやつたわけですから、それはもう、今良心を發揮すべきです。政治家の皆さん、お願いします。

○佐々木(秀)委員 どうもありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

○植竹座長 これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、倉田榮喜君。

○倉田委員 公明党・改革クラブの倉田でございます。

きょうは大変にありがとうございます。お一人お一人にお伺いしたいと思つたわけでも、まず、塚本先生、もしこの法案が成立して法制化されるということになれば、いわゆる教育現場で強制化されるのではないのか。私どもは、強制化されるのがあつてはならないという考え方でありますけれども、先ほど来お話がありました、教えるということと強制をするということ、一つ一つ細かなところになってくるとなかなか区別がつきにくい部分もあるのではないのかという気が

いたしますけれども、そこは先生の今までの経験から含めて、教えるということと強制するということは全く別のもので、区別ができるというふうにお考えになりますか。

○塚本正孝君 教えるということと強制との区別であります。率直に申しまして、教えるということの中には、若干といいますが、ある種の強制はどうしても含むと思つた。しかし、何と申しましょうか、その教え方が非常に権威的、あるいは言葉が適当でないかもしれないが、しつこく繰り返して繰り返していつてもやる、こういうふうになっていくと、それは強制の方に変わっていくと思うのであります。

この法案ができたらしいようなことが行われるかと申しますと、私は、率直な感じ、法案が成立したとしても学校現場ではそんなに大きな変化はない、こう思っております。

○倉田委員 山口先生にお尋ねをいたしますが、前回の内閣委員会の議論の中で、この法律が創設の規定なのか確認の規定なのかという議論がございました。法制局長官は、いわゆる今慣習として定着している国旗・国歌、国旗を日の丸とする、国歌を君が代とするという慣習をこの法律で確認をするという創設規定である、こういうふうな答えがあつたわけでありまして、この問題は、例えば将来的に、またいろいろ日本の国民の考え方が変わって、新しい国旗、新しい国歌を制定する、法律を変えてそういうことができるかどうかという議論に結びついていくのではないのか、こう考えております。

先生は法制化すべきではないというお考えでありますけれども、もし法制化されて法律になったときに、将来的に、それでは国旗日の丸も、例えば国会の議席の教次第では変えることができるのではないのかどうかということについてはどうお考えでしょうか。

○山口二郎君 およそ、あらゆる法律というもの、やはり制定することでもできれば改正または廃止することができるものであるわけで、今回の国

族・国歌法案がそのような意味で例外ではあり得ないというふうに思います。

○倉田委員 中島先生は、強制されるべきではないというお立場だったと思えますけれども、思想、良心の自由が内心的なものだとして、教えるということと強制ということの、どこで区別がつくのだらうという問題は、やはりあるのだと思うのです。先生のお立場からすれば、これは学校現場等で思想、良心の自由には踏み入れることは本来できないものだというお立場だとは思いますが、どうでしょうか、現実問題、混乱という問題で考えていけば、先生は大丈夫だとお考えになられますか。

○中島慶君 私は、小中学校の教育の経験がないからよくわかりませんが、ただし、個人主義的な問題をきちんと押さえて、そしてそこに自由と正義、特に正義感というものを通してそういうものをきちんと体系づけておいたら、強制と教育の問題というのは、ある程度区別できる問題だというふうに感じております。

○倉田委員 太田先生にお伺いいたしますけれども、塚本先生が、国際化という言葉をお使いになつて自己の確立、国家のアイデンティティというお話をされましたけれども、太田先生は、グローバルゼーション、国際化ということではなくて、これからの時代の状況では、逆に国と国との間、国境も非常に小さくなつてくるんだ、そういうお立場だったみたいにお聞きします。そうだとしますと、先生は、いわゆる国家のアイデンティティと申しますが、あるいは例えば日本としてずっと変わらなく存在するものは何かとか、そういうことに関してどうお考えでしょうか。

例えは、現在の日の丸・君が代が、先生のお立場としてふさわしくないとしても、国として象徴するもの、あるいはみんなが思うようなもの、そういうものとして、国旗とか国歌とかはどういう形で存在すればいいとお考えでしょうか。

○太田一男君 実は私、ユーゴスラビアの研究を

しておる者なんですけれども、紛争が起こる前に、本当におもしろいことに、クロアチアとかスロベニアとかセルビアとか、そういうものが急に古いものを引っ張り出してきて、民族主義をおおってききました。

今、日本で起こっているのが、その感じがして仕方ないのですけれども、グローバルゼーションが進むということは、身の回りにいろいろな異質の人たちが来るわけですね。私たち大和というか日本人たちは、この今の高度科学技術工業制商品生産社会と言われている新しい経済構造の中では経済的弱者なんです。ですから、その周りに人が集まってくる。そのときに、古い特権を引っ張り出すことによっていいものが生まれてくるだろうかと、そうではなくて、彼らにわたつての対立構造をつくり出すことにはかならないのです。

実際に我々はそのような人たちの支えを得て今の経済を成り立たせているわけですから、むしろ認め合うものをやる中でだんだんと出てくるものは出てくると思ひますけれども、今、国旗とか国歌を前に押し出して、国際化の中でインターナショナルゼーションだから国歌を明らかにするということをするべきときではない。そういうしなくても我々の力は認められていっているんです。私には、そういう意味で、今、国旗をそういう形で出さない方が、そこで戦争の反省をすることの中に信頼を回復していくことなのではないか、そう思っています。

○倉田委員 最後に、もう一問だけ山口先生にお伺いしたいと思ひますが、新しい歌をつくったらしいのではないのか、こういうお考えとお聞きしますけれども、そういう新しい国歌をつくることしたら、手続的にはどういふうに進められたらよいとお考えですか。

○山口二郎君 国会に附属機関とかある種の審議会みたいなものをつくって、各界の代表を招き、また、多分最後は公衆をして、最もよいものをその中で決めていくというようにすることを数年間

かけてやっていったらどうかというふうに個人的には思っております。

○倉田委員 終わります。

○植竹座長 これにて倉田君の質疑は終了いたしました。

次に、鰐淵俊之君。

○鰐淵委員 きょうは四人の先生方、本当に御苦勞までございます。大変貴重な意見を拝聴いたしました。まことにありがとうございます。私も国民学校からの生活を知っておりますので、皆さんのお話を聞いておりました。いろいろ考えるところもあるわけでございます。

国旗・国歌、これは言ってみますと、歴史的に見ると、大変長い時代を経て今日ある、このように私は思っておりますが、その中で、太田先生がいろいろ申されたことは、大日本帝国憲法以後、日の丸あるいは国歌の非常に不幸な時代、こういうことを主に話されたわけでありましたが、私もそのとおりだと思ひます。

したがって、私も、そういう反省のもとに、二度とあのようなファシズムを起こさない、いわゆる民主国家として、国民の皆さんもよくその辺を学習していただいて、そして私も政治家が多数で云々ということではないのでありまして、政治家は国民の投票をいたして、私どもは政策を訴え、それに共鳴をして国会に議を置いていくわけでございますから、その中で決まるということは、これは民主的ルールであくまで決まるといっていいわけでございます。これは、強いて言うならば、国民の皆さんが決めていただいております。言っても過言ではないと私は思っております。

その中で、特に私は一つの例を出したいと思ひますが、それにつきましても皆様方の御意見を賜りたいと思ひます。

私は、長い間、地方の首長をやっておりますので、諸外国、特に私どもはカナダの国との姉妹都市がございまして、何年かに一遍、交歓として小中学生が来られるわけでありまして、また、こちらからも行くわけでありまして、

そのときに交歓会がございます。やはりお互いの国の尊重ということで、国歌を斉唱するわけでありまして、カナダの子供たちは、本当に、異口同音、もう堂々とブライドと誇りを持って一糸乱れない斉唱をするわけでありまして、中には胸に手を当てて国旗の方にきちんと向かつてやります。

次いで、君が代の斉唱と国旗の方になります。これまた対照的でありまして、日の丸を向いている者、横を向いている者、後ろを向いている者、歌う者、歌わない者、まことにこれはもう雑多でございます。

そういうときに私は考えるわけでありまして、特に塚本先生が広島の高松の校長さんの不幸な死のことも申し述べましたが、こういう国歌などというものは高等学校でもって教育したつても遅いんですね、いわゆる学習しても、やはりこれはもう小学校、幼稚園、ですから、小学校、幼稚園になります。これは歌詞なんかどんな意味があるかといつたつてわかりません。小学校の一年生に難しいことを説いたつてわかるわけがない。ですから、そこがまた、その子供たちの親も戦後の時代の親ですから、当然、思い切つてそういう国歌を歌ったことないし、また恐らくそれはオリンピックやそういったときにはあつたんでしょうが、いづれにしても、そういうような時期を経ているということもございまして、こういふ、端的に外国との交歓のときの例を見て、私はつくづく考えさせられたわけでありまして、この点について、塚本先生、山口先生にそれぞれ印象をお聞かせいただければと思ひます。

○塚本正孝君 民族とか国家の一体感と申しますが、そういうようなものは理屈ではなくて、ある面では小さいときからの育つた環境と申しますか、そういうことが非常に大きく作用すると思ひます。

ですから、幼稚園とか小学校あるいは中学校、その辺までに、この国旗・国歌のこと、あるいは日本の国のこと、そういうことをしっかり教育す

ということとは、私は大切なことだと思ひます。そのことが直ちに戦前のような社会に結びついていく、こういうふうには私は考えておりません。以上であります。

○山口二郎君 国民としての帰属意識を持つことと、日の丸・君が代に対してある種の姿勢をとるということは全く別問題だと私は思ひます。今の若者も、例えばワールドカップやオリンピックの場においては、だれから言われなくても日の丸を振って日本の選手の手を応援するわけであつて、その意味では自発的な帰属意識というものは持つてゐると思ひます。

それから、カナダの例をお出しになりましたが、カナダの国歌というのは、まさにそのカナダ国民の理想を唱える非常にわかりやすい歌詞で、比較的最近つくられたものであります。その意味で、君が代というのはなかなか歌にくい、まして子供にとって意味がわからないという問題があるわけでありまして、先ほどの先生の御質問について私なりに考えてみれば、私は、さっき言つたみたいに、二十一世紀の日本の理想について、みんなにとつてわかりやすい歌詞を持った歌をつくるべきという私の議論にむしろつながる御質問ではないかというふうに拝聴いたしました。

○鶴岡委員 時間になりましたので、これで終わります。

○植竹座長 これにて鶴岡君の質疑は終了いたしました。

次に、児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉でございます。

今、日本の歴史始まって以来最初のこととして、国旗・国歌をめぐる、賛否両論分かれた、しかし、かなり自由闊達な国民的討論が始まつてゐると思ひます。私は、これをしっかり保障するのが政治の務めだと思ひますし、私たちは先日、国旗・国歌をめぐる調査会を国会に設置しようといふことを提起いたしました。

そこで、まず山口先生にお伺ひしたいのですが、先ほど山口先生のお話の中で、国旗・国歌の

法制化によつてわざわざ異端がつくり出される、今、日本の社会にとつて多様性、異質性こそ重要ではないかというふうにお話ございました。私もこの国会審議に参加して、いつも私の中で反すうしてゐるのは、内心の自由、そして、沈黙の自由を含めて、行動で信念を表現する自由、憲法十九条が保障するこの自由がどうやって買われなければならないのか、そのことをいつも感じております。

そこで、御質問したい点は、私たちの国会の論議の中で、小淵首相は先日、本会議で、たとえ法制化しても君が代・日の丸を国民に強制することはない、こう申しました。

そこで、私たちは、国民に強制しないことがどうして学校で子供や教師に強制されるのか。今の君が代・日の丸の学校現場での押しつけは、想像を絶するほどの困難を教育の現場に与えてゐると思ひます。国民に押しつけけないとすれば、学校、すぐれて教師、子供には決して押しつけけない、そのことをこの際、国民の総意で打ち立てたいと考えておりますが、その点についての先生のお考えを伺ひたい。

それから、太田先生にも御質問を申し上げておきたいのですが、先ほど先生は、軍が戦前、政治だけでなく教育まで支配した、御自身の体験からもそうおっしゃいました。そして、アジアにおける侵略国家としての日本のシンボルであつた日の丸・君が代が今法制化されようとしてゐる。先生御専門の国際政治の状況との関連で、なぜ今それが法制化されようとしてゐるのか、このことについての御見解をいただきたいと思います。

○山口二郎君 私、先ほど意見陳述の中で、明治初期の思想家の言葉を引用させていただきましたが、そもそも日本の中にはそのような多元的な意見に対する尊重を唱える知識人がいたわけでありまして、その後、まさに日本が対外的な帝国主義国家になり、また国内の統合を進めていく中で、そのような風気が失われてしまつた。そして戦

後、民主主義の方向に大きく転換をしたはずなんでありまして、まさに良心の自由といひましようか、内面の自由といひましようか、これを尊重するといふことが不徹底な部分がかなりあつた。きょうはそういう場じゃないので詳しくは申しませんが、その意味で、国旗・国歌について学校教育の場で強制をするといふことは、やはり近代国家の大原則にもとることだといふふうに思ひます。

○太田一男君 私は、ぜひ皆さんにこの際お考えいただきたいと思ひます。今はあらゆる分野でグローバル化が進んでおりまして、教育を受けて力を得た人たちは世界で羽ばたける時代になっております。そして、その世界で羽ばたいていくときに、裏の現象として何が起つてゐるかといふと、教育から外された力を失つた人たちが捨てられてゐるという現象が起つてゐます。棄民と呼んでおりますけれども、今、地域紛争が起つておる背景には、いわゆる少数者の存在が危うくなつてゐる状況があると思ひます。

皆さん御存じだと思ひますけれども、言葉はマーケティングを持っています。ランゲージマーケティング。言語的マイノリティーは今の社会ではマーケティングにアクセスできなくなつてきてゐるわけですね。北欧の人たちは早くからバイリンガルに変えていきました。しかし、そうすることに失敗した地域の人たちは、民族としてマイノリティーになつてゐるわけですね。その典型的なのはコソボの人たちです。今の経済にアクセスできない。そういうところがある今の時代、民族問題が起つてくるとすれば、そのような捨てられる人の側の訴えが出てくる、それに対して経済的強者の側がその論理を押しつけていって、軍事力や警察力で抑え込んでいくこととする、その矛盾としてあらわれてくると思ひます。

今はまだグローバルにその人々を支える関係はできておりませんから、少なくとも経済的強者の側のは内心の自由まで奪うようなことをして

はいけない。特にその場合、強者の側の正義を訴える人々が体制の中でいじめられるわけですね。それが怖いのです。今起つてゐる出来事は、世界を制覇しようとするそういう力が経済的優位な者たちの論理を押しつけていくこととする。

ですから、私は、昔の軍国主義は来ないと思ひますけれども、そういう企業優先の、そして強者の論理を押しつけていこうとするためにマイノリティーの者を抑える、そのときに軍隊を連れていくこととする、この間のガイドラインのような、そういうことをやらせてしまつた後、本当に一人一人が自由を持てるだろうか。

ましてや、学校現場で子供たちが、親は反対するあるいはおかしいのじゃないかと思つても、それを言えるだろうか。そうしたら、とてもそういうことにならないです。まして困つてゐる人たちのために何かをしたいと思ふその優しい気持ちまで抑え込まれていくことになるのじゃないか、そんなふうに思ひますので、こういうことは避けなければいけない、私はそういうふうに思つております。

○児玉委員 中島先生にお伺ひしたいと思ひます。先ほど先生は、個人主義的な物の考え方はまだ根づいていない、こういうふうには御指摘なさつて、そして、個人主義的な物の考え方というのは個人の思想信条の自由に基づくべきものだ、そういうふうには伺ひました。

それで、先生がおっしゃる個人主義的な物の考え方、例えばドイツなどでどういふふうになつたか。一九七三年にドイツの常設文部大臣会議といふのが宣言を出しておるのですが、その宣言の中でこう申しております。「子供が自己の意見を自由に批判的に、しかしながら、他者の尊敬と確信を尊重しつつ表明することを学ばない限り、責任ある市民への教育は不可能である。」私はそうだと思うのです。子供も自分の信念を吐露しつつ、そして他の者が信念を吐露することを尊重しつつ、自由に育っていく。

ところが、君が代・日の丸が学校現場に押しつけられますと、それとはほど遠い状態になると思うのですが、この点いかがお考えでしょうか。

○中島巖君 今おっしゃったことは、私もそのとおりだと思います。

ただ、国旗・国歌の問題とは多少次元の離れた問題として考えています。

○児玉委員 最後、塚本先生にお伺いしたいと思ひます。

今私たちは、君が代の国語的解釈を国会で多少やっております。先日明らかにしたことは、「君」とは象徴天皇である、「が」とは所有の格助詞だ、そして「代」というのは時代的な意味から転じて国を意味する。そうすると、君が代というのは天皇の国という意味になります。その天皇の国が千代に八千代に榮えていくと、どうしても日本国憲法の主権在民の原理とは両立しないと思うのですが、そういうことについて子供に教えていくことがどんなに困難なことか、その点どうお考えでしょうか。

○塚本正孝君 私は、率直に申しまして、政府見解とかそういうことを十分見ておりませんが、ただ、幼稚園とか、私のところは小学校はございませんでしたので、中学生には、この国が榮えるように憶念するのが国歌だよ、抽象的といいますが、そういう言い方ではありますが、こういうふう

に生徒には申しておりました。

それで、私個人の考えをちょっと申しますと、確かに、君が代が国歌としていろいろ問題があるというところは私には定まらなせん。しかし、現在のところ、もし国歌を認めたいとすればこれ以外にはないか。何年か後に、将来こういうものをもっと適切だということになれば、そういうものに変換することは結構なことではないか、私はそう思っております。

○児玉委員 ありがとうございます。終わります。

○植竹座長 これにて児玉君の質疑は終了いたしました。

次に、笹木三君。

○笹木委員 まず、塚本先生にお伺いをしたいわけですが、先生は学校の現場でいろいろ実際の御苦労もされてきたと思うわけですが、先ほどいろいろ厳しい対立、混乱があったというお話もありました。そういったことから法制化が必要なんだ、賛成だというお話がありました。

ただ、考えてみますと、法の根拠がないものでも、学校現場では教えているものもたくさんあるはずで、例えば、道徳的なこと、マナー的なこと、文化的なこと、こういったものは、ほとんど法の根拠はありませんけれども、学校の現場で当たり前のようにならざるを得ない、あるいは教えている。

それで、この国の歌と国旗について法制化が必要だということで、先ほど、慣習、これがいろいろ対立、混乱がある場合に、やはり法律が必要なんだというお話がありました。しかし、考えてみると、これは、特に学校現場で国歌・国旗を用いることに對して、あるいは教えることに對して反対の方々が、法的根拠のないものは教育現場で用いるわけにはいかないと主張されるから、それに対する対応として法的な根拠が必要だと考えておられるのじゃないでしょうか。そのことについて、まずお答えいただきたいと思ひます。

○塚本正孝君 例え、これは仮のことではありますが、国歌・国旗に對して批判的な意見の人を多く抱えた集団があったといたします。そうしますと、この今の法律が成立することによって、そういう集団の意向とか意見とかというものが直ちに変わるとか、そういうふうには私は考えておりません。

ただ、長い目で見ますと、やはり国旗とか、国歌として歌ってはいるけれども、一体これは何に根拠があるんだとか、そういうような話というのはいろいろ出てくるであろうと思ひます。そんな、法律に根拠がないものが何で国歌なんだろうかというふうにおられるかと思ひるのであ

ります。

それで、こういうものを今のようない時代に法制化することにおいて、よく日本人には顔がないということを言われますけれども、だんだん日本人にも顔ができてくるんじゃないか、私はそんなふうには思っております。

○笹木委員 さらに伺いたいのでありますけれども、先ほど、自己の確立のためにも必要だ、そういったお話自体は私も賛成なんですけれども、例え、他の委員からも語られましたけれども、政権がかわれば法律というのは簡単に変わることで、また別のものを制定する、これも法的にはもちろん可能なんです。こういったことが、逆に自己の確立を混乱させる可能性はあるのじゃないか、そういう心配をするわけです。国によつては、国民投票で決める、あるいは法律よりもさらに重い憲法で規定している、そういった国もござい

ます。賛成の塚本先生と中島先生にさらに、こういった例えは法よりもっと重い国民投票とか憲法で規定する、この方がより望ましいのではないかと意見もあります。あるいは、習慣のままだとしておいて、政治的な思惑から超然とさせる、これがむしろ適しているんだ、そういった意見もちらんあります。そういう意見についてはどうお考えか、一言ずつお答えいただきたいと思ひます。

○塚本正孝君 国旗・国歌に関するようなものは、政権がかわれば直ちに変わるとかというようないふことがあつたらば、それは好ましいことではありませぬ。もしそういう可能性があるのでしたら、私は法制化はやめた方がいい、こう思ひます。

○中島巖君 今回の法案といいますが、その中を見ますと、非常にシンプルなものだと感じております。法的にその程度の扱いをしておいて、そして非常に国民的なコンセンサスといいますが、そういうものの、教育の問題も含めてそういうコンセン

サスが得られれば、慣習法に切りかえても構わないような問題だ、あのイギリスみたいな慣習法でも構わない問題だと私は感じております。

○笹木委員 続いて山口先生にお伺いしたいわけですが、先生は、特に国歌については、君が代ではなくて新たな国歌を制定すべきという御意見でした。

私が小さいころからよく聞いたわけですが、これも、これまでも、例えば、国旗とか特に国歌に否定的な先生とかそういう方々は、新しい違った歌をつくるべきだと長年主張をされてきています。しかし、そういった具体的な動きは結局なかなか起こってこないというこれまでの経緯はあります。

新しい国歌ができるまでは現国歌と現国歌を慣習として認めていくこと、これに對しては先生はどうお考えなのか、お伺いしたいと思ひます。

○山口二郎君 私も、最初に申しましたように、できるまでは、現状の国旗・国歌というものは事実として国民の間に定着をしている、その慣習については、あえて異を唱えるつもりはありません。したがって、国際的なさまざまな場等において、日の丸・君が代が日本の国旗・国歌として使われることに對しては、特段異を唱えるものではないと思ひます。

○笹木委員 さらに伺いたいわけですが、けれども、特に国歌・国旗のことについてお話しになったんだと思うので、ここで法制化をするということは過去を忘却することだというふうにお話をされました。

よく話題になるわけで、外国の例でいいますと、例えば、多民族の国家であるアメリカは、刑法の刑罰で国旗を保護することも実際にやっています。あるいはイギリス、これは慣習法ではありませぬけれどもアヘン戦争を、フランスも植民地主義を経ているにもかかわらず、歌、旗を変えることはしてない。あるいは法制、これもほとんどのかなり多くの国が憲法か法律で両者ともに規定している、こういった現実がよく話題になるわけ

すけれども、先生は、世界の中で、さらに進んで他の国よりも最先端を行くんだ、そんなお気持ちで、まず今までに例にないようなことを日本でやる、そのような気概で発言をされているのでしょ

うか。
○山口二郎君 私はそういう先駆的なつもりがあるわけではありませんが、やはり、同じ第二次世界大戦の敗戦国であるドイツとイタリアとを比べてみれば、それぞれ国歌を修正して、ドイツの場合は国旗も変えたという経緯があるわけでありまして、どこの国がやっているから日本もまねしよう、あるいはまねしなくてもいいというような議論は私は余り興味がありませんで、我々日本人自身の生き方の問題としてこの問題を考えていくべきだと思います。

○山口二郎君 私はそういう先駆的なつもりがあるわけではありませんが、やはり、同じ第二次世界大戦の敗戦国であるドイツとイタリアとを比べてみれば、それぞれ国歌を修正して、ドイツの場合は国旗も変えたという経緯があるわけでありまして、どこの国がやっているから日本もまねしよう、あるいはまねしなくてもいいというような議論は私は余り興味がありませんで、我々日本人自身の生き方の問題としてこの問題を考えていくべきだと思います。

○榎木委員 残念なんですけれども、時間が来ましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。
○植竹座長 これにて榎木君の質疑は終了いたしました。以上で委員からの質疑は終了いたしました。この際、一言ごあいさつを申し上げます。意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。本日拜聴させていただきました御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものと存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、心より感謝申し上げます。これにて散会いたします。

○榎木委員 続いて、太田先生にお伺いをしたいわけですが、国旗とか国歌を学校で教えることが子供の思想信条の自由を反するといった意見がよくあります。実際に、国旗・国歌を学校で教えることがそういった自由に反すると考えている国が日本以外にあるのでしょうか。

○太田一男君 アメリカでそういうことに反対して裁判になったケースがございますけれども、国家として考えているかということになりましたら、国歌というのは、もともと国家、権力の側が、言ってみれば押しつけているわけですから、そういうことをやらない国は少ないと思いますね。

ただ、今そういう時代ではなくなってきたもののじゃないでしょうか。というか、私は、日本に関して言えば、特に日の丸・君が代は、本当にアジアに対して申しわけないことをしたシンボルですから、そのシンボルを何で今出すんだということの方が大事だと思うのです。アジアの側から見たら、とうとう日本はそこまで行ってしまったか、もう自衛隊も外へ出すよ、そして企業は来ているよ、今度は何かと思ったら、今度は日の丸掲げて来るんじゃないか、こういう人たちの側から物を考えたら、そんな愚かしいことを今やらぬ方

午後二時四十三分散会

派遣委員の石川県における意見聴取に関する記録

一、期日 平成十一年七月七日(水)

二、場所

ホリデイ・イン金沢

三、意見を聴取した問題

国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 植竹 繁雄君

小此木八郎君

矢上 雅義君

山元 勉君

鰐淵 俊之君

笹木 竜三君

小島 敏男君

佐々木秀典君

倉田 栄喜君

兄玉 健次君

(2) 政府側出席者

内閣総理大臣官房参事官

金口 恭久君

(3) 意見陳述者

金沢青年会議所理事長

米井 裕一君

石川県労働者福祉協議会理事長

荒島 勝夫君

北陸大学外国語学部教授

松田 三郎君

元尾口村長

佐藤 忠吾君

金沢大学名誉教授

深井 一郎君

(4) その他の出席者

内閣委員会専門員

新倉 紀一君

午前十時開議

○植竹座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院内閣委員会派遣委員団団長の植竹繁雄でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしました一言ごあいさつ申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、国旗及び国歌に関する法律案の審査を行っているところでございます。

当委員会といたしましては、本案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を開催しているところであります。

御意見を述べいただく方々には、御多用中にもかかわらず御出席いただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただくようよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、この会議におきましては、御意見を述べいただく方々から委員に対しての質疑はできません。あらかじめ御承知をお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。最初に、意見陳述者の方々から御意見をお一人十分程度お述べいただきました後に、委員から質疑を行うこととなっております。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員には、自由民主党理事として小此木八郎君、民主党理事として佐々木秀典君、また、自由民主党から小島敏男君、矢上雅義君、民主党から山元勉君、公明党・改革クラブから倉田栄喜君、自由党から鰐淵俊之君、日本共産党から兄玉健次君、無所属の会から笹木竜三君、以上で

ございます。次に、各界を代表して御意見をお述べいただく方々を御紹介させていただきます。

金沢青年会議所理事長米井裕一君、石川県労働者福祉協議会理事長荒島勝夫君、北陸大学外国語学部教授松田三郎君、元尾口村長佐藤忠吾君、金沢大学名誉教授深井一郎君、以上五名の方でございます。

それでは、米井裕一君から御意見を述べさせていただきます。よろしくお願いたします。

○米井裕一君 米井でございます。よろしくお願いたします。

青年会議所の先輩から御指名を受けまして、なぜかという話をしましたら、青年会議所では毎月一度例会というのを行っておりまして、必ずそこで国旗を掲げ、そして国歌を斉唱するわけであり

ます。いろいろな団体がありますけれども、毎回毎回このように国旗を掲げ、国歌を斉唱するわけでありまして、あらかじめも名前が入っているのでもよくしうねというところでございまして、非常に緊張しております。お聞き苦しい点があるかと思っております。よろしくお願したいというふうに思います。

青年会議所という組織からお話しさせていただきますが、先ほどの、国旗・国歌を毎回掲げておるといふことです。青年会議所自体はアメリカで発祥し、今、全世界の組織になっておりますが、日本におきましても、戦後、その当時の三十代ぐらいの若者が、何とか戦後の日本を政治的にも経済的にも復興させようというふうな状況から私

は理解しております。当然そのときの状況から考えますと、もちろん、個人として、日本人としての自信の回復、それから、何とか国家に貢献しようというふうな目的が第一にあったのではないかと

なというふうに思っております。もちろん現在でも国家への貢献といったことは青年会議所の中では変わってはおられません。

しかし、こういう私であります。十年ほど前に入会させていただきました。そのときに、まず入会のオリエンテーションで、我々の先輩方が国旗に向かって起立しまして、直立不動の姿勢で国歌を歌った姿を今でも鮮明に覚えております。正直なところ、非常に違和感を覚えた感覚を今でも持っております。これは、学校を卒業してから余りそういった習慣がなかったということもあるのですが、やはりいろいろな、例えば当時の見聞した映画とかテレビで、いわゆる国旗・国歌イコール戦争といったようなイメージが若干なりとも頭の中にインプットされておったのかなということも今でも覚えておる次第であります。

青年会議所の活動にいろいろな分野があるわけですが、こういう形で違和感を覚えたのが徐々になくなっていくたきかけというのが、青年会議所の中では国際という分野が多々ございます。世界八十数カ国の青年会議所があるわけであり

ますが、金沢青年会議所は、たまたま九六年に国際青年会議所が主催する国際会議を金沢で主管することになりました。その関係で、私、幸いにいろいろな海外へ出かけることも非常に多かったです。海外のメンバーと接することも非常に多かったです。

その中の国際アカデミーという事業の中で、各国の次の会頭を代表する方が集まってくるわけでありまして、アフリカの小さな国からアメリカまで、いろいろな国が集まってくるわけですが、その中のメンバーと話して、国のことを恥じる方はだれ一人いなかったということがあります。どんな小さな国であっても、その国の固有の文化、歴史というものを非常に誇りに思っているというところに非常に感銘を受けたわけでありまして、もちろん、歌を歌えと言え、国歌であるかどうかはわかりませんが、非常に胸を張ってその国の歌を歌うわけでありまして、旗に関して、一度アフリカ

へ訪れたときに、小さな国でしたが、その国の国旗を胸に縫いつけて行ったら非常に喜ばれたといったような経験もございました。

こんなようなことを何度か繰り返していくうちに、だんだんと入会時に覚えた違和感というのはなくなっていくというふうに思います。こういった青年会議所の世界の姿、今から国をつくっていくという人たちの姿を見て、日本での青年会議所の黎明期の諸先輩方の姿というのを何となくかみ見た、そんなような気がします。

私思いますに、国に対する愛着心とか愛情、愛国心というのは、私の家族であるとか地域に対するものと同様であらうというふうに思うわけがあります。もし自分の国に何の愛着も感じないという国は、逆にほかの国からは非常に不自然に感じることであらう、そしてまた、信頼もされないのではないかなというふうに思います。世界に対する貢献というのは今日日本で非常に大きく望まれていることでありますから、その中の基本的な部分なのかなというのを自分なりに考えております。

国旗・国歌を我々は毎月こうやって歌ったりするわけですが、それを尊重するということは、やはり日本という国に対する思いを強く意識することではないのかなというふうに思っております。他者へ向けての貢献ということが前提であります、その前に、自分が何者であり、何をすることが使命であるのか、これを意識するためにも、我々としては国旗掲揚それから国歌斉唱というのは非常に自然なこととしてとらえているというところを申し上げておきたいというふうに思います。

今回、この法案について意見を述べようというところでしたが、いろいろ資料を見させていだきました。私、資料を見る限りにおきましては、この国旗・国歌を法律として明文化化することについては特に異議はないことでございます。

諸外国の例、私、その前の感覚では、ほとんどの国はそういうふうになっているのかなと思いましたが、まあまあであったようであります。た

だ、それは他国のことであり、国旗とか国歌というものは主に国をあらわすものであるというふうな思いがあります。これが逆に一定しないようであれば、国民に対してはまた諸外国に対しても大変失礼な話なのかなというふうに感じております。

これは非常に卑近な例で申しわけないのですが、私は中小企業の社長をしておりますが、例えば企業においてのロゴや看板、こういったものを示しているにもかかわらず、その社員が、これは認められていないけれどもとりあえず使っていますというところを言う社員がいる会社はお客様から果たして信頼を得られるだろうか。非常に社長的な感覚ですが、自分が一体何者であるかということとをまずはっきりさせるために、明文化することですっきりするのであれば、私は、それが非常に自然なことであるというふうに感じるわけがあります。

それから、内容に關しまして、これは解釈の問題でありますので、私から特に申し上げることはないのですが、憲法に基づいた相応の解釈があればいいのかなというふうに思います。ただ、それ以前に、我々は二つの国旗・国歌に随分なじんでおります。そこに新たな解釈を加えるということには、逆に私としては非常に違和感を感じた、これが正直な感想であります。

ただ、特に国歌につきましては、非常に難解な歌詞であるというふうに思います。ですから、私は、一人の親という立場で申し上げるならば、せめて子供に説明できるぐらいの解釈は自分なりにできるようにしておきたいというところは感じております。もちろん、当然子供の年齢に応じての解釈はあろうかと思いますが、ある程度大きななれば、日本の国の歴史とかそういうものも含めた説明ができればというふうに思うわけでありま

す。

ある意味で、国旗とか国歌というのは制作者がもともとおられたわけでありまして。ただ、今となつては、だれがつくったかということは、その方はいらっしやらないわけであつて、これは、そ

れを見る人が完全に理解するということはあり得ないのではないかな。一般的に見ても、シンボルマークですとか例えれば歌の意味ですとか、そういったものをすべての人が共通に、同じ意味で理解するということはない、そういうふうに私は思います。解釈というのはある程度自由度があつてもいいのではないかなというふうに私は思います。

ただ、問題は、そのときの指導者であるとか影響のある方がこうだというふうに言えば、それが世論というふうになるわけでありまして。あくまでこれは利用する側の問題であらうというふうに思います。国旗とか国歌そのものの問題ではないというふうに私は思います。なぜならば、歌とか旗で戦争を引き起こせるわけではないわけでありまして、そのように考えるわけでありまして。

資料を見させていただきまして、国旗のデザインにつきましてはいいのではないかなという話が多いのですが、歌の内容についていろいろな意見があつたように見受けられました。

例えば国歌について、新しい歌をどうだとか、現代風にしたらどうか、暗いのではないかなといったようなことがありましたが、こういった内容については全く理解できないわけでありまして、現代もいずれば過去になるわけでありまして、国をあらわすというものは非常に神聖なるものであらうというふうに思います。ですから、これはより普遍的な価値を持つものでなければならぬというふうに私は思います。

歌詞についてもこれと同様であらうかなと。曲調ともあわせて言わせていただくならば、これは、日本という非常に長い歴史の中で積み重なってきた、培ってきた文化、その土壌から選択された結果であるというふうに私は理解しております。もちろん当時の日本の状況は今とはいろいろ違ひはあると思いますが、過去の人であつて現在の人であつて、同じ日本人であります。日本人が選んだ結果として我々は真摯に受けとめる、そういうつもりで私はおきたいというふうに思います。その上に、非常に長い年月が積み重なってきたとい

う事実があるわけでありまして、このような歴史的な背景を覆すことのできるようなものが今新たにできるのかというところ、現実的に考えて、非常に疑問かなというふうに思うわけでありまして。

ただ、法制化の問題であります。私は、それよりもその背景にあることが非常に気になるわけでありまして、今、二十一世紀を迎えようとして、次世代に何を伝えていくかということが非常に重要な課題になってくるかというふうに思います。これからの世の中は恐らく、より高度な技術発展のもと、複雑になっていくんだらうな、そのためにもやはり最低限の正確な認識を次世代の子供たちに与えることが必要なんだらうというふうに思います。

とにかく、いろいろな難局をこれから迎えられると思いますが、それをみずから打開できるような力と、それからその哲学を培う素養を与えていくこと、これが一番大事だというふうに思います。

これは、国旗・国歌というのがこれが妥当かという問題よりも、恐らく第二次大戦のときのいろいろな解釈があるのかなというふうに思います。これについては、私は一般人の立場として申し上げるならば、非常にいろいろな意見がまだに出ているわけでありまして。それは、真実は一つであらうはずなんです、その中の解釈によっていろいろまちまちな見方がされている。これは私は、感情と事実、事実というものをまぜてはいけません、そのときのいろいろな政党的方向によつて解釈が揺らいでもいけない。我々が知りた

いのはあくまで何が事実なのかという事実のみであります。特に私は戦争を知らない世代であります。また、戦争を知った私のおやじの時代の方々がいなくなれば、さらにわけがわからなくなつてしまふ。そういうことを考えますと、やはりこういういったいつまでも平行線をたどっているような議論にそろそろ終止符を打っていただきたいな、これが非常に正直な気持ちであります。

した。最終的に何を言いたいかということを言いますと、やはりこれから日本を代表していく若い世代、そういった人たちに對して、一人一人の方々が、日本を代表する者、そういった気概を持てるような教育をお願いしたいということ、もちろん我々自身も地域の中でそういった意識を持っていくことを思いました。

また今回、これをきっかけにして、いろいろな資料等を読むことができました。私なりにその認識が深まったかなというのを最後に付け加えていただまして、非常に整わない意見でありましたが、私からの意見とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○植竹座長 ありがとうございます。

次に、荒島勝夫君にお願いをいたします。

○荒島勝夫君 荒島でございます。

私は、昭和十年生まれでございます。終戦というよりは敗戦のときに国民学校四年生でございました。私のうちには日露戦争で金鵄勲章をもらった祖先もおりまして、立派な碑もございまして。そういう人間が、成長の中で、戦争に対する価値観の一変、それから戦後の混乱、それから私たちは子供なりに新日本建設、こういうことに大きな志をみんなが燃やしながらこの人生を送ってきたと自負をいたしております。その中で、国旗・国歌の問題につきましても、今日まで賛否さまざまな意見があること、また、その背景についても、私なりに、幅広くと自分で申し上げるのも大変僭越ですが、かなり関心を持って眺めてきたものでございます。

今国会におきまして国旗・国歌に関する法律案が出されておるわけでございますけれども、私は、国旗・国歌に対する一般的な考え方としては、それぞれの国家に国旗・国歌があるのは自然なことであるというふうに思っております。それについて法律で定めることは是非論はあるにしても、私は法律に定めるというところについては必ずしも反対するものではないと思っております。しかしながら、今国会、つまり第百四十五国会におきま

して、今回出されておりますこの法案について決定されることについては、私は同意しかねるという考え方でございます。

以下、その理由について申し述べさせていただきます。

国旗・国歌は、言うまでもなく、国民の広い支持と共感を得るものでなくてはなりません。また親しみと敬愛の念を持って接しられなきやならないというふうに思うわけでございます。したがって、その制定に当たっては、幅広い圧倒的多数の国民の賛同と祝福の中で決定されてしかるべきだし、そのように願うものでございます。その点、今国会におけるこの法案の提出については、私も、報道等を見る限りにおいては、いささか唐突あるいは突然という印象を免れ得ないのでございます。

小内閣総理大臣は、国会の初めのころには、たしか今国会での法制は考えていないというふうに発言されていたやに伺っております。しかし、五月あるいは六月になりました。にわかには六月の十一日ですか閣議決定をされたということにつきましても、私も、拙速というか、あるいは性急に過ぎるのではないかと、これは国家国民の基本的な課題であるだけに、この際、もう少し国民に呼びかけて、次の国会以降に論議をされてもしかるべきではないかと、いつまでもこの問題を引きずるのはいかぬという意見もございまして、これ半、一年、あるいは二年延びたからといって決定的な問題ではないのではないかと、このように考えておるわけでございます。

とりわけ、今回の背景には、連立政権構想など政局の動向が影響しているような印象すら私は受けております。と申しますのは、当初反対ないしは慎重論であった政党が途中で方向をお変えになったような印象を受けておるということもございまして、党によっては賛否半ばしておるというのとは野党の中にあると報じられておるわけでございます。国旗が大きく定着しているとすれば、この問題については私は繰り返して申し上げます

すけれども、今国会で強引にお決めになるというようなことは将来にわたって国旗・国歌を傷つける不幸な誕生になるのではないかと、このようなことを恐れるものでございます。

それからもう一つは、資料を見させていただきました。マスコミ各社はそれぞれ世論調査を行っておられまして、発表されております。しかし、政府、内閣におかれましては、昭和四十九年に調査をされて以来来ていないと伺っておるわけでございます。

その中身を見させていただきますと、一万九千八百九十二人の有効回答があつて、日の丸・君が代については、八四％と七七％の方がそれぞれこれに賛意を示されておるというふうになっております。しかしながら、法律で決まなくてもよいのではないかと回答されておる方が、その中のそれぞれ七一％、七二％というふうになっておるわけでございます。つまり、定着しているのだからあえて法律で定めなくてもいいという方が昭和四十九年の時点で相当数おいでになるというところでありますから、今回の国会の論議等も受けて、今日、国民がどのように受けとめておるかということについて、早急に一度、政府の責任において全国的な調査をやられてみる、そうしたことを積み重ねることが、国旗・国歌等の議論について、より根拠と正当性を与えることになるのではないかと、私はこのように申し上げたいと思っております。

次に、国旗・国歌の一般論ということと、日、日の丸・君が代について私の個人的な意見を述べさせていただきます。

私個人は、日の丸については特段の違和感を感じずるものではないと思っております。私は、さまざまな政治的主張をされる方であっても、オリンピックがあるいはワールドカップ等、日の丸が上がることに、一体感あるいは喜びをともにしているという、これが一般的な素直な市民感情ではなからうかというふうに思っております。ただ、君が代につきましては、この解釈をめぐるまして、国会

の御答弁などを伺っておりますと、いかにもわかりにくいと言わざるを得ないと思うのでございます。

確かに、「君」ということについて、天皇はかつての天皇ではなく国民統合の象徴である、平和憲法による天皇を指すのだから、それは国民一般のことだなどという言い方は、理屈は理屈としても、非常に回りくどい印象を受けざるを得ないわけでございます。そういう意味では、国旗と国歌を同列にいうふうには必ずしも考えなくてもいいのではないかと、このように思っております。

具体的に言えば、国旗・国歌については別に取り扱われてもよいのではないかと、新しい歌詞を検討されてもよいのではないかと、このように思っているところでございます。

それから、今日、この問題が出るにつかましては、教育現場における混乱というようなことが言われておるわけでございますけれども、それをめぐりまして、時間がたつていく中で深く述べることはできませんが、政府の御答弁では、強制にわたらない、このように申されておるようでございます。しかしながら、これは、これまで法律上の根拠がないということが一つのきっかけになってこの法制化という問題があるという意見もございまして、そのことによつて実質的にそういう強制力というものに転化をしていくというふうなことを私は懸念するものでございまして、この点、私どもは扱いとしても明確にしておくべきだろうと。法律で決まったら守れというふうなことではなくて、真に国民が、我々の国旗、我々の国歌という、先ほど冒頭に申しました共感と支持のもとにあるものでなければならぬというふうに思うわけでございます。

私自身、国家あるいは日本の国、あるいは自分の郷土、地域、家庭を愛するということについては人後に落ちないものでございまして、それらが力によつて押しつけられるものであつてはならな

いというふうに考えているものでございます。

以上、雑駁でございますが、意見を申し述べさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○植竹座長 ありがとうございます。

次に、松田三郎君にお願いをいたします。

○松田三郎君 北陸大学から参りました松田です。

実は風邪を引いてまして、お聞き苦しい点があるかと思いますが、お許しくださいたいと思います。

私は、大学で国際関係論、外交史、比較文化論といったものを担当しております。そうした立場からこの国旗・国歌という命題について意見を述べさせていただきます。

申すまでもないことですが、国旗あるいは国歌というものは、国際社会においては一つの国民あるいは国家というもののアイデンティティとして注目され、つまり認知され主張する立場を持ち得る最初のもので私は理解しています。そうした国際社会、しかも我々が今生きているこの時代は、その国際化というものが避けて通れなく、我々の生活の内部にまで押し寄せてきている、そういう波の中に私たちは次の世紀を迎えようとしています。そうしたときに、国歌あるいは国旗というものが国民のアイデンティティ、国家のアイデンティティとして法的根拠を持たないというのはいかにもおかしなことではないかというふうに考えます。

そういう時代に我々が今生きている。私たちは半世紀余り、正確には一九四五年の八月十五日以降でありましても、五十四年にわたる世界を生きてまいりました。この間、私たちが国旗・国歌と意識の上で持ってきたものは日の丸・君が代であったと思います。この点については、恐らく先ほどの参考人の方も言われましたけれども、総理府の世論調査その他というもので示されたものがその内容であろうと思います。

そして、私たちは、少なくとも成熟した民主主

義社会に生きているという誇りを持って、今国際社会というものを泳いで、あるいは生きています。そうすると、法的根拠を持たないというものがいろいろの混乱のもとになる。例えば、先ほどの広島における教育現場の悲劇といったようなものもこのことがなせるわざ、つまり法的根拠というものは、少なくとも議会制民主主義というものが定着したこの社会で国民の意思によって決められたルール、そのルールというものが基本になって文部省の指導要領などというものが決められるはずであります。例えばこういうことだつてそうでありま。

つまり、そういう中でこの国歌・国旗というものがさきの大戦の先導役を果たしたということに大きな違和感、違和感というものは、国旗・国歌とすることについて、日の丸・君が代という言い方でしかこれを掲げてこられなかったその理由が、さきの大戦の悲劇というものを絶えず連想させる部分があります。

しかし、それは申すまでもなく、例えば君が代あるいは日の丸、これは、天皇制というものと軍国主義というものと侵略戦争というものと、その中で日本が受けた世界的なイメージ、もっと言うとイメージというものが重なり合って、なかなかこういうことが正面から議論の場へ上げてこられなかったという部分があります。

私は、こうした多様な国民感情というものを真つと見て議論を進めなかった、政府も各政党もこのことになると直線を目を向けなかった、向けてこなかったという責任があると思います。

ふだん明治憲法と言いますが旧憲法、大日本帝国憲法は、その第一条で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、こう言っています。そして、その三条では「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とまで書いてあります。つまり、日本という国は天皇が主権者であつて、そのもとに国力を結集するということ、日本が国際社会で大きな存在として生きるためにつつた政策でありました。そこに天皇が出てきます。

しかし、一九四五年八月十五日、日本はこの戦争で敗退しました。その後でつくりだされた現在の憲法、日本国憲法は、第一条で「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と規定しています。つまり、国民が主権者である。帝国憲法とはコペルニクス的な解釈の反転をここで行っています。これは、民主主義社会を目指して日本が生きようとしたその決意として、我々は今、その憲法を国民の意思として支持し、維持しています。誇りを持って維持しています。

国民が主権者であるというその前提で、国民の象徴、国家の象徴として、天皇というのを「君」という、この君が代の「君」はそれを象徴するものだというふうに解釈もされています。国旗・国歌というものは、国民の意思として、そして国民全体がこれを誇れるような、そういうものでなければならぬはずで。

そういうふうに考えてまいりますと、これは、そうした解釈を国民全体に支持を得られるように政治の責任において説明すべきじゃないかと私は思います。国民の大多数が賛成である、支持である、だからいきなり法制化しろということでは進まない国民感情という重要な部分がこの背景にはあります。そして、国旗・国歌というものはそういうものだと思ひます。

そうするならば、その理由、その存在理由、それから今それを決めておくべきだということそのことを十分説明、これは丁寧に、しかも慎重に説明をして、国民的な理解を得られるという議論を国会で行つて、その上で判断されるべきものだろうと私は思ひます。

法制化。私は、法制化というのはこの時代に必要だろつと思ひます。主要先進国でそういうものを持つていない国というものは、少なくとも民主主義が成熟した社会という中では通用しないと私は思ひます。そういう誇りにかけて、私たちは政治を担当する先生方に、この議論を丁寧に慎重に議論をして、そしてそれが次の世紀に輝き

を増すような、そうした結論で判断をしていただきたい。

できればそれは、今これだけ国民の関心が今日の盛り上がりつつあるこのときの議論で法制化するかどうかということを決めるべきであります。そうしないと、この問題が、少なくともこの後、旧憲法依然とした議論で国内のあるいは民主主義を混乱させるものになりかねないと思ひます。

時間が十分と限られています。まともがないものとなつたかもしれないが、これで私の陳述を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○植竹座長 ありがとうございます。

次に、佐藤忠吾君にお願いをいたします。

○佐藤忠吾君 佐藤でございます。

国旗・国歌に関する意見陳述をさせていただきます。私は、日の丸・君が代の歴史と意義をまず簡単に申し上げて、そして最終結論を申し上げます。

日の丸の旗は、寛永十一年ころ幕府の官章として定められ、安政六年に日の丸は総国惣印とされ、明治三年、政府は日本船舶に掲げるべき国旗として定め、江戸時代から我が国の国旗として扱われてまいりました。

君が代の歌詞は平安時代に起因しているようでございますが、鎌倉時代以降明治に至るまで、比較的祝いの歌として長い間民衆の支持を受けてまいりました。明治九年に君が代の改訂が上申され、十三年十一月三日には、天皇節で宮中で演奏されております。

そこで、昭和二十年の敗戦に続く占領統治のもとで、GHQは進駐早々、日の丸を自由に掲げることを禁じましたが、日本政府に対してGHQは、日の丸・君が代を全廃せよとかまた変更せよと迫つてはおりません。

昭和二十二年五月、新憲法及び教育基本法の施行で、一部門に国旗掲揚、君が代の斉唱が許可されております。昭和二十四年早々には、これに對

しては制限なく許可されておるのが現況であつたと思ひます。

以上のような経緯から、既に百年以上の実績を有し、しかも、それが現行憲法でも公の秩序または善良の風俗に合致し、慣習法として法的根拠を持つてゐることになります。これは明治三十一年に制定された法律、慣習法でありました。その内容においては、公の秩序または善良の風俗に反せざる慣習は、法律と同一の効力を有するということになつておるわけでございます。

私は、こういう経緯をたどつて考えてみるに、敗戦による占領統治下から一応は豊かな平和の日本になつたという思いはいたします。しかし、近時、この社会政争の本当に憂うべき現況は、国民皆が思つてゐる現状であります。特に今、心の教育、私は、これは教育現場だけでもないと思ひます。私も国民が今、本当に誇り得るべき日本人の一人としてどうあるべきかということと真剣に考えなければならぬ時点が来ておると思ひます。

私たちは常に日本人の誇りとそして責任と自覚のもとで、この日本国のさらなる平和と繁栄を願うのは国民の願ひだろつと思ひます。こうした意味からも、国旗・国歌の法制を願うのは当然でございます。

簡潔に申し上げて、終わらせていただきます。

(拍手)

○植竹座長 ありがとうございます。

次に、深井一郎君にお願いをいたします。

○深井一郎君 それでは、私から意見を申し上げます。

私は、召集を受けた兵士として軍隊経験があり、そして、戦後は約四十年、大学教育に携つた経験の二つから、この問題についての意見を申し上げます。

以下、三点にわたつて、どこが問題なんだというのを申し上げたいというふうに思ひます。

第一点は、今なぜ法制化なのかという問題です。確かに政府は、ことしの初めまでは、現行のままでよろしい、慣習的に定着してゐるんだからそれでいいというふうに公言してゐたわけですが、それが突如、法制化したいというふうに言い出した。その説明の文章の中では、明らかに新世代に向けて踏み切りをつけたという言い方を国会で答弁してゐます。それは、新世代に向けて改めたいと思つてゐる国民の願ひは、いづつあるわけですよ。あるいは、そこまでにぜひ変えてほしいと言つてゐることもたくさんあるわけですね。あるいは、今、即やれという国民の声もはかにいづつあるわけ、なぜ今、国旗・国歌の法制化なのかという、その今の問題であると同時に、それは法制化ということの問題でもあるわけなんです。

私は、総理大臣が国会で答弁してゐる新世紀を迎えてという理由ではないと判断するため、若千のことを今申し上げたんですが、それよりも、これまで学校現場ですつとあの指導要領によつて国旗・国歌を、国民の若い層、つまりこれから大人になつていく層に、指導要領にあるんだからやらなきゃいかぬのだと約十数年間強制してまいりました。そのことが行き詰まつてきたという現場を私はよく知つてゐるわけですが、そのことが一つ、もう一つは、教育現場だけで国旗・国歌を尊重させることではもう足りない、この際、法制化によつて国民全般にやはり国旗・国歌の意識を持たせたいという意図が根底にあったことは当然だろつというふうに私は考へてゐるわけなんです。

その二点から考へると、今、国会に提出し、早急に成立を図る趣旨が何となく見えてくるという気がするわけですが、もう一つ、この中での問題点は、長い年月にわたつて慣習的に定着してゐるという表現です。ここで言つてゐる長い年月は、恐らくそれを話をしてゐる今の総理大臣は明治以降百年という発想なんですよ。つまり、百年に満たない年月を長い年月というふうに普通の人間は言ひませんから。少なくとも、百年に近い意識が頭の中にあるとすると、明治以降現在まで、ずつとその日の丸と君が代は日本国民の中で使われてきてゐるという意識だと思ひます。それはその間、例えば儀式があれば君が代を歌つた、それから、祝日があれば国旗を掲げたというところが慣習なのかという問題が残ります。戦争が終わるまでの国民が掲げた日の丸と儀式で歌つた君が代は、これは明らかに一種の政治権力、少なくとも軍部、私も何回も経験させられたんですが、警察、特別警察の圧力というのは大変なものでした。そういうところで、上げない人間は隣組の中で目くじらを立てられるという経験をみんな持つてゐたはずなんです。そういうところは、それは慣習になつたのではなくて、そうさせられてゐたと思ひます。

僕が思ひます。そうしますと、国民が少なくとも自分の意思で国旗を掲げ、君が代を歌つたのは戦後という期間にしかありません。では、その間、国民はその国旗を自分の意思で掲げたのだろつというふうに考へますと、一時期、当時の政治の流れを敏感に反映して、老人会、町内会を通じて国旗をずつと売り出した。その時点では若千国旗はあちこちで立ちました。ところが、最近では、私は金沢の町で毎日散歩をするんですが、祝日も散歩をします。そのときに、ああ、この町内会の中であつた二軒しか立つてないとか、この町内会一本も見なかったという経験を何度も経験してゐるんです。つまり、祝日が国民にとつての祝日じゃなくて休日になつてゐるんです。だから、その日の丸を上げる意味が全くわからなくなつてゐるんです。そういう現状は、現在もまだ定着してゐない私は考へるわけなんです。

そういうことの中で、例えば非常に強い圧力の中でそういうことを進められなかつた御時世では、かのことを調べてゐるうちにたまたま見つけたんですが、明治三十七年の大阪朝日の天声人語、これはなかなかおもしろいことをいづつ書きましたので、私もよく調べるんですけど、その中

うというふうに考えるものです。

最近になりまして、ことしになってから新聞各紙、私は一週間に一遍、図書館へ行って出ている新聞は全部目を通すんですが、それを見ていますと、投書が随分ふえてまいりまして、その投書の中に日の丸と君が代がふえてきているんです。これは賛成もあれば反対もあります、あるいは慎重論もありますね。それは当然だと思ふんです。

つまり、国民が今やっとなんか君が代・日の丸について物を言うという気持ちになつてきているわけなんです。だから、新聞に投書すれば、それは人が読んでくれる、自分の意向を發表して、その意見についてまただれかが書くことを期待しているというふうになるわけですが、それがふえてきていることを今の政治はやはり大事にしなきゃいけない。つまり、国民はやつとこの課題で自分の意見を言うようになった。それをどんどん進めるのが今の行政の大事な役割ではないかというふうに考えているわけです。

ですから、今その法制化という問題を政府がたまたままいぐあいに投げかけてくれましたので、それを受けて国民は物を言い始めている。この国民の声を大事にすることが民主政治の根幹ではないかというふうに考えるのが第一点です。

それから第二点は、さまざまな新聞が取り上げておりますが、今の君が代の歌詞、歌の言葉に關して問題の焦点が少し鈍っております。

私は、たまたま専攻が日本語の研究でして、今の政府答弁を聞いていて、こういう答弁を総理大臣が国会でやりますと、日本人全体が日本語がおかしなところというふうに考えたわけです。つまり、あれは全く日本語の論理を知らない人がその場逃れで言うならばいいですけども、その場逃れのできない責任者が、その場逃れのできない場でああいう答弁をしてはいけない。

かつてあの吉田首相が曲学阿世の徒という言葉を使って総攻撃を食いました。つまり、学者ないしは生かじりの人間が当時の政府に対する直言を

次々に出しましたときに、曲学阿世の徒という雑言を浴びせました。今度の場合は、だれに對してという雑言は吐いておりませんが、國語學的な検討をすることが本意ではないという言い方をしました。つまり、日本語で解釈することが本意ではないんだと。では、日本語で書いてない歌なのかという問題ですね。あれは日本語で書かれていて、日本人みんなに歌ってくれと学校を通じて強制してきた歌ですよ。それが日本語的な解釈に耐えられないかということのみならず言ったのと同じなんです。

具体的に言いますと、その君が代という言葉がさまざま紆余曲折を帯びておりますけれども、この「君」が象徴天皇だということにどうやら落ちついておいたみたいです。それは内容的にその理解しておいたとしても、ただ、憲法で言っている文章を最近よく使います。ところが、憲法で言っている「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて」というところを、総理大臣も政府委員も口をそろえて、「日本國及び日本國民統合の象徴」という言い方をします。この二つの概念規定が並んでいるものを一つにしてしまっているのです。両方とも「象徴」という言葉を使っているから括弧に入れてというあの教式と同じですね、省略と。

ところが、内容は、日本國の象徴というのは國家のシンボルですね。だから、まさにオリンピックで掲げるものという性格はこれに当たるんだというところになりますと、日本國民がみんなそれだということになりますと、「日本國民統合」ですね。そのシンボルですから、これは精神的なものなんです。具体的にシンボルを出し方がないですね。つまり、シンボルという言葉には具象性を持ったものと具象性を持たないものがあるわけですが、それを一緒にしちゃって、「日本國及び日本國民統合の象徴」というふうに、小淵さんもそれから竹島さんも公式答弁しているんです。これは日本國憲法の理解そのものがまず間違っているというところが一つ。

そして、そういうふうに出てきた場合に、まとめて簡単に言いますと、象徴天皇だという言い方をしますね。それだけ言っている限りでは大きな間違いだというふうには言えないんですけれども、こういうふうに、「日本國及び日本國民統合の象徴」という言い方を公式見解として出されまして、日本語を知らないんだという気がするわけですよ。

それから、特に、君が代の「代」が、一生懸命に探したんだと思ひますよ、国という使い方があるんだというふうに。確かに僕もそれは知っています。

ところが、それは、「よを保つ」とか「よを執る」とかという言い方で、竹取だとか源氏の中にあるんです。そのときの「よ」というのは國の意味です。ところが、それは、その上に何とかの「よ」という使い方は何を探してもないです。極めて抽象概念としての「よ」なんです。

ですから、君が代の「代」は、決して「君」の「代」、君の國、つまり、象徴天皇の國というふうな使い方は日本語の中の用例を何を探しても出てこないというところをやはり知るべきなんです。ね、こういう解釈をする以上は、多数の人たちが調査に参加し得る機会をつくるのが総理大臣でしょう。そういうことは、ひっくり返して言えば、総理大臣は日本語を尊重してないかということを示している一つの例ではないかというふうに思っています。

こういう解釈をそのまま受けとめてまいりますと、君が代とその後続く歌とを解釈しますと、象徴天皇が統治している國というふうに見るか、あるいは象徴天皇が持っている寿命というふうに見るか、どっちかしかないんですね。そうすると、そのどちらにしても矛盾がいっぱい出てくるわけですよ。一番大事なのは、主権者である國民という概念とこの二つの解釈とはどう考えても一致しないんです。そこを無理やりつなげたために、「日本國民の總意に基づき、天皇を日本國及び日

本國民統合の象徴とする我が國のこと」だと。これは竹島政府委員の公式答弁ですね。これがまた危険な要素を持っているんです。

というのは、頭に「日本國民の總意に基づき」と点で切っているんですね。そうすると、これは、日本語の文法からすれば、真つすぐ象徴天皇のところへは入らなくて、その次の「天皇を日本國及び日本國民統合の象徴とする」までは一つの節です。それから一貫した意味があるんですね。その前に点で切っているわけですから、その切った部分はどこへいくかというところ、その後、「我が國のこと」というところへ修飾するのが普通の文法なんです。

そうしますと、置きかえてみますと、天皇を日本國及び日本國民統合の象徴とする我が國に對して、日本國民の總意に基づいていられるんだという言い方ですね。これは、今の憲法が規定しているあの天皇規定に對して、これはその次に、千代、八千代に続くんだということを政府が國民に歌えと。國民もそれを歌うことは、今の憲法の天皇規定を未來永劫続けます、続けたいという意思表示なんです。明確にそのことは言わないけれども、その觀念を続けていきたいという意識なんです。決して國そのものの繁榮を願っているんじゃないかというところを銘記すべきではないかと思ひます。

それから、三点目に申し上げたかったのは、指導要領を通じての強制の問題ですが、これは簡単に申します。

指導要領は法的根拠があるかないかということ、平成元年の「指導するものとする」という強制力を意識した表現が入って以来、裁判が幾つか続きます。その中では、学習指導要領は法的根拠があるものに近い、それに類するという判決が幾つか出ておりますけれども、法律と同じ効力を持つということはいまだしも言っていないですね。そのことがどうしても法制化したいという意図があったんだと思ひますが……

○植竹座長 深井公述人、時間が参りましたの

で、結論をお願いいたします。

○深井一郎君 では、結論を一言申します。

その三点の問題点を挙げて、やはり、今の国会でというような早急な扱い方は絶対に避けるべきだと、最初に申しましたように、やっと国民が議論を始めた段階ですから、政府は、さまざまな議論を国民レベルで巻き起こしながら、その帰趨を見きわめて法制化するという方向に進むことは、民主主義に反するとは思いません。

以上です。(拍手)

○植竹座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○植竹座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。初めに、小島敏男君。

○小島委員 たいま御紹介をいただきました自由民主党の小島敏男です。

きょうは、陳述者の皆様方にはお忙しいところを御参加いただき、各御意見をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。

国旗・国歌の問題というのは国の根幹をなすものであるということで、今皆さんの話を聞いていますと、大変重要なものであるという気が今さらながらするわけがあります。

私、この国旗・国歌の問題について、私の友達等いろいろな話をしたときに、非常にショックキングな話題があったというのを質疑の前にちょっとお話をしたいと思うのです。

それは、ロータリーのメンバーが海外のメンバーと交換学生をするという形でフィリピンに行ったということなんです。フィリピンに連れて行って会を始めるときに、お互いの国の国旗を上げ、お互いの国の国歌を歌うといったときに、やはり教育現場が荒廃していたせいでどうか、いずれにしても、先生も立たなければ生徒も立たない。そして、フィリピンの方は、皆さんが立って

国旗に向かって歌を歌っていたということで、たまりかねた在フィリピンの日本の方がそばに来て一緒に歌ったというのです。こんな恥ずかしい思いをしたことがないということで、そのことを私の会のときにお話をされたことが非常に印象的でした。

そういうことを思いますと、いずれにしても早期に結論を出してやっていかなければならないということを実は私も感じていた一人であります。

それから、君が代の解釈等についていろいろと委員会でも意見があるのですけれども、千年を超えた歌詞の意味を今論じるということ、これが果たしていいのだろうかということを私は私に思います。

この間、松尾芭蕉の弟子にあてた手紙について、怒りを込めた手紙だということで新聞に紹介されましたけれども、学者の先生の意見が三人とも解釈が違ふということで、そんなに遠くない江戸時代でも学者の先生方の意見が違ふということとを私、見ました。いわんや千年を超えた君が代、このことに対していろいろな解釈があるのは当然なことでありまして。しかし、現実どうするかということ直視しなければならぬと私自身は感じています。

そこで、陳述者の皆さんにちょっとお聞きするのですけれども、まず米井さん。

青年会議所で頑張っておられること、本当に力強く思います。私も、十六年青年会議所にいましたから、例会月二回、君が代と国旗に向かっての敬礼というのですか、あれは全部いたしました。

そこで、青年会議所運動を続けていく中でいろいろとお話があったのですけれども、全国ネットである青年会議所を見たときに、果たしてLOOMの関係だけでなくて、全国のJCの会等がこのことが論じられたのかどうか、これがまず一点。それから、企業を経営なさっているというところなんですから、いわれる例えにおける国旗・国歌というものがありませんけれども、みずからの

企業、それから地域の企業、こういうものに対して、そういう例えを通じての自分の気持ちも広げていくというようなことは現在どうなっているか、この点について伺いをしたい。

続けて言っています。

それから、荒島さんの方ですけれども、私も、昭和十四年生まれですから、戦争のことは家を焼かれたりして知っています。ですから、戦争の悲惨さということもよく知っているわけなんです。その中で、法制化に賛成だけれども今国会では突然過ぎる、もう少し十分な議論をしたらどうかということがあります。四十九年に調査したことに対しての分析をいたしましたけれども、総理府の資料というのがちょっと前過ぎるんじゃないかということがあります。それでは、今現在、この国旗・国歌についてはマスコミが最新の情報をどんどん提供しているわけですから、その辺について、マスコミは信頼できないと言ふのか。唐突過ぎるということではなくて、今のマスコミの情報によればという形で、今の国会でも早く法制化すべきだという考え方にはならないかどうか。

それから、松田さんの方ですけれども、国際社会でいわれる国旗・国歌、これはもう国を代表するものだということでもあります。全くそのとおりだと思ふのです。成熟した国際社会で生き抜くためには法的根拠がなければだめだ、国際社会においてはやはり法的根拠が必要であるということをは説されました。その後教育現場のことも話をされましたけれども、教育現場が混乱しているのは法的な整備がされていないからであるというお話がありました。その点について、法的根拠を教育現場に与えたときに、しかるべき方向に行くのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○米井裕一君 私、金沢で活動しております。全国の情報についてはそれほど詳しいわけではございません。ただ、日本全体でいいますと、本年度は心の教育ということで、特に若い世代に向けて、今一番何が大事故なのかという話をしています。ですから、直接的に国旗・国歌を今取り上げ

ているというわけではないのです。我々の活動は通常当たり前のように使っているということもあるのですが、今、心の問題であるということも全国で展開している。

ただ、各地のLOOM、会員会議所の単位におきまして、ことしということに限らず言うならば、金沢においてもかつて一つのテーマとして取り上げたことがございますし、ほかの青年会議所としても取り上げた経緯があるように私は聞いております。これが現状であらうかと思ひます。

それから、私自身、企業人でもあります。私の会社では、何かのたびに国旗は会社の旗とともに上げております。歌は歌っておられない。これが現状であります。例えなんかを通じて、私も一度この問題について話したことがございます。ただ、これがいいか悪いかというのはそれぞれの会員の考え方によるものだと思いますが、やはりこの問題のとりえ方について、例えば法制化すべき、そうじゃないかということよりも、この旗の、また歌の裏側に込められたいろいろな方々の意見、これは果たして一体どういうことなんだろう、それをもっと考えてみようよ、そういうことを会員に向けて私は申し上げた経緯はございます。

以上でございます。

○荒島勝夫君 マスコミ各社の報道が行われておることについて信用しないのかという端的な御質問にお答えするならば、私は、一社だけならばそれはやはり真実かどうかというふうにかんがえるかもしれないが、各社のたくさんものものがございまして、そういう比較において、私は信用いたしております。

その意味で申し上げるならば、年代別、世代別の理解度、支持度というものがつきまわして、私は関心を持っております。それは、八十数%というのは総体でございまして、年齢が高くなればなるほど一〇〇%に近い。しかしながら、今回御提案になられた政府の、総理大臣のお話でも、二十一世紀、つまりセンチュリーを超えたミレニアムと

いう時代に向けて、やはりそういうものをしつかりしておきたいということについて、私は素直に受けとめたいと存じますが、それならば、二十一世紀に生きていく二十代、三十代の人たちにもっと呼びかけて、一度問いかけてもいいのではないかと、そういう時間的猶予はなぜできないのかという疑問を感じるものでございます。

もう一つ、聞かれないことを申し上げて失礼ですが、このような国旗・国歌の問題で国論を二分といましようか激しい議論が出ることは極めて不幸なことであらう、私はこのように思っておりますのでございます。

その根源は何かといえ、やはりさきの大戦でございまして、私は、その大戦についての政府、国家としての歴史認識をいまいにしてきて、四十年、五十年たつてから、総理大臣談話とか、外国に対して何で頭を下げるんだと言われるほどのようなことになっておる、そのことにある。したがって、私も、単に条約とか法律で整理されて形式が整っているから問題は解決しているというように、今日の日本のさまざまなモラルの欠如や社会的な混乱の原因があるのではないかと思っております。

したがって、私は、冒頭にも申し上げましたが、国旗・国歌を制定すること自体について反対するものではございません。しかしながら、これからの問題であるだけに、私はもう一度、今国会でなければならぬ。失礼な言い方でございますが、国会の先生方は国民の投票によって負託を受けておるとはいえませんが、無条件ですべての問題にやられるということはない。やはり、そのときそのときの重要課題については、選挙に各党がはっきり態度を示されて審判を仰がれてもよいのではないかと思います。

長くなって失礼しました。

○松田三郎君 法的根拠という意味、このことについての御下問であらうと思ひます。

一つの国民的な規範としての法というものが、必要な世界です。例えば次の世代を育てる場合に、文部省というレベルでつくる要領というものが法的拘束力というふうに考えられるのは、やはりよくない。国民から選ばれた国会というものでつくられた法律がその基本になれば、要領の説得力は持たないということであります。

○竹村座長 これにて小島君の質疑は終了いたしました。

次に、山元勉君。

○山元委員 民主党の山元でございます。皆さん、御苦労さまでございます。時間が今のように短うございますが、端的にお伺いをしたいと思ひます。

私も、国会、あるいはさきの北海道でしたけれども、議論を進めていく中で、幾つかの大事な問題点が出てきたのですが、そのことについて、もうきょうは皆さんお触れになりました。

そこで、端的に、米井公述人と松田公述人と佐藤公述人に、世論をどう見るかということについてお伺いをしたいと思ひます。

先ほども出ていましたけれども、この間NHKが出しましたように、日の丸を国旗としてふさわしいと思ひたいのは八九％、そして君が代が国歌としてふさわしいというのは七二％、高かったです。そして、だから法制化に賛成というのはいくつか、反対というのはいくつか、高かったという印象を持ちます。

そこで共通して言えるのは、一つは、定着という言葉にいろいろ意味がありますけれども、このように国民の皆さんは意識を持っていられしやうということは事実です。そしてもう一つは、日の丸の方がより高い意識を持っている、これも事実、共通しています。そしてもう一つは、今法制化に問題意識を持っていられしやう、違和感を持つていらしやうといいますが、こうやって、九〇％近くが日の丸をいいと思ひけれども、法制化については三三％の人が反対をする。こういう状況というのは大事にしなければならぬし、政治

の場でも受けとめなければいけないわけです。

今申し上げましたお三方は、国民の皆さんは四七対三三と割れているわけですが、今あえて法制化をする意味というのは積極的何があるのか、そしてもう一つは、将来に問題を残すおそれはないのかということについてどういふふうにお考えか、お三方にお伺いしたいと思ひます。

○米井裕一君 世論につきましては、私自身としては、例えばなんじでいるかどうかといったようなことも含まれているのかなという気がいたします。例えばワールドカップ、オリンピックを見れば、みんな小旗を振るわけでありまして、また選手が君が代を歌う姿には少なからず感動は覚えるわけでありまして、そういう形で、我々日常の生活の中ではもう既になじんでしまっているというふうに解釈していいと思ひます。

ただ、法制化するかどうかという問題は、私自身のことを申し上げますと、これは法律に一言も書いてなかったのかなというのが実は正直な最初の驚きでありました。これは何となくそういうふうになつていてなじんでいるのであって、ただ、そこで議論が何も分かれないうのであれば別にそのままでよろしいのでしようが、こうやって現実的に、特に教育の現場ではいまだにそういうことでもめている場合もあるということになれば、やはりどこかでくぎを刺しておくということが必要なのかな、これはあくまで個人的な意見ですが、私としてはそういうふう思っております。

なぜ今かという問題ですが、では来年ならいいのか、再来年ならいいのかということと同じ議論ではないのか。この問題自体に焦点を絞るべきで、時期の問題ではない、私はそういうふうに思ひます。

以上でございます。

た正確な報道を行っていると思ひます。そして、その報道機関が行う世論調査というものは、国民投票と同じような信頼感をもって受けとめるべきだと私は思ひます。

その上で、今法制化ということですが、つまり、これだけ世論が、みんなの関心事となつて議論が詰められようとしているのときに、国会を中心とする議論というものを展開して、そしてできるだけ早くこの問題は決着をするという方向を指示する、その責任において政治に頑張ってもらいたいというふうに考えます。

○佐藤忠吾君 私は、先ほど申し上げましたように、いろいろの経緯を踏まえながらも、少なくとも私どもの、国民の底辺にはこの日の丸の国旗と君が代は本心に定着しておる。

ただ、私、今いろいろな質問を聞いて考えましたけれども、大都会と私どものような田舎との、人間の現在の社会情勢における感覚は相当違ふのじゃないだろうか。

極端なことを申しますと、先ほど深井先生がお話ししておたのですが、祝祭日には国旗の掲揚がない、まれにしかない。しかし、私も田舎へ行きますと、一軒残らず祝祭日には国旗をきちんと掲揚しております。これは田舎のよさでもあるかもしれません。しかし、こういうところには、私は素直に、日本国民の底辺には本心に慣習として根づいているなというのを痛切に感じます。

以上です。

○山元委員 私がお尋ねしたかったのは、今法制化という意味のことをお尋ねしたかったのです。

○佐藤忠吾君 私は、結論を申し上げましたように、直ちに法制化すべき。

○山元委員 もう一つだけですが、これは荒島さんに、できたら、時間があれば深井さんにもお尋ねしたいのですが、今、学校での押しつけだとか強制だとか、いろいろな問題が出てきています。皆さんにもお渡しされているのだらうと思ひます。

先ほど、外国におけるマナーの問題ということが出ましたが、私は、思想信条の自由というよう

○荒島勝夫君 国旗・国歌がすぐ愛国心につながる

御確認をさせていただきます。

○松田三郎君　まず象徴天皇ということでありま

化すべきであらうと。ただし、乱暴なことではな
くて、丁寧な慎重な審議あるいは議論というもの

を国会において行って、そして国民全体が支持できるように形にそれをしてもらいたいというふうに考えています。

○倉田委員 ありがとうございます。

次に、米井公述人にお伺いいたしますけれども、札幌の公聴会で、法制化することによって、これに反対をする人たちが、その人たちの異端視するようない、あるいは追い込むような、そういうことがあつてはならない、こういう意見が出ましたけれども、この点についてはどうお考えですか。

○米井裕一君 全くそのとおりであるというふうに私は思います。それは、国民として一つの考え方だけがその意見ではないだろうというふうに思います。それについて反対側の意見がある、これは当然のことであろうというふうに思います。ですから、その方々を異端視するというようなことは、私としては同意できないことであります。

○倉田委員 荒島公述人にお伺いいたしますけれども、必ずしも法制化には反対ではない、ただ、今の時期になぜなのか、こういうお話でありましたけれども、必ずしも法制化には反対ではない、賛成である、そういうふうにお考えになるのはどうしてですか。

○荒島勝夫君 私は、一般論として、国旗・国歌を制定されるということについて反対ではないというのを申し上げたわけでございます。

具体的な今国会に出されておる法案については、私は日の丸については抵抗は感じておりません。賛成できると思います。しかし、君が代については、時代時代の解釈があるのはやむを得ないとしても、それはそうだと思いますが、しかし、みんな勝手にとればよいというような国歌でいいのか、子供たちにどうやって説明するのかという視点も欠かしてはならないではないか、このように思っております。それが一つ、それからもう一つは、今国会でなくてもいいのではないかと。いつまでもこの論争、不毛と言われるような論争にはどこかで一定のけじめをつけなきゃならないだろうけれども、それが唐突な政局転換の

中でやられる印象は私は否めないということについて危惧をいたしておりますので、政府における調査、あるいは選挙による国民の審判を仰ぐというようなことをしていただきたい、このように申し上げたわけでございます。

○倉田委員 それでは、深井公述人にお伺いいたしますけれども、先生、先ほど、君が代の解釈についていろいろお話をいただきました。先生のお立場で、今法制化しようとしている日の丸あるいは君が代、それは別として、国家というものの対して、いわゆる国旗とか国歌とかそういうものが必要であるかどうかということについてはどうのようにお考えですか。

○深井一郎君 端的に言いますと、国歌とか国旗は今の近代国家にとっては当然あつてしかるべしだというふうに思います。ただ、それは国民の総意ということを外しては、国歌とか国旗という、国の名前をつけるにふさわしくありませんので、そのことを十分に配慮しなければ、法制化すること、単なる法律上の文章でストップしてしまうのか、効力を発揮しようとする強制力になりますので、そういうことではない、つまり、国民が、心からこの歌は私たちの気持ちを歌ってくれている、それから、この旗は上げることが自分たちの気持ちをするつきりさせる、勇気を起こさせるというものであれば、当然あつてしかるべきだ。

特にさっき、ちょっと国際的に見てというふうな、国を挙げられましたけれども、ドイツ、イタリアをあえて挙げられませんでしたね。あそここの国歌は、国旗は明確に今次対戦での侵略戦争を批判した上で考えられているわけですね。そういうことを、日本は同盟三カ国の一国ですから、当然それを含んだ形で国旗・国歌を議論して、その結論を出さないと、国民統合のポイントが出てこないだろうというふうに思います。

○倉田委員 それでは最後ですが、佐藤公述人に、元村長であられたとお聞きいたしておりますけれども、佐藤公述人のところではほとんどの家庭で国旗を上げて、こういうことございま

したけれども、それは今でもそうでしょうか。そして、なぜそういうふうにはほとんどの家庭で上げているのしょうか。

○佐藤忠吉君 先ほど申し上げましたように、大都会との認識の相違かと思う点もあり、ただ、そうした田舎のよさでもあるというふうな端的な解釈もあるかと思ひながらも、やはり長い年月の慣習が根づいているというふうな解釈しております。

○倉田委員 ありがとうございます。終わります。

○榎竹座長 これにて倉田君の質疑は終了いたしました。

次に、鰐淵俊之君。

○鰐淵委員 私、自由党の鰐淵でございます。本日は、公述人の皆様方、大変ありがとうございます。札幌、そしてきょうは金沢の皆様方の御意見を伺いまして、この問題についていろいろ物の見方、考え方があつたというところについてよく勉強させていただきました。

私は、国歌・国旗、特に国歌の歌詞等についても非常に古い時代から今日までずっと続いてきておる、その中で、悲しいかな、大日本帝国憲法以後、日本の戦争という不幸な時期にまたこういった国旗・国歌というものが重用されたことも、皆様御指摘のように事実だと思ひます。

しかし、戦後、松田先生の方からお話がありました。憲法の調査もまた国会の方でされるような決議もありましたけれども、私は、あの前文に書かれていた内容はまさに理想的な哲学を持ったものだ、こういううまいに評価をしております。したがって、戦後、日の丸・国歌というものが、そういう意味で不幸な時代のものをずっといままで引きずっていくというのはいかかなものか、このように私は考えます。

それともう一つは、教育現場の混乱がある、あるいはその他のいろいろ世論の不統一がある、こういうお話がございました。

そこで、米井さんにちょっと御質問したいと思ひますが、私は、教育現場で混乱があるというのは、例えば小学校に入ったばかりの子供さん、低学年の子供たち、あるいはまた学校の子供たちもそうなんです、子供たちが主体となった混乱はないと思うのです。やはり学校の現場の混乱は、あくまでも校長、教頭とそこにいらっしゃる先生方の間の混乱であつて、学生は実はその間に巻き込まれているという事実があるわけですね。私は、広島の校長さんが自殺した経緯等について本が出ておりましたが、あれを読ませていただきました。あれが事実とすれば、慄然とするものも感ずるわけでございます。そういう意味では、幼い子供たちが本心に健全なパーソナリティーを形成していくために、やはり日本の国家に住む一員としての意識なりあるいは敬愛なり、そういったものを醸成していくことが必要だ、私はそのように考えておるわけでありませう。

そういう意味で、学校でこういったことを教えること、指導要領等で教えるということは、強制的に行うということとは違ひ、私はそのように考えておりますが、そういった点について米井先生はどんな感想を持っておられるでしょうか。

○米井裕一君 先ほど出た質問の中でも、国旗を掲揚することが愛国心かという話もありましたが、それと関連してお答えしますと、これはイコールではないというふうに私は思ふのです。ただ、そういうことと、例えばいろいろな人たちが経験を積んでいく、これはやはり一対のものであつたというふうに思ふのです。もちろん国旗を見るだけでは愛国心、国のことは考えられないわけでありまして、いろいろな経験をしていく中で、はたとその旗の意味ですとか歌の意味が胸の中に飛び込んでくるわけですね。もしこれが、旗、歌なしでやつたものならば、果たしてその人の中でそういったものが引かかるのかどうかと教育現場につきましては、先生のおっしゃると

おりであろうというふうに思います。子供たちは教えられたことを真実として受けとめるわけであり、ですから我々としては、その思想を小さいうちから教え込むのではなくて、それに基づく事実ですとか経験をいかにしてあげられるか、そういうことの方が重要なのではないかなというふうに思います。

ですから、旗、歌を、上げる、歌うということがいいこと悪いことよりも、これは事実として現在慣習にあるわけですから、それを認めるということとはかえって不自然なことではないかな。これは私自身の考え方ということで述べさせていただきます。

以上です。

○鶴岡委員 もう一つ、荒島先生の方にちょっとお尋ねしたいと思いますが、実は私、過去におきまして、約百カ国から集まるラムサール世界会議を私の町で開催いたしました。そのとき、私は銅路の市長をやっておったわけでありましたが、百カ国の国旗掲揚場をつくりまして、朝、幼稚園の生徒、保育所の児童、ですから保育児、園児、そういう方をお願いいたしましたところ、御両親あるいはおじいちゃん、おばあちゃん、一人の方に多い人は四人来るわけですね。ですから、朝七時になると大変な数でございいます。夜、また国旗をおろすときにも大変な数でございいます。

そういつた中で、アフリカの小さな町の方もたくさん来られましたが、世界の各国の方々の自分たちの国旗に対する敬愛あるいはまた自分たちの国歌に対する敬愛というものは強く感じられたわけでありまして、日本ではどうもまだ定着しておらないといえますか意見が二分をしているとかというところに、ちょっと悲しみを感ずるわけですが、そういう点を考えたときに、どのようなお考えでしょうか。荒島さんにお聞きしたいと思ひます。

○荒島勝夫君 先ほどの繰り返しになるかと思いますが、国旗あるいは国歌というものは、やはり国民の賛同あるいは共感あるいは敬愛というものがなければならぬ。その問題について、今日、長い間たなざらしといましようか、あるいは深刻な議論が引き継いでおるといふことについては非常に残念なことである、このように私は感じております。

一般的にはやはり、例えば外国にあつても、恐らく日の丸の旗を見たらほっとするというのが一般的な市民感情というかそういうものではないかというふうに思っております。

その意味で、私は、日の丸そのものは、今日さまざまな、オリンピックあるいはワールドカップその他含めまして、地域のいろいろな諸行事の中においても割と素直に受け入れられているのではないか、このように感じておりますので、私は、日の丸についてあえて反対はしない、こう申し上げておきたいと思ひます。

○鶴岡委員 以上、終わります。

○植竹座長 これにて鶴岡君の質疑は終了いたしました。

次に、児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。

今、国旗・国歌をめぐって、賛成の立場からして反対の立場から、いまだかつてない国民的な討論が始まりつつある、このように考えます。私たち政治の務めは、それをどうやって保障するか、そのことにある。日本共産党が先日、国会に国旗・国歌に関する調査会を設置しよう、そう言うて提起したのもそういう趣旨からでございします。

そこで、まず深井公述人にお伺いいたします。国会の論議の中で小淵首相は、たとえ法制化をしても君が代・日の丸を国民に強制することはない、こう述べました。国民に強制しないことをどうして学習指導要領などと称して子供と教師に押しつけることができるのか、このことが大きな問題としてこの後浮かび上がってまいります。先ほど深井公述人のお話の中で、三丁目、指導要領に関する部分、多分時間がなかったと思ひますので、そのところを若干御説明いただければと思ひます。

次に、松田公述人にお伺いしたいと思います。国際関係論や比較文化論を御専攻で、先ほど、国民国家のアイデンティティーを示すものとして国旗・国歌がある、そういうふうにおっしゃったと私は伺いました。

それに対する態度ですが、例えばアメリカで、第二次世界大戦中に、国旗に対する敬礼を拒否した子供をめぐっての裁判がございました。一九四三年の連邦最高裁判決は、国旗に対して敬礼することまたは敬礼を拒否すること、そのことについて何が正当であるかを定めることはできない、というふうな明確に判示をいたしました。

そして、それがますますアメリカでは定着してきていて、一九八四年の共和党大会のときにある人が星条旗に対して何らかの行為をしたとき、同じく連邦最高裁判決は、そのような行為を認めることが星条旗の位置を高めこそすれ決して低めることにはならない、これも申しました。

これらの点について、比較文化論の立場からどのようにお考えか。

以上、両先生にまず御質問いたします。

○深井一郎君 今お尋ねの件ですけれども、指導要領が強化されたのは平成元年以降、戦ったのはそれよりも数年前になりますけれども、そのあたりから教育現場でどういうことが起こったかというところを二、三申し上げた方がはつきりするだろうというふうに思ひます。

私は教育学部で教員養成の仕事をしておりまして、うちの研究室の卒業生が約三百人ぐらいおりまして、北陸三県と愛知、大阪、兵庫というあたりに比較的大きな就職しているのです。その人たちは、約百人規模の人が年に一遍ずつ夏休みに集まってくるのですが、そういうときの意見を聞いていますと、近ごろは、毎年そうなんだけれども、二月の終わりに三月に入ると学校の雰囲気非常に暗くなると。僕はそれが、最近現場を余りよく知りませんので、どうしてだと聞きますと、結局、卒業式での日の丸掲揚と

君が代斉唱を行事予定表に載せるか載せないかという議論が約三日、四日続いたのだそうです。

そうすると、職員会議の意見としては、これは教育基本法や憲法の精神から見ればよくないことだ、それよりは、やはり日本が新生、新しい憲法で生まれ変わったということをやりたいと議論して伝える方がいいのではないかと意見が圧倒的に多くなつて、何となくそれで終わりそうな感じがするところ、校長さんが、しかし世の中のいろいろなところでも、かたはそれはやってくださいという言い方で、かたはそれはやってくださいという言葉だったのが、ここ二、三年はお願ひしますという形で、そこで一応職員会議は終わりになつて、結果としてはそういう学校行事表が通つていくケースと、学校によつては、校長さんがそういう言い方をしないで、職員会議の結論がそのまま入つて、行事予定表から国旗掲揚と君が代斉唱が消えるという形で通つていく。

ただ、やはり校長自体は教育者から上がつてきた人ですから、皆、心の中では教育ということに対して非常に熱心なんですね。戦後やましかつた青空教室からスタートして、日本の教育の力で日本を復興させようという熱意があふれておった時期があります。ところが、残念ながら、その後、学テ、勤評という格好で行政権力がどんどん職場に入ってくるようになって、学校の中が一時期大変荒れたことがある。それが一応おさまつて、最近になってからまた君が代国歌で荒れてきて、校長との間に非常に深い溝ができてくるというところを多くの人が口にしています。あつさり校長さんをお願いしなさいと言われない学校の場合は暗さがないのです。

そういう意味では、それを儀式としてやらないうと、委員会から非常に強い指導が来る、電話がかかるということがあつた、今の段階では現場を混乱させている大きな原因だろ。やはり学校というのは教育実践をやる場ですから、全教官が一生懸命に知恵を出し合つて、どうやれば子供がすくすく育つかということをやる場所なんです。

このいただきます資料を見ても、小学校が、国旗掲揚、君が代斉唱についてはやりやすというところのパーセントが高い。そして、相対的に高等学校が一番低くなります。これはなぜかというふうに考えますと、高校生になれば、世の中をちゃんと自分の目で見ようになるのです。そして、自分の意見を言うようになります。

一つは、今紹介しておきたいのですが、広島校長の自殺が起ったときに、その後に出されたいろいろな文集があるのですけれども、その中で私が非常に心を打たれたのは、女子高生の手記の一つですが……

○児玉委員 先生、恐縮ですが、簡潔にお願いします。

○植竹座長 簡潔にお願いします。
○深井一郎君 これで終わります。
「校長先生は命をかけて生徒の気持ちに大事にしたかったのだと思う。卒業式は生徒のもので、外部の人からやり方についてとかよく言われるものではないと思う。」こういう手記を載せているのです。これは非常にしなやかな発想、まさに民主主義の中から自然に出てくる発想なんです。そういうことは、やはり子供たちはちゃんと育っているというふうに思うわけです。

○松田三郎君 お尋ねの件についてお答えします。

アメリカの星条旗に対するいわゆる侵害ともいふべき事件が幾つかあって、連邦最高裁はこれに無罪を言い渡したということは存じ上げております。その上で、アメリカの修正憲法は言論の自由というものを一番先に掲げていますね、これが優先したという最高裁の判決であつたらう。当然のことです。

この日本の国旗・国歌というものについても、したがって、法制を伴ってはならないと私は思う。言論、表現の自由というのは民主主義の根幹でありますから、そのことは、内側に入つてまで強制をするということは、条項としてつけてはな

らないというふうに考えます。

○児玉委員 最後に、米井さんにお伺いしたいと思ひます。

先ほどの御意見を伺つていて、あなたが先輩の君が代・日の丸に対して最初に違和感を覚えた、そして今度の解釈にも違和感を若干持つ、そういうふうになつたことを私非常に注目いたしました。

この後、国旗・国歌に関して、現在または将来、他の人が違和感を持つようなことが当然あるだろうと思うのですけれども、そういうことに対してあなたはどういう態度をお示しになるでしょうか。

○植竹座長 米井公述人、時間が来ておりますので、結論をお急ぎくださるようお願いいたします。

○米井裕一君 国歌そのものに違和感を覚えたわけではないのです。いわゆる一般的なイメージとして、国歌イコール戦争的な報道がよくなされておりました。ですから、そういうものが脳裏にアツたがゆえに、それを間近に見たということ、違和感というよりも、ちょっとショックを受けたかな、そういう感覚で受けとめていただければいいと思います。

ただ、これは、先ほど申し上げましたが、後ほどの経験の中で完全に解消はされております。

そして、解釈については、要するに、こういう解釈が正解かどうかというよりも、もともとある歌の意味というのとは恐らくあるんだらうな、また、これはもともと和歌でありましたから、その解釈というのはいろいろあるのではなからうか。

○児玉委員 今後どうなさいますか、違和感を持つ人に対して。

○米井裕一君 済みません。違和感を持つという意味がちょっとわからないのですけれども……

○児玉委員 では、結構です。
○植竹座長 これにて児玉君の質疑は終了いたしました。

ました。

次に、笹木竜三君。

○笹木委員 きょうはどうもありがとうございます。

皆さんの中で、四人の方は、国旗・国歌について当たり前のものとしてさらに定着させる、大まかに言えば、それについては賛成で、法制化についてはいろいろな各論もありましたけれども、そういうお立場だと思います。私もそれは同じなんですけれども、ただ、例えば荒島先生、松田先生、荒島先生の場合には、今回のこの法案の出し方が政局転換の中で出されている、松田先生から、乱暴な形でなく丁寧な形というのを望むというお話がありました。残念ながら、私もそういう面は今回否定はできないと思います。

ただ、考えてみれば、政治というのは教の世界です。そして、どうしても、例えば政権が変われば法律がさらに改正されることもあるわけです。いろいろな議論の中で、法よりも、そういった、例えば政権が変わる、政局が変わるといったことから、こういった文化とか歴史とか習慣にもかかわるような国旗・国歌というものを、そういうものからさらに重く位置づけて守るために、もっと重い、例えば憲法で規定する、こういう国も当然たくさんございます。あるいは国民投票によって最終的にそれを確認するオーストラリア、こういった国もあります。そういった方法をさらにとって、先ほどお話がありました、丁寧な形とか、政局とか政治的な道具に作用されない、そういった道を指すという、そういった御意見についてはどうお考えになるか、荒島先生と松田先生のお二方から御意見をいただきたいと思います。

○荒島勝夫君 国会で議決される場合には、当然多数決の勢威によって決められるわけですから、政局と無関係に法案があるというふうには私も考えておりません。ただ、何回も同じことになりますので、簡単に申し上げますけれども、国旗・国歌は国民が親しく親しみ、あるいは共感を、敬愛すべきものだということからすれば、こ

の五十年間、賛否両論があつたものが今国会で突如として決められる違和感というものについて申し上げていくわけでございます。

したがって、参議院選挙におきましても衆議院選挙におきましても、それが皆様の任期中における重要な政策の課題というふうな受け取っている人は少ないんじゃないか、このように思われますので、そのことを国民に問い返していただきたい。国会議員の先生方には失礼かもしれませんが、当选したら、国会議員は国民の代表だから、そのときの状況によって何でも決められるということではないというふうに私は思っておりますがゆえに、ワンクッションあるいはツークッション置いてお決めになつてもいいかと思いますが、このように申し上げます。

○松田三郎君 この法制化というふうな、あるいは民主主義という笹木先生のこの部分は、多数というものが民主主義の最終的な部分では了解しますが、私は、そういうことではない、少数の意見も重視するというのが本物の民主主義だろうと思つております。その場合、いきなり数にということじゃなくて、少数の部分も理解を得られるような、そうした人たちが国会を構成していると私は理解しております。

だから、そういう国民世論なりなんなりというものを集中して自分の背に持つているその先生方、つまり代表がそのことを議論して、それで多数というんだつたらいいんです。それが、情報すべて共通じゃない場合にインバランスが起こるから、そういう部分も丁寧にすくい上げて、そして説明をしてということになるだけ早くやつた方がよろしいと申し上げております。

○笹木委員 さらににお聞きをしたいわけですが、小選挙区制に選挙制度が変わつたということもありません。以前に比べれば政権交代の可能性はまだまだかなり高まっているとは思つております。今、例えばこの法制化に反対する方々が政権をとる可能性だってもちろんゼロじゃないわけですが、そういうときに、また新たにこれを修正とい

うか、この法制化については反対で、例えば新たな国旗・国歌を定める可能性もゼロではないわけですが、可能性として恐らくおっしゃられるとお考えですか。

重ねて聞きたいんですが、さらに重たい国民投票とか憲法によってある程度縛りをつける必要があるとお考えになりますか。米井先生、佐藤先生に一言ずつお答えいただきたいと思っています。

○米井裕一君 今後の政局がどうなるかというのは私の範疇でございせんので、それは置いておきまして、可能性としては恐らくおっしゃられるとおりだろうと思います。逆のこともあり得るんであるうなということがあります。ただ、それに関しましては我々は選挙という方法があるわけでありまして、どういう考え方を持つかという方々を選ぶ権利は国民にあるわけでありまして。

それと、これは国民投票といった形がベストではないか。それは私自身もベストであるうな、それは手厚くそういった形をした方が間違いないであろうと。ただ、そのために必要な説明を今のうちにだけされたいおられるかな、私としてはそちらの方が関心があるわけでありまして。簡単に言うだけでございまして。

以上です。

○佐藤忠吾君 時間もありませんから。私も基本は米井さんの意見と同等のように思っております。

○笹木委員 先ほど、アメリカでの裁判の例についてのお話がありました。

松田先生にこれも伺いたいんですが、すけれども、あのアメリカでの裁判は、たしか子供を退学させるという判断を学校がした場合に裁判が起きている、そういう例だったと思います。国の中で、国旗・国歌を教育の中で教えること自体を、あるいはそれを掲揚、斉唱すること、そのこと自体を思想信条の自由と反すると判断する国がありますでしょうか。松田先生に一応教えていただきたいと思っています。

○松田三郎君 アメリカの星条旗に関する問題は、法律に定められたものでないことを行った、したがって、憲法条項によって判断せざるを得なかったという判決だと認識しております。つまり、言論の自由が先なんです。教育を受ける子供にしてもその自由は認められているというおっしゃるかなアメリカの民主主義、だけれども、一番面白い民主主義だと私は思っています。

○笹木委員 深井先生にお尋ねしたいわけですが、けれども、まだ君が代も日の丸も定着をしていないというお話がありました。都市部では、例えば金沢では祝日にも掲揚がされていないというお話がありました。

そこで、お聞きをしたいわけですが、例えば、今お話がありましたアメリカは、習慣を法で一応規定しているという形でありましてけれども、掲揚の仕方、宣誓の方式、これも規定をしております、あるいは刑法の刑罰で国旗に対する侮辱を守っている、こういうことをやっている。あるいは憲法とかで規定する、法律で規定する、強制力をもって国旗・国歌を守っている、そういう国もたくさんあります。そういうことなしで日本よりも国旗・国歌が定着しているという国がありますでしょうか。

○深井一郎君 別に各国の具体的な事情を知っているわけじゃありません。しかし、その法的根拠をなしにして国旗についての一般的な普及が進んでいるのはイギリスとフランスぐらいじゃないですかね。あ、フランスは憲法で決めているかと思えます。

○笹木委員 今イギリスとフランスの例がありました。先ほど、敗戦というところを受けて、ドイツ、イタリアはというお話がありました。第二次世界大戦で負けてはおりませんけれども、イギリスも、例えばアヘン戦争という、歴史上、非常に大きく反省すべき経験を持っています。フランスも非常に過酷な植民地支配を経験しております。しかし、両国とも、それによって国旗・国歌を変えたいと思っております。これは先生から見ると

どう判断されますか。

○深井一郎君 イギリスの場合の植民地政策が間違いだという形は、イギリスの政府は何遍も公式見解を出していますね。そして、明らかにその植民地であったところは全部独立させながら、そこに対する援助という形でその罪を償うということをやっていますし、フランスの場合もそうなんです。植民地は第二次大戦後すべて解放して、自立した国としてスタートするように援助しています。両国とも、政府が、正式な国会確認という格好でそのことが間違いだということを確認しておりますね。

ですから、日本の場合でも、直結するかどうか。つまり、国旗の改変はその時点での国民感情によるんだと思います。私の場合なんかは、個人的にですけれども、血染めの日の丸をいまだに持っていますけれども、それを持って今の社会ではやはり生きていかなきゃしょうがないという状況が、私をして日の丸を国旗たらしめないという感情を非常に強く中に存続させるわけです。

○笹木委員 どうもありがとうございます。

○植竹座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。

本日拜聴させていただきました御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます次第でございます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。御礼を申し上げます。ありがとうございます。

これにて散会いたします。

午後零時五分散会

平成十一年七月二十九日印刷

平成十一年七月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C